

第 8 編

厚生と衛生



第一章 保健衛生

第一節 概 況

一 歴史的経過

けがや病氣は、痛ましく、また恐ろしいが、病氣への対応は人類の歴史とともに変化してきた。

神武天皇御東征の折、「疫病多く起りて……」と古事記にいい、また日本書紀には、「疫病流行りて国民絶ゆべし」と、当時の疫病の勢いのつよさを記している。このような時、人々は病氣にどのように対応したのであろうか。当時の人々は、病氣を神や悪靈のしわざと考えていたので、神に祈ったり、まじないをして病氣からのがれようとした。このような考え方は世界共通であった。

他方、ねこや犬が病氣になったり負傷した時には、傷をなめたり草を食べたりしてなおすように、医術というよりはむしろ本能とか、動物の勘とか、経験によって、病氣などをいやす方法を心得ていたのであろう。

したがって、病をなおす薬として最初に用いられたものは、現在漢方薬として使用されているような草・木・根・木皮等の植物性のものが多く、その他鉱物、動物体やその臓器、更に酒が、薬としてかなり古いころから重要な位置を占めていたようである。これらの薬物もまた洋の東西を問わず同様であった。そして、昔は薬を取り扱うものを薬師と言った。

(一) 明治以前の伝染病対策

欽明十三（五五二）年十月、仏教が伝来し、奈良時代になって更に隆盛となるにおよんで、仏教とともに伝えられた薬物による治療法や病氣をいやしたり軽くする祈とうが、僧りよにより広まっていった。光明皇后の逸

話で著名の施薬院も貧民救済のための治療施設で、僧りよが中心となって行われ、その後も各地の寺で施薬された。また衆生を病苦から救う薬師如来が各地にまつられている。この当時どのような病氣が流行していたのだろうか。記紀にいう「疫病」は、天然痘らしきものともいう。

壬申の乱によって、律令国家が完成されたのは養老二（七二八）年であった。その当時はどうであつたらうか。当時の賦役令の免除の規定をみると、残疾・廢疾・篤疾の三段階があり、篤疾に該当する者が最も重症であつた。このころ、すでに天然痘、赤痢、傷寒（今の腸チフス）、瘧（マラリヤ）などの急性伝染病のほか、風病（中風）、かっけ、てんかん、精神病等、現在と大差はなかつたようである。また盲あ等の身体障害者もあり、これらの人々は賦役令の除外対象者でもあつた。

そして、これらの病氣を治療する医術としては、在来の薬物によるもの、加持祈とうのほか、遣唐使をはじめとする中国との交通が盛んになるにつれて漢方医療が伝えられ、これらの医術を伝えた儒学者、僧りよの中には、医法に従事する者も多かつた。宋の徽宗の勅命によって編さんされた「和剂局方」は、有名な臨床上の治療法であり、我が国でもよく用いられたようである。

鎌倉時代の医書としては、臨濟宗の榮西が著した「喫茶養生記」二巻が有名で、茶が医薬にすぐれている事を伝えている。

足利時代には、明との交通が開かれ、日本と大陸との間は往来がかなりさかんとした。我が国の医学はその影響で、金、元の医学、特に李朱派が多く行われ、その傾向が江戸時代まで及んで、日本医学の主流をなした。

しかし、当時の医療は、特権階級や支配階級の侍医的なものが多く、一般庶民のものではなかつた。医療を行う者の数が限られている時代でやむを得なかつたが、こういう状態は江戸時代が終わるころまで続き、庶民は特別な領主などの慈悲というような施しの中でしか治療の恩恵に浴するこ

一方西洋医学は、室町時代末期に南蛮人により伝来したが、一般に普及しなかった。まもなくキリスト教弾圧、鎖国令等によって厳しく規制されたが、長崎のオランダ商館からの医学が伝えられ、蘭方医学が徐々に広がりつつあった。享保八（一七三三）年の洋書解禁、更に安永三（一七七四年）に杉田玄白らによって洋書翻訳の「解体新書」四巻、解体図一卷が出されると、蘭学研究の気運は一層高まり、各地に藩立、私立の蘭方医学校が設立された。文政七（一八二四）年、ドイツ人シーボルトが長崎郊外に診療所兼学塾を設けて、西洋医学は更に普及された。そして、天然痘の予防方法として種痘の接種が成功してからは、西洋医学は改めて見直されるに至った。安政五（一八五八）年、長崎に入港した米艦からコレラが発生、たちまち江戸にまで広がり、数万の死者を出すに至った。幕府は、長崎に医学伝習所を設け、西洋医学の伝習をする一方、近代的な養生所をも設けてコレラの治療に当たった。また、江戸では種痘所が開設され、西洋医学研究所を設け、従来の漢方医学を中心とした幕府医学館に対して、西洋医学による診療教育の中心機関となった。

慶応三（一八六七）年十月、徳川慶喜は大政を奉還し、王政復古の大号令が発せられた。翌四年三月、新政府は「西洋医術之儀是迄差止置候得共自今其長所ニ於テハ御採用可有之被仰出候事」と西洋医術採用の方針を明らかにし、戊辰の役の傷病者の治療に西洋医学を採用、治療に当たらせた。また、新政府は同年、京都、横浜に仮軍事病院を設けるほか、旧幕府の医学館を種痘所として種痘を実施させた。他方東京下谷に大病院を設置し、医学所をこれに附属させた。明治二（一八六九）年、大阪にも官立の医学校を開き、また各地にも病院、学校が相次いで設立され、西洋医学はますます発展の気運を示した。我が国の医学は、蘭学を主としてきたが、明治三年海外を視察した相良知安等の建言を入れて、現在のドイツ医学に方向づけをするに至った。

(一) 明治以後の伝染病対策

新政府は、西洋医学に基づく衛生行政として、特に猛威をふるっていた

天然痘対策に力を注ぎ、太政官布告令を出して各府県に種痘の普及方を示達した。

このように新政府は、国民の保健衛生向上のための施策を徐々に講じてつあったが、当時の医師はなお漢方医が多かった。医学校等で養成はされていたが、洋学医は少なく、また学識技能も低かった。医師ですらこの状態のため、他はおして知るべきで、一般の衛生思想、衛生状態はこれまた低調であったのはいうまでもない。このような状態を克服して国民の健康を増進するには、なお各般の制度の制定、刷新が必要であった。

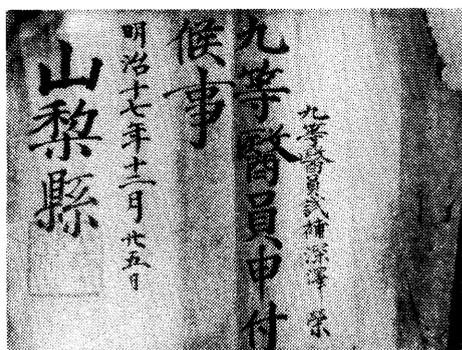
衛生行政が本格的に軌道に乗り出したのは、明治五（一八七二）年二月、文部省に医務課が設けられ、同七年八月、我が国の総合的衛生制度の基点たる医務局が設置され、医制が制定されてからである。制定の功労者は、二代目医務局長の長与専吉である。医制は日本最初の衛生法規で、内容は、衛生行政・組織・医育機関・病院・医師・薬事・助産婦にまで及び、おおよそ現在の体制を確立した。また同十年一月、太政官から「売薬規則」が発令され、営業の免許等が規定された。明治二十六（一八九三）年には、衛生事務は警察部の所管となり、昭和十七年まで続いた。

当時は天然痘、コレラ、赤痢等の急性伝染病の流行が相つぎ、その防疫対策の確立が当時行政の最大の課題だったのはもちろんであった。そして近代的な医薬制度の確立にも力を入れた。

十九世紀末より、オランダをはじめとして外国との接触も多くなり、また国内の交通の利便も手伝って、急性伝染病は急激に増加した。伝染病予防の面では、明治四（一八七二）年十一月「天然痘に罹らざるよう可致」という布告がなされ、まず種痘が普及されつつあったが、明治十年来のコレラの流行を機会に、防疫体制が一段と整備された。明治三十（一八九七）年の「伝染病予防法」の制定により、近代的な体制が確立された。

二 医療制度と伝染病予防法

一方医療制度については、明治十六年の「医師の免許規則」及び「医術



医員認可証 (三沢深沢一雄所蔵)

開業試験規則」により一応の基礎ができ、更に同三十九年に「医師法」及び「歯科医師法」が制定された。

なお明治二十五年ころから、防疫を根本から改めるため、環境衛生の分野の整備が始まり、同二十三年「水道条例」同三十三年「汚物掃除法」が制定された。他方、衛生行政の基礎をなす衛生統計にも努力が払われ、同十九年に「内閣報告例」更に三十九年の「戸籍法」の公布により、

人口動態統計の制度も一応整った。

十九年にはコレラが大流行し、十九年のときは患者一六万二、〇〇〇人、死者一万八、〇〇〇人にのぼり、死亡の最高記録を出すに至った。天然痘も明治十八(一八八五)年には一万人以上の患者が発生した。赤痢は、明治の初年までは九州の地方病にすぎなかったが、その後は年を追ってひろがり、明治二十九(一八九六)年には関東にまで広まり、ついに全国一六万人以上の患者を出すに至った。この大流行は、伝染病防止のための各法令整備の基点となった。これとともに各府県には明治十年衛生課が設置され、また各町村に衛生委員が置かれた。(明治十二年内務省達、そして、同三十年には「伝染病予防法」が施行されたのである。

伝染病予防法

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル伝染病予防法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十年三月三十日

内閣総理大臣 伯爵 松方 正義

拓殖務 大臣 子爵 高嶋鞆之助

第一章 保健衛生

内務 大臣 伯爵 樺山 資紀

法律第三十六号

伝染病予防法

第一条 此ノ法律ニ於テ伝染病ト称スルハ虎列刺、赤痢、腸塞扶私、痘瘡、発疹、瘰癧、猩紅熱、実布埜利亜(格魯布ヲ含ム)及「ペスト」ヲ謂フ

前項ニ掲クルハ病ノ外此ノ法律ニ依リ予防方法ノ施行ヲ必要トスル伝染病アルトキハ主務大臣之ヲ指定ス

第二条 伝染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ地方長官ハ其ノ伝染病ノ疑似症ニ對シ此ノ法律ノ全部若ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

第三条 医師伝染病患者ヲ診断シ若ハ其死体ヲ検案シタルキハ其家人ニ消毒方法ヲ指示シ且直ニ患者若ハ死体所在地ノ警察官吏、市町村長、区長、戸長、検疫員、又ハ予防委員ニ届出ヘシ 其転帰ノ場合亦同シ

第四条 伝染病又ハ其ノ疑アル患者若ハ其死体アリタル家ニ於テハ速ニ医師ノ診断若ハ検案ヲ受ケ又ハ直ニ其ノ所在地ノ警察官吏、市町村長、区長、戸長、検疫委員又ハ予防委員ニ届出ヘシ

前項ノ届出ヲ為スヘキ義務者ハ一般民家ニ在リテハ戸主若ハ之ニ代ルヘキ者、社寺、公私立ノ学校、病院、製造所又ハ船舶会社、各種事務所、貸席興業場其ノ他集会ノ場所ニ在リテハ其首長管理人又ハ代理者トス

第五条 伝染病患者アリタル家ニ於テハ医師又ハ当該吏員ノ指示ニ従ヒ清潔方法及消毒方法ヲ行フヘシ

当該吏員ハ伝染病予防上必要ト認ムルトキハ其近隣ノ家又ハ患者ト交通ヲ為シタル家ニモ清潔方法及消毒方法ヲ施行セシムヘシ

第六条 清潔方法及消毒方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 伝染病予防上必要ト認ムルトキハ当該吏員ハ伝染病患者ヲ伝染病院又ハ隔離病舎ニ入ラシムヘシ

健康者ノ隔離ヲ必要ト認ムル片ハ隔離所ニ入ラシムルコトヲ得 (以下略)

この法律の中では、伝染病予防のため、地方長官に大幅な権限を与えるとともに、各町村、医師、患者等でとるべき処置や死体の処理などの義務付け、更に防疫のために、伝染病予防委員の設置や衛生組合の設立、各町村における町村立伝染病院、隔離所の建設を義務づけている。また、予防

のため交通遮断等による商家並びに困窮者への援助とか、予防諸費に対する国庫、府県、町村の負担すべきものが細かく規定されている。

また、伝染病予防法にのっとり、明治三十一年県令第九号「衛生組合規則」により衛生組合が設けられ、区域を定めて知事の認可を受け、大掃除の励行、ネズミ昆虫駆除、伝染病発生時の防疫等に奉仕協力して終戦まで至った。

結核

結核は、欧米においては産業革命がもたらした過酷な労働条件や生活条件の結果であるが、我が国においても全く同じ条件で、明治の初期から広まりはじめ、中期には国民の間にまん延し、死亡率も高かった。特に紡績工場の女工と小学校教員に患者が多かった。

明治中ごろの諏訪のある製糸工場の記録によれば

女工の年齢 二〇歳未満 八六%

就業時間 一日一三時間

食事 朝、昼、夕食共、飯(麦四分米六分)・みそしる・つけもの・一

菜(おひたし・魚・野菜の煮物)

寝室 板ぶき 九坪 一坪に二・六人

賃金 平均一四・三銭

結核は、明治・大正・昭和を通じ第二次世界大戦後までまん延し続け、予防は公衆衛生の上で最大の課題であった。空気伝染であり体力との関係等もあって、結核の予防は極めて複雑な技能を要するため、明治の初期には全くとるべき方策はなかった。明治三十七(一九〇四)年に初めて結核予防に関する内務省令が出たが、「たんつぼ省令」などともいわれるほど実効はなかった。

大正八(一九一九)年ようやく「結核予防法」が制定され、また全国各地に結核療養所が設置されつつあったが、当時は治療といっても現在のよう

な特効薬もなく、大気、安静、栄養といった治療体制のため全国的に広がった。特に青少年に多く発病し、昭和十一年には一四万人に及ぶ死亡者を出し、死亡率では第一位の国民病となった。昭和十二年、政府はこの対策として全国主要地に保健所を設置し、結核対策と、これまた死亡率の高かった乳幼児母子対策に対応することとなった。

また、日華事変のぼつ発間もない昭和十三年一月、国民の体力増強と福祉増進のため「厚生省」が設置され、以来終戦まで、国策に協力するための諸施策が講ぜられた。その中で特筆されるのは、同十九年全国各地に保健所網を整備し、各県においては衛生行政が警察部から内政部に移管されたこと等で、厚生省の設置とともに、戦後の衛生行政の基礎が一応整えられたわけである。また同じ年に「薬事法」が制定されたが、これに先立って十六年には、保健婦の資格法である「保健婦規則」も制定されている。

終戦後、連合軍は政府に対し次々と指令を発して、諸般行政の改革を求めてきたが、公衆衛生対策としては、不良食品の取り締まり、伝染病の予防等がその主たるものであった。また、戦後解散した各地の衛生組合は、地域の人々と伝染病予防等に活動し、やがて「ハエなし村」等環境衛生改善の先駆者として、地域づくりの担い手となってきた。

これら諸般の活動は、県市町村の自治体と地域の人々の協力によって行われ、心配された終戦時の伝染病も赤痢を除いては急速に減少した。赤痢も昭和四十年代以後は散発発生のみとなった。昭和三十年ころまで、肺結核は国民病とも死病ともいわれながらも何ら対策のないままに経過したが、ストレプトマイシン、マイセチン、カナマイシン等、特効薬の抗生物質の使用や外科手術が採用されるようになって、患者は著しく減少した。昭和三十年代の中ごろ、全国的に発生したポリオ(急性灰白髄炎)も生ワクチン投与により急速に終結を見るに至った。

一方、母子衛生対策は、保健婦、愛育会の活動等により著しく好転した。平均寿命は一段と延びた反面、高度化された社会生活から生ずるストレス等による精神病は、漸次増加の傾向にあり、新たな問題を投げかけ

ている。

また、明治以来の国民の念願であった水道施設等の環境衛生施設は、簡易水道を皮切りに逐次ごみ、し尿処理施設の整備へとすすみ、生活環境の美化、伝染病の予防に大きな寄与をしている。なお昭和三十年代の後半に高度経済成長による地域開発の一面として、各地に発生した公害事例も各種の公害防止対策により一応の歯止めはかけられ、「昔に近いきれいな川を」の声は逐次かなえられつつある。

戦後、経済成長に伴い、生活水準の向上による生活の急激な変化と自家用車の普及により、新たに問題となった成人病は、検診対策指導方針が策定されたものの依然として死亡率の上位三位を占めており、今後一層の努力が待たれるところである。

三 本邦医学

古代において、疾病は神のなせる業として信じられ、荒靈魂あらかみたまのすさぶるためであり、けがれによって発病するものとされていた。そのために病気の治療と病気を防ぐまじないをつかさどる神として、大穴牟遲神おほあなむぢのかみと少彥名神すくなひなりのかみとが定められていた。この二神は我が国の医神としてあがめられた。

中国大陸及び朝鮮半島との交渉は古い時代から行われ、その結果として幾多の文化的影響をうけてきている。医療に関しても、允恭天皇三（四一四）年に新羅に良医を求められたので、新羅王は金武を派遣して天皇の疾病を治療した。これが我が国における外国医学の採用の始めであった。更に雄略天皇三（四五九）年には高麗から徳来が来朝して帰化し、難波薬師なにがしやうしの称号を賜り医を業とした。

最初の医事法・疾令 大化の改新（六四五）により中央集権的な国家制度が確立されていたが、大宝元（七〇二）年に「大宝律令」が施行され、それを踏襲した「養老律令」が養老二（七一八）年に施行された。この律六卷令一巻のうち第八卷に、我が国最古の医事に関する法律といわれる「医疾令」が定められていた。これにより奈良時代の医療が推測され

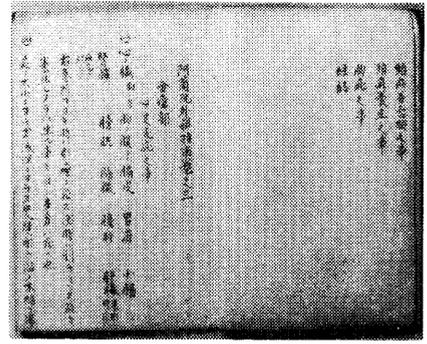
る。医疾令によれば、医療は官営とし、諸国に医官を派遣して療治を施すことを趣旨とした。医事をつかさどる典葉寮、薬事をつかさどる内薬司という二つの役所で業務を担当した。典葉寮の長である典葉頭が、医事行政と医育の最高責任者で、そのもとで医博士が医生の教育に当たった。これはすべて官費で賄われた。

当初から医学は分科教育で、当時四つの専門科に分けられていた。体療（内科）は七年、瘡腫（外科）と少小（小児科）は五年、耳目口歯は四年の教育年限であった。すなわち口歯科は、耳鼻科・眼科と分科せず一まとめに存在した科であった。

最初の医学書・医心方 奈良から平安時代にかけて、中国文化の輸入とともに医学も発展をみせた。平安時代の医学は、今日現存する我が国最古の医学といわれる「医心方」に代表される。これは平安時代最高の医学者で、日本医学の祖といわれる針博士、典葉頭の丹波康頼（漢の霊帝の子孫で日本に帰化した）が、当時の宮廷医学の主流であった隋唐医学をつづった医学や仙術書二〇四部を引用編集して、永観二（九八四）年に円融天皇に献上した医学全書である。全三〇巻よりなる多彩かつ膨大な書物で、疾病理論や治療法が各科別にまとめられ、歯科に関しては牙齒病、唇口病として当時の口中療治法が記述されている。これは長く宮廷に秘蔵されて、中国医学を集大成した医学教典として医者に利用され、室町時代にいたるまで大きな影響をあたえていた。平安末期になって耳目口歯科は耳目と口歯に分かれて、各々独立した専門科となった。丹波康頼の子孫丹波冬頼は、口歯科に長じた兼業であった。その子兼康は宮中に口歯科を専門とする医官として仕えた。

最初の医学校 躋寿館 明和二（一七六五）年に幕府の許しを得て神田に創立された躋寿館は、医学校として医生の教育にあたり、漢方医学を教授した。後寛政三年に幕府直轄となって医学館と改称された。

医術 病気には、単なる機能の障害によるもの、細菌によって引き起こされるもの等病因はいろいろであるが、寛政年間にはどのような医術が施



寛政年10の医学書（一色内藤義清氏所蔵）

されていたのであろうか。当時医家であった内藤家の阿蘭陀外科指南の医学書によれば

阿蘭陀外科指南（寛政十年医学書内藤義清・所蔵）

金瘡部卷三（手術）

一、腹ヲ切り 腸出タル時ハ 先ズ手ニ椰子油ヲヌリ 出タル腸ヲ手ニノセ 疵ノ上下ヲ能クミテ腸モ不損病人モオトロエズバ 腸ヲ手ニノセ 出タル腸ヲ開キテ見テ臭ナクバ焼酒ニテ

洗い 出タル腸ヲ押入レテ縫也 ケタノ間ハ三分ニテモ四分ニテモ見合せヌフ也 薬ノ付ヨウ 木綿一端程ニテ巻 病人ヲ少シ後ノ方ニ倚掛ラセテ置也 疵癒合テ後糸ヲ切ルナリ

碎タル疵 鉄炮疵 高キヨリ落チタル疵ニハ玉子不付ナリ 子細ハ早く腐也 其時ハ（大量）テレメンティナヲ少シ温メテ イチヨウニ付ケテ サスカ 付ケルカスル 或ハウシ草ノ花ノ油ヲヌルクシテ 何ナリトモ吉 其上ニ玉子ノ白味ニヤシ等ノ油ヲ合セ 木綿ニノベテ付ケル 其ノ上ニ右ノ如クス 廻リニハ花ノ油ヲ塗り付ケテ 二日目ニハ テレメンティナヲ煎ジ 玉子ノ黄花ノ油合セテ塗併セテ此ノヨウナ疵ニハ ハリシヨノ油吉 此油ハ所ニヨリ国ニヨリテナキ間ヨキ テレメンティナ使イテ吉 ウシ草ノ油モ吉 疵アマリ碎タル時ハ腐セヌタメニ テレメンティナ松科の植物からとる樹脂、精製してテレピン油をとる）

蘭薬功能取油方

- 一、鼻血止メ 三葉セリヲモミ、鼻ニ入ルコト 又ハ アヒル油 鶏油 サフラン 雉子油黄等ヲ能々摺リ 交ゼ合セ付クル
- 二、安産 赤ヒトモシノ根 白百合花 ホルトノ油デ煮キ 白葡萄酒合セ 腰

ニ付クル 妊娠九ヶ月目ニハルナリ

- 三、痲瘡ノ療治 乾ヌヲ潰シ エンドウ豆ノ汁ヲホツシニ浸シ付クルナリ 鼻ノ肉ニ出来タルニハ 甚ダ痛キモノ也 一日毎度付ケ替エル也
- 又 フルホンカン フライト アクシユンキヤホルシイ サカアルムサテル テイコロフル ヘレンイタアトケンイム 右交ゼ合セ付クルナリ

国の中央において蘭方医が盛んであったころ、本町においてもこのような医師が行なわれていたのは、僅か一八〇年前のことである。

明治初期の頃には電灯もなく、夜は全く暗いために疑心暗鬼を生むのとえの通り、怪談などが多く取沙汰された時代である。鍋島藩の猫騒動もわかるように、動物とのかかり合いも深く、ねこやたぬきが化けたとか、きつねにばかされたなど、まことしやかに語られたものである。更に狐が人の体にのりうつったための病気で、此の病気をなおす為に祈禱師をたのみ祈禱した例が今も語り継がれている。

差入申内済証文之事

今度当村百姓義平門中相煩病氣平癒之太免祈念付候処 以外野狐障り有之発言い多し候者同村百姓〇家参り候様申之心外之余り同人相手取り御許江願出役人一同 調候得共事実不明ニ而無拠御出訴ニ茂可及 且那寺隠居様留置申 候者怨敵退散并村中安泰之太免祈念 仕候而可然恒被仰聞任其意村方山福寺ニ而祈念罷在候処 尚又右野狐其外障り有之もの夫々発言いたし既ニ村方乱入ニ及候も 難計又候 隠居様并村方百姓代立入 夫々相札候処 村方者勿論断答引合 双方共ニ付重而御願筋毛頭無御座候 為念一札差入申 処依而如件

- 明治三年四月 北川村 願 人
- 御役人 相手 組合惣代

明治三年には北川に疫病が流行して、住民五四九人中七十五人罹病した。これは北川のみでなく町内はもちろん、おそらく全国的にもまん延したのではないかと思われるが、明治四年には次のような予防法が市川庁から出されている。

取込可申事 (渡辺昌朋蔵)

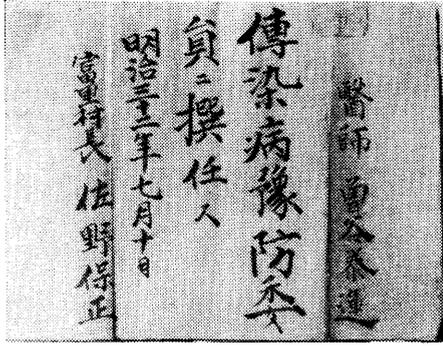
右之趣得其意今般布告ニおよび候シペリヤ海岸より伝来悪性病流行予防法張出候様可致事

一、今般シペリヤ海岸より悪性伝染疫流行之趣上海出張官員より申来追々蔓延御国内迄伝染可致も難計ひ候ニ付右予防法大学東校迄取調被仰付別紙之通一般御布告相成候条右之趣堅相守可申事

辛未六月(明治四年)

右之趣相違候村々得其意 予防法之趣紙上迄写し 松板江張付高札場 又は名主門前往来繁き塀垣等諸人見易き場所江揭示可致事

予防法 リンドルベスタ家畜伝染病



予防委員選任書 (常葉曾谷尚郎所蔵)

一、諸開港場敵入船を改当分の内生たる鳥獸ハ勿論新しき皮革の輸入を禁免殊更彼北方より来る物は敵敷改べし尤病あらば医官改之上其病ニ非されハ上陸を免すべし

一、樺太北海道対州などハ彼地方接き常々往來交易あれば殊に注意べし從來御国の皮革ハ北海道へ来る物多ければ別段ニ注意すべし

一、何連の地方ニ而も追而御沙汰有迄而ハ病死せし鳥獸を売買致事敵敷禁じたり若売買せば御咎免阿るべし若又右売買せし越聞き及ばば申出べし御褒美阿るべし

一、右病死せし鳥獸を食ひ又其皮を剥ぎ用ゆること敵敷禁じたり

一、各地方ニおいて鳥獸之死亡日増する事阿らば地方官迄申出地方官より大学東校江報告らすべし

一、鳥獸死亡せば焼捨べし殊更嚴重ニ卒縮を發して死せし鳥獸は無断焼捨べし

一、鳥獸之屍を葬捨る事禁止たり若見掛ば其品ヲ役人迄報せ取揚焼捨べし

一、鳥獸之死凶相増地方ニ而ハ一入注意へし若病ニ感染ると思は速ニ良医ニ托むべし妄りに薬越服することなかれ

一、都而此病を防ニハ病の伝来ると伝来らざるに不抱身体を清淨ニして成丈衣服を洗濯し垢の付かざる様にすべし家居も掃除を能すべし殊更馬牛部屋又は鳥小屋豚小屋等を成丈清淨ニして当時鳥獸の居る所に衣類などおかざる様ニ心掛ケべし

一、天氣のよき日は窓戸を開き風を入能く家の内の乾燥ようにするを肝要とす

一、生煮の物未熟ざる菓類塩漬の物腐臭成る物硬飯物等平日たり共不宜敷成丈是越謹むべし

一、酒呑物ハ総て禁するに及はされ共暴飲すべからず房事を節ニすべし

一、鳥獸の肉を食は能出所を尋正しく食用の為に殺せし物を食ふべし吠す病死せし肉を食ふことなかるべし

一、当分の内新しき皮革を日用ニ供する事なけれ殊更新しき生皮を外国船又は北海道より送り入事敵敷禁じたり

一、鳥獸の屍を漬せし水を飲み又は此水にて顔手足杯洗ハ此病を受ける故に用水の源を正クして若是あらば早々取除川下迄其趣を知らせべき事

右之通相違条得其意小前末、迄無洩様可申聞事

未六月廿日書

市川 庁

四 本町における療養

急性伝染病とは、虎列刺、赤痢、腸窒扶斯、痘瘡(天然痘)、発疹室扶斯、猩紅熱、実布埒利亞、ペスト等をいうが、江戸時代の末期から明治時代前半にかけて大流行し、政府としても対策に苦慮した。本町の記録の中にも、各部落にコレラ、天然痘、赤痢などが多発した各町村においても、苦しい財政の中から対応したことがうかがえる。

明治四年には、甲府県庁の名において、疫病神に対する退散状が出されたことがあった。明治十年に県庁内にはじめて衛生課がおかれ、明治十二年、コレラの大発生に伴い村には公選の衛生委員がおかれた。続いて明治三十年には、伝染病予防委員等がおかれた。

富里村 条例第一号 委員条例（明治二十二年十月二十五日）

第一条 本村ニハ制第六拾五条ニ依り、左ノ常設委員ヲ置ク

一 土木委員

二 勸業委員

三 学務委員

四 衛生委員

第二条 各委員ノ定数ハ二名トシ村会議員中ヨリ四名、他ハ公民中選挙権ヲ有ス

ルモノヨリ四名ヲ撰挙スルモノトス

第三条 各委員ノ任期ハ三ケ年トス

但シ議員中ヨリ撰バレテ委員トナリシ者議員ノ資格ヲ失フトキハ同時ニ委員タル資格ヲ失フモノトス

第四条 衛生委員ハ本村内ノ衛生ニ係ル行政事務ヲ分掌シノ事業施行ノ任ヲ負担スルモノトス

明治三十年、伝染病予防法により伝染病予防委員が選出された。

久那土村 伝染病予防委員設置（明治三十年九月一日）

本年八月四日本県訓令第三拾三号ニ基キ当久那土村該委員ノ定数及ビ部内配置

及ビ手当方法

一、久那土村ニ予防委員一四名ヲ置ク

二、其ノ配置

三沢区四名 樋田区四名 切房木区三名 車田区三名 道区三名 水船区四名

芝草区四名

三、予定ノ医師ハ岩間村 山本宗吉

四、予防委員ハ総ベテ名譽職トス

但シ伝染病予防ノ為出務シタトキハ専人一日金拾五銭ヲ支給スルモノトス

五、医師ハ伝染病発生シタル当時指定医師ト協議ノ上手当ノ額ヲ定ムルモノトス

六、衛生費六〇円五〇銭

種痘八円 伝染病予防費一五円 清潔ニ関スル諸費二〇円 予防委員諸費一〇

円 予防事務所費七五〇銭

衛生組合ノ負担ト町村費ノ負担トノ区分並ニ町村衛生費支給細則

明治三十二年六月三十日決定

明治三十年三月三十日法律第三十六号伝染病予防法第二十一条ノ規定ニ依リ本村費ノ負担ニ属スルモノト衛生組合負担ニ係ルモノヲ区分シ其ノ支給細則ヲ定メ

左ノ各項ヲ実行ス

第一項 通常臨時大清潔法施行ニ付客年十一月十九日訓令第三十七号ノ標準ニ依

リ石灰乳又ハ生石灰粉ヲ撤布スル等ノ場合ハ悉皆町村費ノ負担トスル

第二項 部下各組合ヨリ伝染病発生シ隔離舎ヘ收容シタル以上ハ自宅消毒用收容

中ニ要スル石灰炭酸及転婦消毒用トシテ患者一人平均石灰炭酸五本石灰二罐ヅツ

シ他ハ患者ノ負担トス患者若シ貧困ニシテ負担能ハザルトキハ衛生組合ノ負担

トス

但シ死亡者ニ対シテハ別ニ石灰炭酸二本ヲ支給ス

第三項 予防委員ノ手当ハ出勤日数ニ依リ一日金二十五銭ヲ支給ス

但シ村長ノ指揮ニ依リ出務シタル日数ニ依リ支給ス尤モ急劇ヲ要スル場合ハ此

ノ限ニアラス

第四項 隔離舎及患者ニ対スル人夫主ニ衛生組合ノ義務人足ヲ使用シ予防事務所

ニ属スル人足ニ限り賃銀人足ヲ使用ス

第五項 医師ノ往診料並ニ薬価ニ対スル役場吏員予防委員ヨリ依頼スル分ニ限り

村税ヨリ支払ヒシ他ハ患者ノ負担ニ属ス

追項 第二項ノ患者石灰炭酸石灰ノ配当数量中患者病床ノ長短並ニ一家数人患者発

生シタル場合ハ第二項ノ数量ヲ減少スルコトアルベシ

右細則規定外ニ渉ル事項ハ総ベテ村長ニ於イテ相当処置スルモノトス 此ノ細則

ハ明治三十二年度ヨリ実行ス尤モ本規定条項変更スルノ場合ハ村会ノ意見ヲ聴キ

修正スルモノトス

明治三十六年八月三日臨時村会

西八代郡久那土村伝染病隔離舎収用患者 食料薬価徴収規定

第一条 本村伝染病隔離舎患者ニ対シ左表ノ食料薬価ヲ徴収ス

但シ哺乳児ハ食料ヲ徴収セス

| 区別 | 種類 | |
|-----------|-------|-------|
| | 一日分食料 | 一日分薬価 |
| 大人(十五才以上) | 金 貳拾銭 | 金 拾銭 |
| 小人(十四才以下) | 金 拾銭 | 金 五銭 |

第二条 前条ノ食料薬価ハ入舎退舎ノ当日ハ半額トス

第三条 一戸ヨリ二名以上収容シタルトキハ第一条ニ定ムル半額ヲ減ス

第四条 一戸ニシテ十五才以上六十才未満ノ者全部収容シタルトキハ第一条ニ定ムル金額ヲ徴収セサルモノトスル

第五条 貧困患者ハ前各条ニ定ムル半額ヲ減シ或ハ全部免除スルコトヲ得

附則

第六条 本規定ハ明治三十六年八月三日ヨリ施行ス

古関村にても条項全く同じであるが、徴収金額が異なる。

| 区別 | 種類 | |
|-----------|-------|-------|
| | 一日分食料 | 一日分薬価 |
| 大人(十五才以上) | 金 三十銭 | 金 貳拾銭 |
| 小人(十五才以下) | 金 拾五銭 | 金 拾銭 |

古関村 古関村吏員伝染病予防ノ為感染死亡手

当金給与規則

明治四十年四月二十日成立

第一条 本村吏員ニシテ伝染病予防ノ救治ニ従事スル者公務ニ依リ病毒ニ感染シ

又ハ之ニ原因シテ死亡シタル時ハ本規則ニ依リ手当金ヲ給ス

第二条 手当金ハ左ノ四種トス

一 療治料

二 給助料

三 吊祭料

四 遺族扶助料

第三条 病毒ニ感染シタルモノニハ療治料ヲ給ス感染者治療シタルトキハ給助料

第一章 保健衛生

ヲ給シ死シタルトキハ其ノ遺族ニ吊祭料ヲ給ス遺族ナキトキハ葬儀ヲ行フ者ニ

吊祭料ヲ給ス遺族扶助料ヲ受クベキ者ノ順序ハ官吏遺族扶助料ノ例ニ依ル

第四条 療治料 給助料 吊祭料 遺族扶助料ハ左表ノ区別ニヨリコレヲ給ス

手当金

| 職名 | 療治料一日ニ付 | 給助料 | 吊祭料 | 遺族扶助料 |
|-------|---------|-------|-------|---------|
| 村長 | 金 壹円 | 金 百円 | 金 四拾円 | 金 貳百円 |
| 助役 | 金 壹円 | 金 八拾円 | 金 參拾円 | 金 百七拾円 |
| 区长 | 金 八拾銭 | 金 七拾円 | 金 貳拾円 | 金 百五拾円 |
| 予防委員 | 金 八拾銭 | 金 七拾円 | 金 貳拾円 | 金 百五拾円 |
| 収入役書記 | 金 七拾銭 | 金 六拾円 | 金 拾五円 | 金 百貳拾五円 |
| 事務雇 | 金 六拾銭 | 金 五拾円 | 金 拾円 | 金 百円 |

第五条 伝染病予防ノ為雇入レタル医師薬剤師及雇人夫ニ給スベキ療治料及遺族

扶助料ハ其ノ時々村会ニ於イテ之ヲ決議ス

附則

第六条 本則ハ明治四十年五月一日ヨリ施行ス

古関村

「古関村デハ乏シキ財源ヲ以ッテ八ヶ所ノ隔離病舎ノ運営ハ不可能デアルヨツテ村有ノ隔離病舎ヲ建テルベキデアル」という古関村区民の建議にもとづいて隔離病舎が建てられた。すなわち明治三十八年三月三日村会により、大字古関字三堂に建築することが議決された。

久那土村においては、村内の隔離病舎を統合して、車田地内小坂に建てることが決議され、一、六〇〇円の巨費を投じて、明治四十三年三月着工同年十一月しゅん工し、市川警察署長の命名により「村立理生院」と名付けられた。昭和二十六年理生院は、他の医療の充実と、峽南病院に飯沢町ほか十二ヶ町村の隔離病舎が併設されるにあたり廃止された。

富里村においては、明治四十一年七月二十三日の村会において、島の前第六一八〇―六一八二番第六一八六―六一八七番地(七畝九歩)に建設する

石炭水ニテ拭取ラシメルヲ要ス 病毒散シタルヲ撲殺スルヲ為メナレバナリ
 一 病室ニ生存シ居ル蠅ハ鳥モチヲ以テ捕獲シ及其他ノ方法ヲ以テ残余ノ蠅ヲ撲殺スルヲ要ス 蠅ハ凡テ身体及食物等ニ移涉スルヲ以テ病毒ノ伝播ヲナスモノナレバナリ

一 凡テ患者ト看護人トハ食器等ヲ各別ニ置クヲ要ス 食器等ヲ同所ニ置キテハ伝染ノ虞アレバナリ

一 凡テ看護人及患者ノ食器共蚊張様ノモノヲ以テ蓋ヲナシ置カシムルヲ要ス 蠅除ケノ為メナレバナリ

以上十六項ハ必ス厳格ニ執行セシムルヲ要ス
 駐在巡查

一 食器ハ一日ニ一回以上沸湯ニテ患者及看護人各別ニ洗滌セシムルヲ要ス
 一 糞便ノ煮沸後ハ朝夕方一日ニ二回宛煮沸セシムルヲ要ス
 一 煮沸シタル糞便ハ一定ノケ所ニ投棄セシムルヲ要ス

(日誌) 八月四日
 当日午前十二時本区〇〇孫〇〇ナル者赤痢病症ナル旨山崎医師ノ届出ニ接シ不致取遠藤〇〇長女〇〇ナル者ヲ当役場ニ届フヲ為サシメタリ

本人三時頃石炭酸式本持チ掃リタリ 駐在官上之平ヨリ至急出張アリトノ話アリ 午後一時頃ヨリ区内総人足ニテ病舎ノ掃除ニ着手シ同四時終了セリ

午後四時二十分頃役場吏員望月源貞君及春田駐在官御派出預防ニ関スル器具調製六時頃患者附添人看護人ノ三名当隔離病舎ニ移任セシメタリ

事務所ハ当八幡社内ニ置クコトニ確定ス 患者家宅大掃除ハ明五日早天ニ執行スルヲ以ッテ石灰式個ヲ下山ニ買入レ人足高野孝

当夜事務所勤予防委員高野直二郎人足高野高造佐野喜十郎ノ三名宿泊 午後六時三十分山崎医師診察アリ夜中別に異状ナシ

なお伝染病が近隣に発生したる場合には伝染病予防委員は各家庭を訪問して健康状態を確かめた。明治四十四年九月の芝草区予防日誌によれば

九月拾五日本日天候午前小雨午後大降雨
 出勤者 内 藤 又 安

午後式時頃毎戸巡視スルモ区民異常無之健康ナルコトヲ確認シタリ

九月式拾七日本日天候晴天ニ付巡視人内藤盛富

午前九時毎戸ヲ巡視スルモ区民異常無之健全ナルコトヲ確認シタリ
 但シ渡辺〇〇〇氏少々病氣ノ模様ニ付午後三時巡察ノ際注意シタリ

第1表 わが國の人口推移

厚生省 医制百年史による

| 年次 | 人口(万人) | 年平均人口増加率(%) | 註 |
|-----|--------|-------------|--|
| 明治五 | 三、四八 | 〇・五 | 一、明治五年—大正四年は一月一日現在 昭和二十年は十一月一日現在、その他 の年は十月一日現在人口 二、昭和二十年は沖繩県人口を含まない 三、大正九年は一月一日現在人口を使用 して算出 四、昭和十五年と二十五年の人口として は沖繩県を含まない人口を使用して 率を算出 資料 総理府統計局「昭和四十九年十月一日 現在推計人口」 |
| 八 | 三、五三 | 〇・七 | |
| 一三 | 三、六五 | 〇・九 | |
| 一八 | 三、八三 | 〇・八 | |
| 二三 | 三、九〇 | 〇・八 | |
| 二八 | 四、一六 | 一・一 | |
| 三三 | 四、三三 | 一・三 | |
| 三八 | 四、六三 | 一・一 | |
| 四三 | 四、九八 | 一・四 | |
| 大正四 | 五、三五 | 一・〇 | |
| 九 | 五、五六 | 一・三 | |
| 一四 | 五、九四 | 一・五 | |
| 昭和五 | 六、四四 | 一・五 | |
| 一〇 | 六、九三 | 〇・八 | |
| 一五 | 七、二五 | 〇・二 | |
| 二〇 | 七、三五 | 二・九 | |
| 二五 | 八、三〇 | 一・四 | |
| 三〇 | 九、〇〇 | 〇・九 | |
| 三五 | 九、四三 | 一・〇 | |
| 四〇 | 九、九二 | 一・一 | |
| 四五 | 一〇、四七 | 一・三 | |
| 四六 | 一〇、五七 | 一・三 | |
| 四七 | 一〇、七三 | 一・三 | |
| 四八 | 一〇、八七 | 一・三 | |

第二節 人口動態及び衛生統計

一 人口の動き

わが国の人口は享保六（一七二二）年以降の「人別改め」のころから一九世紀半ばころまでの約一二〇年間は、およそ三、〇〇〇万人から三、五〇〇万人位で経過してきたといわれている。

明治維新後の人口については、明治五年の調査で三、四八一万人であったがその後次第に増加して明治の末期には約五、〇〇〇万人に、更に昭和十年には六、九二五万人となり、五十年間に約二倍の増加となったのである。

第2表 明治末期から昭和初期の人口

| | 明治43年 | 大正 | 昭和10年 | 増加 |
|------|--------|--------|--------|-----|
| 富里村 | 三、七三〇人 | 三、八六八人 | 四、六六八人 | 十九七 |
| 久那土村 | 二、五五 | 二、三三六 | 二、六元 | 十壹 |
| 古関村 | 二、四三 | 一、九〇八 | 一、九八 | 一五 |
| 共和村 | 二、二一〇 | 一、七三三 | 一、六九 | 一五元 |
| 合計 | 一〇、六二二 | 九、七七一 | 一〇、九四 | 一三三 |

る。その後終戦前に一時的な減少を示したが再び終戦後のベビーブーム等により増加が続き、昭和四十八年には一億〇八七二万人となった。明治以来百年で人口は三倍となったわけである。（第1表）

下部町における人口の記録は、明治四十三年十二月末日現在で、旧富里村三、七〇三人、旧久那土村二、五五六人、旧古関村二、一四三人、旧共和村二、二一〇人であった。二十五年後の昭和十年の人口は富里村四、六七六人、久那土村二、六二九人、古関村一、九八八人、共和村一、六九一人となっており、富里村久那土村は増加し古関村共和村は減少しているが

第一章 保健衛生

総合的にみて明治の末期より約三・五%の増となっている。戦後昭和三十一年、一町三ヶ村の合併当時の人口は一四、二七〇人となっているが、その後社会状況の変動（分町も含む）により減少に転じ、四十年は一、五五人、四十五年には九、五七二人、五十年は八、六六一人、五十四年四月一日現在では八、一二〇人となり現在も減少の傾向が続いている。

二 人口動態

人間集団の規模や性別年齢についての構成は、直接には他の地域との間

第3表 施設別出生児数及び施設利用状況

| 年次 | 総数 | 病院 | 診療所 | 助産所 | 自宅 | その他 |
|-------|----|----|-----|-----|----|-----|
| 昭和三 | 二四 | 二 | 一四 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和四 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和五 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和六 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和七 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和八 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和九 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和一〇 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和一一 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和一二 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和一三 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和一四 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和一五 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和一六 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和一七 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和一八 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和一九 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和二〇 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和二一 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和二二 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和二三 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和二四 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和二五 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和二六 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和二七 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和二八 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和二九 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和三〇 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和三一 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和三二 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和三三 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和三四 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和三五 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和三六 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和三七 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和三八 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和三九 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和四〇 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和四一 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和四二 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和四三 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和四四 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和四五 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和四六 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和四七 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和四八 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和四九 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和五〇 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和五一 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和五二 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和五三 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和五四 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和五五 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和五六 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和五七 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和五八 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和五九 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和六〇 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和六一 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和六二 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和六三 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和六四 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和六五 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和六六 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和六七 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和六八 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和六九 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和七〇 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和七一 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和七二 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和七三 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和七四 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和七五 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和七六 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和七七 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和七八 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和七九 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和八〇 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和八一 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和八二 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和八三 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和八四 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和八五 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和八六 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和八七 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和八八 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和八九 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和九〇 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和九一 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和九二 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和九三 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和九四 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和九五 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和九六 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和九七 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和九八 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和九九 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |
| 昭和一〇〇 | 二五 | 三 | 一五 | 三 | 四 | 三 |

における転入や転出によって変動していく外、その地域の構成員の出生や死亡によって変化していくが、更に婚姻や離婚による配偶者集団の大きさや死産の率によってもその規模は増減する。

本町の人口動態について、昭和四十二年から五十一年までの最近十年間における出生、死亡、死産、婚姻、離婚の状態は（第4表）のとおりである。人口総数については、国は年々平均的に増加しており県も昭和四十五年

第4表 年次別人口動態（実数・率）＜率は人口1,000に対して＞

（県衛生統計書による）

| 年次 | 人口 | 出生 | | 死亡 | | 自然増加 | | 乳児死亡 | | 新生児死亡 | | 死産 | | 婚姻 | | 離婚 | | |
|----|------|---------|--------|------|-------|------|-------|------|-----|-------|-----|------|-----|-------|-------|-----|-----|-----|
| | | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | |
| 42 | 山梨県 | 763,636 | 13,278 | 17.4 | 6,015 | 7.9 | 7,263 | 9.5 | 169 | 12.7 | 100 | 7.5 | 882 | 62.3 | | | | |
| | 西八代郡 | 36,170 | 536 | 14.8 | 320 | 8.8 | 216 | 6.0 | 10 | 18.7 | 5 | 9.3 | 43 | 74.3 | | | | |
| | 下部町 | 10,262 | 134 | 13.1 | 87 | 8.5 | 47 | 4.6 | 4 | 29.9 | 1 | 7.5 | 13 | 88.4 | 73 | 7.1 | 6 | 0.6 |
| 43 | 山梨県 | 763,439 | 12,780 | 16.7 | 6,074 | 8.0 | 6,708 | 8.8 | 180 | 13.8 | 94 | 7.2 | 882 | 64.6 | | | | |
| | 西八代郡 | 35,893 | 472 | 13.2 | 276 | 7.7 | 196 | 6.4 | 5 | 10.6 | 4 | 8.4 | 27 | 54.1 | | | | |
| | 下部町 | 10,011 | 105 | 10.5 | 61 | 6.1 | 44 | 4.4 | — | — | — | — | 10 | 87.0 | 56 | 5.6 | 7 | 0.7 |
| 44 | 山梨県 | 766,650 | 12,425 | 16.2 | 6,242 | 8.1 | 6,183 | 8.1 | 150 | 12.1 | 84 | 6.8 | 848 | 63.9 | | | | |
| | 西八代郡 | 35,409 | 482 | 13.6 | 349 | 9.9 | 133 | 3.8 | 7 | 14.5 | 6 | 12.4 | 32 | 62.3 | | | | |
| | 下部町 | 9,761 | 105 | 10.8 | 98 | 10.3 | 7 | 0.7 | — | — | — | — | 10 | 87.0 | 90 | 9.2 | 5 | 0.5 |
| 45 | 山梨県 | 762,029 | 12,259 | 16.1 | 6,463 | 8.5 | 5,796 | 7.6 | 165 | 13.5 | 93 | 7.6 | 799 | 61.2 | | | | |
| | 西八代郡 | 34,444 | 439 | 12.7 | 319 | 9.3 | 120 | 3.5 | 5 | 11.4 | 3 | 6.8 | 30 | 64.0 | | | | |
| | 下部町 | 9,399 | 99 | 10.6 | 102 | 10.9 | -3 | -0.3 | 3 | 30.3 | 2 | 20.2 | 5 | 48.1 | 63 | 6.7 | 8 | 0.9 |
| 46 | 山梨県 | 763,189 | 12,457 | 16.3 | 6,124 | 8.0 | 6,333 | 8.3 | 136 | 10.9 | 76 | 6.1 | 786 | 59.4 | | | | |
| | 西八代郡 | 34,090 | 450 | 13.2 | 324 | 9.5 | 126 | 3.7 | 8 | 17.8 | 7 | 15.6 | 24 | 50.6 | | | | |
| | 下部町 | 9,103 | 78 | 8.6 | 111 | 12.2 | -33 | -3.6 | 2 | 25.6 | 1 | 12.8 | 8 | 93.0 | 77 | 8.5 | 5 | 0.5 |
| 47 | 山梨県 | 765,782 | 12,427 | 16.2 | 6,051 | 7.9 | 6,376 | 8.3 | 136 | 10.9 | 83 | 6.7 | 804 | 60.8 | | | | |
| | 西八代郡 | 33,830 | 451 | 13.3 | 287 | 8.5 | 164 | 4.8 | 8 | 17.3 | 4 | 8.9 | 32 | 66.3 | | | | |
| | 下部町 | 8,921 | 89 | 10.0 | 91 | 10.2 | -2 | -0.2 | 3 | 33.7 | 7 | 22.5 | 10 | 101.0 | 71 | 8.0 | 6 | 0.7 |
| 48 | 山梨県 | 770,222 | 12,733 | 16.5 | 6,098 | 7.9 | 6,635 | 8.6 | 132 | 10.4 | 83 | 6.5 | 711 | 52.9 | 6,278 | 8.2 | 611 | 0.8 |
| | 西八代郡 | 33,576 | 405 | 12.1 | 300 | 8.9 | 105 | 3.1 | 8 | 19.8 | 7 | 17.3 | 31 | 71.1 | 259 | 7.7 | 14 | 0.4 |
| | 下部町 | 8,793 | 77 | 8.8 | 101 | 11.5 | -24 | -2.7 | 1 | 13.0 | 1 | 13.0 | 4 | 49.4 | 56 | 6.4 | 2 | 0.2 |
| 49 | 山梨県 | 775,171 | 12,120 | 15.7 | 6,075 | 7.8 | 6,045 | 7.8 | 106 | 8.7 | 66 | 5.5 | 643 | 50.4 | 5,732 | 7.4 | 631 | 0.8 |
| | 西八代郡 | 33,289 | 471 | 14.1 | 292 | 8.8 | 179 | 5.4 | 3 | 6.4 | 2 | 4.3 | 20 | 40.7 | 219 | 6.6 | 20 | 0.6 |
| | 下部町 | 8,608 | 83 | 9.6 | 80 | 9.3 | 3 | 0.4 | 1 | 12.1 | 1 | 12.1 | 4 | 46.0 | 47 | 5.5 | 6 | 0.7 |
| 50 | 山梨県 | 783,050 | 11,872 | 15.2 | 6,003 | 7.7 | 5,869 | 7.5 | 101 | 8.5 | 67 | 5.6 | 655 | 52.3 | 5,590 | 7.1 | 657 | 0.8 |
| | 西八代郡 | 33,054 | 383 | 11.6 | 229 | 6.9 | 154 | 4.7 | 1 | 2.6 | 1 | 2.6 | 36 | 85.9 | 212 | 6.4 | 18 | 0.5 |
| | 下部町 | 8,456 | 78 | 9.2 | 67 | 7.9 | 11 | 1.3 | — | — | — | — | 13 | 142.9 | 44 | 5.2 | 2 | 0.2 |
| 51 | 山梨県 | 786,979 | 11,613 | 14.8 | 5,961 | 7.6 | 5,652 | 7.2 | 86 | 7.4 | 42 | 3.6 | 630 | 51.5 | 5,312 | 6.8 | 737 | 0.7 |
| | 西八代郡 | 32,673 | 399 | 12.2 | 285 | 8.6 | 114 | 3.5 | 4 | 10.0 | 2 | 5.0 | 32 | 74.2 | 217 | 6.6 | 16 | 0.5 |
| | 下部町 | 8,296 | 81 | 9.8 | 89 | 10.7 | -8 | -1.0 | 2 | 24.7 | 1 | 12.6 | 3 | 35.7 | 48 | 5.8 | 9 | 1.1 |

（婚姻・離婚は取扱い数）

頃より増加しているのに反し、西八代郡、下部町においては減少の傾向にあり、特に本町では十年間に実に一、九六六人の減少を見ている。これは青年層を中心とした階層が都市やその周辺の地域への転出と、それに伴う婚姻や出産の減少によるためであり、過疎現象の典型的な現れである。

(一) 出生

今まで出生率は農村部で高く都市部で低いのが通説となってきたが、ここ十年間の出生率は県より郡が低く、特に本町においては昭和四十八年より人口一、〇〇〇人に対し一〇人以下を続けており、これが自然増加率の減少につながっている。昭和二十三―二十四年の出生率は人口一、〇〇〇人に対し三〇人前後であり隔世の感がある。

○出生の場所

最近保健婦や母子愛育組織の活動により母子衛生思想が高まり、病院、診療所等施設における出産が急速に増加している。(第3表)

△第3表▽に見られるように四十二年は三三%もあつた自宅分娩は五十年代にはほとんどなくなり施設における分娩に変つてゐる。また四十七年頃までは比較的利用されてゐた助産所は利用も急減し、かつて出産に懸命な活動をされてゐた助産婦は、今は乳幼児、妊産婦相談という立場で活動されている。

○母の年齢別出生数

母親の年齢による出生数の変動は一般にそれぞれの年齢の女子人口に対する出生数の比によつて考察することができる。これを△第5表▽によつて母親の年齢階層別の出生数をみると、二〇歳未満の若い年齢や三五歳以上の母親からの出生は低く、二〇歳から三四歳の間の出生が大部分であり、結婚後短い期間に計画的に子供を生む傾向が見受けられる。なお四十二年から四十六年頃までは三〇歳―三四歳の出生が三〇%台であつたのが、四十七年以降は減少が著しく、變つて二〇歳―二四歳台の出生が増加

しており、経済安定による結婚年齢の低下もうかがえる。

(二) 婚姻及び離婚

婚姻や離婚の動向は社会的な諸条件の変化に応じて推移すると考えられるが、その実態の概略は△表4▽に示すとおりである。

昭和四十八年以降の実態は人口の減少のため実数、率ともに婚姻が県、郡平均より下回つてゐるのは過疎地特有のものでやむを得ない実態であろう。又離婚についても取扱件数では何ともいえないが、昭和四十八年以降も同一傾向にあるのは、全国的な社会変動の影響が及んだものということであろうか。

(三) 死亡

わが国の死亡率の低下はスペインかぜのおさまつた大正末期からその傾向をたどり、昭和元年には人口動態統計が始まつて以来初めて人口一、〇〇〇人に対し二〇人を割り、その後も減少を続け昭和十六年には十六人台にまで下がつた。

戦後は医薬の急速な進歩や公衆衛生の向上により世界にも例を見ない死亡率の低下を見せ、三十年には人口一、〇〇〇人に対し七、八人となり、その後もゆるやかな低下を見せ四十一年以降は六人台となり現在に至つてゐる。

本町における実態は△第4表▽のとおりで、県、郡と順に死亡率が高くなつてゐるが、本町は更に高く十年間に六回も死亡率が一、〇〇〇人に対し一〇人台を示している。これは人口特に青壮年人口の減少によるものであると思われる。

○年齢別にみた死亡者数

死亡者を性、年齢別にみたのが△第6表▽である。一歳未満の乳児の死亡率は表で見られるように逐次低下してゐるのは好ましいが、なお努力を

期待するところである。

その外は年齢順に割合が増すのは当然であるが、男女間の死亡者数は八〇―八四歳になって始めて男より女の死亡者数が上回るが、これは男より女が長命であることを示している。

○死産

人口動態統計という死産とは「死産の届出による規程」により妊娠十二週（第四月）以後の死児の出産である。

本町の過去十年間における実態は（第4表）年次別人口動態に示したとおりであるが、昭和四十五、四十八、五十一年を除いては常に県、郡平均より高い。これは対象が少いたためもあるが未だに衛生思想の欠除、過労等による母体保護にも関連があるものと思われる。

三 衛生統計

〈第7表〉は特定死因別の死亡者数及び率を表したものである。

各年次とも脳血管疾患が常に第一位で、悪性新生物が第二位、第三位が心疾患となつてゐるが、本町の場合は第二位と第三位の順位が年により変動がある。すなわち四十二、四十三、四十五、四十七、五十一年の五年は心疾患が第二位を占め比較的多いことを示している。いずれにしても昭和五十一年のこれらいわゆる成人病の死亡者数は全死亡者数の半数以上の六〇・六%にもなつてゐる。成人病対策のいかに重要であるかがはっきり表に表れてゐる。

他の疾病については特にとりたてて問題にする程のことはないが、老齡化による老衰も県の平均より低く、むしろ交通事故等による不慮の事故死は今後共社会的な問題となるであろう。又かつて常に死亡率の第一位にあつた結核は、治療医学や公衆衛生の向上によりほとんど問題にならない程減少しているのがはっきり表からうかがえる。

第5表 母の年齢階層別出生児数

県衛生統計書による

| 年次 | 総数 | 15~19歳 | | 20~24歳 | | 25~29歳 | | 30~34歳 | | 35~39歳 | | 40~44歳 | | 45歳~ | |
|------|-----|--------|-----|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|-----|------|-----|
| | | 実数 | 百分率 | 実数 | 百分率 | 実数 | 百分率 | 実数 | 百分率 | 実数 | 百分率 | 実数 | 百分率 | 実数 | 百分率 |
| | | | % | | % | | % | | % | | % | | % | | % |
| 昭和42 | 134 | 2 | 1.5 | 15 | 11.2 | 53 | 39.5 | 52 | 38.8 | 10 | 7.5 | 2 | 1.5 | — | — |
| 43 | 105 | 1 | 0.9 | 13 | 12.4 | 47 | 44.8 | 29 | 27.7 | 14 | 13.3 | 1 | 0.9 | — | — |
| 44 | 105 | 2 | 1.9 | 15 | 14.3 | 42 | 40.0 | 34 | 32.4 | 11 | 10.5 | 1 | 0.9 | — | — |
| 45 | 99 | — | — | 19 | 19.2 | 47 | 47.4 | 26 | 26.3 | 7 | 7.1 | — | — | — | — |
| 46 | 78 | — | — | 14 | 17.9 | 31 | 39.7 | 28 | 35.9 | 2 | 2.6 | 2 | 2.6 | 1 | — |
| 47 | 89 | — | — | 24 | 27.0 | 38 | 42.7 | 17 | 19.1 | 10 | 11.2 | — | — | — | — |
| 48 | 77 | — | — | 19 | 24.7 | 33 | 42.9 | 18 | 23.4 | 6 | 7.8 | 1 | 1.2 | — | 1.3 |
| 49 | 83 | 2 | 2.4 | 18 | 21.7 | 43 | 51.8 | 12 | 14.5 | 5 | 6.0 | 3 | 3.6 | — | — |
| 50 | 78 | 2 | 2.6 | 18 | 23.1 | 34 | 43.6 | 21 | 26.9 | 3 | 3.8 | — | — | — | — |
| 51 | 81 | — | — | 14 | 17.3 | 50 | 61.7 | 11 | 13.6 | 5 | 6.2 | 1 | 1.2 | — | — |

第6表 年齢別（5歳階級）性別死亡者数

厚生統計書による（昭和42年～51年）

| 年度 | 総数 | | 0歳 | | 1～4歳 | | 5～9歳 | | 10～14歳 | | 15～19歳 | | 20～24歳 | | 25～29歳 | | 30～34歳 | | 35～39歳 | | |
|-------|----|----|----|---|------|---|------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|---|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| 昭和42年 | 45 | 42 | 1 | 3 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 43 | 29 | 32 | — | — | 1 | 2 | — | — | 1 | 1 | — | 2 | — | — | 1 | 2 | — | — | — | — | 3 |
| 44 | 47 | 51 | — | — | — | 1 | — | — | — | — | 1 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 45 | 52 | 50 | 2 | 1 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 46 | 62 | 49 | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 47 | 50 | 41 | 3 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 48 | 54 | 47 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 49 | 39 | 41 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 50 | 37 | 30 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 51 | 44 | 45 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

| 年度 | 40～44歳 | | 45～49歳 | | 50～54歳 | | 55～59歳 | | 60～64歳 | | 65～69歳 | | 70～74歳 | | 75～79歳 | | 80～84歳 | | 85歳以上 | | |
|-------|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|-------|---|----|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| 昭和42年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 43 | 2 | 1 | 3 | 1 | 3 | 2 | 3 | 4 | 6 | 1 | 3 | 5 | 7 | 10 | 3 | 8 | 14 | 9 | 10 | 3 | 8 |
| 44 | — | 2 | — | 1 | — | 1 | 2 | 6 | 4 | 4 | 2 | 3 | 4 | 3 | 5 | 6 | 2 | 4 | 6 | 1 | 5 |
| 45 | 3 | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 4 | 7 | 6 | 7 | 5 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 3 | 10 |
| 46 | 4 | — | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 3 | 4 | 4 | 6 | 7 | 4 | 4 | 9 | 9 | 3 | 9 | 16 | 2 | 10 |
| 47 | 1 | — | 3 | — | 3 | 3 | 2 | 2 | 5 | 11 | 2 | 2 | 5 | 7 | 7 | 6 | 10 | 9 | 13 | 7 | 8 |
| 48 | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | — | 4 | 1 | 3 | 5 | 9 | 2 | 10 | 9 | 9 | 9 | 6 | 7 | 13 | 7 | 11 |
| 49 | 2 | — | 1 | 1 | 2 | — | — | — | 4 | 8 | 7 | 7 | 4 | 5 | 3 | 3 | 2 | 10 | 12 | 6 | 10 |
| 50 | 2 | — | 1 | — | — | — | 2 | — | 1 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 | 3 | 6 | 9 | 3 | 6 |
| 51 | 1 | 1 | — | — | — | — | 3 | 4 | 6 | 3 | 9 | 10 | 5 | 8 | 4 | 11 | 4 | 8 | 12 | 8 | 18 |

県衛生統計書による

| 気管支炎 | | 消化器潰瘍 | | 胃腸炎 | | 肝硬炎 | | 腎炎・ネフローゼ | | 老 衰 | | 不慮の事故 | | 自 殺 | | そ の 他 | |
|-------|------|-------|-------|-----|------|-----|------|----------|------|-----|------|-------|------|-----|------|-------|-------|
| 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 |
| 135 | 17.7 | 30 | 10.5 | 118 | 15.5 | 133 | 17.4 | 58 | 7.6 | 379 | 49.6 | 332 | 43.5 | 87 | 11.4 | 742 | 97.2 |
| 14 | 38.7 | 3 | 8.3 | 26 | 71.9 | 3 | 8.3 | 2 | 5.5 | 15 | 41.5 | 19 | 52.5 | 2 | 5.5 | 41 | 113.4 |
| 658.5 | 1 | 9.7 | 878.0 | 1 | 9.7 | — | — | — | — | 2 | 19.5 | 3 | 29.2 | 2 | 19.5 | 13 | 126.7 |
| 147 | 19.2 | 90 | 11.7 | 69 | 9.0 | 145 | 18.9 | 43 | 5.6 | 363 | 43.6 | 346 | 45.3 | 91 | 11.9 | 791 | 103.6 |
| 12 | 33.4 | 6 | 16.7 | 5 | 13.9 | 6 | 16.7 | 2 | 5.5 | 7 | 19.5 | 13 | 36.2 | 5 | 13.9 | 33 | 91.9 |
| 1 | 9.9 | 1 | 9.9 | 2 | 19.9 | 1 | 9.9 | — | — | 1 | 9.9 | 4 | 39.9 | — | — | 9 | 89.9 |
| 140 | 18.3 | 84 | 11.0 | 77 | 10.0 | 147 | 19.2 | 62 | 8.1 | 303 | 39.5 | 391 | 51.0 | 78 | 10.2 | 743 | 96.9 |
| 11 | 33.1 | 3 | 8.5 | 6 | 16.9 | 2 | 5.6 | 3 | 8.5 | 11 | 31.1 | 28 | 79.1 | 4 | 11.3 | 53 | 149.7 |
| 110.2 | 1 | 10.2 | 110.2 | 1 | 10.2 | 2 | 20.5 | 1 | 10.2 | 3 | 30.7 | 5 | 51.2 | 4 | 41.0 | 21 | 215.1 |
| 173 | 22.7 | 74 | 9.7 | 75 | 9.8 | 172 | 22.6 | 62 | 8.1 | 289 | 37.9 | 386 | 50.7 | 100 | 13.1 | 859 | 112.7 |
| 10 | 29.0 | 6 | 17.4 | 6 | 17.4 | 5 | 14.5 | 10 | 29.0 | 1 | 2.9 | 21 | 61.0 | 7 | 20.3 | 37 | 107.4 |
| 442.9 | 3 | 32.2 | 332.2 | — | — | 6 | 64.3 | — | — | — | — | 8 | 85.8 | 3 | 32.2 | 13 | 139.4 |
| 55 | 7.2 | 72 | 9.4 | 78 | 10.2 | 154 | 20.2 | 75 | 9.8 | 263 | 34.5 | 386 | 50.6 | 113 | 14.8 | 789 | 103.4 |
| 1 | 2.9 | 1 | 2.9 | 6 | 17.6 | 6 | 17.6 | 5 | 14.7 | 5 | 14.7 | 19 | 55.7 | 4 | 11.7 | 44 | 129.1 |
| — | — | 1 | 11.0 | 2 | 22.0 | — | — | 3 | 33.0 | 4 | 43.9 | 8 | 87.9 | 3 | 33.0 | 10 | 109.9 |
| 67 | 8.7 | 72 | 9.4 | 68 | 8.8 | 166 | 21.6 | 64 | 8.3 | 225 | 29.3 | 371 | 48.4 | 124 | 16.1 | 793 | 103.5 |
| 7 | 20.6 | 3 | 8.8 | 1 | 2.9 | 10 | 29.5 | 4 | 11.8 | 11 | 32.5 | 12 | 35.4 | 6 | 17.7 | 45 | 133.0 |
| 222.4 | 2 | 22.4 | 111.2 | 3 | 33.6 | 2 | 22.4 | 2 | 22.4 | 2 | 22.4 | 3 | 33.6 | 2 | 22.4 | 11 | 123.3 |
| 74 | 9.6 | 63 | 8.2 | 91 | 11.8 | 177 | 23.0 | 50 | 6.5 | 240 | 31.2 | 363 | 47.1 | 131 | 17.0 | 851 | 110.5 |
| 2 | 6.0 | 2 | 6.0 | 7 | 20.9 | 5 | 14.9 | 4 | 11.9 | 6 | 17.9 | 7 | 20.9 | 6 | 17.9 | 54 | 160.9 |
| — | — | 1 | 11.4 | 6 | 68.2 | 1 | 11.4 | 1 | 11.4 | 2 | 22.7 | 5 | 56.9 | 2 | 22.7 | 16 | 182.0 |
| 71 | 9.2 | 65 | 8.4 | 64 | 8.3 | 155 | 20.0 | 66 | 8.5 | 228 | 29.4 | 322 | 41.5 | 122 | 15.7 | 856 | 110.4 |
| 2 | 6.0 | 4 | 12.0 | 4 | 12.0 | 5 | 15.0 | 1 | 3.0 | 10 | 30.0 | 13 | 39.1 | 9 | 27.0 | 53 | 159.2 |
| 111.6 | — | — | 334.9 | 1 | 11.6 | — | — | 1 | 11.6 | 4 | 46.5 | 2 | 23.2 | 2 | 23.2 | 13 | 151.0 |
| 67 | 8.6 | 68 | 8.7 | 56 | 7.2 | 166 | 21.2 | 50 | 6.4 | 241 | 30.8 | 309 | 39.5 | 132 | 16.9 | 832 | 106.3 |
| 4 | 12.1 | 2 | 6.1 | 4 | 12.1 | 2 | 6.1 | 2 | 6.1 | 6 | 18.2 | 10 | 30.3 | 4 | 12.1 | 39 | 118.0 |
| 111.8 | — | — | 223.7 | — | — | 1 | 11.8 | — | — | — | — | 4 | 47.3 | 2 | 23.7 | 12 | 141.9 |
| 87 | 11.1 | 51 | 6.5 | 48 | 6.1 | 171 | 21.7 | 48 | 6.1 | 228 | 29.0 | 273 | 34.7 | 115 | 14.6 | 784 | 99.6 |
| 5 | 15.3 | 2 | 6.1 | 4 | 12.2 | 3 | 9.2 | 3 | 9.2 | 6 | 18.4 | 14 | 42.8 | 3 | 9.2 | 46 | 140.8 |
| 224.1 | — | — | 448.2 | 1 | 12.1 | 2 | 24.1 | 1 | 12.1 | 3 | 36.2 | 3 | 36.2 | 1 | 12.1 | 21 | 253.1 |

＜第7表＞ 年次別特定死因別死亡者数（実数・率）

（率は10万人に対する率）

| 年次 | 項目 | 死亡者総数 | | 結核 | | 日本住血吸虫 | | 悪性新生物 | | 脳血管疾患 | | 心疾患 | | 高血圧性疾患 | | 肺炎 | | |
|--------|------|-------|--------|-----|------|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-------|--------|-------|-----|-------|------|
| | | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | |
| 昭和42年度 | 山梨県 | 6,015 | 787.7 | 104 | 13.6 | 9 | 1.2 | 965 | 126.4 | 1,857 | 243.2 | 799 | 104.6 | 22 | 2.9 | 195 | 25.5 | |
| | 西八代郡 | 320 | 884.7 | 4 | 11.1 | — | — | 44 | 121.6 | 109 | 301.4 | 33 | 91.2 | — | — | — | 5 | 13.8 |
| | 下部町 | 87 | 847.8 | — | — | — | — | 10 | 97.4 | 29 | 282.6 | 11 | 107.2 | — | — | 1 | 9.7 | |
| 43 | 山梨県 | 6,074 | 795.6 | 94 | 12.3 | 9 | 1.1 | 999 | 130.8 | 1,650 | 216.1 | 902 | 118.1 | 81 | 10.6 | 284 | 37.2 | |
| | 西八代郡 | 276 | 768.9 | 11 | 30.6 | — | — | 44 | 122.5 | 71 | 197.8 | 44 | 122.5 | 5 | 13.9 | 12 | 33.4 | |
| | 下部町 | 61 | 609.3 | 4 | 29.9 | — | — | 8 | 79.9 | 15 | 149.8 | 12 | 119.8 | 2 | 19.9 | 1 | 9.9 | |
| 44 | 山梨県 | 6,242 | 814.3 | 88 | 11.5 | 6 | 0.8 | 1,069 | 139.5 | 1,812 | 236.4 | 863 | 112.6 | 101 | 13.2 | 278 | 36.3 | |
| | 西八代郡 | 349 | 985.6 | 7 | 19.8 | — | — | 52 | 146.9 | 110 | 310.7 | 49 | 138.4 | 2 | 5.6 | 8 | 22.6 | |
| | 下部町 | 98 | 1004.0 | 2 | 20.5 | — | — | 16 | 163.9 | 26 | 266.4 | 14 | 143.4 | — | — | — | 11.0 | |
| 45 | 山梨県 | 6,463 | 848.2 | 119 | 15.6 | 7 | 0.7 | 1,040 | 136.5 | 1,845 | 255.3 | 801 | 105.1 | 103 | 13.5 | 258 | 33.9 | |
| | 西八代郡 | 319 | 926.3 | 7 | 20.3 | — | — | 58 | 168.4 | 78 | 226.5 | 49 | 142.3 | 9 | 26.1 | 15 | 43.6 | |
| | 下部町 | 102 | 1093.5 | 3 | 32.2 | — | — | 16 | 171.5 | 21 | 225.1 | 19 | 203.7 | 2 | 21.4 | — | 11.0 | |
| 46 | 山梨県 | 6,124 | 802.4 | 88 | 11.5 | 6 | 0.8 | 1,125 | 147.4 | 1,876 | 245.8 | 751 | 98.4 | 112 | 14.7 | 181 | 23.7 | |
| | 西八代郡 | 324 | 950.4 | 5 | 14.7 | — | — | 64 | 187.7 | 103 | 302.1 | 40 | 117.3 | 10 | 29.3 | 11 | 32.3 | |
| | 下部町 | 111 | 1219.4 | 3 | 33.0 | — | — | 25 | 274.6 | 33 | 362.5 | 15 | 164.8 | — | — | — | 44.5 | |
| 47 | 山梨県 | 6,051 | 790.1 | 68 | 8.8 | 15 | 1.6 | 1,099 | 143.5 | 1,843 | 240.6 | 764 | 99.7 | 125 | 16.3 | 189 | 24.6 | |
| | 西八代郡 | 287 | 848.3 | 4 | 11.8 | — | — | 44 | 130.0 | 89 | 263.0 | 39 | 115.2 | 6 | 23.6 | — | 41.8 | |
| | 下部町 | 91 | 1220.0 | 1 | 11.2 | — | — | 12 | 154.5 | 31 | 374.4 | 17 | 190.5 | — | — | — | 22.4 | |
| 48 | 山梨県 | 6,098 | 791.7 | 61 | 7.9 | 10 | 1.3 | 1,068 | 134.4 | 1,837 | 238.5 | 796 | 103.3 | 114 | 14.8 | 182 | 23.6 | |
| | 西八代郡 | 300 | 893.7 | 4 | 11.9 | — | — | 61 | 181.7 | 91 | 271.1 | 45 | 128.1 | 4 | 11.9 | — | 41.9 | |
| | 下部町 | 101 | 1148.6 | — | — | — | — | 18 | 204.7 | 29 | 329.8 | 18 | 204.7 | 2 | 22.7 | — | — | |
| 49 | 山梨県 | 6,075 | 783.7 | 60 | 7.7 | 10 | 1.3 | 1,116 | 144.0 | 1,745 | 225.1 | 823 | 106.2 | 117 | 15.1 | 255 | 32.9 | |
| | 西八代郡 | 292 | 877.2 | 3 | 9.0 | — | — | 44 | 132.2 | 96 | 288.4 | 39 | 117.2 | 5 | 15.0 | — | 41.2 | |
| | 下部町 | 80 | 929.4 | 1 | 11.6 | — | — | 16 | 185.9 | 24 | 278.8 | 11 | 127.8 | 2 | 23.2 | — | 111.6 | |
| 50 | 山梨県 | 6,003 | 766.6 | 77 | 9.8 | 11 | 1.4 | 1,088 | 138.9 | 1,747 | 223.1 | 811 | 103.6 | 115 | 14.7 | 233 | 29.8 | |
| | 西八代郡 | 229 | 692.8 | 3 | 9.1 | 1 | 3.0 | 43 | 130.1 | 73 | 220.9 | 20 | 60.5 | 8 | 24.2 | — | 82.4 | |
| | 下部町 | 67 | 792.3 | 1 | 11.8 | — | — | 13 | 153.7 | 21 | 248.3 | 7 | 82.8 | 2 | 23.7 | — | 111.8 | |
| 51 | 山梨県 | 5,961 | 757.5 | 60 | 7.6 | 8 | 1.0 | 1,182 | 150.2 | 1,703 | 216.4 | 862 | 109.5 | 104 | 13.2 | 237 | 30.1 | |
| | 西八代郡 | 285 | 872.3 | — | — | — | — | 50 | 153.0 | 94 | 116.3 | 38 | 116.3 | 8 | 24.3 | — | 927.5 | |
| | 下部町 | 89 | 1072.8 | — | — | — | — | 11 | 132.6 | 28 | 337.5 | 15 | 156.7 | 1 | 112.1 | — | 112.2 | |

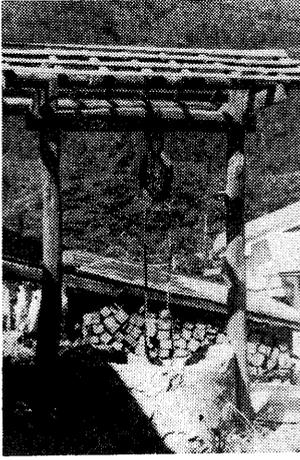
第三節 飲用水の移り変わり

一 飲用水の変遷

住居と水 人間の生活にとって片時も欠くことのできないのが水であり飲用水である。なだらかな南斜面で、しかも水辺に程遠くない所に、数多くの先住民の住居跡が発掘されている。古代人もやはり日照とか地形（食糧・防災）とか水利などは住居を構える基本的な立地条件と考えたことが想像に難くない。したがって、人為的導水の考えられない時代には、流水の至便な所とか、あるいはわき水のほとりに必然的に集落が形成されたものである。本町における集落も反木川、大磯小磯川、常葉川、枳代川、下部川、三沢川、種田川の流域から発達したものとと思われるが、本町の石器とか土器が出土する五条ヶ丘及びその周辺や上之平、中之倉、古関、水船など諸条件がほぼ一致することでもうなずかれよう。

井戸水 近世にはいり、人為による導水方法や井戸掘りの技術の導入によって、更に多くの人口を養うことが可能になり、交通等の諸条件や築堤などの技術と相まって、平地のはん濫原に次第に移り住むようになったのであろう。

井戸掘りの技術は、まず金持ちの家に導入され、次いで共同井戸ができるようになる。当時の井戸は、手掘りの上、石積み掘り抜き井戸で、相当の費用と人手を要したため簡単に誰でも造れるというものではなかった。その井戸は、はじめは綱や竹ざおの先につるべをつけて水を汲み上げていたが昭和の



昭和初期のつるべ井戸

あがるようになった。当時の井戸は、手掘りの上、石積み掘り抜き井戸で、相当の費用と人手を要したため簡単に誰でも造れるというものではなかった。その井戸は、はじめは綱や竹ざおの先につるべをつけて水を汲み上げていたが昭和の

初めごろからようやく滑車が使用された。その後吸い上げポンプ方式が終戦後しばらく続き、昭和三十五、六年ころから漸次電動式にかわってきた。井戸は水脈との関係があって、どこでも掘ればいいというものではない。「川の水は三尺流れれば、お水神様がきよめてくれる」ということわざも今なお残っているように、平坦地の少ない本町においては、多くはけ

富里村内飲用水利用状況（昭和四年調郷土誌より）

| 部落名 | 戸数 | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | 水道 | 井戸水 | 河水 | 湧水 | 合計 |
| 清沢 | 五 | 一 | 三 | 〇 | 六 |
| 大炊平 | 三 | 〇 | 〇 | 〇 | 三 |
| 岩欠 | 二 | 二 | 〇 | 七 | 元 |
| 杉山 | 五 | 五 | 〇 | 〇 | 一〇 |
| 北川 | 〇 | 六 | 四 | 七 | 一七 |
| 市之瀬 | 七 | 元 | 七 | 二 | 一六 |
| 常葉 | 〇 | 一〇 | 三 | 五 | 一八 |
| 上之平 | 〇 | 四 | 四 | 一〇 | 一八 |
| 波高島 | 〇 | 五 | 八 | 三 | 一六 |
| 桃川 | 六 | 七 | 〇 | 〇 | 一三 |
| 上部 | 〇 | 二 | 六 | 三 | 一〇 |
| 湯之奥 | 〇 | 一 | 三 | 〇 | 四 |
| 合計 | 二〇 | 三三 | 一五 | 一六 | 八四 |
| 百分率 | 二〇% | 三九% | 一八% | 一九% | 一〇〇% |

い流を導水したり、河水やせぎの水をそのまま飲用水にあてていた。

飲用水を含む用水の確保は、主に学童や嫁の仕事であり、殊に河水やせぎの水くみは早朝にすることを要した。かつぎ棒と手おけで、共同井戸やせぎ、川などから水がめにかつきこんだものである。そして、共同井戸は、年に一度は井戸さらいをし底まできれいにした。

水道のはじまり 我が国の水道の起源は明らかではないが、江戸の水道は最古の一つである。天正十八（一五九〇）年、徳川家康の時代に井之頭池から水を引き、各所に分水した。神田上水は承応二（一六五三）年、家光、家綱の時代に多摩川から取水した玉川上水で、管は中心をくりぬいた松、ヒノキの丸太をつないだものである。その外三田、亀有、千川の各上水がつくられた。このほか雄藩の城下町である金沢、水戸、名古屋、福山、仙台、鹿児島などでも上水道を設けたが、いずれも自然のわき水や河水をみぞで導水しただけで、沈殿、ろ過のような浄水や各戸への給水は行われなかった。このように飲用水が計画されたのは一部で、他は井戸水を主とし、次いで河水やけい流水が多く利用されたのであろう。

伝染病予防と水道条例 下水道に至っては、簡単な堀やみぞによって自然に排除されるもので、特別の施設はなかった。このように不衛生的な上下水道の状態は、腸チフス、赤痢、コレラ等消化器系伝染病の汚染源で累年全国的にまん延したものである。本町における伝染病の原因やひろがり等資料によってつまびらかにすることはできないが、神送りや疫神退散の諸行事が盛大に行われたことが古文書の中に多く見られることから、本町においても例外ではなかったことがしのばれる。

このような伝染病のまん延に対して、その予防に最も力を注いだ明治新政府は飲用水に着目し、明治十一年に「飲用水注意報」を全国に通報して井戸の改善、井戸と便所の間隔保持、井戸周囲での汚物洗滌の禁止、年一回以上の井戸さらい等を指示した。

はじめて近代水式水道が設けられたのは、明治二十年完工の横浜市で、ろ過水を有圧鉄管で給水した水道が英人パーマーの設計監督によってはじ

めて完成された。横浜は貿易港として、伝染病の伝染しやすい地域であるためであった。

政府の諮問機関である中央衛生会は、上下水道の普及が腸チフス、赤痢、コレラ等急性伝染病予防のために重要な施策であることを建議した。政府は二十三年になってようやく「水道条例」を制定した。その内容として、水道の敷設は市町村に限定、水質の検査、事業の認可等が主な骨子となっている。この条例の制定により、水道の普及がその緒にわたわけてある。

水道は最も安全な良質の飲料水を供給するが、家庭の用水に限らず火災時の消火用水や工業用水としても使用され、生活、生産にとって重要な施設である。昭和三十三年の「水道法」の定めるところによって、清浄な水を豊富にかつ低廉な価格で住民に給水することが規定され、この水道事業によって公衆衛生の向上と生活環境の改善がうたいあげられている。

徳平淳の昭和三十四年三月の調べによると、水道が敷設されて生活様式が改善されるとともに、消化器系伝染病の発生が著しく減少し、また火災の減少にも効果があることがはっきり現れている。

本町の水道 さて、本町の広域簡易水道を除いたほかの水道について記してみよう。

この水道調査のうち、明治時代のものについてはつまびらかでない点も多いが、このころの水道は、単にけい流をせきとめ、わき水を導いて水そうのため、各家庭でその水をくんだ共同の水道である。導水管としては主として竹どいが用いられ、継ぎ手には松の木をくりぬいたものが使われた。明治の終わりのころから素焼きの土管が使われはじめた。土管の継ぎ手には「ま土」をつめたり、セメントで固めたりして漏水を防いだり、続いてチャン引き土管が使用されるようになった。昭和二年ころから下岩欠、大炊平、湯之奥部落等が次々と完成したが、これらの給配水管には、鋳管とか亜鉛引き鉄管がはじめて使用され、ほぼ現在の施設と大差のないものが出来上がった。昭和十六年には、清沢部落では経済更生特別事業とし

實里地区水道調

(昭和15年調べ)

| 部 落 | 代 代 | 給水区域 | 戸数 人口 | 種類 | 揚 表 湧 | 水 流 水 | 自然流下 取水 他 | 配 池 | | 総事業費 | 竣 工 年 月 日 |
|---------------|-----|------------------------------|----------|----|-------------|---------------|-----------------|----------|--------------------------------|------------------|-------------|
| | | | | | | | | 構 造 | 規 模 縦×横×高 | | |
| 柄 | 日向 | 西沢から約500m山腹に堰をこしらえ自然流下にて使用した | 10戸 | 湧 | 水 | 自然流下 | | コンクリート | 1.5×1.5×1.5 | 200,000 | 昭和36年 |
| 〃 | 日影 | | 6戸 | 湧 | 水 | 自然流下 | | コンクリート | 1.5×1.5×1.5 | 150,000 | 昭和36年 |
| 和 名 場 | | | 21戸 | 表 | 水 | 自然流下 | | 木 製 | 1.5×1.5×1.2 | 50,000 | 昭和22年 |
| 〃 | | | 17戸 | 湧 | 水 | 自然流下 | | コンクリート | 4m×4×4 2ヶ所 | 879,750 | 昭和36年12月 |
| 〃 | | | 21戸 | 表 | 水 | 自然流下 | | 木 製 | 0.90×0.90×1.80 | | 大正5年 |
| 杉 山 | 山下 | | 15戸 | 表 | 水 | 自然流下 | | 鉄筋コンクリート | 2.0×3.0×2.0 | 300,000 | 昭和4年 |
| 岩 欠 | 平 | | 20戸 | 表 | 水 | 自然流下 | | 鉄筋コンクリート | 4.8×4.5×2.4 | 2,614 285,464 | 昭和2年2月 |
| 大 炊 | | | 25戸 | 湧 | 水 | 自然流下 | | 鉄筋コンクリート | 3.6×5.5×3.6 | 10,000 | 昭和3年5月 |
| 〃 | | | 1,100人 | 表 | 水 | 自然流下 | | 鉄筋コンクリート | 4.0×7.0×2.2 | 6,441,000 | 昭和35年3月 |
| 清 之 窪 | | | 28戸 | 表 | 水 | 自然流下 | | 鉄筋コンクリート | 3.5×3.5×2.0 | 16,000 | 昭和16年1月 |
| 普 之 窪 | | | 5戸 | 表 | 水 | 自然流下 | | 鉄筋コンクリート | | | 大正4年2月 |
| 横 手(丸畑) | | | 14戸 | 湧 | 水 | 自然流下 | | 鉄筋コンクリート | 2.0×2.0×1.5 | 698,000 | 昭和31年3月 |
| 〃 | | | | 湧 | 水 | 揚 水 | | 鉄筋コンクリート | 上 3.6×5.7×3.6 下 3.9×3.9×2.4 | 605,800 | 昭和33年10月 |
| 笠 | | | 8戸 | 湧 | 水 | 自然流下 | | 鉄筋コンクリート | 2.7×2.7×2.0 | 433,000 | 昭和33年 |
| 南 沢 | | | 7戸 | 表 | 水 | 自然流下 | | 鉄筋コンクリート | 3.6×3.6×3.0 | 468,000 | 昭和32年 |
| 長 塩 大 草 里 | | | 21戸 | 表 | 水 | 自然流下 | | 鉄筋コンクリート | 3.5×3.5×3.0 | 597,680 | 昭和26年3月 |
| 長 塩 紙 屋 大 草 里 | | | 21戸 | 表 | 水 | ポンプ半 自然流下半 | | 鉄筋コンクリート | 38×1.8×20 3.5×4.5×3.0 | 1,600,000 | 昭和50年5月 |
| 長 塩 向 川 | | | 88人 | 湧 | 水 | 自然流下 | | 鉄筋コンクリート | 5.0×2.5×2.6 | 581,500 | 昭和26年5月 |
| 長 塩 | | | 88人 | 湧 | 水 | 自然流下 | | 鉄筋コンクリート | 2.0×4.5×2.5 | 1,112,467 | 昭和21年11月10日 |

| | | | | | | | |
|--------|------------|-----|---------------------|-------------|--------------|------------|------------------|
| 北川 | 148人 7戸 | 伏流水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.0×2.0×2.4 | 1,537,024 | 昭和30年3月 |
| 市之瀬 | 330人 | 湧水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 4.0×2.7×2.3 | 1,876,000 | 昭和4年 |
| 常葉東中央 | 380人 | 表流 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 5.5×3.0×2.0 | 2,300,000 | 昭和33年3月 |
| 宮平 | 24人 | 湧水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 1.8×1.8×1.8 | 100,000 | 昭和34年3月 |
| 竹之島 | 130人 | 伏流水 | ポンプ室 2.0×2.0×1.8 | 鉄筋コンクリート | 6.0×6.0×2.1 | 3,455,000 | 昭和40年 |
| 一色和平嶺 | 53人 | 湧水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.0×1.6×1.4 | 363,000 | 昭和36年3月 |
| 一色和平全城 | 82人 | 湧水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.0×2.0×3.0 | 696,740 | 昭和29年11月 |
| 上之平 | 160人 | 伏流水 | 自然流下 | 地下式鉄筋コンクリート | 3.8×2.2×2.2 | 1,535,000 | 昭和40年1月 |
| 湯之奥 | 45人 | 表流水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 3.0×3.5×3.0 | 不詳 | 昭和33年7月 |
| 下部第二町会 | 40人 | ” | ” | 鉄筋コンクリート | 6.0×4.0×2.0 | 150 | 昭和3年 |
| ”第三町会 | 72人 | ” | ” | 鉄筋コンクリート | 4.5×3.0×2.0 | 350 | 昭和13年4月 |
| ”第一町会 | 50人 | 表流水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 4.5×3.0×3.0 | 850,000 | 昭和14年4月 |
| ”第四町会 | 120人 | ” | ” | 鉄筋コンクリート | 5.0×3.0×3.0 | 330,000 | 昭和28年3月 |
| 湯町 | 270人 | 伏流水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 11.0×7.0×2.9 | 25,970,681 | 昭和36年7月現在使用していない |
| 下部第五町会 | 130人 | ” | ” | 鉄筋コンクリート | 5.0×5.0×4.0 | | 昭和42年3月 |
| 雨河内 | 110人 | 表流水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.0×2.0×2.0 | | 昭和49年3月 |
| 雨河内 | 110人 | 湧水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 1.8×1.8×2.0 | 1,500,000 | 昭和23年 |
| 雨河内 | 100人 | 表流水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 5.0×3.0×3.0 | 545,000 | 昭和35年 |
| 大波高 | 6人 | 湧水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 4.0×1.0×1.5 | 480,000 | 昭和51年 |
| 桃川 | 280人 | 表流水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.1×4.0×2.0 | 1,569,000 | 昭和40年 |
| | | | | | | | 昭和35年12月 |
| | | | | | | | 昭和4年 |

久那土地区水道圖

| 部 落 | 給水区域 | 戸数 人口 | 種類 揚表流水 | 取水 その他 | 配 水 池 | | 総 事 業 費 | 竣 工 年 月 日 |
|---------|------|----------|------------|-----------|----------|-------------|-----------|-----------|
| | | | | | 構 造 | 規模 縦×横×高 | | |
| 芝 草 | 13戸 | 47人 | 湧 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 3.1×2.2×1.5 | 120,000 | 昭和33年7月 |
| 道 1.2組 | 11戸 | 112人 | 湧 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.0×1.8×2.0 | 672,479 | 昭和31年5月 |
| ” 4組 | 17戸 | 37人 | 湧 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 4.0×1.2×1.5 | 180,000 | 昭和30年 |
| 上切房木全 | 6戸 | 137人 | 表 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.4×4.0×2.3 | 972,168 | 昭和27年10月 |
| 切房木日陰 | 11戸 | 30人 | 伏 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 1.8×1.8×1.5 | 不 詳 | 大正4年 |
| ” 新井 | 11戸 | 103人 | 流 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.0×2.0×1.5 | 608,556 | 昭和33年1月 |
| 車 田 上 | 9戸 | 9戸 | 表 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2×2×1.5 | 35,000 | 昭和35年頃 |
| 車 田 下 | 15戸 | 15戸 | 表 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.5×2×1.5 | 40,000 | 昭和35年頃 |
| 嶺 | 12戸 | 12戸 | 表 水 | 自然流下 | 木 製 | 1.8×1.2×2 | 不 詳 | 明治30年頃 |
| 久 保 | 140人 | 140人 | 表 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.0×2.7×2 | 1,740,910 | 昭和41年3月 |
| 嶺 | 12戸 | 115人 | 表 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 1.6×1.8×2 | 1,637,000 | 昭和33年2月 |
| 熊 沢 上 村 | 13戸 | 65人 | 表流水, 湧水 | 自然流下 | 木 製 | 3.7×3.7×3.7 | 不 詳 | 明治40年頃 |
| ” ” | 20戸 | 100人 | 湧 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 1.0×1.0×0.7 | 450,000 | 昭和30年4月 |
| 樋 田 上 向 | 11戸 | 70人 | 湧 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.8×2.8×2.8 | 不 詳 | 明治30年頃 |
| 樋 田 上 向 | 10戸 | 55人 | 湧 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 直徑 2×1.5 | 150,000 | 昭和33年2月 |
| 樋 田 下 向 | 7戸 | 40人 | 湧 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2×2×2 | 不 詳 | 昭和34年 |
| 大 草 | 7戸 | 45人 | 湧 水 | 自然流下 | 木 製 | 2.5×15×2.0 | 不 詳 | 大正初期各戸配水 |
| 上 原 | 11戸 | 180人 | 湧 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 1.8×2.8×1.8 | 345,000 | 昭和38年10月 |

古閑地区水道調

54年1月調

| 部 落 | 給水地域 | 戸数 人口 | 種類 揚流水 水 | 取水 其の他 | 配 水 | | 池 | 総 事 業 費 | 竣 工 年 月 日 |
|-------|--------|----------|----------------|-----------|-----------|-------------|---|-----------|------------|
| | | | | | 構 造 | 規模 縦×横×高 | | | |
| 釜 額 上 | 11戸 | 70人 | 流 水 | 自然流下 | 木 桶 | 0.6×0.6×1.0 | | | 明治初年 |
| ” 下 | 11戸 | 65人 | 表 流 水 | 自然流下 | 木 | 0.6×0.6×0.1 | | | 明治初年 |
| 中之倉西組 | 10戸 | 60人 | 湧 水 | 自然流下 | 水槽なく導水 | | | | 昭和初期 |
| ” 東組 | 4戸 | 27 | 湧 水 | 自然流下 | 水槽なく導水 | | | | 昭和初期 |
| ” 中屋敷 | | | 伏 流 水 | 自然流下 | 水槽なく各戸へ配水 | | | | 昭和初期 |
| 古 閑 | | 620 | 表 流 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 9.7×3.6×3.3 | | 6,640,000 | 昭和33年5月 |
| 八 坂 | 当時 10戸 | 51人 | 湧 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.7×1.8×1.8 | | 700,000 | 昭和38年3月 |
| 沢 | | 7人 | 湧 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 5.0×1.5×1.5 | | 不詳 | 昭和45年 |
| 御 弟 子 | 7戸 | 18人 | 揚 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.0×2.0×1.5 | | 不詳 | 昭和36年4月 |
| 根子中村 | 22戸 | 78人 | 表 流 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 3.0×2.7×3.0 | | 400,000 | 昭和27年4月 |
| 根子上日影 | 8戸 | 60人 | 表 流 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.0×3.0×2.0 | | 300,000 | 昭和26年5月 |
| 瀬戸簡水 | 一般 | 120人 | 湧 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 38t貯水量 | | 3,165,000 | 昭和33年6月12日 |
| 峯 山 | 12戸 | 50人 | 湧 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.4×2.4×2.7 | | 450,000 | 昭和32年 |
| 八 王 子 | 5戸 | 25人 | 表 流 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.7×1.8×2.1 | | 57,000 | 昭和32年11月 |
| 上 小 磯 | 8戸 | 45人 | 表 流 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.7×1.8×1.8 | | 110,000 | 昭和34年3月 |
| 根 | | 55人 | 表 流 水 | 自然流下 | 鉄筋コンクリート | 2.7×1.8×1.8 | | 616,740 | |

て、水道事業を完成した。

二 簡易水道の普及

戦後、水源を旧取水所にもとめて簡易水道としたものが多い。長い使用経験から、消化器系伝染病予防というよりは、むしろ省力利便という生活改善の面に重点がおかれたが、県では市町村飲用水改良費補助規程を設け、その費用の六分の一を助成することとなった。本町内における最初の補助対策事業としては、長塩大曾利水道で、昭和二十六年三月に完成した。以来水源に恵まれていた下部町各部落では、三十年ころをピークとして競って事業が施行された。当時の町村には、水道行政に対して何らの構想もなく、種々の問題を後遺症としながらも、地域に安定した飲用水を供給したばかりでなく、生活改善や伝染病予防に果たした役割は計り知れないものがある。

これらの簡易水道の完成は、部落民が一致協力して工事にあたり、あるいは川を横切り、あるいは山腹を開くなどの苦勞の上に完成したもので、経済の復興と相まって、このころを契機として生活改善もようやくその緒についた。じゃ口をほとぼしる水にえもいわれぬ喜びを味わったものである。全国的な水道の普及熱に合わせ、国は昭和三十三年、こけむした「水道条例」を廃止し、新たに「水道法」を制定した。おもな改正の内容は、水道を近代化するため、給水人口一〇一人以上の水道施設を簡易水道として新たに設け、その建設には国庫補助制度を設けたほか、浄水施設や消毒、その他日常の維持管理も義務づけた。さらに消火せんの設置も新たに規定されて、より安全な水を多量にしかも安価に供給することを目標として制定施行されたことにより、簡易水道の登場となった。給水人口五〇〇一人以上の上水道と相まって、近代的な水道の施行と維持管理体制が確立されたわけである。本町において、新水道法に基づいて最初に整備されたのが古閑簡易水道で、昭和三十三年三月、国庫補助金を受けて完成した。続いて三十五年三月、大炊平水道がしゅん工した。同水道は、昭和三年に給水を開

一人一日の水の使用量

(化学ライブラリー水と環境より)

| 別種 | 使用量 (ℓ) |
|------|---------|
| 飲用 | 2 |
| 炊事 | 6 |
| 調理 | 6 |
| 器洗 | 4 |
| 浴用 | 55 |
| 洗濯 | 60 |
| 掃除 | 8 |
| 洗トイレ | 21 |
| 手洗 | 5 |
| 車洗 | 85 |
| 雑用 | 12 |
| みり処 | 6 |
| 計 | 288 |

営業用途別給水量

| 種別 | 使用量 (ℓ) |
|-----------|---------|
| 旅館 (泊り客) | 二〇〇 |
| ホテル (泊り客) | 五〇〇 |
| 飲食店 (延客) | 四〇〇 |
| 飲食店 (従業者) | 一一〇 |
| 喫茶店 (延客) | 一〇 |
| 喫茶店 (従業者) | 一〇〇 |

水の生理的 necessary

一日 (摂取量)

| 種別 | 必要量 (ℓ) |
|------|---------|
| 食物 | 一,〇〇〇 |
| 流動物 | 一,一〇〇 |
| 体内酸化 | 三〇〇 |
| 計 | 二,四〇〇 |

水の生理的 necessary

(排泄)

| 種別 | 必要量 (ℓ) |
|-------|---------|
| 尿 | 一,〇〇〇 |
| 肺 | 三〇〇 |
| 汗から排出 | 一〇〇 |
| 糞便 | 一〇〇 |
| 計 | 一,五〇〇 |

始以来三十年間に及んだが、その余水は遠く一・五キロ程もある富里小学校、役場等に送水され、多くの住民に水道の利便と必要性を痛感させてきたが、施設の老朽と使用量の増加によって新たに建設されたものである。その後、湯町簡易水道更に竹之島簡易水道が昭和四十六年完成し通水さ

れた。その時点での普及率は約六〇％であるが、町全体からみれば給水計画、普及率共にこれからというところであろう。

水の使用量 きれいにすることを「洗い流す」という言葉があるところ、文化生活が環境衛生とか至便とか合理性を志向するならば、まさに水の使用量は文化のパロメーターである。文化がすすむに従って、水の使用量はますます増加していくことであろうが、現在、我々は一人一日にどの位の水を使用しているだろうか。驚くべき数字である。

上掲の表は一人当たり一日の使用量を示したものである。

三 広域簡易水道

生活改善が進み、文化生活が高い地域ほど水道の必要性は増すが、昔は、平地で用水が得られ易い場所は井戸により、得られ難い地域は遠方から導水して水道を設け、利便を得ていた。

旧下部の常葉一円は、世帯、人口共に多く集まっていたが、用水は井戸に頼らざるをえなかった。簡易水道が普及するにおよび、雨河内川上流の大日向から導水し、常葉部落一円に給水する計画もあったが、諸種の事情で中止になったいきさつもある。旧大炊平水道や常葉東水道から給水していたが、誘致工場と人口増加によって限界に近い状態にあった。また古関には古関水道、下部には下部水道などがあるが、町内の水道はすべて簡易水道である。昭和四十四年現在二一施設、給水人口五、五一人が県の認可を受けた水道である。総人口九、三二八人に対し、給水人口は五九・一％になっている。ちなみに水質検査の結果をみると、時に飲用不適が五〇％以上（昭和四十七年度調べ）もある。その他無認可の給水施設三〇箇所、完全な施設とはいわれない認可施設についても、計画給水人口一、〇〇〇人以上は三施設で、残りは部落内地区を単位とした小規模なものである。これらは浄水施設整備も必要であり、運営には受益者である水道組合が当たっていた。このような状況下においても、車田と三沢の二地区は、なお井戸水を重要な飲用水としていた。

このような状態の中で、今後これらの整備統合を進め、水系を単位とし、名実共に町営として水道管理をし、生活の向上や工場誘致等による水の需要増大に対処しなければならぬ時を迎え、昭和四十七年、次のような主要施策を決定した。すなわち

- 1 飲用水の不足、施設のない地区への簡易水道建設をできうる限り大規模で実施する。
 - 2 浄化滅菌施設の整備強化をすすめ、口こう伝染病予防に万全を期す。
 - 3 既設の小規模水道を統合整理して、実質的に町営管理をする。
- よりよい水を求めることの久しかった久那土地域の要望がようやく実り、総額七、四六〇万円の予算をもって、初めて本格的な簡易水道が計画された。

(1) 久那土支所前の三沢川、樋田川合流点へ二五メートルのボーリングにより、一日三五〇トンの揚水に成功した。

(2) 必要量五〇〇トンの不足分一五〇トンは、一〇〇メートル上流の樋田川地下水をくみ上げる予定。

(3) 以上五〇〇トンの水を小学校裏山の伝水へ電力で揚水し、久那土一円へ給水する。更に多数の消火せんによる防火設備も併せ整備する。以上の構想のもとに、昭和四十七、八年度の完成をめざし、国庫補助事業として認可を受け、山梨セメント商会の手により、昭和四十七年度事業として、一部の地域には配水管の埋設工事も行われた。

全町水道計画

昭和四十七年十一月十日、佐野町長が就任するや、次のような全町水道計画をたてた。

全町水道計画

- (一) 久那土・古関地区水道
水源を古関反木川に求め、両地区を昭和四十七、八年の二か年に完成する。

(二) 下部地区水道

水源を栃代のわき水に求め、昭和四十八、九年の二か年に完成する。

(三) 下部湯町水道

現在の水道を強化し、上之平、波高島を加えて給水区域の整備拡大を図る。これは昭和四十九年に完成する。

以上三水道の末端をつないで、上水道に切り換える。

以上のような構想を立て、議会の議決を得たが、反木川を水源とする古関、久那土地区への水道は、水質・水量共に優良であることを認められながらも、古関水道の問題と水利権がからんで、古関地区の反対にあり、消滅するに至った。(昭和四十八年四月二十三日)この際、下部地区と久那土地区との合同の水道計画変更をまとめ、同年四月二十七日議会の同意を得、直ちに久那土地区水道計画一部変更書に議会の同意書を添えて、県へ許可申請書類を提出した。

この計画は、旧下部のうち、湯之奥・下部・上之平・波高島を除く全域と久那土地全域に給水しようとする広大なもので、その水源には、栃代川上流の町有地からわき出る水源と山神社のいわゆるお手洗い水をあてた。長大な送水管により両ブロックへ給配水しようとするもので、今まで考えも及ばなかった、山を越える水道の実現は、当時厚生省が新たに企画していた広域簡易水道の構想そのものであった。給水区域内の既設の簡易水道は全部廃止して、管理運営はすべて町で行うことを前提としたもので、この点では、行政が初めて水道に対応する姿勢を前向きに示したのもとして、大きく評価されるものであろう。

給水人口五、一〇〇名と消火せん一七二基を備えた、総事業費四億三〇〇万円、五か年継続事業としてのこの計画が示されると、県当局はこの構想の当初計画予算について難色を示した。町長は、積極的にこれに当たる一方、給水地域特に水源及びその流域下の部落の懇談会を開き、住民の理解を得るための努力を重ねた。

この水道事業計画が町民に知れると、一様に大きな反響を呼び起こし、

その実現の成り行きを心配する声もあった。特に栃代川流域の住民は、栃代川によって、田畑に必要な水その他一切の生活用水を得ていたので、生活を奪うものとして強く反対を表明した。昭和四十八年八月、岩欠、大炊平、清沢、山口の住民は、「栃代川流域の自然を守る会」を結成して、組織的な反対運動を開始し、役場や県庁にまで陳情し、デモを起こして計画の撤回を求めてきたが、変更認可申請書が県に提出され、昭和四十九年一月十八日付で認可されるや、直ちに厚生省に再審査を請求するまでに至った。こうした議論のうちにやむなく計画は一部変更され、県では、久那土地区は久那土へ、長塩・市之瀬方面は木喰橋付近へ、杉山・岩欠・大炊平・清沢・常葉付近は栃代へと三ブロックに分け、それぞれ水源を求めて工事することで認可した。この計画によって水源を三沢川に求める久那土地区は、水利権の問題と併せて六郷町鴨狩部落の理解も得られず、ついに告訴されたにまで発展してどろ沼化の様相を見せた。

下部町広域簡易水道　そこで着目したのが、現在取水している常葉杉之木水源池である。杉之木向こうの山は、中腹から山のふもとにかけて、至る所に清水が吹き出している。その岩盤の下には相当の地下水があるとの推定のもとに、その中心部を掘削したところ、果たせるかな八メートル掘り下げたところで一日三、〇六八トン、水温一一度の水脈にあたった。現在給水中の人口は五、一〇〇人で、給水量は一、一〇〇トンもあれば十分である。

県の調査の結果は「極めて良好の水源である」との折り紙付き、保健所、県立衛生研究所の検査の結果も「飲用適」の証明を得た。早速、五月二十日、臨時議会を招集し、久那土簡易水道の計画変更を議決、昭和四十九年六月二十一日、計画変更が認可された。ここに幾多の波乱を呼び、住民運動にまで発展した下部町広域簡易水道は、常葉杉之木地内のわき水を水源とすることで情勢は一変し、一か年半に及ぶ水資源問題もようやく落着し、実現への第一歩をふみだした。

そして、昭和四十九年九月三十日、まず水源及び部下配水工事等に着手

した。更に久那土配水池に送水するため北川地内に二箇所送水ポンプ室等の設置工事が開始された。工事は順調に進行して道地内の久那土配水池も完成し、昭和五十年九月十三日にはついに久那土地域への通水式が水源池で挙式され、常葉川水系の水は山を越えて給水された。これまでに類をみない歴史的な快挙が成し遂げられたのである。

一方、大磯小磯地区は高所のため、加圧ポンプ場を設け給水する計画であったが、たまたま赤池長治の山林中より良質のわき水が得られたので、これを広域簡易水道の第二水源として、同地域に給水する工事が施工された。ほか五十及び五十一年度予算で丸畑配水池から分水し、大石・勝坂にも各配水池を設け、同地域及び一色地域への送配水管の敷設並びに下部地域への配水管工事が行われた。

昭和五十二年五月、各戸給水工事を除き、久那土簡易水道以来満五か年余、総工費計五億四、〇〇〇万円余を費して、県下にも類をみない規模の広域簡易水道は完成した。その建設経過の中では幾多の問題はあったが、これらを克服して、町の水道整備計画が大きく第一歩を踏み出したわけである。このことは用水に事欠き、不自由を忍んできた地域へ安全な飲用水を供給し、更に消火せんの設備等により住民の安心感をきたし、水道導入による衛生思想の向上等が大いに注目された。反面、山越えのためのポンプ施設や電気料金等の経費節減対策と併せ、加入者使用量の増加等の懸案事項も数多く、これらの解決に精力的に取り組む必要がある。

下部町広域簡易水道施設の概要

(一) 給水区域

給水区域を下部ブロック、久那土ブロックの二つに分け次の地域に給水を行なっている。

下部ブロック(上田原、一色、北川、市之瀬、常葉の内山、雨河内を除く常葉、古関の内丸畑の各部落)

久那土ブロック(大字三沢、車田、切房木、道、水船、芝草、樋田、熊沢、

大磯小磯の各部落)

(二) 給水人口、給水量

計画給水人口 五、一〇〇人
計画給水量一人一日平均給水量一五〇ℓ、一人一日最大給水量二〇〇ℓ。

(三) 水道施設

(イ) 水源 第一水源下部町常葉六九八番地の丸に集水井としてφ二〇〇mmの集水ヒューム管を二カ所埋設しその中心にそれぞれφ二〇〇mm H1125mのボーリングを行い取水を行っている。

第二水源下部町大磯小磯二二八番地の湧水を止水堤を設け取水している。

(ロ) 送水 第一水源集水井に設けられた取水ポンプにより取水された水は第一送水ポンプ所へ、第一送水ポンプ所より第一送水管SGPφ一五〇mmを経て下部配水池に送水、下部配水池より第二送水管、SGPφ一二五mmにより自然流下で第二送水ポンプ所に、第二送水ポンプ所よりポンプにより第三送水ポンプ所に、第三送水ポンプ所よりポンプにより丸畑配水池に送水し、丸畑配水池より自然流下により久那土配水池、勝坂配水池、大石配水池にそれぞれ送水している。

(ハ) 配水 下部配水池貯水量、二〇〇m³で配水方式は自然流下により給水区域三五八戸へ給水する。

丸畑配水池貯水量一四〇m³で配水方式は自然流下で九〇戸へ、また一部の七戸へはポンプの圧送により配水している。

久那土配水池貯水量二三六m³で配水方式は自然流下により久那土ブロックの五二〇戸へ給水している。

勝坂配水池貯水量七四m³で配水方式は自然流下により八四戸へ給水している。

大石配水池貯水量六二m³で配水方式は自然流下により五一戸給水している。

大磯配水池貯水量五八m³で配水方式は自然流下により三九戸に給水して

いる。

(二) 消化栓

地下単口式の六五mm 一七八基
アンゲルバルブの五〇mm 二〇基 計一九八基。

○システム

無線式遠隔監視制御システムは第一送水ポンプ所を中央監視制御所とし、第二送水ポンプ所を始めとし第三送水ポンプ所、下部配水池丸畑配水池を被監視制御所とする一方下部町役場を傍受警報所としこれら相互を無線回線で結ぶ集中監視制御設備です。

設備の機構は各所の計装設備、ポンプ設備と有機的に結合され設備の監視及び制御を合理的に行ない経済的な運用を実現する。

○機能

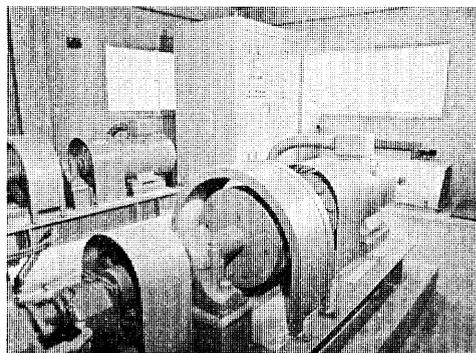
遠隔監視制御は各被監視制御所を五分毎に呼び出し測定データ、状態データ、警報データの収集を行ない、中央監視制御所に指示、表示すると共に必要に応じポンプの起動、停止の制御を行なう一方各所の測定データを傍受警報所に通報、警報が表示される。これらの機能は全て自動で昼夜繰返し行なわれている。

ポンプの運転は各配水池、ポンプ井の水位を一定とする水位一定制御方式を採用し溢水、濁水のない安定供給をしている。

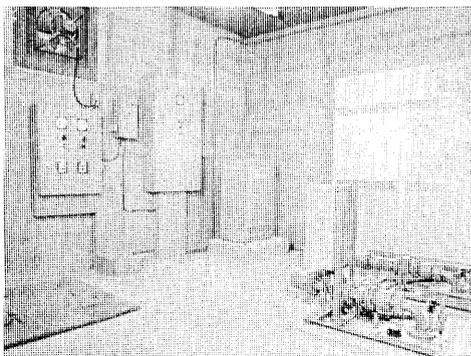
またこの無線回線を利用し各所との通話連絡ができる。

○遠隔監視制御設備方式規格

- 伝送路——70MHz帯単一無線回線
- システム構成——一対五集中方式
- 伝送方式——ポッピングデジタル方式
- 符号誤り検定——水平・垂直パリティ検定
- 精度——±1%



第2送水ポンプ、制御・計測設備（北川）



丸畑配水池ポンプ・制御・計測設備

四 広域簡易水道以後

三保地区には、昭和三十年代に久保、嶺の両簡易水道が建設されたが、その水質、水量共に不良で、保健所の水質検査でも幾度か指摘されてきた。たまたま市川大門町において、山保簡易水道が計画され、その経過の中で局面は展開していった。

市川大門町は、樋田川上流四尾連地内に水源を求め、四尾連ほか六部落への簡易水道を企画して、昭和四十七、八年度の完成をめざし、予算約五、〇〇〇万円をもって着工した。ほぼ完成する時点で、樋田川流域の人々が感知して、昭和四十八年十一月九日に急きよ「樋田川水利を守る会」を結成して、憂慮すべき問題へと発展した。この事態を重視した県民室長と市川土木出張所長が立会人として、昭和五十年十一月一日、下部町、市川大門町、樋田川水利を守る会の三者間において、「山保簡易水道に関する

ポンプ設備の概要

○第一水源及水中ポンプ設備

(取水ポンプ) ●水中ポンプ七・五KW×二台 揚水量 一・五m³/min×

二

●滅菌機用ポンプ一・五KW×二台 取水ポンプと連動運転

○第一送水ポンプ所ポンプ設備

(送水ポンプ) ●水中タービンポンプ

三七KW×三台 (内一台予備)

送水量 〇・八m³/min

×二

○第二送水ポンプ所及第三送水ポンプ所ポンプ設備

(送水ポンプ) ●多段タービンポンプ 五五KW×二台 (内一台予備)

送水量 〇・八m³/min フライホイール付

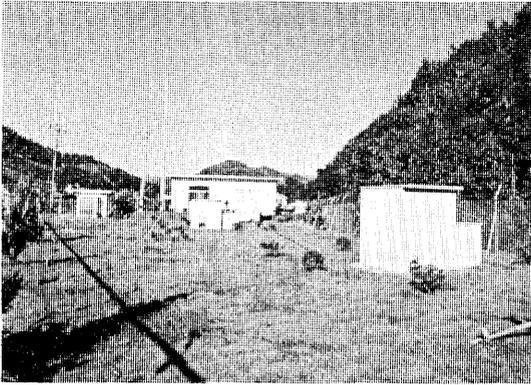
○丸畑配水池ポンプ圧送設備

(圧送ポンプ) ●圧力式自動給水ユニット×一台 (ポンプ予備機付)

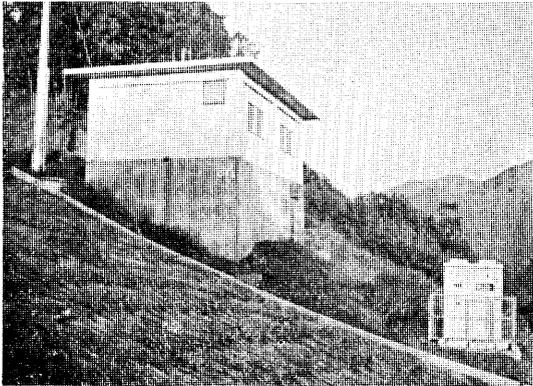
吐水量 〇・二m³/min

○第一・第二及第三ポンプ所は六KV受電

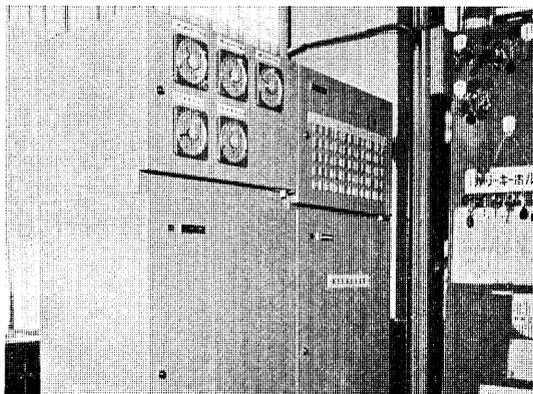
下部配水池、丸畑配水池は二〇〇V又は一〇〇V受電各ポンプ所、及配水池にはそれぞれに必要な制御設備、無線式遠隔監視制御装置と補機類とを具備している。



第1 水源及び水中ポンプ設備 (杉之木)



第3 ポンプ所全景 (横手)



下部町役場, 計測監視設備

る協定書」が締結された。

その中から関係条項を抜粋すれば

- 一、種田川上流にダムを建設する。
- 二、三保地区水道について
 - (1) 三保地区で実施する簡易水道の水源は、市川大門町の水道の堀切分水池より引用する。
 - (2) 水の代価は市川大門町で徴収しない。
 - (3) 水源池より下部町へ分譲する堀切分水池までのすべての経費は、市川大門町で負担する。
 - (4) 分譲を受ける堀切分水池より三保地区までの水道工事は、下部町において行う。
- 三、その他
 - (1) 現在山保七部落一日の給水量には一九〇トン以上取水しない。
 - (2) 三保地区への分水は、一日五〇トンとする。

この協定書に基づいて、三保簡易水道は昭和五十二年度事業として国庫の補助を受け、総事業費二、九七二万円をもって着工し、昭和五十二年度末に完成した。給水区域は、山家、嶺、久保の三部落、給水人口は二一六人で、消火せん一二基を備えている。

広域簡易水道の給水区域外の下部及び古閑地区には、昭和三十年の前半以前に整備された簡易水道、小規模水道施設が、わき水や表流水を水源として、住民に利用されてきた。

昭和五十二年四月、大月市の市営住宅に起きた病原性大腸菌による集団下痢症事故により、県下を一斉点検したところ、給水人口一〇一人以上の無認可水道施設が合計六四か所発見され本町も調査の結果、四施設が無認可水道として発見された。県からは、五十四年度までに改善のうえ認可を取るよう改善勧告がなされた。同時に行われた給水人口五〇人以上の小規模水道の調査では、七箇所あることが判明した。

県では、これを機会に、各町別に無認可、小規模水道を含めた統合整備

計画を樹立するため、保健所と町で現地調査をした結果、将来には町内の水道をブロックとし、計画的に整備統合を進めることとした。なお県では、大月市の事故を教訓として、発見された水道施設には、五十三年度に限り早急に塩素滅菌するための滅菌機の施設に特別な補助規則を制定し、特に補助率も二分の一として計上しているが、本町でも、小規模水道を含め計一三か所の滅菌機の設置を完了した。

このように広域、三保簡易水道は完成したものの、県と共に策定した統合整備計画の年次別推進、広域簡易水道の維持管理体制等、水道事業にかかわる諸案件について諮問するため、町では、昭和五十二年三月、条例で簡易水道運営審議会を設置した。議会、学識経験者等による委員会に、水道にかかわる諸般の事項を諮問し意見を求めて、事業の推進をはかっている。この制度により、町民の意識の反映、体系的な水道施設の整備計画の実施が期待されている。

第四節 環境衛生

一 戦前の環境衛生と衛生組合

公衆衛生活動の基礎的な分野で、住民の協力を得ながら、健康で明るい生活を営むための生活環境をよりよくする行政の分野である。具体的な取り組みとしては、清浄な上水を供給し、ごみや下水は速かに排除し、伝染病を媒介し健全な生活に害を及ぼすネズミ、ハエ、蚊等の媒体を駆除して、地域の衛生環境を保持するほか、旅館、飲食店、理容美容所等の衛生基準の保持等である。昭和三十年代後半からの経済の高度成長に伴って発生した水質汚濁、大気汚染等、いわゆる公害防止活動も特に重要な課題であることはもちろんである。

明治維新以来の国や県の行政は、当時大流行したコレラ、赤痢等の防疫対策と医療体系策定に全精力を傾注していたが、明治二十年ころ、その流行が一段落したのを機会に、政府の医制面での諮問機関である中央衛生会

が上下水道の必要性を建議した。

このことは当時の衛生局年報に「二十一年二年ニ至リテハ伝染病ノ流行ヲ免レ 一般平穩無事ヲ保チシカバ前年ノ識想ハ此間ヲ以テ発達シ即チ衛生工事ノ必要初テ社会ニ是認サレ国家百年ノ長計此ニ其端緒ヲ啓発スルノ好機ヲ得タリ」と上下水道工事の早期着手の必要性を認め、更に「一時ニ之(上下水道の敷設)ヲ挙行スルコト能ハザルノ事情アリトセバ寧ロ上水供給ヲ以テ先着トセザルヲ得ズ」とあり、まず上水すなわち水道優先を決定し、二十三年の水道条例の公布施行となつて現れた。「下水道法」が公布されたのは一〇年後の三十三年で、その影響は今日にまで及んでいる。また、同じ年に「汚物掃除法」が制定され清掃の徹底と指定都市におけるごみ、し尿収集が規定された。

このころ、我が国に初めてペスト患者が発生し、これを媒介するネズミ駆除が「家ネズミ駆除の件」(明治三十二年内務省訓令)により新たに始められた。ネズミ族駆除は、汚物掃除法による大掃除の実施とともに「ねこいらず」等の黄りん製剤により、各地の衛生組合の事業活動として実施された。

その後腸チフスの大流行の際は、ハエがその媒介をするものとし、これに蚊も含めて、伝染病予防法が改正され、名称も「ネズミ族昆虫駆除」と改められた。伝染病予防の一環として、伝染病発生時の患者の隔離や防疫活動とは別に、平常時の衛生組合の任務として、大掃除等の実施とともに主要な事業であり活動であった。

二 戦後の環境衛生と蚊、ハエの駆除活動

終戦とともに進駐軍命令により、従来の官制衛生組合は解散させられたが、戦後の大混乱のなかで各地に発生したコレラ、赤痢、発しんチフス等の防疫に、各地の人々は自主的に参加協力してきた。やがて、すすんで皆の協力で地域を清潔にし、今まで長い間悩まされてきた蚊やハエを、伝染病予防から一歩進んで、積極的に駆除して、住みよい快適な生活しよう



ネズミ駆除対策

とする運動が全国的に盛り上がりつつあった。

昭和二十四年、厚生省は「ハエなし村」運動を提唱した。今までは夏に蚊やハエは付き物とあきらめきっていたのが、全域一斉に発生源対策を講じ、共同で定期的な消毒防除の結果、蚊やハエは目に見えて減ってきた。何よりも、ノミが全くなくなった等の地区を先進地として、これらの地区をモデルに、次々と「ハエなし村」は広がっていった。昔はノミによって、男女共下着が点々と汚れていたものだが、それも全くなくなり、安眠できるので、老人達は夢のようだとまで言うようになった。この活動は昭和二十八年度からは厚生大臣及び毎日新聞社により、毎年数地区が環境衛生改善模範地区として選ばれ、全国表彰されるまでに至った。

三 本町における環境衛生

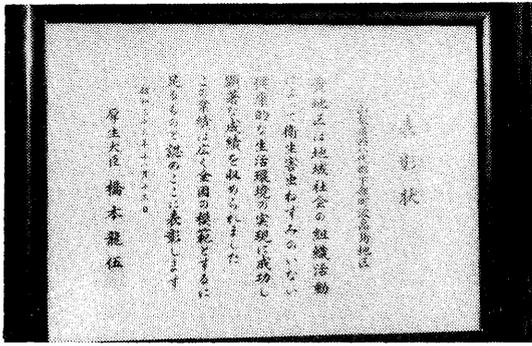
本町においても、二十七年ころから、久那土村婦人会が身延保健所と定例的にネズミ駆除を実施して相当な効果を収め、また、旧下部町長塩においては、保健所と協力して蚊やハエの駆除に取り組んできた。なかでも旧下部町波高島における、蚊とハエの駆除を中心とした保健衛生全般にわたる活動は、本町はもちろん全国的に著名であった。この地域も、ご多分に漏れず赤痢患者による痛ましい事例があり、これを他山の石として、再び患者を出さないための住民活動が開始された。昭和二十七年、佐野喜光が地区衛生組織である保健衛生組合長に就任してから、活動が本格的になつ

た。その事業としては、

- (一) 国民健康保険への協力
- (二) 蚊、ハエ、ノミの撲滅、寄生虫の駆除
- (三) 住居、特に炊事場・便所等の設備改善
- (四) 伝染病予防のための消毒
- (五) 健康診断への協力
- (六) ラジオ体操の普及
- (七) 設備改善の財源を目的とした無尽会の設置
- (八) その他必要と認める事業

と、非常に大きなものがあり、全戸義務加入制となっているのが特徴である。しかし、当初はいろいろと困難な点もあったので、保健所と協力して、当時まん延していた寄生虫の検便、集団駆除から始めた。これに映画会の開催などにより、逐次蚊とハエ駆除事業を取り入れ、蚊やハエの発生源の除去、定期的な殺虫剤の共同噴霧、毎月十五日の清掃の日の実施等を行った。また、保健所員と組合役員が班を作り、各戸の点検をするまでになり、ついには便所周辺や下水のみぞをコンクリート化した。その資金には、衛生無尽を作り、必要度の高い人からそれをおとして相互に利用しあった。この成果は、保健所

厚生大臣からの表彰状



長及び県知事表彰に輝いたばかりでなく、昭和三十三年十一月には、東京の毎日新聞本社において、第六回環境衛生改善模範地区全国表彰として厚生大臣及び毎日新聞社長から表彰された。また佐野保健衛生組合長

は、昭和三十四年の全国環境衛生大会の席上、厚生大臣から感謝状を贈呈されている。

固定焼却炉の設置

この活動は波高島地区だけでなく、温泉地を含む旧下部全域に広がり、成果をあげてきた。この運動が厚生省に認められ、各戸から発生するゴミの焼却炉建設の国庫補助として実現された。昭和三十二年、常葉出口屋形沢四一六六地内(約二畝)に、国庫県費及び町費(決算額三十三年度九二九、六八一円 内国県費四一三、三三三円)による焼却炉が設置され、小型の固定炉ではあったが、下部温泉郷及び常葉地内のゴミ処理に十数年にわたり利用された。本補助制度は今回一回限りだけであった。また、この施設はもちろん峡南地方最初の焼却場であった。一日処理量三トンと小型の上、処理効率も悪く、後半は煙の害により地元住民を悩ました。やがてこれが峡南衛生組合のゴミ焼却炉にまで発展することになる。

波高島地区では、蚊等の発生防止に必要な資金は、地域で無尽会等により相互に融資しあってこれに充てていたが、昭和四十三年、町では地域で実施する共同排水こう等の事業に町費で補助金を交付するようになり、大炊平、その他の地域で利用され、環境の美化に成果をあげている。

下部温泉は、往古より武田信玄公の隠し湯として知られているが、地域が狭いため集会場や駐車場等の付帯設備がなく、せっかくの温泉も十分利用できないうらみがあつた。厚生省の温泉利用の方法として、国民保養温泉地の指定制があつたので、地元、町及び県一体となって運動した結果、昭和三十一年、第三回の指定地として、雲仙とともに保養温泉地の指定がなされた。そのおかげで全国に紹介されるほか、国県費の補助により、慈照院前の駐車場や温泉会館、これに付帯するプール等が整備されて今日に至っている。

国民保養温泉地の指定や経済成長によるレジャーブームにより、利用客はふえつつあるが、これに比例するように下部川の汚染が目立ってきた。

汚染源の主なものは、各旅館や家庭の台所等からの雑排水とか、ほとんど各戸に設けられたし尿浄化槽からの放流水であった。地域の人々は、河川の清掃を定期的の実施するなどの努力を続けてきた。昭和四十九年十二月、一日排水量五〇立方メートル以上の旅館に水質汚濁防止法が適用され、台所や風呂などの排水の処理が義務づけられた。更に昭和五十年四月、大部分の旅館にも、県公害防止条例の上乗せ規程が適用され、排水はより以上の浄化放流が課せられたので、各旅館共施設・設備の改善が施され、五十四年四月にはすべての旅館の污水処理施設が整備された。これらの排水量の多い旅館の放流水の規制により、下部川の汚染はある程度歯止めがされるものと考えられるが、下部川の清流を守るためには、残余の旅館・店舗等を含めた地域全体の下水道の施設こそどうしても整備されなければならぬ。

町もこれを受けて、特別環境保全地域下水道として整備計画を樹立し、事業の推進をはかっているが、総額二〇億円とも予測される大きな事業で、入湯税の還元、流域下水道への変更等あらゆる角度から検討して一日も早い実現が望まれる。

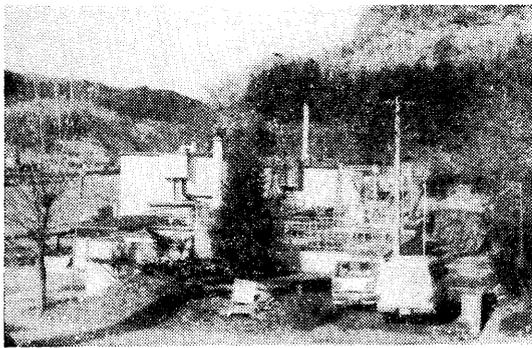
戦後三十余年を経過して、経済成長による生活水準の向上と衛生思想の普及により、かつては伝染病の媒介者とされたハエや蚊も問題にならないほど減少し、ノミにいたっては、その存在を知らない年代がいるほどになった。老人が昔と比べて夢のようだと言うが、戦前の状態を知っている人なら全くうなずけるに違いない。しかし、今も昔も変わらず夜間に横行しているのはネズミとゴキブリである。ネズミは、その種類もクマネズミから大型のドブネズミに移り変わり、その被害は相当な額になるものと思われる。また、ゴキブリもネズミに劣らぬ繁殖ぶり、住宅の改善、そして冬期の暖房の普及によって、生活環境もよくなり、ネズミ以上の増加ぶりである。ネズミやゴキブリは夜行性のためか、また生息していても体面上言わないのか、とにかくハエや蚊は目くじら立てて追い回すのに、どうし

てネズミとゴキブリには寛大なのか。伝染病菌の媒介者として、今までもそして今後も立て役者であることは間違いない。今後地域住民が協力しあひ、夜の悪者を退治すべきである。

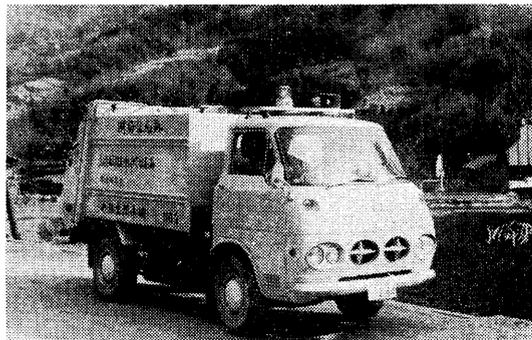
四 峡南衛生組合による諸施設

(1) し尿処理

し尿は戦前はもちろん、戦後も昭和三十五年前半は貴重な肥料であった。その後一応の経済安定に伴い、衛生思想も向上したり科学肥料も普及し、又都市化が進むにつれて農村にも機械力が導入されるようになると、一転してし尿は邪魔もの扱いにされその処理に悩むようになった。特に市街地化した地域程深刻で、三十五、六年頃は衛生車が本町の山間地に不法投棄することも再三繰返されたが、汲み取ったし尿を処理する施設がない



峡南衛生組合



ごみ収集車

ので、不法投棄に近い流れも見えぬふりをしなければならぬ事もあり、し尿処理場の建設は焦眉の急の事態であった。国は昭和二十九年、明治以来の「汚物掃除法」に変わり、新たに「清掃法」を制定して「ごみ」「し尿」の処理を含む清掃事業を市町村の責任とし、新しい処理体系を作った。また処理施設の建設にも国庫補助制度が定められ、近県のあちこちにも処理場が建設されるようになった。時期は到来したのである。

昭和三十八年、同様にし尿処理に悩む六郷、中富、下部の三町が話し合い、期せずして共同処理に合意した。この話し合いを糸口に処理場の設置場所の選定、先進地の視察等も行われたが、これらには身延保健所も積極的に協力を惜しまなかった。こうして三十八年十二月、三町でし尿処理のための一部事務組合を認可申請し、翌三十九年二月認可された。一方処理場建設の国庫補助金の交付決定も厚生省からあり、同年十月六郷町鴨狩津向花貝會里地内に三機工業㈱により施工され、四十年十一月完成した。処理能力は二〇キロリッター、処理方式は一次処理が嫌気性消化方式、二次処理は高速散水炉床方式で総事業費は四、五四一円で、国庫補助金、県費補助金、起債及び各町の負担金で充たされた。今日でも各種施設の中でもいわゆる迷惑施設といわれるし尿ごみ処理場の建設場所は必ずといってよい程反対運動がつきまとうが、幸い峡南衛生組合にはこのような反対はなく、地域の理解が何よりこのようなスムーズの着工となったわけで、またそのために折衝に当たった当局の誠意にもよるものであった。

こうして地域と行政の協力によって施設は運転を開始したが、当初は自家処理が多く投入量もそのため少なく先行きが心配されたが、次第に投入量も増加してきた。四十四年身延町が組合加入してからは処理能力の不足が急速に認められ、又とかく臭気の問題のあった二次処理施設の改善も含め、昭和四十六年十二月着工、総工費七、七五〇万円を要して翌四十七年九月三十日竣工した。

この処理施設は、日量四〇キロリットルのし尿処理が可能であり摂氏三十一三七度に保持した消化槽の中で約三〇日間嫌気性菌の繁殖による醗酵

消化を行ない、消化済みのし尿は二次処理設備に清水と最終沈でん槽から返送された汚でいと希釈混合され、適当な濃度に整い曝気そうにはいり好気性細菌の生活作用により浄化が行われ、更に最終沈でん槽で浮遊物を沈でんさせた後塩素滅菌を施して放流している。この一連の処理により放流水のBOD値が規制され、清掃法規定の各種基準に合うようにされる。消化汚でい、余剰汚でい等は機能を害さない範囲で引き出し、遠心分離機で脱水分離させて処分している。

また消化槽で醗酵分解により生成されたメタンを主成分とするガスは脱硫後、加温用ボイラーの主燃料として利用している。

(2) ごみ処理

生活水準の向上に伴い各種のごみは年々増加の一途をたどり、特に昭和四十年代後半の使い捨ては美德などという企業やマスコミの悪宣伝以来ごみは更にふえ続け、厚生省の試算では一日一人当たり平均一・二キログラムのごみが排出されるという。本町には下部温泉もあり多量のごみが排出される外一般家庭のごみ処理のため常葉出口の焼却炉で焼却してきたが、温泉地からのごみは水分の多い厨芥が多く焼却が困難で、又ごみの量も多いため野焼に等しいような状態になり、煙、臭気、はえ等による苦情はあったが外に方法がないので止むなく同地での処理を継続せざるを得なかった。たまたまその時峡南衛生組合のし尿処理施設が完成し運転を開始したので、ごみ処理もし尿処理と同様峡南衛生組合で共同処理することが昭和四十四年九月の組合議会で議決され、四十五年度事業として建設を予定したが身延町が同組合に加入したため計画は再検討され、改めて四十五年変更計画を決定した。その計画処理人口は二万三、〇〇〇人、一日当たりの処理量を二〇トンとした。国庫補助金の交付決定を受け、工事はし尿処理と同じ三機工業㈱の手により、し尿処理施設に隣接した六郷町鴨狩津向地内に地盤造成工事を始めたところ、軟弱な地盤のため建設不能となり、急拠小川を隔てた中富町下田原花草里地内に用地を求め、鋭意工事を進め

結果同四十六年六月工事の竣工を見た。総工費は四、〇五〇万円を要した。処理方式は機械化バッチ方式で各一〇トンの炉が二基並び、上部の投入口は二重式で一つの戸が開いても一方は必ずしまり事故の防止をはかっている。又燃焼を助けるためのバーナーによる助燃設備、高さ三五メートルの煙突より飛散する灰じんを落すための水洗式の洗煙設備、焼却残灰を取り出す灰バンカー等の設備があり、更にごみを収集する収集車四台を配置している。収集処理は一貫して衛生組合の直営によって行われ、その後加入した早川町を含め収集するステーション六二一か所（うち本町内一四五か所）を市街地等ごみの排出量の多い所を重点に計画的に収集処理を行い市街地の美化に大きく貢献している。

ごみ廃棄物につきものの燃えないごみ、つまり割れた陶器類、からになったびん類、そして缶ジュースや缶詰のからになったものなど今まではどの家庭でも家の周囲に無雑作にころがっていたものである。こういうものが処分されたらと思つた人は多かつたに違いない。が山梨県では近県にさがけてこの各家庭で困つている不燃性ごみ（略して不燃物ともいう）の処理に乗り出し、県費の特別助成で地域や、県内をきれいにと不燃物処理施設の県費補助の規則を設けた。いち早く峡南衛生組合でもこの規則による助成を受け、ガラス類、ビン類の破砕機、あき缶類のプレス機及び収集車二台の整備をし、可燃性ごみ同様組合の直営により各ステーションを毎月、前半をあき缶類、後半をビン類の収集に日程を当てており、おかげで各家庭の周辺は非常にきれいになり地域住民に喜ばれている。

ごみ処理についての問題としては稼動以来十年近い現焼却炉の更新と、一〇%近い焼却残灰類、破砕したからびん類の埋立地、更にごみの水切りの徹底等によるいわゆる燃えやすくするための利用者、つまり住民の協力をまつ等の諸問題である。

(3) 火葬場

往時は死者を葬るには土葬が主体で火葬は寺院等で一部行われていたに

すぎなかつた。明治六年には火葬を禁止する太政官布告も出されたが、同八年には解除になった。火葬されたのは伝染病による死者のみであつた。

火葬件数

(昭和55・31現在)

| 年度 | 町別 | | | | | | | 計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|---|
| | 六郷町 | 下部町 | 中富町 | 身延町 | 早川町 | 管外 | | |
| 昭 | 五 | 五 | 五 | 七 | 〇 | 四 | 二五 | |
| 三 | 三 | 三 | 六 | 八 | 六 | 七 | 二九 | |
| 四 | 三 | 三 | 九 | 二二 | 三 | 九 | 二九 | |
| 五 | 三 | 五 | 七 | 七 | 七 | 七 | 二九 | |
| 六 | 三 | 七 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 九 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 〇 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 一 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 二 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 三 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 四 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 五 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 六 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 七 | 三 | 六 | 八 | 五 | 六 | 二 | 二六 | |
| 八 | 三 | 六 | 八 | | | | | |

も付属し地域の人に利用されてきたが、同四十四年身延町の組合加入により更に一炉増設して現在に至っている。

火葬場及び霊柩車の整備により、現在では特殊事情か余程の山間地以外は火葬が通常化し、葬儀の簡略化又衛生化に寄与しているところ大である。昭和四十七年以降の火葬の数は前表のとおりである。

五 し尿浄化槽

戦後のし尿は、肥料としての有価物から一転して、農家からさえやっ介物扱いをされるいわゆる廃棄物となり、幾多の経過と努力を経て処理施設も完備し、衛生上無害化して放流されるようになった。環境保全上喜ばしいことであったが、わが国古来よりの汲取便所の臭気からは逃避できなかった。ところが昭和二十五年の建築基準法、二十九年の清掃法の制定により従来に経済成長による生活水準の向上により脚光を浴びるようになってきた。

水道の普及がこれに更に更に拍車をかける形となり、本町においても昭和三十一年当初ころから下部温泉の旅館街を中心に普及し、逐次個人住宅に移行していった。本町におけるし尿浄化槽設置の第一号は三沢の深沢寿男で、昭和三十一年一月二十七日の設置届出で型式はOM式三〇人槽で、現在の基準法ではおよそ一〇人槽である。当時の浄化槽は米式と呼ばれる腐敗型の現場施工の浄化槽で、設計施工とも開発途上で手さぐりの状態であり、まして維持管理などはどこ吹く風であった。四十年代にはいりばっ気型が発売され、家電メーカーがお手のものの宣伝で売り込み、一般住宅でも都市部では新築の場合は浄化槽が常識化し、設置数はメーカーや施行業者の増加に比例してふえていった。しかし維持管理は不十分で、そのため浄化槽による河川の汚染は公害工場等のたれ流しと水質汚染の双壁とまで言われるようになった。

昭和五十年代にはいり国・県共に地域の苦情もあり等閑視できず、国においては廃棄物処理法、県においても浄化槽指導要項を施行、ようやく維

持管理対策に乗り出した。町もこの行政に呼応して、身延保健所と共に五十二年春以来町内で数回にわたり浄化槽の設置者を集めて、使用上、維持管理の講習会を開き、保健所等から講師を迎えて理解を求めた上で、設置者による自主管理体制の設立をはかり、古閑・久那土・下部・湯町の四地区にそれぞれ維持管理組合の結成をみた。なお四地区の組合の連合組合もでき、会長には赤池信一が選出されるに至った。

ここに一つの転機を迎えたのである。かつての「蚊とはえのいない生活」実践運動のように、各人が浄化槽に注意し、臭気や水質汚染で周囲の人々に迷惑をかけないよう、そして「川をきれいにしよう」とするこの運動は、設置者としては義務として法令により規制されてはいるが、先ず環境浄化は自分の意識と努力からという自主性によってのみ果たし得られるものである。

本町におけるし尿浄化槽
の設置数(身延保健所調)

| 年 度 | 設置数 | 累 計 |
|-------|-----|-----|
| 昭32年度 | 1 | 1 |
| 33 | 9 | 10 |
| 34 | 3 | 13 |
| 35 | 3 | 16 |
| 36 | 0 | 16 |
| 37 | 5 | 21 |
| 38 | 7 | 28 |
| 39 | 8 | 36 |
| 40 | 0 | 36 |
| 41 | 2 | 38 |
| 42 | 6 | 44 |
| 43 | 6 | 50 |
| 44 | 4 | 54 |
| 45 | 17 | 108 |
| 46 | 0 | 108 |
| 47 | 12 | 120 |
| 48 | 21 | 141 |
| 49 | 29 | 170 |
| 50 | 39 | 209 |
| 51 | 53 | 262 |
| 52 | 105 | 367 |
| 53 | 60 | 427 |
| 54 | 26 | 453 |

六 今後の環境保全

昭和三十年代の後半から四十年後半にかけての高度経済成長に続く列島改造等により、そのひずみとして全国各地に大気汚染や水質汚濁による四日市ぜんそく、水俣病、イタイイタイ病等の公害問題が発生し、痛ましい数多くの犠牲者や被害者を出した。遅ればせながら国は公害基本法等公害関係法を整備して公害の発生防止に努力している。本町においては大気汚染関係ではボイラー等が三か所、騒音関係ではその特定施設が二か所、更

に水質関係ではクリーニング所が数か所のみ規制の対象であった。しかし昭和四十九年十二月下部温泉を含む一日排水量五〇立方メートル以上の旅館の排水が、水質汚濁防止法による規制対象となり計七軒の旅館において処理施設を一応整備したが、五十三年山梨県公害防止条例により、一日排水量四九立方メートル二〇立方メートルの旅館は義務制、その他の旅館も排水処理施設の設定を整備することとなった。他方一般家庭におけるし尿浄化槽の急増による河川の水質汚濁、更にはすでに身延町では要網化された水質汚濁の一本の柱、すなわち一般家庭の生活排水による河川の汚濁や種々の重要な課題を町行政は負荷されている。

このような諸問題に対応し、町では「魚の住めるきれいな川を守れ」を合言葉に昨今からその対策を進めてきたが、中でも特に最近有リン合成洗剤をやめ、河川環境を整備するための推進協議会設立にむけて公害対策審議会を中心に準備をすすめてきた。その結果五十五年四月二十二日「下部町河川環境整備推進協議会」が設立された。有リン洗剤の追放運動は今や全国的なものとなっているが、本町においては「汚れてからでは遅すぎる、きれいなうちに対策を」をモットーにこの運動に取り組むことになり、各組織から選出された役員を中心に総勢二八二名で組織された。なお事業については次のことが決定された。

- 一、有リン合成洗剤追放運動に関する事
 - 二、下水放流先の整備推進に関する事
 - 三、ゴミの不法投棄防止運動に関する事
 - 四、広報に関する事
 - 五、各関係機関との連絡調整に関する事
 - 六、その他の目的達成
- いづれにしても我々ひとりひとりがこれらの主旨をよく認識し、このような運動を盛り上げて実行にうつし、環境の保全に努めていくべきではなからうか。

第五節 保健衛生と医療機関

一 明治以前の医療機関

本町における伝染病流行の記録としては、文明九（一四七七）年、「痘瘡大流行小童の死者大半なり」又同十三年及び長享二（一四八八）年にも「疫病大流行し死者数知れず」とあり天然痘が古くから大流行し、多くの人命が失われたことがわかる。降って大永三（一五二三）年、享祿四（一五三二）年にも「天然痘大流行死者多数」とある。又明和五（一五六八）年八坂村諏訪大明社に痘瘡の心願により鳥居を寄進した記録も見られる。

神送り定書之事

- 一、疫癘天行候節神送り致候ハ、煩候もの疔両人も有之ハ見合快気致候節其最寄々々ニて煩候ものと煩不申候者相談之上可願出候さかんなる内は人々ニ神力を取神送り無用の事
 - 一、煩候もの疫病にては無之疔と申而神與家内へ不入者も是迄ハ有之候以来は粗切に相談いたし不隠神與可入申事
 - 一、神與入候儀ハ病者より願次第二可致事
 - 一、引どりの節家の内へ入候人々は神主様共六斎衆中興かつき其外疔両人可入事
 - 一、病家にて悪騒いたし検失等出来不致候様相慎可申事
 - 一、家別疔人宛罷出勿論紙はたき疔本ずつ持参いたし宮の境内迄相越可申事
 - 一、神酒之儀式樽つつ取可申候 其外入用は神主より差図次第二可致候尤疫病除之御札家別御引可被下事
- 右之通此度相談を以相極候に付五人組頭連明いたし定置申所仍如件
- 明和九年辰 三月

三沢村組頭

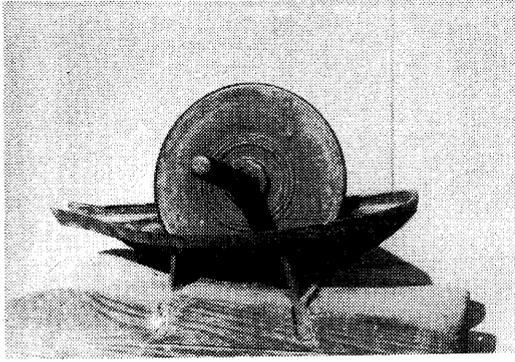
奥之丞 印

外二十五人（省略）

その意は、疫病が流行している間に神送りをすると、神力を失って病氣もなおりにくいので、全員が全快してから最寄最寄でよく相談の上申し出ること、病氣は隠し置かず神輿を家の中へ入れて疫神を送り出すようにしよう、但し家の中へはいる人は少数に制限して、神主や六斎の指図に従い、決して悪騒ぎなどしないように心がけ、一軒から一名紙旗を持って参加し、お宮で御祈禱の上神主を先頭にしておくり出します。その時疫病除けのお札は各家にお配りします。

当時は「流行病は疫神のなせるわざ」と信じており、流行時の不安動揺ははなはだしく、神送りをすることによって再び疫病が流行することはないと信じて、各村ごとに多額の費用をかけて行い、お札は玄関などに大切にいられたことであろう。疫病の流行が疫神の仕業であり、病氣をなおすのもまた神の力にすがらなければならなかった当時のことである。

大正五年山梨県志編さん久那土村資料によれば、



薬研（やけん）

「古来大熱病『コレラ』等の流行の際神送りにテ杉輿ヲ昇キ 拭取ヲナシ鐘太鼓ニテ村境マデ送出シタルコトアリ。明治十五年、『コレラ』流行ノ際ハ村ノ出入口ヘ柵ヲ結ヒ 通行ヲ防ゲ且鉄砲ヲ発シテ 疫病神ノ入来ヲ威シタルコトアリ」とありまた共和村資料には

「古来疫病ノ流行セル時ハ 疫病神ヲ送ルトテ、杉輿鐘太鼓ヲ打鳴ラシテ村境ヘ送り出シ 又神社寺院ニ集リテ念仏題目ヲ唱ヘタリ 明治十五年ノ虎列刺病大流行ノ時ノ如キハ 村ノ入口出口ニ消毒薬及鉄砲ヲ備ヘ付ケテ通行人ヲ威シタルコトアリ」

更に同富里村資料では「古来疫病ノ流行セル時ハ神送り・杉輿・拭取・鐘・太鼓等ノ行ヒ方ハ他ノ町村ト同様ナリ」と言い、同資料古関村の項では「古来悪疫流行ノ際ハ疫病神ヲ送ルトテ杉葉輿ヲ造リ、白紙ニテ病人ノ全身ヲ拭取リタルヲソレニ入レ村境迄送りテ捨テタリ」とあるを見れば当時各町村とも同じような事をしていた事がわかり人知の発達していなかった当時の有様が偲ばれて今昔の感に堪えないものがある。

また役所の権力、神の威力で疫病神を退散させようと考え、疫病神退散状の高札を掲げた例もある。

除疫神

普天之下 率土之濱 無不有聖王之民
 汝疫神 謹而速可去 不去者奏牛頭天王以
 王兵征罪之可及御沙汰もの也

文久元酉 市川

年四月 御役所

法度定

「今般当国」統疱瘡祝儀之儀去子年之儀者村々難取統段御願申上候程之年柄殊ニ当丑之儀モ畑共早損ニ付右祝之儀左ニ儉約可致事

一、疱瘡棚上、棚下ゲ之儀家内限り相祝 村内ハ勿論他村親類等ニ至迄呼振舞ハ不及申菓子紅粉絵等取遣り決而致間敷事

右は御役所様より費之儀御差留之趣被仰付三郡一統申合も有之依之前書之通り儉約取究候上ハ聊違変仕間敷候仍村一同連印差出申所如件

文化十四年丑

八月 三沢村

伝兵衛

外百六十六人

いかにも非科学的に思えてならないこれらの行事や法度も、医師が少なく又その医師は一部の人にしか用のなかつた当時の多くのの人々にとって、精一杯の対応策であつたと思われる。

しかし西洋医学は次第にその効を現し、明治元年三月には西洋医学という新たな時代を迎えた。そして古代からの最も恐れられてきた天然痘予防としての種痘を初め、コレラ等幾多の伝染病に遭遇しながらも、西洋医学の輸入によって徐々に予防法が確立されてきたのである。

明治年代になると旧時代のような非科学的な法度等もある程度筋の通ったものになり、取り締りの中にも指導性が見受けられるようになった。

「種痘の義ハ御布告もありし通り済生の良法なるに世俗の浮説を信じ兎角等困を以なし置き候事も有之殊に偏鄙の在にては甲府町種痘所迄の遠きを厭ひ遂に時宜を失い又は唐医直親の業猥りに未熟の術を施し且眞仮鑑定を誤里候儀も往々有之懸法の致に付今般に便宜の地に種痘出張所越設け最寄り村を配当し普く行届候様為致度生児七十五日より百日の間に急度願出種痘可請猶種痘児次の期日には無違連来り診察鑑定可請事 但し最寄村之役人兼而種痘前之小児を取調置き其筋世話方役人に申出期日には急度種痘所に為連可申右種痘義付其位某村々之義市川大門村種痘出張所に罷成種痘可請候此回状早々に順達従留村回送相成可もの也
辛未 四月 (明治四年)

甲府県庁

右之他種痘出張所取定候上は勝手種痘不相成事

八代郡市川大門村

医師 村松寛有自宅

当四月種痘日

二日、八日、初日、廿一日、廿六日、七日目毎と心得べし但し当日種痘期五

ツ時より九ツ時迄当日晴雨に不抱候事

右組合村七人役

幕末期江戸に開設された種痘所における天然痘予防のための種痘が維新と共に全国に普及し、生後七十五日から百日までの小児に接種し非常に効果は上がったが、なおこれに応ぜられない者のために出張接種し住民の便宜をはかる外種痘の完全実施に努力していることがわかる。

次の文書の一つは、本町の医師深沢玄益、内藤宗益が、庶民の医療の万

全を期するために提出した施薬院建設の建議書であり、他は医師の倫理とか治療方法・治療者などについての医学会としての決定事項である。

乍恐以書付奉願上候

一、今般被為在復古為朝廷之御一新御制度趣万民奉而難有奉存候 然所方今諸品高値ニ付万民誠ニ困窮之折柄 疾病日ニ流行 倒者多分有之 雖不能救依之同盟之医師等 右申談候へ共 手立之義故万事行届兼候ニ付何卒御上様之御慈悲 國中江施薬所造立被仰付被下置候 様奉願上候 右之段御決定ニ相成候へ者 窮民驟寡孤独之族員御施薬 自然病臥至死者少く 諸民強盛ニ而 御年貢上納丹誠仕候へハ 国栄と難有奉存候 尤施薬所入用之儀者 御上様之御失墜ニ不相成様仕 國中江入用銀郡中銀同様御取立被仰付被下置候ハ、 國中一同万民撫育之義与難有上納可仕候 右上納金ニ而施薬所万端入用御下ケ被下置候ハ者 永く施薬所諸事行届可申与 乍恐奉存候 何卒格別之以御慈悲ヲ御聞届被下置候へバ 救民之一助広太之御厚恩と難有奉存 以上
慶応四年

辰八月 当国河内領

医覚会 年行事

深 沢 玄益

内 藤 宗益

御参謀

御付属方

国民窮乏の折病は日に流行して倒れる者が多く救うこともできない御上様の御慈悲で施薬所を建ててほしいという歎願書である。医者が少いのみならず交通が極めて不便な本町の、庶民の生活がしのばれる

◎ 医学会定書 慶応元年乙丑年

- 一、御制禁之毒葉調合者不及申 怪敷療治仕間敷事
- 一、僧俗巫等 誑惱家医療之効響 仕候族有之者 其筋可相尋 若亦及諍論誼者趣意相糾 難捨置儀於有之者 遂懸合失墜入用同盟中ニ而割合可申事
- 一、件之類族ヲ致信仰同盟致誹謗候病家者立入申間敷事

- 一、不知行衛潔泊之医業不致 吹挙 勿論住所不定之輩矣 对療仕間敷事
- 一、件之輩 居住相定り同盟之中誰人之門下誰人之吹挙与事実盟敷ニ候上者加会旨之一同医学研 聘 仕 深切ニ对療可致事
- 一、省前医治療相頼候 患者等有之者 其旨趣相頼前医之添書有之迄ニ仕り其上立入可申 猥ニ欺前医恣ニ治療仕間敷事
- 一、闊僻喧嘩等ニ而及刃傷 打擲候 御 検使療治被仰付候節 賄賂ニ欺り依怙鼠肩之言上 仕 間敷事
- 一、天然之勢ニ候 敷 近年藥品并諸物高価ニ相成 一同迷惑仕 通例之配劑一貼ニ付文限壹 匁位之積ヲ以可受之 勿論格外高価之配劑者醫師与病家与相談ヲ以可調合致事
- 一、足料之儀者 隣村者格別 余者一里金五拾疋之積ヲ以可受之事 (一疋は一〇文)

- 一、病家ニ溜泊之儀者相成丈不宿 仕 尤病家之依頼ニ溜泊仕り候者 其由ヲ以謝儀可受之事
 - 一、病家ニ而馳走簡間敷應決可断 不時之飲食是又可断事
 - 一、鰥寡孤独 或窮乏之者 治療相頼候者 無宿之患者ハ格別有宿之患者ハ組合親類ニ申談挿 慈仁可診之事
 - 一、義ヲ致失都返酬謝儀及怠慢 候 病家者錦々調之上小冊ニ記シ会合節相互取替置右怠慢之族頼来候者 先謝為致其可立入 尤一同村内 (以下不明)
- 最後までわからないのが遺憾であるが、この定書は医学会の決定事項で、対療の仕方・対療者往診料その他医師の倫理観がうかがえる。

本町においては竹之島に曾谷祐貞医師(明治四十年九月二十一日亡)があつて、嘉永、安政のころから医業を営み、村医制度制定後は富里村村医として長い間医療につくされた。大正五年山梨県志編纂資料によれば「曾谷祐貞数代医家として」とある。また一色には内藤宗碩(安政六年十二月二十一日亡) 医師が文政のころから医業を開業、その子宗益(明治二十四年二月二十八日亡) も父の志を継ぎ、医師として江戸末期から明治にかけて大いに活躍された。

久那土地区においては大道に深沢宗達(文化十四年亡) 宗碩(享和三年亡)

の親子の医師があつて、天明年間から文化年間にかけて医業を開き近郷のために尽力した。なお宗達の子宗甫は沼津の城主水野出羽守の家中で、医道勤役であつた。また深沢玄益の医家では江戸時代長い間医業を営んでいたものと思われる。

二 明治以後の医療機関

種痘の実施や病気の治療に当たる医師は、医学の大きな変動期を迎えたにもかかわらず旧来の漢方医が多く、またその数も少なかった。明治七年に施行された医制によつて一応制度は整い、従来から医術業を行なつてきた者には鑑札を交付して、医師として登録することになった。

医術業御鑑札願

八代郡第拾四区古関村

平民 渡辺玄良

右者私儀従前医術業罷有候間御許可鑑察御下ケ渡被成下度此段奉願上候以上

右

明治九年三月三十一日

渡辺玄良 願

前書之通願出候間奥印形仕候以上

右村

戸長 内藤兵左衛門 願

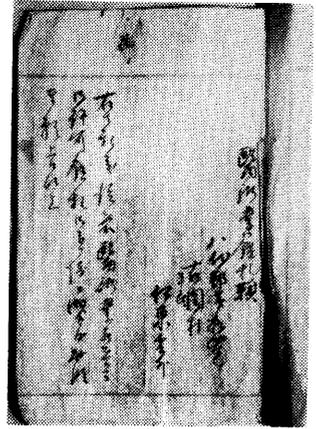
山梨県令 藤村紫朗 願

第六〇七五号

書面聞届候事

明治九年三月三十一日

山梨県令 藤村紫朗 願



医療業鑑札願 (古関区所蔵)

右と全く同じ医術業御鑑札願が 明治九年三月三十一日付けで伊東雲外医師からも提出され、第六〇七六号をもって同日付けで認可されている。

本町における各地区ごとの医療機関は次のとおりである。

富里地区 曾谷祐貞・泰運の両医師は明治三十九年まで開業、祐貞医師は村医となった。なお一色には内藤宗益医師が明治中期頃まで開業していた。明治四十二年一月には岩間正策医師が村医として着任、常葉川窪において開業し、大正四年には山崎小太郎医師が村医として着任、常葉中島屋において開業する。大正七年石川九内医師、同年富里鉦山医師味岡正治が境畑に開業、大正九年からは車田から渡辺桂造医師が出張診療にあたり同年岩間の河口医師が嘱託医として診療に当たった。

当地域は当時地理的条件も悪く交通不便の地であったために、医師が定着せず医療に関しては貧困の地であった。村では多額の補助金を支出して医療の万全を期すよう努力したが空しく終った。たまたま大正十四年十一月、上岩欠出身の磯野銀策の篤志により、大枚五千円を投じて常葉四八六番地に富里医療院を建築して、医師の住宅兼診療所として村に寄贈した。以来終戦後まで引き続き富里村民の貴重な医療機関として重要な役割を果たした。

大正十五年、塩崎順医師が待望の村医として着任、前記富里医療院に開業して診療に当たった。

昭和二年一月十日山広信泰医師が村医として着任、富里医療院にて開業、昭和四年には坂井直一医師が前記医療院にて開業した。昭和六年には落居より中込王医師が役場において隔日に出張診療を行った。更に同九年

には橋本正人医師が富里医療院にて開業した。その後島津庄太郎医師が島津医療院を、大久保泰医師が富里医療院にて大久保医療院をそれぞれ開業したが、なかなか長続きはしなかった。昭和二十年一月には境畑出身の遠藤充朗医師が村医の嘱託を受けて、昭和三十九年一月二十二日まで富里医療院に遠藤医療院を開業した。当村出身の医師の開業を得て住民は安堵したわけである。終戦を迎えた昭和二十年九月には渡辺秀勝医師が、常葉六八八番地に渡辺医療院を開業し同四十二年二月二十八日開業した。

歯科口腔医としては、昭和五年早乙女欣蔵医師が短期間開業、当時歯科医は極めて少なかったが地域の切なる要望が入られて、下山の山内椿房医師が昭和三年から同三十五年まで、常葉七〇二三番地下部丸通二階において火金の週二回の出張診療をし、昭和十年には下山の古屋慶信医師が常葉八〇〇番地丸吾旅館において開業診療に当たった。

その間遠藤の彦医師が境畑に遠藤歯科医院を開業、昭和四十二年から十四年まで渡部謙綱医師が常葉八一五番地に渡部歯科医院を開業した。

古関地区 古関には渡辺玄良、伊東雲外の両医師が明治九年三月三十一日付けで、医術業鑑札の下付を得て開業し僻地の地に医療の灯を掲げた。降って明治四十一年大嶋研三医師が古関に開業し、次のような記録が残っている。

「古関釜額中之倉瀬戸往診料三十銭、根子磯は五十銭につき村税は賦課せざること」

大嶋医師開業後一時小峰茂之医師が居たが、その後は医療機関は全く絶え、村民等しくその不安をかこっていたが、村では昭和十年診療所創設という新しい形態による医療機関で村民の要望にこたえることになった。

古関村診療所建設後、昭和十年度から車田の渡辺桂造、宮原の内藤朝吉の両医師が交互出張の診療をした。戦後後有泉馨、秋山幸雄、岩崎次夫医師とめまぐるしく交替した。その間橋本正人医師は昭和二十四年より二十九年まで、古関三六四番地において橋本医療院を開業した。

歯科口腔医として、佐野寿章医師は昭和十二年から五十年に至るまで三十六年間、(二年間応召のため休業)郵便局の二階、古関二八九番地の診療所で、時の要請により場所こそ違え引き続き診療に当たり、地域住民の期待に答え大いに成果をあげられた。

久那土地区 江戸末期に、三沢に深沢順治医師が医術業を開業したが明治二十四年以後の記録は定かではない。没後深沢栄医師がその後を継承し明治末期まで医業を開業した。

明治四十五年四月十七日、宮原内藤朝吉医師が村医として囑託された。

大正三年から昭和二十三年まで渡辺医師が車田に久那土地医院を開業、戦時中八木医師が疎開していたが終戦後引揚げ昭和二十一年五月三十一日から五十三年十月まで、赤池繁医師が切房木一〇三番地において杏林堂赤池医院を開業したが同医師死亡により閉院した。

歯科口腔医としては、昭和十一年五月より四か年間、佐野寿章医師が三沢において佐野歯科医院を開業し週一回出張診療に当たった。その後昭和十八年より二十三年まで三沢一〇七三番地に渡部謙綱医師が渡部歯科医院を開業した。

共和地区 共和村における医療についてはつまびらかにし得ないが、深沢栄医師から次のような願書が出ていることから、短期間ながら開業したのではないかと思われる。

医術仮開業免許下附願

山梨県西八代郡久那土地村三沢一二三番戸

戸主 深沢 栄

文久元年三月十七日生

私儀今般山梨県西八代郡共和村一〇四番地に於いて、共和村を限り医術開業仕度候間、仮免状御下附被成下度 別紙履歴書を添え此段奉願上候

明治三十一年十月十一日

右 深沢 栄 願

右願出につき奥印仕候也

明治三十一年十月十一日

山梨県西八代郡共和村長

長沢信義 願

内務大臣伯爵 坂垣退助 殿

三 現代の町の医療機関

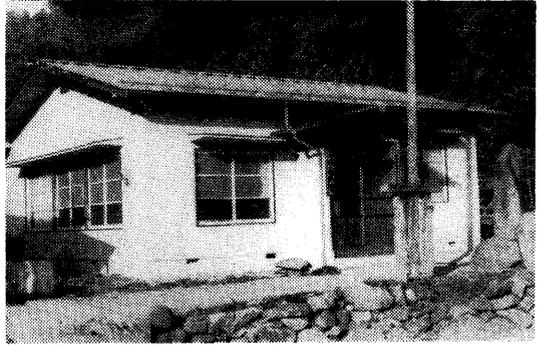
(一) 医院

堀内医院 院主は堀内政人医師、昭和二十三年一月二日内科、外科、小児科を専門として、常葉三二一七の一番地(出口)の実家に堀内診療所を開設、昭和二十九年秋、常葉七〇三番地に移転、堀内医院を開業して地域住民の診療に当たる外、下部小中、古関小中、久那土小中、三保小学校の校医も兼任されている。

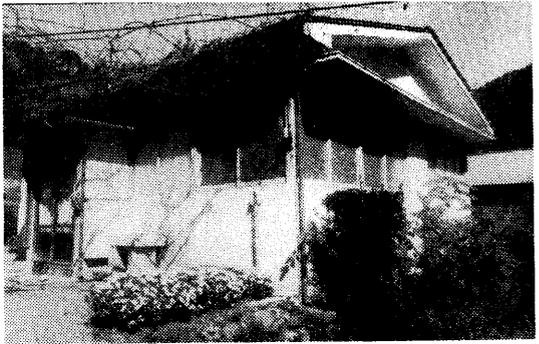
(二) 歯科医院

佐野歯科医院 院主は佐野寿章歯科医師、昭和十年十月十日常葉七七一番地に佐野歯科医院を開業、地域住民の歯科診療に努める外、下部小中、古関小中学校の歯科校医をも兼務されている。なお昭和十二年から昭和五十一年まで三十六年間(応召により二か年間休業)古関地区の出張診療に当たった。その内の約一か年間は郵便局の二階や古関二八九番地の民家を借りての診療、その後診療所医師として週二回の診療を続け、永い間へき地診療に貢献し地域住民の期待に答え大いに成果を挙げられたが、六五才を期に惜しまれながら診療所医師を辞退された。

小松歯科医院 院主は小松操歯科医師、昭和二十三年十一月二十日三沢一〇七三番地に小松歯科医院を開業して地域住民の診療に当たる外、久那土小中、三保小、峽南高等学校の歯科校医も兼務されている。「ムシ歯に急患はない」と常に説き、地域の歯科衛生管理向上のために大いに貢献されている。



古関診療所



三保診療所

(三) 公立施設

◎古関診療所 担当医師堀内政人、昭和二十五年診療所医師として迎えられ、今日まで週三回火木土曜日の午後出張診療に当たり、へき地住民の健康の保持増進と衛生思想向上のために大いに貢献し診療所設置の目的を十分果たしてくれた。

診療所は昭和十年に建てられたもので、古関地域の保健衛生上大きな役割を果たし今日に至っている。

診療所敷地選定に関する件 昭和十年二月二十一日

古関字前田北畑第十八番地六五坪、金二二八円

村買入、工事費 一、〇〇〇円一時借入れを決議す

当時の診療所は三十六年を経て使用に耐えなくなり再建され現在の建物になっている。

第一章 保健衛生

竣工年月日 昭和四十六年五月二十五日

建設費 一四五万円

面積 六一・一六平方メートル

◎三保診療所 本地区は医院の所在地まで遠く、地域の保健衛生向上のため、久保三六九番地に建設した。

竣工年月日 昭和四十六年十一月二十七日

建設費 一五七万円

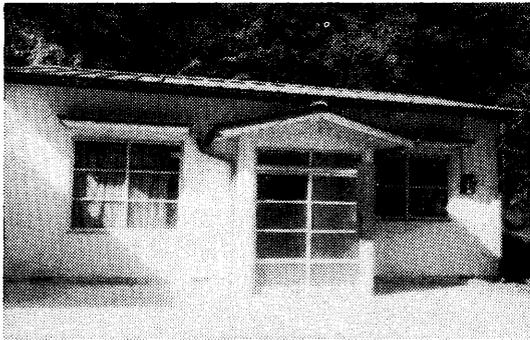
面積 二八・七一平方メートル

担当は赤池繁医師で昭和五十三年十月まで週一回出張診療に当たっていたが、同医師の死去により閉鎖された。しかしその後五十四年五月一日から市川大門町立病院の巡回診療が週一回行われている。(後述)

◎根子診療所 地域の整理により 根子三三七番地に建設された。

竣工年月日 昭和四十七年十月十一日

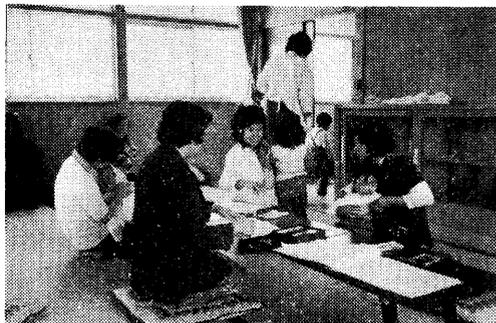
建設費 一〇〇万円



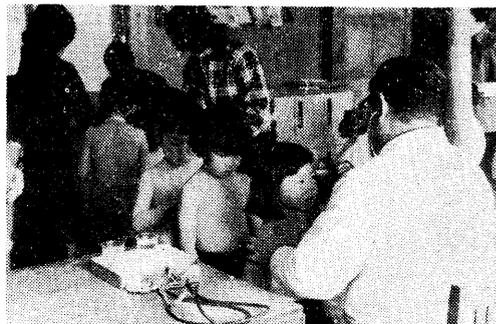
根子診療所



久那土診療所



健康相談



健康診断



種痘



レントゲン診断

面 積 四二・〇一平方メートル

堀内政人医師が週一回出張診療を行っていたが、昭和五十四年五月一日からは市川大門町立病院が週一回巡回診療を行っている。

◎久那土診療所 昭和五十三年十月、赤池医師の急逝によって久那土地区は無医地区となった。長い間医療に恵まれていた同地区は異常な不安に陥り、その対策を町へ強く要望した。たまたま市川町立病院が五十四年度より峡南へき地中核病院となつて、折八・根子・三保の三地区へは巡回診療することになった。五十四年六月二十九日車田一、一一四番地に開所して毎週月水金曜日の午後堀内医師が出張し診療に当たっている。

四 巡回診療

市川大門町立病院は、峡南へき地中核病院として峡南地区医療協議会の決定に基づいて、昭和五十四年五月一日から折八公民館、根子診療所、三

保診療所において、週一回一時間—一時間半の日程によって巡回の診療治療が受けられることになった。このような診療所の創設や巡回診療が講ぜられるようになって診療面では明るい見通しとなった。

四 健康診断と予防対策

疾病特に伝染病の発病を防ぐには、(一)感染源つまりその病原体をなくすること、(二)感染経路を断ち切ること、簡単にいえば病原菌を媒介するハエや蚊ねずみ等の駆除をしたり、又手を清潔にすること等、(三)感受性つまり体を丈夫にして抵抗力をつけたり病原体に対する免疫を持つことなどで、特に免疫は非常に効果的でか天然痘に対する種痘や、新しいところではポリオ(急性灰白髄炎)における生ワクチンなどで明らかである。現在の各種予防対策はこれら三点を重点に県保健所市町村の協力により推進されている。

(一)伝染病予防対策

(表1) 下部町年度別伝染病発生数

| 年 | 赤痢 | ジフテ リヤテ | 日本 脳炎 | チフス パラス | 結核 | インフル ザル | 麻疹 | ポリオ |
|------|----|------------|----------|------------|----|------------|----|-----|
| 昭和二五 | 一 | | | | | | | |
| 二六 | 三 | | | 二 | | | | |
| 二七 | 四 | 一 | | | | | | |
| 二八 | 二 | | | | | | | |
| 二九 | 三 | | | | | | | |
| 三〇 | 一 | | | | | | | |
| 三一 | 七 | | | | | | | |
| 三二 | 三 | | | | | 一九二 | 一 | |
| 三三 | 三 | 一 | | | | | | |
| 三四 | 五 | | | | | | | |
| 三五 | 六 | 二 | | 一 | | | | |
| 三六 | | 三 | | | | | | 二 |
| 三七 | 一五 | | | | | | | |
| 三八 | 二 | | | | | | | |
| 三九 | | 一 | | | | | | |
| 四〇 | 二 | | | | | | | |
| 四一 | 三 | | | | | | | |
| 四二 | 八 | | | | | | | |
| 四三 | | | | | | | | |
| 四四 | 一 | | | | | | | |
| 四五 | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 四六 | 四七 | 四八 | 四九 | 五〇 | 五一 | 五二 |
| 七二 | 六七 | 六〇 | 五四 | 五六 | 五〇 | 四六 |

(注) 結核については罹病数。

上古以来最も恐れられていた天然痘も、種痘の開発、そして行政による強制接種により次第に下火になり、終戦後の一時期を除きほとんど発生はなくなった。

経口急性伝染病としては幕末の文政五(一八二二)年長崎に発生したコレラである。コレラと恐れられたようにたちまち江戸にまで流行し多くの死者を出し、維新以後も再三大発生し多くの死者を出したが幸い本町には発生例は少なく、わずかに明治十年十月西南の役より帰還中の北川区丸畑岩松真索が兵庫県において罹患し死亡した例がある外、同十五年七月県下にコレラが流行した際、古閑地区に死者多数の記録が見られる(下部町郷土史年表加藤善吉著)が、以後幸いに流行の記録は見られない。

赤痢は律令時代から痘そうとならぶ伝染病であったが、中世は発生例は少なくそれ程問題にされなかった。しかし明治十六年ころから本格的に流行し、同二十六、七年ころは更に大流行し、全国の死者は八万人にも及び伝染病の主流となり、伝染病予防法制定の一つの手がかりともなった。政府は各地に衛生組合を設立させて予防対策の方途としたが、完全予防というきめ手を欠く赤痢は下火ながら明治・大正・昭和を通じて発生し続け、特に終戦後は再び大流行したが昭和二十五、六年ころから急速に減少し

た。本町の発生記録としては明治三十年古関村に集団発生の記録があり、また三十一年八月久那土村三沢に流行した際衛生組合の防疫日誌等により当時の状態は大体明らかであるが本町における患者数等は不明である。

その後防疫体制は逐次整い各地に隔離病舎等も設置されたが、富里村においては明治四十一年常葉滝下に隔離病舎が新築され、又伝染病死亡者の火葬場を常葉大日向地内の恩賜林内に借地、八坪の同場により火葬にしたとの記録がある。

終戦後は全国的に赤痢は大流行し、隣村大河内村にも集団発生の事例があったが幸い本町にはさしたる発生もなかった。しかし昭和三十七年北川区長塩に一五名の赤痢の集団発生を見た。が、幸い医療及び防疫体制の進歩により患者は直ちに鯉沢町の共同伝染病隔離病舎に隔離したため死者もなく全員全治退院した。近年赤痢の発生はない。

赤痢以外の急性伝染病としては、ジフテリア・日本脳炎・パラチフス等の発生はあったが、予防接種の普及、及び衛生思想の向上もあり、いずれも散発に終わっているのは幸いであった。(表1)

(一) 予防接種

古くから行われてきた種痘の外、昭和二十三年六月制定施行された予防接種法によって次の予防接種が義務づけられている。すなわち痘そう・ジフテリア・腸チフス・パラチフス・百日咳・急性灰白髄炎・発疹チフス・コレラ・ペスト・インフルエンザ・ワイル氏病の十一種で、このうち定期的に接種しなければならぬのは痘そう・ジフテリア・百日咳・急性灰白髄炎である。その他の予防接種は流行時に行われることになっている。

公衆衛生の進歩と共に伝染病もいくつか消滅し、最も脅威とされていた腸チフス、パラチフスは昭和四十五年七月、種痘は昭和五十一年六月に予防接種が中止となった。更に新しく麻疹(はしか)が五十三年五月から幼児を対象に実施し、乳幼児の大敵とされていた麻疹が予防できる状態となった。風疹は昭和五十二年五月から中学三年生の女子を対象に実施し、先天性疹患出現予防に大きな役割を果たしている。

(表2) 予防接種実施状況

| 種 類 | 年 | | 種 痘 | ジフテ リヤ | ジフテリア 破傷風 百日咳 | ポリオ | インフル エンザ |
|--------|-----|-----|--------|-----------|---------------------|-----|-------------|
| | 日 | 脳 | | | | | |
| 四四 | 六九 | 二二二 | 六九 | 二二二 | 五四 | 六七 | |
| 四五 | 七二 | 二四一 | 七二 | 二四一 | 七二 | 九六 | |
| 四六 | 九二 | 二〇〇 | 九二 | 二〇〇 | 四三 | 八五 | |
| 四七 | 八〇 | 二四二 | 八〇 | 二四二 | 九五 | 一〇四 | |
| 四八 | 六六 | 二三〇 | 六六 | 二三〇 | 七四 | 八六 | |
| 四九 | 四五一 | 二二六 | 六六 | 二二六 | 八五 | 九二 | 九五三 |
| 五〇 | 三八二 | 一八二 | 五七 | 一八二 | 八五 | 八二 | 九一三 |
| 五一 | 三九五 | 一七〇 | 五七 | 一七〇 | 八五 | 六二 | 八五〇 |
| 五二 | 三六〇 | 一五四 | 五七 | 一五四 | 七五 | 六一 | 七六二 |
| 五三 | 三五五 | 一五四 | 五七 | 一五四 | 七五 | 六三 | 七九九 |

予防接種の実施状況は(表2)のとおりである。
(二) 組合立伝染病隔離病舎

急性伝染病の発生した際の患者の隔離は、予防対策の重要な柱として政府の指示により明治の中期より各村毎に建設し患者を收容してきたが、施設の老朽並びに防疫体制向上によって散発発生となったが将来の管理運営が懸念されてきた。昭和二十七年鯉沢町外一町二十一か村による一部事務組合の設立がされ、国の補助金を受けて新たに共同で隔離病舎を建設することとなった。建設場所は鯉沢病院地内で病舎はベッド数二〇床で、建設費は合計三三三万円で、うち国庫補助金は一八二万円で外は地元負担等であった。加盟町は合併後の名称で増穂・鯉沢・中富・早川・六郷・下部・市川大門・甲西・櫛形・若草・白根・八田の各町村である。この施設の設

置により特別の集団発生以外は隔離病舎の心配はなく、予防対策に専念できるようになった。

四 結核予防対策

かつて結核は肺病又は労咳^{ろうが}ともいわれ不治の病の代名詞として極度にきられ、家族や病人はつとめて隠べいしようとした。又無知による家庭内感染等により流行ははなはだしく国民病とまでいわれた。大正八年結核予防法が制定され届出・治療方法等も定められたが、本格的に結核対策が動き出したのは、化学療法及び外科療法が開発され一般化された戦後のことである。〃統を引く〃とまでいわれた結核も知識の普及により徐々に理解され、又療養所や治療対策の整備により逐次利用されるようになった。これには保健所や町の保健婦の訪問指導、治療費に対する公費負担制度に負うところも大きいものがある。結核患者に関する実態把握は困難で別表に見られるとおり昭和三十二年ころから統計としては見られるが、病態別、療養別等に分類されたのは四十年代からである。

当時の患者合計は一二四名であったが十余年経過した今日では四六名に減少している。全体的に人口は減少しているとはいえ結核対策の効果がはっきり表れている。ツベルクリンやBCG接種、又結核検診車による住民検診の受診率の向上は著しく、これらが患者数の低下となって表れている。

このように結核は主要死亡原因のベストテンからはずれる程になったとはいえ、依然として問題点は多く特に老人と幼児の感染防止、他町村への出労者の検診等各種の課題が残されている。

四 成人病検診

人口の老齢化により中高年齢者の健康管理は近年特に重要視されるようになった。四十歳前後以上の人々に多い脳血管疾患、悪性新生物、心臓疾患等いわゆる成人病は死亡率の四〇%以上を占めており、その対策は予防対策を含めて確立が望まれている。働き盛りの年代に或る日突然訪れる成人病は、社会にとっても又家族にとっても大きな衝撃であり脅威でもあ

る。又婦人の乳がん・子宮がんも大きな社会問題である。本町においても昭和四十年から血圧測定・心電図・胃の検診・子宮がん検診等を県の協力を得て実施している。

更に本町には現在五五名の寝たきり病人がいるが、その内三分の二は高血圧を中心とした脳卒中患者であり、病床年数は一年から長い患者は八年である。本人の苦痛もさることながら家族看護による労苦ははかり知れないものがある。そこで町ではこうした悲劇を予防するため五十四年から「健康増進モデル地区事業を計画し、一年に三部落ずつ指定し〃健康な時こそ検診を〃を目標に医師の診察を含めた各種検診を全員受診する中で、健康意識の啓発を行い脳卒中予防対策に取り組んでいる。

(表3) 成人病検診実施状況

| 昭和四七年度 | 子宮がん | 胃腸検診 | 動脈硬化 | 心電図 |
|--------|------|------|------|-----|
| 四八 | 四三六人 | 九六人 | 人 | 人 |
| 四九 | 四三四 | 一七〇 | 二三七 | 二八〇 |
| 五〇 | 四四六 | 九〇 | 二五一 | 三二五 |
| 五一 | 四九三 | 二二七 | 二五二 | 三二五 |
| 五二 | 六五二 | 一五九 | 二四四 | 三一八 |
| 五三 | 四四六 | 二九一 | 二四九 | 三一九 |
| 五四 | 四八八 | 三一五 | 二七二 | 二七二 |
| | 五〇六 | 三〇八 | 二四一 | 二四一 |

検診の実施状況は表3のとおりである。

(六) 三歳児検診

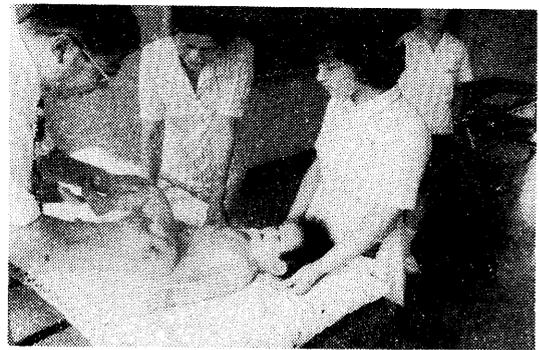
戦後の幼児検診は赤ちゃんコンクールをもって代表され、丸々太った赤ちゃんの写真が世間の話題となったものである。その後人間の持つ最低機能を發揮できる三歳児の成育結果の検診がより重要との事から、昭和三十七年から現在の検診方法に改められた。受診率はかなり高く保護者の理解と関心の程がうかがえる。しかし結果に見られるように異常児が比較的多

(表4) 三歳児検診受診状況

| 年度 | 対象 | 受診数 | 率 | 異常児 | |
|----|------|-----|-----|-----|-----|
| | | | | 精神面 | 身体面 |
| 五〇 | 一〇三人 | 九九人 | 九六% | 二人 | 四人 |
| 五一 | 九六 | 九五 | 九八 | 一 | 五 |
| 五二 | 九七 | 九五 | 九七 | 〇 | 二 |
| 五三 | 八九 | 八七 | 九七 | 一 | 七 |
| 五四 | 八三 | 八二 | 九八 | 一 | 二 |

(表5) 乳児検診受診状況

| 年度 | 対象 | 受診数 | 率 | 異常児 | |
|----|------|------|-----|-----|-----|
| | | | | 精神面 | 身体面 |
| 五〇 | 三五一人 | 二二七人 | 六四% | | 二四人 |
| 五一 | 三七五 | 二七〇 | 七四 | | 三七 |
| 五二 | 三二八 | 二四九 | 八二 | | 四二 |
| 五三 | 三二三 | 二五五 | 七八 | | 三五 |
| 五四 | 三二九 | 二五九 | 七九 | | 二八 |



乳児検診

い事と、又少数ながら精神面でも見受けられることなど今後の追跡課題もある。

(七) 乳児検診

一生の健康を左右する基盤としての乳児検診は母子保健の主軸をなすものである。

本町におけるこの事業についての歴史は古く旧村当時(昭和二十二年)から実施しているが、戦中戦後においては伝染病・食糧難と相まって多難の時代であり乳児の死亡も高率であった。終戦後WHOの指導を契機として公衆衛生は著しく向上し乳幼児の死亡は漸次減少し、現代においては本町における年間の死亡は零となっている。

時代の流れと共に少産少死の時となり、加えて若者の都会流出が出生数を激減させている。従って乳児検診も絶対に赤ちゃんを死なせないこと、障害児を予防することに大きな目標をかかげながら内容も充実したものをやっている。小児科医は毎月、整形外科医は年三回招へいし、健康児の確認と更に先天性疾患の早期発見と治療を行い、最終目的として患児が将来健康生活が維持できる身体状況になるまで援助している。乳児の医療対策としては先天性疾患(股関節脱臼、脳性マヒ、斜頸)については育成医療にて全額の医療費、更に一般の疾患については乳児医療無料化制度がある。

(八) 妊婦検診

健康な子供を生ま育てるには先ず丈夫な子供を生むための母体の健康管理は何より大切である。

戦前乳幼児死亡率の高かったのは、生活環境不良の中での母親たちの重

労働、栄養のかたよりや不足、戦争による精神面の不安定等によるものであるが、妊婦の衛生思想の欠如によるものも一因でもあろう。

戦後母性に対する社会の理解や見なおしにより逐次対策は向上し、妊婦の異常は妊娠以前の健康管理にも問題があり、そのためには妊婦検診の外婚前教育を含め諸種の対策が必要と認められるようになった。妊婦検診は戦後最も早く始められ現在に至っているが、これに関連して妊娠届及び母子健康手帳の交付は最も基本となるものである。

受診状況については自宅分娩が盛んな時代は、対象者全員が受診する状況であったが、施設内分娩（病院・産院等）が増加した現在は病院で受診しているからという理由で受診率は二〇%にみえない状況であり、一考を要する時がきたとも考えられる。

(九)トラホーム対策

トラホームは現在ほとんどなく、理美容師等特種職業の人にのみ検診がされているのみであるが、往時の不衛生な生活環境にはむしろつきものであった。又今日のような治療の方法もなく、住居は薪による炊飯、採暖で煙は家屋内に充満し、手拭は一本で共用という様な状態では流行は止むを得ないものがあつた。

明治三十三年、県衛生会は「トラホーム予防の心得」と題したパンフレットを発行し対策を教示したりしたが成果はなかなか上がらなかった。郷土誌（富里村）によると旧富里村の記録が次のようにのっている。

大正十三年 受診者一四五名中患者二〇名
十四年 " 一三五 " 一四名
十五年 " 一三六 " 一四名
昭和二年 " 一七七 " 三名

大正・昭和に至っても患者は減少せず徴兵壮丁検査にも影響があり、小学校等の学校衛生を通じて対策を講じてきた。終戦後は抗生物質等の治療方法の向上、衛生思想の普及、住居改善等によりほとんど根絶したものと思われる。

(十)流行性感冒

この病気は江戸時代後期における異常気象と共に大流行した記録があり（明和六年、天明元年、四年、享和二年等）江戸時代だけで二十七回の流行のあつた事を日本疾病史（明治四十五年）に伝えられている。

本町における流行は有名なスペインかぜといわれるもので大正八年二月「悪性感冒流行し、切房木のみで同じ日に三人死亡す、罹患者数知れず」とあり、更に「同九年三月悪性感冒流行し各所に死者続出す」（加藤善吉著下部町郷土史年表）とある。この時の全国の罹患者数は二、三八〇万人のほり死者は三八万人にも及び全人口の約二分の一が罹患した。

その後は小流行を繰返して戦後に至つたが、戦後の復興により諸外国との交通が便利になつたが、昭和三十二年いわゆるアジアかぜが大流行し小中学校の休校閉鎖が相続いた。幸い予防接種もあつたが流行性感冒いわゆるインフルエンザは病原菌の種類も多く、病原菌を予測しなければ予防接種ワクチンの製造ができず、大量高速輸送機関である航空機等の発展に対応し得ない点に問題があるようである。

(十一)大腿四頭筋拘縮症

ひざが自由に曲らず歩行困難な幼児が、増穂、鰍沢町を中心に南巨摩、西八代郡等に多数いることがわかり問題になつたのは昭和四十八年の九月ころであつた。事の発端は鰍沢町の幼児検診で二〇人ほどの幼児の足が動かないことがわかり「大腿四頭筋拘縮症」と診断された。一度この事が伝わると、隣接各町にも同様な症状を訴える幼児が続出し、大きな社会問題となつた。要請により、一斉検診を受けた結果鰍沢町二八名、増穂町二四名、本町においても二一名の幼児が同病と診断された。この病気はおもに二―五歳に多くみられ、大腿部の筋肉がしこり状に短縮し、歩く時に足が外側に跳ねるようになる特徴がある。原因は風邪等の治療に大腿部に注射をすると起きやすいといわれているが、先天性の例もあり、確立した学説はまだない。このような情勢下に世論も高まり、国会においても県選出議員による質問に答えて、斉藤厚生大臣は救済対策を明らかにした。

その後、本病が全国的に分布されている事がわかり、県内の対策会議の呼びかけにより全国連絡会議がもたれ、昭和四十九年五月甲府で開かれた同会に一六都府県から一〇〇名が参加、「大腿四頭筋拘縮の子供を守る全国連絡会」(会長西中山秀雄)を結成し、治療法の早期発見、生活補償などを訴えていく事になった。

山梨県における四頭筋拘縮症対策委員会においては整形外科の専門医により疾病段階別に定期的な経過観察検診を行い患児がよりよい治療が確立できるよう配慮している。

町においても県の検診に協力、患児の把握、更にあゆみの会への援助も行っている。

最近においては小児医療の領域では発達段階の乳幼児の筋肉に注射することは少なくなり、治療には内服薬又は座薬を用いている。

(㉔)移動保健所

衛生思想の向上をはかり住民の健康を守る最良の策は誰でもいつでも医療の恩恵が受けられ、かつ健康相談の機会に接することであるが、当町には交通不便のため医療のへきとも地いえる地域はかなりの数に及ぶ。昭和三十年代にはいると人口の都市流失が始まり、更にこの傾向は強くなっ

(表6) 移動保健所開設状況

| 実施年度 | 部 落 | 受診者 | 異 常 者 | | | |
|------|------|-----|-------|-----|-----|-----|
| | | | 高血庄 | 蛋白尿 | 心 臟 | 貧 血 |
| 五〇 | 湯之奥 | 二五人 | 四人 | 二人 | 〇人 | 〇人 |
| 五一 | 三保 | 五三 | 一二 | 一 | 三 | 四 |
| 五二 | 折八 | 二七 | 四 | 〇 | 二 | 二 |
| 五三 | 登組 | 三二 | 七 | 三 | 二 | 二 |
| 五四 | 大磯小磯 | 三五 | 一二 | 二 | 五 | 四 |

た。このため県や保健所は町と協力しこれら地域の人々に医療と健康相談を同時に受けられる移動保健所を年一回開設し、地元医師の協力をも得て昭和三十五年頃から始めた。本町における開設状況は(表6)のとおりで当初はレントゲン撮影、寄生虫検査、栄養相談等が主体であったが、次第に成人病検診に移行しつつあるのは地域の老齢化とも関連し当然の成り行きである。現在の内容は診察・心電図・血庄測定・検尿・貧血・寄生虫検査・栄養相談・健康相談等である。なお近年へき地中核病院の整備に伴い峡南地域は市川大門町立病院が中核病院に指定され、その保健対策の中心へき地診療が盛り込まれており、移動保健所はこれら新しい施策との接点を求められようとしている。

(㉕)精神衛生対策

病気はもともと暗く痛ましいが、悲しむべきこの病は遠く律令時代の文書にも見られる程古い。

治療方法もない時代の患者家族の心身の労苦は想像以上であったものと思われる。精神衛生法が定められ一定の治療や対策が講ぜられつつある現在でも十分とはいえない切れない現状である。

自傷他害のいわゆる典型的患者には精神衛生法による措置入院の外、生活保護法による入院者もあるが、その外に一般の通院治療者、なお社会復帰者も見受けられる。又これら患者の家族会ともいえる南天会が結成され、事務局を保健所におき互いに励まし合いつつ諸種の対策を関係方面に提示している。

近年精神医学の進歩はめざましく、治療は在宅或いは職場で働きながら服薬を受け社会へ適応していく方針をとっている。

こうした患者については保健婦が主治医や家族と緊密な連絡をとりながら正しい治療態度が続くよう援助している。

昭和五十四年四月現在本町登録患者は八二名である。

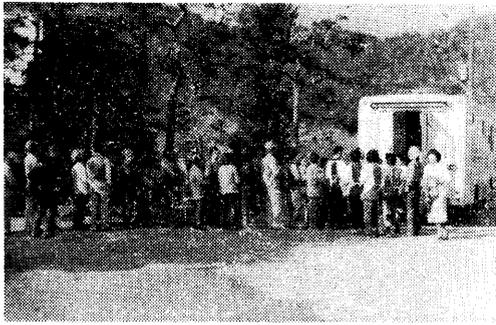
五 社会奉仕活動

(一) 献血運動

医療体制の整備に伴い今までは放置の外なかった脳や心臓、血管等の手術も可能となり、又交通事故の多発により血液の需要は急激に増加してきた。しかし県の血液センターが献血活動を開始するまでは個々に献血者を求める外はなかった。

昭和三十九年県献血推進協議会が発足し漸く体制は整った。下部町においても昭和四十九年町の献血推進協議会が組織され、当初は献血希望者が少なくライオンズクラブ等の協力により行われていたが次第に理解され五十二年には一般献血者も一九四人にのぼり運動もようやく一般化されつつある。

なお昭和四十一年以降本町の献血状況は次のとおりである。



(二) 愛育会

戦前の母親は劣悪な家庭環境の中で子供を生み育ててきた。従って乳幼児死亡率はそのような背景のため依然として高かった。たまたま昭和八年皇太子の誕生を記念して両陛下からの御下賜金を基に翌九年母子愛育会が発足した。

そのおもな事業としては母子の健康が守られていない地域を愛育村として指定し、その活動機関として愛育班をおき、組織的に乳幼児妊婦検診等母子愛育の仕事が進められていた。愛育会が本格的活動にはつきた

献 血 状 況

| 種別 | 年 | 申出者 | 献血者 | 不適者 |
|----|-------|-------|-------|-----|
| | | 人 | 人 | 人 |
| | 昭和41年 | 40 | 36 | 4 |
| | 42 | 94 | 69 | 25 |
| | 43 | 95 | 79 | 16 |
| | 44 | 28 | 23 | 5 |
| | 45 | 75 | 63 | 12 |
| | 46 | 91 | 77 | 14 |
| | 47 | 69 | 62 | 7 |
| | 48 | 94 | 85 | 9 |
| | 49 | 115 | 102 | 13 |
| | 50 | 134 | 126 | 8 |
| | 51 | 146 | 126 | 20 |
| | 52 | 208 | 194 | 14 |
| | 53 | 193 | 166 | 27 |
| | 54 | 189 | 169 | 20 |
| | 計 | 1,571 | 1,377 | 194 |

のは戦後であるが、戦前から長期にわたり愛育活動は続けてきた。中巨摩郡源村（現白根町）の活動に刺激された点は大きい。

その後組織化は全県的に進み本町においても昭和三十五年に愛育会組織が結成されて漸次全町内に普及し、愛育事業の外各種検診、成人病検診等に協力している。

(三) 栄養改善推進員

大部分の病気は①栄養のバランスがくずれた時、②不規則な日常生活が誘発の原因であることは多くの人が認識していることであるが毎日の生活の中でこれを忠実に実行することはむずかしいことである。しかし最近の病気をみると、高血圧、心臓病、糖尿病、痛風等食生活が最大原因をなしているものが大部分であることを思う時安閑とはしていられない。

これを重視して昭和四十年から栄養改善推進員制度を設け、正しい栄養についての地域普及活動のリーダーを養成した。本町においては現在昭和五十五年推進員の有資格者は四十一名であり、スローガンとして①バランスのよい食生活 ②塩分を減らそう を掲げ地域に普及活動を行っている。

第二章 社会福祉

第一節 社会福祉事業の沿革

本町における往古からの社会事業について、その発展過程を見極めることは極めて困難なことである。人それぞれに能力差があり、加えて生老病死や、不慮の災難が、人間社会生活にいつもつきまとうものであるならば、民生事業の歴史は、人間が集団的社会生活をはじめた当時から、既に行われていたものと考えられる。天平二（七三〇）年には、孤児、病人の救済事業として、光明皇后が施薬院・悲田院を開設したことは歴史上有名な話である。更に人口の増加や小都市の出現、外来文化などの影響によって、救済事業は制度化されて近隣扶助制度発達の基となった。いわゆる五人組制度をはじめとして、窮民救済政策としての「米銭給与制度」「備荒貯蓄制度」等は、各鄉村に至るまで徹底的に行われたようである。各村（部落）には郷蔵があつて、夏秋に収穫した穀物を蓄えたことも、飢え人調べをして、米銭を支給した文書も保存されている。

制度化されないまでも、社会福祉にまつる社会生活の風習として、今に残されているものが多い。隣保救済活動、共同作業、冠婚葬祭、災害救助や、ゆい等の習慣、更には貧困家庭の救済の例として無尽講や、岩欠部落のように医者無尽もあつた。

一 明治時代

明治時代には、鎖国時代の後進性脱却のため、政治・経済・軍事などあらゆる分野で、先進国の例にならうこととなり、慈善救済事業においても先進国に範をとつた。国においては社会事業法規の制定によって、逐次近

代的社会事業の形態をつくる素地が培われたのである。明治四年には「棄子養米給与方」の太政官布告が出されて捨て子救済の方途が講ぜられ、更に「行路病人取扱方規則」、同六年には「三子出産の貧困者養育料給与方」が発せられて、児童保護に対する芽生えがでてきた。

同七年には「恤救規則」が公布された。これはわが国で最初の公的救済制度として、特筆されるものであるが、この規則は昭和四年「救護法」が制定されるまで、約半世紀にわたつて、我が国の救済制度の根幹をなして来た。その前文に「済貧恤救は、人民相互の情宜に因りて、その方法を説くべきはずに候得共、目下難差置 無告の窮民は自近各地の遠近により、五十日以内の分左の規則に照らし……」として、無告の窮民を救うことは、人民相互の道義的感情によつてなすべきであると説き、救済の対象者は

- 一、極貧の独身者にて、癡疾に罹り産業を営む能わざる者（癡疾者）
 - 一、同独身に七十年以上の者・重病あるいは老衰して産業を営む能わざる者（老衰者）
 - 一 同独身に病気に罹り産業を営む能わざる者（病弱者）
 - 一 同独身に十三年以下の者（幼弱者）
- その救助法は一日男米三合・女は二合の割合であつた。当時の山梨県の法制によれば
- 一、町村内懇和し吉凶相助け、善を勧め悪を戒め共に渡世の安穩をはかるべきこと



飢人調書上帳

付 鰥寡孤廢無告の窮民は、町村内互に申合せ常に心をつけ、救助申出等遺漏沈滞不可有事

付 火災盗難或いは病氣等にて産業を失う者あらば、組合町村内心遣い産業に基かしむべし、不任心事あらば速に可申出の事

同町村内（当時の村は今の部落）は、吉凶共に扶け合つて融和し平和に生活すべきものであると説き、村民は常に気をつけ村内に病氣、火災等にて無告の窮民があれば、遺漏のないように申し出すこととしている。

同十三年には災害救助のために、米麦及び資金などを蓄えることを規定した「備荒儲蓄法」は、同三十二年「罹災救助基金法」と改正して制定された。この法は昭和二十二年「災害救助法」が施行されるまで、約五十年間にわたつて存続した。山梨県においては「町村儲蓄金規則」は明治十九年に布達され、二十年から実施した。町村では公儲（貯）してこれを共有財産とし、凶荒の予備、又は窮民救済の資にあてた。

明治も後半になると資本主義経済機構も急速に発達して、貧富の懸隔も著しく生活難も増加する傾向にあった。

明治三十二年には「罹災救助基本法」及び「行旅病人及死人取扱法」同三十三年には非行少年を収容して更生させるため「感化法」が、明治三十七年には下士兵卒の遺家族の生活扶助を目的とした「下士兵卒家族扶助令」が、明治三十九年には傷痍軍人に対する収容保護を定めた「廢兵法」が公布され、同四十二年には「癩予防法」が施行され、公私の社会事業の施設が県内に開設されはじめた。

救癩施設として身延の深敬園が、貧困者行旅病人宿泊施設としての身延山功德会が創設された。感化事業・授産事業を目的として、塩山竹行李製作伝習所が開設され、翌四十一年には現増穂町に代用感化院・山梨農芸苑などが設置された。

また同三十七年には、日露戦争勃発の事態に即応すべく、戦死又は戦病死した下士兵卒の遺家族の生活扶助を目的として「下士兵卒家族扶助令」が公布され、同三十九年には傷痍軍人に対する収容保護を定めた「廢兵院

法」が公布された。

このように明治期における公的の扶助行政は慈善的基礎の上に立つもので、明治維新という大きな社会改革の結果、生じた窮民に対処することを目的とした施策で、民間社会事業もその上に立つて創設された。

二 大正・昭和の初期

大正年間の社会保障は、わが国の近代化と共に発達し、社会連帯責任から公共福祉を目標とした環境や、労働状態の改善が重視されるようになった。

明治四十四年には、わが国最初の労働保護法ともいふべき「工場法」が十四年ぶりに成立して幼年者の雇用禁止、少年・婦人の労働時間を規定して、大正五年より実施された。

第一次世界大戦に際しては、一時軍事需要によって、未曾有の好況を呈したが、終戦と共に経済は反動不況に見舞われ、米騒動は各地に飛び火した。

大正七年八月十五日夜、米の値上がりを憤った群衆は若尾本家を焼き払った。いわゆる若尾の焼き打ち事件である。大正十二年には関東大震災があつて大被害を生じ、この相次ぐ社会不安に対処すべき施策の具体化が望まれた。昭和初期においても世界的な経済の大恐慌におそわれ、農村は疲弊して深刻な窮乏事態が続いた。

大正十一年には「感化院法」が改正されて「少年法」とか「矯正院法」などが制定された。少年法で審判所を設置し、審判された少年を矯正院に収容した。また此の頃、盲学校・ろうあ学校令が公布されて、その設立は公共団体の義務とされた。この時代における山梨県の社会事業は被災者の救護とか、母子保護を目的とした被保護妊産婦に対する保護券の発行とか、白米廉買券の交付などであつた。

この時代には経済恐慌の時代であるだけに、また社会立法が成長したともいわれる。社会事業は本来の社会福祉事業であつて、社会環境や労働状

態の改善が重要視されるようになった。こうした風潮に促進されて、諸種の法律が整備されたのは昭和四年以後のことである。大正二年「少年禁酒法」、同六年「軍事救護法」同八年「精神病院法」「結核予防法」「トラホーム予防法」、同十年「職業紹介法」「住宅組合法」同十二年「工場労働者低年齢法」昭和二年「不良住宅地区改良法」「公益質屋法」等が制定された。

昭和四年には救貧法規である「救護法」が制定された。この法は範囲の拡張と市町村の救助義務を規定して、国・県の救助費の補助義務、救助方法の明確化、労働力のある者の除外などがその特徴である。この法律での救助対象者は、貧困のため生活が不能なる者のうち

一、六五歳以上の老衰者

一、一三歳以下の幼者

一、妊産婦

一、不具廃疾、疾病その他障害により労働不能の者

これ等の救護機関は市町村とし、方面委員がこれを援助した。

救護の種類は生活扶助・医療扶助・助産扶養とし、救助活動の末端浸透化のために、山梨県では昭和二年に方面委員の設置が規定された。

社会事業の普及発達と、連絡調整のために山梨県社会福祉事業協会が誕生し、社会事業の助成指導・社会事業の調査研究・生業資金の貸付など各方面にわたって活動し、国民の生活保護、生活更正の面で重要な役割を果たした。

昭和十二年日華事変勃発するや、この時局に対処するために、軍事救護法は「軍事救助法」と改め、更に「母子保護法」昭和十六年「医療保護法」昭和十七年「戦争災害保護法」などが定められて、要保護者の保護の徹底がはかられた。

三 終戦後

昭和二十年八月十五日、日本は無条件降伏によって太平洋戦争は終結し

た。国力は消耗し、国土は荒廃し、輸送機関は麻痺して経済は壊滅状態となり、インフレーションは高進して失業者は巷に溢れ、食糧の遅・欠配、浮浪者、行路病人、多数の引揚者、戦災者、住宅難などによる生活困窮は国土に漲り、人心もまた動揺して、世はまさに未曾有の惨状を呈した。

昭和二十一年十一月三日、日本国憲法が發布され、第二十五条に基づいて、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場から、社会福祉の分野では幾多の立法がなされ、社会福祉事業の法制が体系化されるようになった。

昭和二十一年には「救護法」「軍事扶助法」「母子保護法」「戦時災害保護法」などを総合拡充して「生活保護法」が制定され、方面委員が廃止されて新たに「民生委員令」が施行された。生活保護法は同二十五年には大改訂が加えられた。

昭和二十二年には「児童福祉法」が、同二十四年には「身体障害者福祉法」が児童の育成と身体障害者の更生をはかるために制定された。これらは福祉三法として、福祉行政の基本となった。

昭和二十二年「災害救助法」が制定されて、救助活動を明示し、公的扶助行政の協力機関として民生委員令を廃して、二十三年「民生委員会法」を制定、消費生活の安定をはかるために「消費生活協同組合法」が制定された。

昭和二十五年の朝鮮動乱を契機とした経済界の発展は、物質文明の繁栄を遂げた反面、依然として日のあたらぬ階層が多く、労働力の不足、過疎過密化より生ずる社会機構の変動、高齢人口の増加、家族制度の崩壊と核家族の増加等、新たな社会問題は次から次へと提起された。

これ等の諸問題に対処して更生をはかるために、三十年「世帯更生貸付制度」を制定、また精薄者の保護、老人福祉の確立、母子家庭の保護を目的として、三十五年「精神薄弱者福祉法」、三十八年「老人福祉法」三十九年「母子福祉法」の三法がそれぞれ制定された。これらの三法は、生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法と共に福祉六法といわれ、福祉行

政の基幹をなしている。

また所得保障として、三十六年「国民年金制度」昭和四十年「母子保護法」寡婦対策として四十四年「寡婦貸付資金制度」四十五年「公害防止法」児童福祉の立場から十八歳未満第三子以降の児童を対象とする「児童手当法」が四十六年に制定された。

県ではこれ等の法律の規定によって、福祉行政施策として老人ホーム・青少年勤労センター・消費生活センターなど、多くの施設を設置した。

戦後社会福祉事業の公私分離の原則が確立したことにより、民間社会福祉事業の財源を確保するために、終戦直後から展開されていた「国民たすけあい運動」と融合して、赤い羽根募金として国民の間に定着している。また二十四年からはじめられた「お年玉つき年賀はがき」の寄付金も逐年増加して、民間福祉事業の推進、発展のために、大きな役割をはたしている。

第二節 社会福祉協議会

昭和二十四年十一月、連合国軍総司令部から指示された「昭和二十五年における厚生施設の主目標の中で「厚生省は、全国のおよび都道府県社会事業団体および施設により、自発的に行われる社会福祉活動に関する協議会を設置し、これが運営指導を行うため、全国的プランを作成しなければならぬ」という指示事項により、厚生省が中心となり日本社会事業協会、全国民生委員連盟、同胞援護会がこの問題について研究した結果、昭和二十五年七月「社会福祉協議会設立準備要綱」が決定され、同年九月前記三団体が解散、社会福祉協議会の設立にあたることになった。その後、同二十六年一月財団法人中央社会福祉協議会が発足した。同年三月、社会福祉事業法の公布によって、社会福祉法人に組織の変更を行い名称を「全国社会福祉協議会連合会」と改称し、さらに昭和三十年四月「社会福祉法人全国社会福祉協議会」と改めた。

各都道府県でも中央に準じ、社会福祉協議会の設立に着手し郡、市町村社会福祉協議会の結成を勧奨し、全国的の普及をみるにいたった。

山梨県社会福祉協議会は、昭和二十六年に結成され、社会福祉事業法の公布に伴い、同二十七年五月、厚生大臣の認可を受け社会福祉法人となった。

本町においても、昭和二十六年ごろ旧村ごとに、社会福祉協議会が設立され地域の福祉向上のために努めてきたが、昭和三十一年九月町村合併により新たに下部町社会福祉協議会が設立され、初代会長に日向よし子が推された。

この協議会は理事一三名、監事二名、評議員四二名からなり理事は町、町議会、民生委員協議会、戦没者遺族会、母子相談員、身体障害者福祉会、民生委員、婦人会、福祉担当課などの代表者により、評議員は民生・児童委員によって構成されている。

心配ごと相談所 福祉金庫の運営に努めると共にホームヘルパーを設置して要援護者の介護を図り、また身体障害者を中心とした住民の健康相談を実施してその実態を明らかにすると共に、潜在身体障害者の発見に努力、その対策の推進、その他母子福祉、児童福祉、老人福祉の推進、施設入寮者の慰問激励、歳末たすけあい運動等、住民福祉増進のため全面的に社協活動の進展を図っている。なお、昭和四十六年三月三十一日、社会福祉法人の認可を受け専門員を設置し、それと同時に県社協より児童厚生施設本栖キャンプ場の移管を受けその運営に当たっている。

昭和五十五年四月現在の社会福祉法人下部町社会福祉協議会の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|-------|
| 理事長 | 石部 薫 |
| 理事副会長 | 保坂不二男 |
| 理事 | 小林最将 |
| 理事 | 日向 謙 |
| 理事 | 土橋精一 |
| 理事 | 佐野一郎 |
| 理事 | 宮沢静枝 |
| 理事 | 鮎川正男 |

| | | | |
|----|------|----|-------|
| 理事 | 佐野常義 | 理事 | 赤池武正 |
| 〃 | 小林久 | 〃 | 渡辺夫佐子 |
| 〃 | 渡辺重保 | | |
| 監事 | 伊藤要 | 監事 | 内藤俊一 |

社会福祉の性格と機能

憲法第二五条によつて、日本人は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が与えられ、国は社会福祉及び公衆衛生などによる社会保障が義務づけられているが、権利はあつても理想とほど遠いのが現実である。

社会の中には社会制度の変革になじめず、高度経済成長に伴う産業構造の急変に災いされて、困窮の谷間にあえいでいる人々が余りにも多かった。これらの人々に救済の愛の手をさしのべて生活水準を向上させるためには、社会福祉事業にまたねばならなかった。

社会福祉基本要項の中では、社会福祉協議会の性格と機能を次のように規定している。

(性格)

- (1) 社会福祉協議会は、一定の地域社会において住民が主体となり社会福祉、保健衛生その他生活改善向上に関連ある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする、民間の自主的な組織である。

(機能)

- (2) 社会福祉協議会は調査、集団討議および広報等の方法により、地域の福祉に欠ける状態を明らかにし、適切な福祉計画をたて、その必要に応じて地域住民の協調促進、関係機関、団体施設の連絡、調整および社会資源の育成などの組織活動を行うことを主たる機能とする。なお必要がある場合は自らその計画を実施する。

- (3) 社会福祉協議会は、地域内の住民組織が行う住民福祉や、保健衛生等に関する活動の促進につとめ、あわせて地域内の関係機関、団体並びに施設に対して

その機能を増進するように協力する。

限られた一部階層に対する援護活動はその一部であつて、環境を整備して住みよい生活環境をつくり、地域全体の生活の向上につとめるのが、社会福祉協議会の趣旨である。従つて地域住民が連帯意識の上に立った、自主活動こそ社会福祉協議会の理念でなければならない。

下部町社会福祉協議会の目的は、定款第一条に示されているが、今後ますます多様化する社会の中で、高度な幅広い社会福祉の発展を願つてやまない

(目的)

第一条 この社会福祉法人は、山梨県西八代郡下部町における社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、地域社会福祉の増進を図ることを目的として次の事業を行う。

- 1 社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研究
- 2 社会福祉を目的とする事業に関する総合的企画
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する連絡調整及び助成
- 4 社会福祉事業を目的とする事業に関する普及
- 5 保健衛生を目的とする事業との連絡
- 6 心配ごと相談事業の設置運営
- 7 共同募金事業への協力
- 8 福祉金庫の設置運営
- 9 本栖キャンプ場の設置経営
- 10 重度身体障害者家庭奉仕員派遣事業の受託運営
- 11 その他本会の目的達成のため必要な事業

下部町福祉金庫

この金庫は下部町福祉金庫といい、下部町社会福祉協議会が運営している。町内に居住する生活困窮世帯(含災害・傷病等)に対して、世帯更生運

動の一助として無利子で、一戸当たり一〇万円以内の貸し付けを行い、経済的自立の更生を図ることを目的としている。

貸付金の償還は月賦・半年賦及び一時とし、貸付期間は一年以内である。この財源は下部町社会福祉協議会の一般会計から毎年度充当し、資金源は物品斡旋販売等による利益金、社会福祉協議会賛助会員の会費の一部、助成金、寄付金、共同募金配分金等である。

福祉金庫は昭和四十九年一月から実施されているが、最近における貸付状況は次のとおりである。

| | | | | |
|--------|----|---------|-----|------|
| 昭和五十年 | ナシ | 昭和五十三年度 | 一三件 | 九八万円 |
| 〃 五十一年 | ナシ | 〃 五十四年度 | 一一件 | 八〇万円 |
| 〃 五十二年 | ナシ | | | |

下部町社会福祉事業助成

社会福祉事業法により設立された「社会福祉法人下部町社会福祉協議会」に対し同会定款第一条に定める社会福祉事業のうち、児童福祉施設事業である、本栖児童キャンプ場の設置に関する事業、福祉活動事業として、社会福祉を目的とする事業に関する調査研究、総合的企画、連絡調整及び助成、普及、保健衛生を目的とする事業との連絡、心配ごと相談事業の設置運営、共同募金事業への協力、福祉金庫の設置運営、重度身体障害者家庭奉仕員派遣事業の受託運営、社会福祉協議会の運営に要する費用等社会福祉事業に対し、予算の範囲内で児童福祉施設事業に対して五割以内、福祉活動事業に対しては八割以内の補助金の交付を行い、本町における社会福祉の増進を図っている。

世帯更生資金貸付制度

低所得世帯や身体障害者世帯に対し生業を行うときの開業資金、世帯主や家族が入院した場合の療養資金及び住宅改修費など低利で貸し付け、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長と促進を図り、安定した生活が営め

るようにすることを目的に昭和三十年度に創設された。

貸付世帯の選定・実態の把握・資金貸し付けの斡旋・借受世帯に対する独立に必要な援助、指導など民生・児童委員活動と密接な関係にあるためすべて民生・児童委員が行っている。

資金の貸し付けは県社会福祉協議会が行い、これに要する貸し付け資金は国三分の二、県三分の一の割合で負担、その全額を貸し付けの実施機関である県社会福祉協議会に補助する。

世帯更生資金の種類と貸付条件は次のとおり。

(昭和五十四年度現在)

本町内の最近における世帯更生資金の借受状況は次のとおりである。

| | | | |
|---------|----------------|----|-------|
| 昭和五十三年度 | 身体障害者更生資金(生業費) | 二件 | 一五〇万円 |
| 昭和五十四年度 | 身体障害者更生資金(生業費) | 一件 | 七〇万円 |
| | 福祉資金 | 三件 | 七〇万円 |
| | 住宅資金 | 一件 | 六〇万円 |

第三節 民生事業

一 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員(以下単に民生委員という)の制度は、その源を大正六年五月十二日岡山県で「済生顧問」という名称で発足し、次いで大正七年六月十三日東京府で「慈善協会救済委員」と銘を打って設置され、更に大正七年十月七日大阪府で「方面委員」として出発。続いて大正九年十一月二十五日東京市でも方面委員制度を実施した。このようにして我が国の社会情勢に対応し、民間の奉仕活動の中核として、また必須の制度としての基盤を逐次固めて来たのである。

救済法の実施により、具体的目標を与えられた方面委員の活動は全国的に活発化して来たのであるが、しかしこれらの活動は地方の、或いは社会団体による任意的なものであったため、組織運営においてまちまちであり、救護法を執行するためには機能的に問題がある事が指摘され、これを全国的に統一し、より効率的な活動を展開するため法制化する事が重要視されるに至り、世論の要望も高まって来たので政府は昭和十一年十一月十三日方面委員令を公布し、ようやく法制化されるに至った。

この方面委員令の制定理由は次の四つである。

| 住宅資金 | 福祉資金 | 生活資金 | 更生資金 | | | 更生資金 | | | 資金の種類 | 貸付限度 | 据置期間 | 償還期限 | 備考 |
|---------------------------|---|--|---|-----------|-------------------------------|---|-----------|-------------------------------|--|------|------|------|----|
| | | | 技能習得費 | 支度費 | 生業費 | 技能習得費 | 支度費 | 生業費 | | | | | |
| 七五〇、〇〇〇円以内 | 一一〇、〇〇〇円以内 | 月三七、〇〇〇円以内 | 月一〇、〇〇〇円以内 | 五五、〇〇〇円以内 | 六〇〇、〇〇〇円以内 | 月一〇、〇〇〇円以内 | 五五、〇〇〇円以内 | 六〇〇、〇〇〇円以内 | 貸付限度・特に必要と認められる場合一、二〇〇、〇〇〇円以内 | 六月以内 | 六月以内 | 七年以内 | |
| 六月以内 | 六月以内 | 六月以内 | 一年以内 | 六月以内 | 一年以内 | 六月以内 | 六月以内 | 六月以内 | 貸付限度・特に必要と認められる場合九〇、〇〇〇円以内 貸付期間 三年以内 | 六月以内 | 六月以内 | 六年以内 | |
| 六年以内 | 三年以内 | 五年以内 | 八年以内 | 八年以内 | 九年以内 | 六年以内 | 六年以内 | 六年以内 | 貸付限度・特に必要と認められる場合一、二〇〇、〇〇〇円以内 貸付期間 三年以内 | 六月以内 | 六月以内 | 七年以内 | |
| 貸付限度 災害により特に必要な場合九〇〇、〇〇〇円 | 出産費 六二、〇〇〇円以内 葬祭費 八〇、〇〇〇円以内 転宅費 五〇、〇〇〇円以内 | 貸付限度 特に必要な場合一五〇、〇〇〇円以内（国民年金特例納付に要する保険料の二分の一額以内） 貸付期間 技能習得費又は療養資金借受中 | 貸付限度 特に必要と認められる場合九〇、〇〇〇円以内 貸付期間 三年以内 | | 貸付限度・特に必要と認められる場合一、二〇〇、〇〇〇円以内 | 貸付限度・特に必要と認められる場合九〇、〇〇〇円以内 貸付期間 三年以内 | | 貸付限度・特に必要と認められる場合一、二〇〇、〇〇〇円以内 | | | | | |

| 災害授助資金 | 療養資金 | 修 学 資 金 | |
|------------|-----------------------------|---|---|
| | | 就学支度費 | 修 学 費 |
| 四〇〇、〇〇〇円以内 | 一五〇、〇〇〇円以内 | 五五、〇〇〇円以内 | 高校(二八、〇〇〇円) 月八、〇〇〇円以内 高専(一九、〇〇〇円) 月一、五〇〇円以内 短大(二六、〇〇〇円) 月一六、〇〇〇円以内 大学(二七、〇〇〇円) 月一七、〇〇〇円以内 |
| 一年以内 | 六月以内 | 六月以内 | 六月以内 |
| 七年以内 | 五年以内 | 二〇年以内 | 二〇年以内 |
| | 貸付限度、特に必要と認められる場合二〇〇、〇〇〇円以内 | 自宅通学 二七、〇〇〇円以内 大学 三六、〇〇〇円以内 自宅外通学 三五、〇〇〇円以内 高校 五六、〇〇〇円以内 大学 | 貸付限度、特に必要と認められる場合 高校(二〇、〇〇〇円) 月一〇、〇〇〇円以内 高専(二一、〇〇〇円) 月一三、五〇〇円以内 短大(二八、〇〇〇円) 月一八、〇〇〇円以内 大学(二九、〇〇〇円) 月一九、〇〇〇円以内 |

(注)

1 貸付利子は年三パーセント。ただし、据置期間中及び修学資金は無利子。
 2 修学費の() 書は昭和五十四年十月一日から適用。

一、方面委員は、各種社会事業の中核機関として重要な役割を占めるに至り、国の社会事業行政についても方面委員の手を煩わす事により十分な効果を期待する事が多い。従つてこれが法制化され確固たる制度となるときは、各種行政に於て円滑にこれを活用することができ、殊に社会事業行政上に裨益する所が大である。

二、社会事業には物質的保護と並んで、精神的指導が不可欠の要素である。殊に方面委員の活動には一層その精神的要素が重視される。したが

つて方面委員の信条とすべき指導精神の確立は制度運用上においても最も重要視すべきものであつて、これを法令を以て明確に示し、ますますその高揚をはかる事が極めて必要である。

三、従来の制度が地方の任意的制度であつたため各地方に於てその組織運営の方法が区々となり、その業績も地方により著しく高低を生じているので、これを統制して採長補短の実をあげ、全国を通じて統一的な進展を期する必要がある。

四、方面委員に対する指導誘掖の徹底すると否とは社会事業全般の機能を左右するものであるから国に於ても法制上の根柢によりこれに積極的な協力と指導を与える必要がある。

これにより公布された方面委員令は、法文十二か条に過ぎぬ謂わゆる法三条文に制度の大綱を示したものであるが民生委員制度史上画期的なものであり、簡単な法文にもかかわらず次の点で重要な意義をもつものであった。

- 1、指導精神を明確にしたこと。
- 2、設置主体を府県としたこと。
- 3、任期を四年と定めたこと。
- 5、選任を公平にしたこと。

新たに詮衡委員会を設け選任の公平をはかり、その詮衡基準として

- 1、人格正しく常識豊かに世情に通じていること。
- 2、同情の念篤く事業に情熱と理解を有すること。
- 3、党派的偏見のないこと。

4、相当程度の生活を営み近隣の信望篤く、相当期間担任地域内に居住し、日常その地域内の居住者と接触し得る立場にあり、相応の指導力のあるもの。

六、名誉職としたこと。

方面委員は名誉職と規定されたが、ここでいう名誉職とは有給の事務職員ではない事を意味するものであって、地方自治制度上のいわゆる名誉職の事ではない。なお山梨県で方面委員規程が公布されたのは昭和二年三月のことであった。

第二次世界大戦の終了を境として、我が国の社会制度は未曾有の大変革が行われ、この中にあって方面委員制度もまた従来のままの体制で存立運営が許されなくなったので一日も速かに新時代に即応する制度にするようその刷新強化が内外から強く要請されるに至った。そこで厚生省では中央社会事業審議会に諮問し、方面委員制度の改革について研究を進めた結果方面委員令を全面的に補正することとなった。

当時における社会立法としては救護法・母子保護法・軍事扶助法・戦時災害保護法・医療保護法の五法があつて民生の安定に対処して来たのであ

つたが、保護対策に制限があつたため、戦後激増した生活困窮者をこの法律だけで保護救済する事は不可能であつたので、政府はこれら世相の混乱と民心の不安に対処し、すべての困窮者に対して宿泊、給食、救護、衣料、寝具その他生活必需品の給与、食料品の補給などの生活援護を行うことを内容とする「生活困窮者緊急生活援護要綱」を定め昭和二十一年四月から実施した。しかしこの要綱は臨時的応急的な措置としてとられたものであつて国家責任、公私の完全分離、無差別平等などを原則とした統一的公的扶助の基本法規の制定に関する理論は、民主主義の理解とともに次第に強まり、昭和二十一年九月「生活保護法」の公布を見るに至った。

この生活保護法の制定と時を同じくして昭和二十一年九月十三日勅令をもって新たに民生委員令が制定され同月一日から施行された。これに伴つて方面委員制度は民生委員制度として再発足し、民生委員は国で行う生活保護につき実施機関である市町村長の補助機関として第一線の事務にあたることとなり、また任命方法も厚生大臣が委嘱することに改められるなど、その任務は一層重要性を加えた。なお昭和二十一年九月十六日厚生次官の「民生委員令の施行に関する通牒」は民生委員令制定の経緯と目的を明らかに示している。

これらいくつかの改正の中で特筆されることは方面委員が民生委員と改められたことである。救護法の制定によつて方面委員が救護委員としての補助機関となつてからは貧困者の救済がその活動の大きな分野を占める傾向をあらわし、従つて一般社会には方面委員は救貧委員すなわち貧乏人の世話役という観念を植え付け、また一部の委員にも救貧事業で事足りりとする傾向もあつたので、この内外の観念を一掃し広く民生安定の推進者、民生安定の諸施策実施の協力者という意味を表示し自覚せしめるために民生委員と名称を改めたのである。

民生委員は生活保護法の補助機関、児童福祉法による児童委員など終戦後に制定された社会福祉立法の第一線運営機関としての法的な立場を占めることになつたのみならず引揚者の定着援護、留守家族、遺族、母子世帯

等の相談援護、隣保組織の解散にともなう要援護者に対する物資の配給、各種の証明、各種調査の受託、共同募金を始め各種募金への協力等々国家的、地方的なあらゆる社会福祉施策の推進上きわめて重要な任務を果たすことになった。

民生委員はこのように国民生活の安定と向上にきわめて重要な立場に立つに至り、これは民生委員の社会的地位の向上に直結したものであった。従って民生委員は一般社会からその存在を高く評価されることになった。半面、二十二年四月から実施された首長等の公選制度との関係において、政治的その他の利害関係で必ずしも委員としての適格者が選任されない傾向が現われ、ために保護の決定その他において社会的批判を受ける事も生じ、また複雑にして広範な任務を遂行するためには、その資質の向上をはかる事が急務となると共にその活動には個人差や地域差を解消する事が必要となった。同時に民主政治の建前として民生委員制度を従来の如く勅令によらず国会の議決を経た法律に基づく制度とすることが時代的趨勢でもあり、ここに民生委員令に検討を加えた結果、昭和二十三年七月二十九日に「民生委員法」が公布されるに至った。この民生委員法は勅令から法律へと法的根拠を強化したというだけでなく、民生委員令にかなり大幅な改正が行われている。その主な点は次の通りである。

- 1、民生委員の指導精神を「社会奉仕の精神」としたこと。
- 2、民生委員に真の適格者を得るため、従来の選出方法を是正し、かつ民主化をはかったこと。
- 3、新たに知事による民生委員の再推薦と直接人選の規定を設けたこと。
- 4、民生委員の資格要件を明示したこと。
- 5、民生委員の職務上の信条を明示したこと。
- 6、民生委員の解雇規定を設けたこと。
- 7、民生委員の任期を三年に延長したこと。
- 8、民生委員の指導訓練に関する規定を設けたこと。
- 9、民生委員会を民生委員協議会と改め常務委員の設置とその任務を規定

したこと。

10、民生委員事務所に関する規定を設けたこと。

11、民生委員に関する経費の国庫補助規定を設けたこと。

前記の通り委員の選出方法については特に政治的、その他利害関係による不適格者が選出されることを避けるため、市町村毎に「民生委員推せん会」を設置してその推せん会において民主的に推せんすることになったので、下部町においても左記の通り「下部町民生委員推せん会規程」を設けて選出の公平を期することとなった。

下部町民生委員推せん会規程

(昭和五十一年九月十四日
告示第四十六号)

(趣旨)

第一条 この規程は、民生委員法施行令(昭和二十三年政令第二百二十六号)第七条の規定により、下部町民生委員推せん会(以下「推せん会」という)に關し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第二条 推せん会の委員の定数は十四人とする。

(招集)

第三条 委員長は推せん会の会議を招集しようとするときは、会議招集の前三日までに、招集の日時及び場所を文書で委員に通知しなければならない。

(会議)

第四条 推せん会の会議は、非公開とする。

附則

この規程は公布の日から施行する。

民生委員法はその後、数次の改正が行われ現行法に至ったのであるが、この間社会福祉立法実施にあたり、第一線に専門的技術が要請され、児童福祉法は児童福祉司を、身体障害者福祉法は身体障害者福祉司を、また生活保護法はその基準の立て方においてもこれを運用して扶助額を決定する

手続きについても生活保護全体を通じて科学化が行われることにより、社会福祉司をというように従来民生委員が行っていた事務は順次専門機関に移行された。昭和二十五年の生活保護法の全面改正は、社会保障制度の一環としての公的扶助制度の確立を目指し、国民の最低生活の保障を受ける権利を規定したものであるが、この権利義務の関係を明確にするため、公的責任の確立により、民生委員は市町村長の補助機関としての性格から本来の社会奉仕者としての性格に戻り、公的保護の協力機関となったのである。このようにして民生委員は名誉職としての本来の自由の立場に立つて幅広い社会福祉の増進に活躍することとなった。

民生委員数は全国では一六万五、〇〇〇人、山梨県下の定員数は二、一三五人で、内西八代郡は一二四人でその内訳は上九一色村九人、三珠町一七人、市川大門町四一人、六郷町一五人、下部町四二人となっている。

また、各市町村毎にある民生委員協議会の総務をもって山梨県民生委員

協議会総務連絡会が昭和三十三年五月県社教事務局内に設置され、民間社会福祉活動推進のための中核である民生委員活動の活発なる進展を期し、本県の社会福祉の向上を図ることを目的としている。

我が国の社会福祉は積年にわたる公私関係の努力によって近年めざましい発展をとげているが、社会経済の変動は次々と社会的に対処すべきニーズを生じさせ、社会福祉への期待はますます増大している。

民生委員・児童委員の活動の基本は民生委員法によることはもち論であるが、地域の事情に即した日常の実践にある訳であり、それを有効にさせるためには社会福祉及び関連制度についての知識が不可欠である。

地域福祉の充実、地域住民の社会福祉への積極的参加が強く求められている今日、民間社会福祉の地域のリーダーとしての民生委員が、社会福祉及び関連制度について正しい知識を持たれる事を強く期待する。

下部町合併以来の民生委員は次表のとおりである。

| 担当区域 | 昭三・三・一 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 清 沢 一 円 | 竹之内竹次 | 竹内 喜久 | 磯野 薫 | 竹之内京三 | 竹内 喜一 | 小林 喜正 | 小林 喜正 | 渡辺英一郎 | |
| 大 炊 平 一 円 | 渡辺 美津 | 渡辺 美津 | 伊藤 要 | 渡辺智恵子 | 渡辺 真一 | 渡辺 真一 | 渡辺 真一 | 伊藤しょうご | |
| 岩 欠 一 円 | 渡辺 要 | 渡辺 要 | 赤池やすじ | 磯野ひさよ | 渡辺はつよ | 渡辺はつよ | 赤池やすじ | 渡辺 唯夫 | |
| 杉 山 区 一 円 | 小林 寿美 | 小林 寿美 | 小林婦美恵 | 赤池 利直 | 小林 政次 | 小林幾太郎 | 柴原 義人 | 小林 久恵 | |
| 北 川 の 丸 畑 | 岩松 一格 | 岩松 一格 | 伊藤 誠 | 岩松 卓徳 | 岩松 卓徳 | 岩松 卓徳 | 生松 喜貞 | 小林はな子 | |
| 北 川 の 長 塩 | 小林 小春 | 小林 小春 | 磯野久太郎 | 有田 清 | 有田 清 | 小林 義彦 | 磯野 孝行 | 磯野 孝行 | |
| 北 川 の 北 川 | 小林 伴一 | 小林 小春 | 磯野久太郎 | 小林 祥一 | 小林 吉行 | 小林 吉行 | 磯野 孝行 | 磯野 もとよ | |
| 市 之 瀬 一 円 | 小林 徳重 | 小林 徳重 | 小林 源吉 | 小林 英雄 | 青柳 真浄 | 小林 照子 | 小林 義次 | 小林 光 | |
| 山 口 ・ 東 ・ 宮 平 | 松井 和子 | 松井 和子 | 松井 和子 | 依田 正義 | 松井まつ江 | 依田 ハル | 桜田 照子 | 小林 光 | |
| 昭 和 組 一 円 | 浅川 光世 | 浅川 光世 | 佐野まさ子 | 浅川 光世 | 小林 雄子 | 小林 雄子 | 伊藤 義雄 | 赤池 金生 | |
| 中 島 ・ 五 条 ・ 境 畑 | 馬場 文雄 | 馬場 文雄 | 服月よし子 | 有馬 孝叶 | 有馬 百代 | 有馬 百代 | 渡辺 藤子 | 赤池 金生 | |
| 常 葉 日 向 | 馬場 敏子 | 馬場 敏子 | 馬場 敏子 | 馬場 勝美 | 馬場 勝美 | 田村 吾郎 | 渡辺 藤子 | 松原ふき江 | |
| 常 葉 岩 下 | 佐野 林 | 佐野 林 | 佐野 高松 | 佐野 高松 | 堀内 伴登 | 堀内 伴登 | 小林 義久 | 松井マツ子 | |
| | | | | | | | 佐野 藤敬 | 小林 久 | |
| | | | | | | | | 佐野 好美 | |

でない場合は現物給与の場合もある。

医療扶助は現物給付を原則とし、場合によっては金銭給付をする。その他の扶助は全部金銭給付で、場合によっては現物給付もできる事になっている。

被保護者は正当な理由がなければ既に決定された保護を不利益に変更される事はない。また、保護金品に対し課税される事もなく差し押さえを受ける事もない。その代わりこの権利を譲り渡す事はできない。

被保護者が急迫の場合等に於て資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した県、又は町村に対し速かにその受けた保護金品に相当する金額の範囲内に於て、保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。又被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がある時は、その義務の範囲内に於て、保護費を支弁した県、又は町村の長はその費用の全部、又は一部をその者から徴収する事ができる。

生活扶助は日常生活を営む上で必要な飲食物費や被服費、光熱水費、家具什器費等について扶助するものであって、その基準は一般的生活費と妊産婦、高齢者、身体障害者等に対する特殊な需要を満たすための費用を加算する場合とからなっている。生活扶助基準額は、全国を一級地から三級地までに分け、下部町は三級地に属しそれぞれ基準額が定められている。

教育扶助は小学校、中学校の児童・生徒を対象として行われるもので学用品費、実験実習見学費、通学用品費、教科外活動などの費用を学年別・性別によって定めた基準額と教科書に準ずる正規の教材費、給食費、通学のための交通費の実費が一定の基準によって支給される。

住宅扶助は保護世帯が借家や間借りをしている場合に家賃、間代、地代などにあてため支給されるもので、又現に居住している家屋が破損し居住に堪えられなくなった場合に定められた基準で補修費が支給される。

医療扶助はその内容が健康保険の給付と同じで、それに入退院の移送費、通院に要する交通費も支給される。医師の証明があれば柔道整復術や按摩

・マッサージの費用も支給される。

出産扶助は分娩介助料、沐浴料、処置料、衛生材料費も基準の範囲で支給される。

生業扶助は生業費、技能修得費、就職支度費に分かれていていずれも基準額が設定されている。生業費は被保護者が生計維持のため小規模事業を経営する場合に必要な設備費、運営費、機械器具購入費を、技能修得費は生計維持のために職業に就くため技能を修得する場合、授業料、教科書代、教材費、交通費等を支給するもので就職が確定した新規中卒者などがそのために必要な被服や身の回り品購入のためには就職支度費が支給される。葬祭扶助は被保護者が死亡した場合、死体検案、運搬、火葬又は埋葬、納骨その他葬祭のため必要な経費について地域別、大人、小人別に設定された基準の範囲内で支給される。

三 児童福祉

(一) 児童憲章

日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるため、昭和二十六年五月五日児童憲章が定められた。

この児童憲章は

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一、すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、その生活を保障される。

二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と

昭和五十四年度生活保護者人員及金額調

| 種類 | 人員 | | 計 | 金額 | |
|----|----|-----|-----|----------|---------|
| | 男 | 女 | | 最高 | 最低 |
| 生活 | 三七 | 五四 | 九一 | 一八七、九三五円 | 二四、七一〇円 |
| 教育 | 七 | 九 | 一六 | 一三、四一八 | 五、二三〇 |
| 住宅 | 六 | 八 | 一四 | 八、九〇〇 | 三、〇〇〇 |
| 医療 | 四一 | 五七 | 九八 | 三〇〇、〇〇〇 | 二、六四〇 |
| 出産 | 一 | 一 | 二 | 二〇、〇〇〇 | 一 |
| 生業 | 一 | 一 | 二 | 二〇、〇〇〇 | 一 |
| 葬祭 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 |
| 計 | 九三 | 一二八 | 二二〇 | 一 | 一 |

下部町年度別生活保護扶助費調

| 計 | 葬祭 | 生業 | 出産 | 医療 | 住宅 | 教育 | 生活 | |
|------------|-----------|---------|-----------|------------|---------|-----------|-------------|---------|
| 五四、四〇一、五二〇 | 五、七八九、一五五 | 一二〇、〇〇〇 | 一、一五三、九七〇 | 二七、七七七、一九四 | 二六七、〇〇〇 | 一、〇六八、六四六 | 一八、二二五、五五五円 | 昭和五十二年度 |
| 四八、九四九、二七八 | 五、三八七、〇三九 | 二〇、〇〇〇 | 九三二、〇四〇 | 二七、二五五、六三〇 | 三七五、四六四 | 七三八、五三二 | 一四、二四〇、五八三円 | 昭和五十三年度 |
| 四二、七二八、四七二 | | 二〇、〇〇〇 | | 三一、九六一、八三六 | 三六二、二三九 | 七五一、九〇〇 | 九、六三二、四九七円 | 昭和五十四年度 |

災害からまもられる。

四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつかわれる。

六、すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないよ

うに、十分に保護される。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一、すべての児童は、身体が不自由な場合、また精神の機能が不十分の場合に適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二、すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

(二) 児童福祉法の概要

敗戦により、社会の混乱と窮乏は児童に対して最もいたましい影響を与えた。一般の生活水準の低下による児童の保健衛生状態の悪化、社会環境の激変による児童の不良化など、戦争の災禍は戦後を担う児童の育成に暗い影を落としていた。

このような社会情勢のもとで政府は当面の課題として、浮浪児対策に取り組み、児童保護の問題を根本的に解決するため、児童保護事業を法制化すべきであるという考えのなかで、児童保護法要綱案をまとめ、中央社会事業委員会に諮問した。同委員会では、児童福祉法とも称すべき児童福祉の基本法を制定することが緊急の要務であるとして、同法要綱案を示した。政府は法案を練りなおして、昭和二十二年八月、国会に児童福祉法案を提出、若干の修正が行われたうえ、同年十二月十二日、法律第六十四号として公布され、同二十三年一月一日（一部は同年四月一日）から施行された。

この法は、それまでの児童政策を一貫して支配してきた要保護児童の保護のみを課題とする思想に終止符をうち、次代の担い手となる児童の健全なる育成、福祉の積極的増進を基本精神とした児童に対する総合的法律であり、総則・福祉の措置及び保障・児童福祉施設・費用並びに雑則の五章から構成されている。

児童福祉の理念とするところは

すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない（第一条）国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う（第二条）これらは児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重しなければならない（第三条）

児童福祉法という児童とは、満一八歳に満たない者をいい、児童を次のように分けている。

- 一、乳児・満一歳に満たない者。
- 一、幼児・満二歳から、小学校就学の始期に達するまでの者。

第二章 社会福祉

一、少年 小学校就学の始期から、満一八歳に達するまでの者。

児童福祉の機関として、児童福祉に関する調査、審議機関及び事務を処理する専門的機関として、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、児童相談所、福祉事務所並びに保健所について規定している。

児童福祉審議会は児童、妊産婦及び精神薄弱者の福祉に関する事項を調査、審議する機関で、国及び都道府県や市町村に置かれている（市町村は任意設置）

児童相談所は都道府県に置かれ、相談、判定、調査及び一時保護などを行っている。この相談所には児童福祉司が置かれ、児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行うなど福祉増進に努めている。

市町村の区域内に置かれ、児童等の福祉に関する援助、助成等を行う機関として児童委員がある。この児童委員は民生委員法による民生委員が当てられている。

福祉事務所は、児童及び妊婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、福祉に関する事項について相談に応じ、必要な調査を行い、個別的に、また集団的に必要な指導を行うこととされている。

保健所は児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図り、保健相談に応じ、または健康診査を行い必要に応じて保健指導をし、身体に障害のある児童の療育についての指導や、児童福祉施設に対して栄養改善その他衛生に関する必要な助言を与えることなどが義務づけられている。

児童福祉施設には助産施設、乳児院、母子寮、保育所、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び救護院で、国や都道府県は、法律又は条例の定めるところにより、児童福祉施設を設置するが、市町村その他の者が設置する場合は、都道府県知事の認可を受けなければならないことなどが規定されている。

(三) 町内保育所

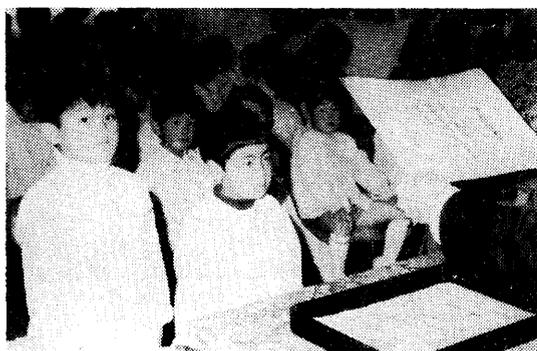
昭和二十二年十二月、児童福祉法が公布施行され、従来の児童保護から児童福祉へと大きな思想的転換がなされた。

児童福祉施設として市町村に身近な施設である保育所が設置され、保育に欠ける児童が市町村長の措置決定により保育されることになった。

これより先、本町においても旧村単位に昭和十五年頃より、婦人会などが中心となって農繁期に季節託児所が設けられ、地域の幼児を集めて保育に当たって来たが二十年の終戦を契機に廃止された。

その後、地域住民の熱意と関係者の積極的な協力により神社、寺院、集会所などの施設を保育所に当て、児童福祉に力をそそいで来た。

久那土村においては、昭和二十八年五月三沢大草組公会堂を借用し、村立久那土保育所を設立（所長望月村長兼任・保母五名・定員四〇名）同二十九



保育証書授与

年四月三沢区事務所を借用、村立久那土第二保育所（所長望月村長兼任・保母三名・定員六〇名）を設立、同時に前記保育所を第一保育所と改称した。同月道区慈観寺に村立第三保育所（所長望月村長兼任・保母三名・定員八〇名）を設置、同三十年四月久保組集会場を借用して、村立久那土第四保育所（所長日向村長兼任・保母二名・定員三〇名）を設けたが、その後時代の変遷とともに入所児童数も減少し、同三十七年三月久那土第三保育所、同四十六年三月久那土第四保育所が廃所となった。

昭和四十九年六月町立久那土保育

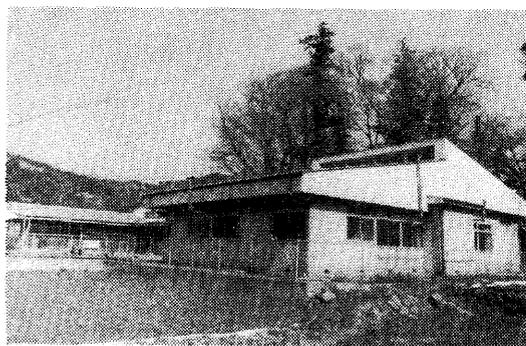
所が建設されたのを機に第一、第二保育所は久那土保育所へ統合され廃所となった。

保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育する児童福祉のための施設であって人生のなかで一番大切な人格の基礎をつくる時代の乳幼児を対象として児童福祉法の精神に則り養護と教育が一体となり、健康安全をモットーに社会に適応できる豊かな人間性を養い、また望ましい人間像を目標に心身の調和ある発達を目ざし、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎をつちかうため、本町内には五か所の保育所が設けられている。

下部町立常葉保育所

所在地 下部町常葉九八八番地

昭和二十八年四月一日富里村立常葉保育所として創立、所長小松斌、保母六名、小使一名、定員八二名を以て発足した。



常葉保育所

昭和二十九年四月一日町制施行により下部町立常葉保育所となり、その後、施設の老朽化、統合問題などを考慮するなかで同四十七年三月、工事費約二、一〇〇万円を要して改築、二歳以上定員一三〇名の認可を得、同五十二年四月、定員九〇名の変更認可を得て現在に至っている。創立以来の卒園児は一、一七三名である。

- 一、職員数 所長一名
- 保母五名
- 調理員一名

嘱託医 二名

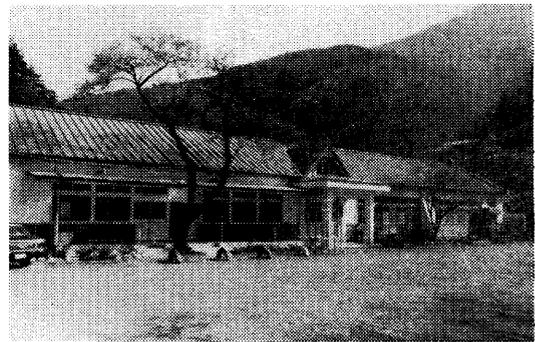
一、措置児童数 三歳児未満五名、三歳児一〇名、四歳児以上五七名
一、施設の現況

| | | |
|-----------|----|---------------|
| 保育室 | 五室 | 一五四・〇二三平方メートル |
| 遊戯室 | 一室 | 一一六・一六八 |
| 乳児室ほふく室一室 | 一室 | 一六・二四七 |
| 事務室 | 一室 | 三三・一二四 |
| 調理室 | | 二四・八四二 |
| 調乳室 | | 四・九六八 |
| 沐浴施設 | | 六・六二四 |
| 洗濯施設 | | 四・九六八 |
| 倉庫 | | 八・二八〇 |
| 用務員室 | | 七・四五二 |
| 屋外遊戯場 | | 五三八・二八四 |
| 便所 | | 二二・三五八 |
| 大便所 | | 九か所 |
| 小便所 | | 八か所 |

下部町立下部保育所

所在地 下部町下部九五番地

昭和二十四年六月富里村下部慈照院住職鳥屋尾文雄が寺院の一部を開放し、私立富里村湯町保育所を設立所長に就任、保母三名、定員三〇名を以て発足、同二十八年四月一日私立湯町保育所を廃し、同日富里村立下部保育所として申請、同年六月認可、昭和二十九年四月一日町制施行により下部町立下部保育所となった。同三十八年下部小学校湯町分校が学級縮少のため空き教室ができたので、この機に慈照院より保育所を移転、その後、昭和五十一年、工事費二〇〇万円を投じて、園舎の改築を行い現在に至っている。



下部保育所

創立以来の卒園児は三九三名である。

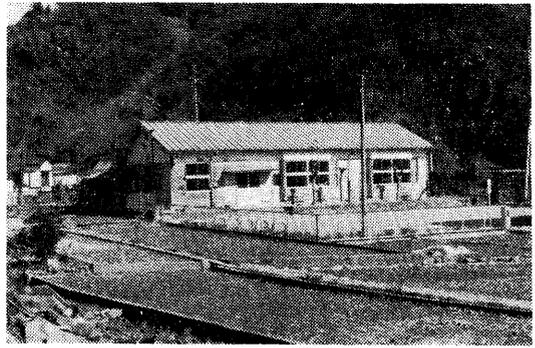
一、職員数 所長一名(兼任)
保母二名
嘱託医二名
一、措置児童数
三歳児八名
四歳児六名
五歳児二名
一、施設の現況
保育室・遊戯室
一一三・八五平方メートル
事務室 九・九
調理室 九・九
洗濯室 三・三

| | |
|-------|-----|
| 保母休憩室 | 九・九 |
| 便所 | 九・九 |
| 小便所 | 三か所 |
| 大便所 | 四か所 |

下部町立波高島保育所

所在地 下部町波高島七六一番地

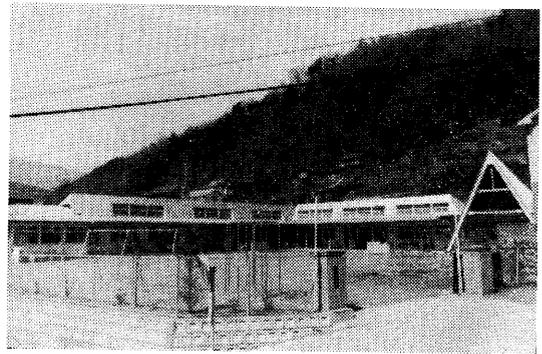
昭和三十二年二月波高島区作業場を使用、区立波高島保育所を設立、所長に当時の区長佐野喜光就任、保母三名、定員五〇名を以て発足した。同年六月町営に移管、下部町立波高島保育所となった。これより先昭和三十一年四月高島分校が新築校舎に移転したので、その後、分校跡に保育所を移し、更に同四十一年四月下部小学校高島分校が下部小学校へ統合したため、同四十二年九月元分校に保育所を移転、現在に



波高島保育所

至っている。
創立以来の卒園児は二二〇名である。

- 一、職員数 所長一名（兼任）
保母 二名
- 嘱託医二名（兼任）
- 一、措置児童数
 - 三歳児 二名、
 - 四歳児 七名、
 - 五歳児 六名、
 - 六歳児 七名
- 一、施設の現況
保育室 四六・二平方メートル
遊戯室四六・二 "



久那土保育所

昭和四十七年四月県立峽南高等学校と久那土中学校が相互移転をしたのを機に、同四十九年二月新しい統合保育所建設に着手、木造平屋建亜鉛板葺、建面積七九〇・五平方メートル、総工費四、八〇五万円を投じて同年五月完成。
昭和四十九年七月一日認可。定員一三〇名にて開所、現在に至っている。

- 創立以来の卒園児数（含旧保育所）
一、五〇五名
- 一、職員数 所長一名（兼任）
保母 四名
調理員 一名、

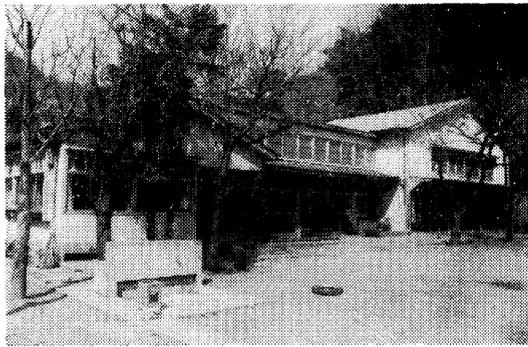
- 事務室 一四・四三 "
- 医務室 一四・四三 "
- 調理室 一二・三八 "
- 物置 一四・八 "
- 便所 一二・八 "
- 小便所 二カ所
- 大便所 四カ所
- 屋外遊戯場 五九七・九六平方メートル

下部町立久那土保育所

所在地・下部町三沢七九番地の一

久那土第一・第二保育所は、いづれも借家であり、設備、環境等を考慮するなかで、これを統合することは長年の懸案であった。

- 嘱託医二名（兼任）
- 一、措置児童数 二歳児 五名、 三歳児一七名
四歳児二九名、 五歳児二〇名
- 一、施設の現況
保育室 三〇二・八七五平方メートル
遊戯室 一〇〇 "
- 屋外遊戯場 一、〇二四 "
- 沐浴室 一一 "
- 洗濯室 一 "
- 保母休憩室兼用務員室 一二 "
- 事務室 三六 "
- 医務室 一二 "



古 関 保 育 所

| | |
|------|--------|
| 調理室 | 三五 |
| 調理室 | 四 |
| ほふく室 | 六八・三九 |
| その他 | 一二七・八七 |
| 便 所 | 四一・七五 |
| 小便所 | 七か所 |
| 大便所 | 一〇か所 |

下部町立古関保育所

所在地 下部町古関一三番地

住民から保育所建設の要望が高まり、昭和三十一年一月保育所建設に着手、同年三月総工費二一五万円を投じて新しい保育所が竣工した。

昭和三十一年五月一日認可、所長一名（赤池村長兼任）保母五名、定員六〇名を以て、古関村立古関保育所として発足した。同年九月三十日町村合併により下部町立古関保育所となり現在に至っている。

創立以来の卒園児は六二一名である。

- 一、職員数 所長一名（兼任）
保母二名
- 嘱託医二名（兼任）
- 一、措置児童数
 - 三歳児 五名
 - 四歳児 六名
 - 五歳児 六名
- 一、施設の現況
保育室

| | |
|---------|-------------|
| 遊戯室 | 四九・六八平方メートル |
| 調理室 | 九九・三七 |
| ほふく室 | 一五・四六 |
| 乳児室 | 一二・四二 |
| 医務室兼事務室 | 一六・五六 |
| 用務員室 | 一九・八七 |
| 便 所 | 一四・〇七 |
| 小便所 | 一二・四七 |
| 大便所 | 五カ所 |

(四) 児童手当及び厚生施設

○児童手当

児童の養育にともなう家計支出が増大するなかで、次代の社会をになう児童育成の場である家庭の生活を安定させ、健全な育成と資質の向上を図り、他方児童福祉施策の一環として、昭和四十六年五月二十七日法律第七三号で児童手当法が公布され、同四十七年一月一日より施行された。

同法で「児童」とは、一八歳に満たない者をいい「義務教育終了前の児童」とは、一五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校・聾学校もしくは養護学校の中学部に在学する児童を含む、「父」とは、母が児童を懐胎した当時、婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むと規定されている。

- 児童手当を受けられることのできる者の要件として
 - 1 日本国民で、国内に住所を有すること。
 - 2 一八歳に満たない児童が三人以上であって、そのうち一人以上が義

務教育終了前の児童を監護し、一定の生計関係にあること。(父母にあっては、監護している子と生活を同じくし、父母以外の者にあつては監護している児童について生計を維持すること。)

3 その人の前年の所得が、扶養親族等及び児童がないとき二二万六千円(昭和五十三年六月現)、扶養親族等及び児童一人につき、二六万円、扶養親族等が所得税法(昭和四十年法律第三三三号)に規定する老人扶養親族であるときは、老人扶養親族一人につき、三二万円を加算した額に満たないこと。

となつてゐる。

児童手当の月額は、三人以上の児童のうち出生順にかぞえて三人目以降の児童で、義務教育終了前の者一人につき、所得割額のある者五千円、所得割額のない者六千五百円ずつ、毎年二月、六月及び十月の三期に、それぞれの前月までの分が支給される。

昭和五十五年五月現在で、本町内の該当者は一八三名である。

○児童扶養手当

児童扶養手当法は、昭和三十六年十一月二十九日法律第二三八号で公布され、同三十七年一月一日より施行された。

児童扶養手当は、児童扶養手当と特別児童手当の二種があり、いずれも父と生計を同じくしていない児童に対して、扶養手当を支給することによつて児童の健全育成と、生活保障をより増進するためにもうけられたものである。一八歳未満の者、または二〇歳未満で別に規定する廃疾の状態にあるもので、児童の母がその児童を監護するとき、または母がないかあるいは母が監護をしない場合、母以外の者がその児童を養育(児童と同居し、監護し維持すること)するとき、養育している者に支給される。

扶養手当は、児童一人の場合月額二六、〇〇〇円。二人以上の場合は一八、〇〇〇円。一人増すごとに四〇〇〇円(昭和五十四年八月より)が加算され、毎年四・八・十二月の三期にわけて支払われている。

手当を受けることができる者は、

イ 父(内縁の父を含む。以下同じ)母が婚姻を解消した児童。

ロ 父が死亡した児童。

ハ 父が法令に定められている程度の廃疾の状態にある児童。

ニ 父の生死が明らかでない児童。

ホ 父が引続き一年以上遺棄している児童。

ヘ 父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童。

ト 婚姻(事実婚を含む)によらないで生まれた児童(父の認知を受けた児童を除く)

チ 棄て子などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童。

(1) 手当は、児童が次のいずれかに該当する場合には支給されない。

イ 日本国内に住所を有しないとき。

ロ 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額が支給停止されているときを除く。

ハ 父若しくは母の死亡について労働基準法の規定による遺族補償などの給付を受けることができる場合、父の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる母の監護を受けている場合、又は父若しくは母の死亡について、支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該給付の事由が発生した日から六年を経過していないとき。

ニ 父に支給される公的年金の額に、その児童の分が加算の対象となつてゐるとき。

ホ 児童福祉法第二七条第一項第三号に規定する里親に委託されているとき。

ヘ 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が別に定める程度の廃疾の状態にあるときを除く。

ト 母の配偶者(別に定める程度の廃疾の状態にある父を除く)に養育されているとき。

(2) 母か、児童を養育している者が、次のいずれかに該当する場合。

イ 日本国民でないとき。

ロ 日本国内に住所を有しないとき。

ハ 国民年金法に基づく障害福祉年金及び老齢福祉年金以外の公的年金の給付を受けることができるとき。ただし、その全額が支給停止されているときを除く。

(3) 受給資格者又はその配偶者若しくはその扶養義務者の前年の所得総額が法に定める支給限度額（受給本人Ⅱ二、〇三六千円、配偶者・扶養義務者Ⅱ五、七三三千元）を超えるとき。

本町における児童扶養手当の受給者（昭和五十五年四月一日現在）は一七名である。

○児童厚生施設本栖キャンプ場

自然の風光と俗化しない静かな環境に恵まれた本栖湖畔に、児童福祉週間に頒布する「母へ感謝のカーネーション」と「愛の白ばら」の収入を基金として、昭和三十一年七月本町釜額川尻二、〇三五番地に、児童厚生施設本栖キャンプ場が建設された。

管理・運営については昭和三十三年五月「本栖キャンプ場管理委員会」から山梨県社会福祉協議会に移管され、県社協は管理・運営を峡南社会福祉協議会に引継ぎと同時に下部町釜額区と委託契約を結び、委託方式による運営がなされて来た。

歳月を経て昭和四十四年十一月、社会福祉法人下部町社会福祉協議会はこの施設の払い下げを申請、これが認められ翌四十五年一月七日同協議会に移管された。

共同募金会などの協力を得て維持補修をしてきたが、昭和四十六年度から増設および修理費の県費補助が行われるようになった。

同四十九年七月十五日県及び町並びに日本船舶振興会等の補助を得て、鉄筋コンクリート平屋建、約七〇〇平方メートルの近代設備を誇る施設

が完成した。

施設の内容は、研修室兼食堂、厨房、リーダー室、シャワー室一〇室、宿泊室五室（各室二畳）売店、ケビン六棟（各棟一〇畳、テント一〇張、二張八人用）収容可能人員二五〇人、毛布二五〇枚が用意されている。

この施設を利用する者は、原則として十八歳以下の児童・生徒であつて、必ず指導者が引率する場合のほか、青少年指導育成の関係機関団体にある者となっているが、児童・生徒の利用時期以外は一般観光客の憩いの場として広く利用されている。毎年七月始め頃より八月末頃まで管理人が常駐し年間五、〇〇〇人がこのキャンプ場を利用して青少年の育成、或は修養の場、憩いの場所として大いに役立っている。

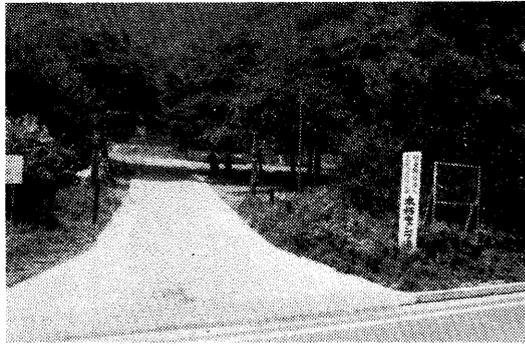
本栖児童キャンプ場利用料金表

（昭和五十五年四月一日現在）

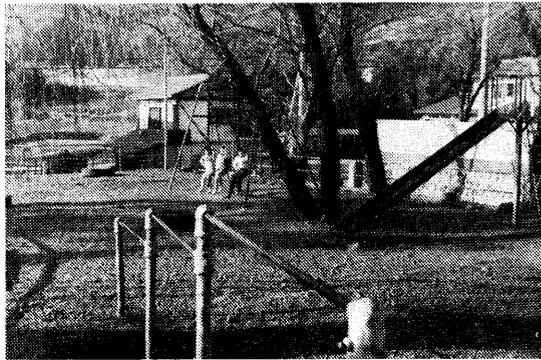
| 区 分 | 児童生徒及び引率者 | 一 般 |
|--|-----------|---------|
| 本館宿泊（二室当たり） （七室）十二畳室（五室） 六畳室（二室） | 六、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 |
| | 四、〇〇〇円 | 六、〇〇〇円 |
| ケビン宿泊（二棟当たり） （六棟） | 六、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 |
| | 六、〇〇〇円 | 八、〇〇〇円 |
| | 四、〇〇〇円 | 六、〇〇〇円 |
| | 三、〇〇〇円 | 四、〇〇〇円 |

| | | |
|--------------|--------|--------|
| テント宿泊（一張当たり） | 一、〇〇〇円 | 一、五〇〇円 |
| テント使用 | 五〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| テント持参 | | 一、〇〇〇円 |
| 毛布使用（一枚当たり） | | 一〇〇円 |

○宿泊は、午前十時から翌日の午前十時までとする。
○児童厚生施設本栖キャンプ場電話番号（〇五五六三）⑧〇五五九



本栖キャンプ場



チビッコ広場

○児童遊園・チビッコ広場
児童に安全な遊び場を与えて、その健康を増進し情操をゆたかにすることを目的として、児童遊園やチビッコ広場が設けられている。
児童遊園は、児童公園の補完的な役割をもち、とくに盛り場、小住宅密

集地域、小工場集合地域および交通ひん繁地域など、児童の健全育成環境にめぐまれない地域に、重点的に設置されており、主として幼児および小学校低学年児童を対象として広場、ぶらんこ、砂場、すべり台、便所などが設けられている。

昭和三十三年から同三十九年の間、本県では国庫補助により二ヶ所が設置された。本町においても昭和三十四年九月国庫補助を得て、下部町下部横道に下部町立児童遊園が設けられたが、昭和三十八年温泉会館プール建設のため隣地に移設、その後、町営駐車場建設により再度移転した。

前述の目的を達成するため、県では昭和四十一年度からチビッコ広場の建設に対し、二〇万円を限度として二分の一を助成し建設の促進をはかって来た。このほか共同募金の配分、部落育成会等で建設したチビッコ広場もある。

本町内で児童遊園・チビッコ広場の設けられている所は次のとおりである。

| | | | | |
|-------|--------|--------|-----|--------|
| 下部地区 | 山口・芦原 | チビッコ広場 | 大炊平 | チビッコ広場 |
| | 北川 | 児童遊園地 | 長塩 | 〃 |
| | 上之平 | チビッコ広場 | 波高島 | 〃 |
| | 一色 二ヶ所 | 〃 | | |
| 久那土地区 | | | | |
| 道 | | チビッコ広場 | 車田 | チビッコ広場 |
| 山家 | | 〃 | 嶺 | 〃 |
| 大山 | | 〃 | 久保 | 〃 |
| 大草 | | 〃 | 日塩 | 〃 |
| 店向 | | 児童遊園地 | 奥杯 | チビッコ広場 |
| 上田原 | | チビッコ広場 | | |
| 古閑地区 | | | | |
| 釜額 | | チビッコ広場 | 中之倉 | チビッコ広場 |

四 母子福祉

(一) 母子福祉法の概要

我が国の母子福祉対策は、古くは昭和四年に制定された救護法により行われていたが、これによると、一三歳以下の幼児を救護の対象に含め、同時に「幼者居宅救護を受ける必要ありと認めるときは幼児と併せその母の救護をなすことを得」として、一歳未満の乳児に限って母子救護の必要を認めた。

昭和十二年に母子保護法が制定され、一三歳未満の子を持つ母で夫がなく生活が困難な場合には、生活費が支給されることになった。

昭和二十一年に生活保護法が制定され、全国民を対象として、最低生活が保障されることになった。

母子家庭は社会的、経済的事情からして、一般家庭と一律の保護では母子福祉の徹底を期することは難しく、そこで昭和二十八年に母子福祉資金の貸付等に関する法律が制定され、母子家庭の経済的自立が図られることとなった。

昭和三十九年母子福祉対策を総合的に推進するため母子福祉法が制定された。

この法律は、母子家庭の福祉に関する原理を明らかにするとともに母子家庭に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって、母子家庭の福祉を図ることを目的としている(第一条)

すべて母子家庭には児童が、その置かれていた環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件と、その母の健康で文化的な生活が保障されるものとする(第二条) 国及び地方公共団体は母子家庭の福祉を増進する責務を有し、これに関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて第二条の理念が具現されるように配慮しなければならぬ

い(第三条)

母子福祉法は、第一章総則・第二章福祉の措置・第三章母子福祉施設・第四章雑則から構成されており、母子世帯に対する総合的な施策を規定しているものである。

福祉の措置等の主たる対象となる母子家庭は、配偶者と死別・離婚等をしたことにより配偶者のない女子が現に二〇歳未満の児童を扶養している場合。この外、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人または公益法人に対しても福祉の措置がとられている。

配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等母子家庭の福祉の増進に努めるため、母子相談員制度がもうけられている。また配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付制度が規定されている。

その他、公共施設内における売店等の設置の優先許可、たばこ小売人の優先指定、住宅を必要とする母子家庭に対する母子世帯向け住宅の確保、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用を促進するため関係機関の相互協力についての規定が設けられている。

また、母子家庭の母及び児童が心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する母子福祉施設を設置することができる、と規定しており施設として母子福祉センターと母子休養ホームの二種類がある。

(二) 母子福祉事業

○母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付制度

(1) 母子福祉資金

母子福祉資金貸付に関する法律(昭和二十七年法律第三五〇号)は、母子福祉法(昭和三十九年七月一日法律第一二九号)の制定によって廃止された。

母子福祉法に、「母子家庭の母は、みずからすすんで自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない」という規定による措置として、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉増進を目的に、母子福祉資金の貸付を行っている。

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能修得資金、修業資金、就職支度資金、療養資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金があり、貸付限度額、利率、据置期間、返済期間等は一定していないが、いずれの資金も低利子である。

本町においては町内に住所を有し、この資金の貸し付けを受けた者が、その利子を納付期限内に納めた者に対し、昭和五十三年四月一日から同額の利子補給を行っている。

本町内における母子福祉資金の貸し付け状況は、次のとおりである。

(単位・千円)

| 資金名 | 年度 | | 住宅資金 | | 事業継続資金 | | 就学資金 | | 事業開始資金 | | 合計 | |
|-----|----|----|------|-----|--------|-------|-------|----|--------|----|-------|----|
| | 金額 | 人員 | 金額 | 人員 | 金額 | 人員 | 金額 | 人員 | 金額 | 人員 | 金額 | 人員 |
| | | 50 | | 六 | | | 一、二〇〇 | 四 | | 二 | 一、〇六〇 | 一二 |
| | | 51 | | 一 | | | 一五〇 | 一 | | 二 | 六五〇 | 二 |
| | | 52 | | 三 | | | 一、四〇四 | 四 | | 七 | 三、五〇四 | 七 |
| | | 53 | | | | 一、二〇〇 | | | | 二 | 一、二〇〇 | 二 |
| | | 54 | | 一 | | | | | | 二 | 二一六 | 二 |
| | | | | 六〇〇 | | | | | | | 八一六 | |

(2) 寡婦福祉資金

母子家庭に対する福祉施策は母子福祉法を中心として行われてきたが、児童が二〇歳をこえることにより、同法の対象とならなくなる世帯に対しても、福祉対策が及ぶよう強く要望されてきたが、寡婦福祉資金貸付制度要綱が定められ、昭和四十四年一月一日から実施された。

これに基づき、県は寡婦福祉資金貸付条例(昭和四十四年山梨県条例第五一号)を定め、寡婦福祉資金の貸し付けを行っている。

資金の貸し付けを受けることにより経済的自立と、生活意欲が助長されると認められる、四〇歳以上の寡婦を対象に、母子福祉資金と同種資金のほか結婚資金の貸し付けが行われているが、母子福祉資金の貸し付けを受けることができる者は、貸し付けの対象にはならない。

本町においては、昭和五十三年四月一日から母子福祉資金と同様、利子補給を行っている。

本町内の寡婦福祉資金の貸付状況は、次のとおりである。

(単位・千円)

| 資金名 | 年度 | | 住宅資金 | | 事業継続資金 | | 計 | |
|-----|----|----|------|----|--------|-----|-------|----|
| | 金額 | 人員 | 金額 | 人員 | 金額 | 人員 | 金額 | 人員 |
| | | 50 | | 六 | | | 三、〇〇〇 | 六 |
| | | 51 | | 一 | | 四〇〇 | 一、一〇〇 | 二 |
| | | 52 | | 六 | | | 四、二〇〇 | 六 |
| | | 53 | | | | | | |
| | | 54 | | 一 | | | 七五〇 | 一 |

○ 母子相談員

昭和二十七年、母子福祉資金の貸付に関する法律が公布され、県は非常勤職員として、九人が知事より任命され、出先機関である各地方事務所に配置された。

さらに、県母子相談員の補助的機関として、知事より委嘱を受けた市町村母子相談員は、母子福祉法（昭和三十九年七月法律第二一九号）第二条の規定による「すべての母子家庭には、児童が、そのおかれている環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるための諸条件と、その母の健康で文化的な生活とが保障されるものとする」との基本理念に基づいて、配偶者のない女子で児童を扶養しているものに対し、県母子相談員と協力して、母子家庭の発見・面接・調査・相談・指導・関係機関などとの連絡調整をはかり、母子家庭の実情を掌握し、母子福祉資金の貸付けなどの相談・指導および生活費・医療費等経済上の問題、また児童の養育・就学・就職についての相談・指導、ならびに家庭紛争その他、一身上の問題や保健衛生についての相談・指導など母子家庭の福祉全般についての奉仕活動を行なっている。

市町村母子相談員は、社会的信望があり、かつ母子相談員の業務を行うに必要な熱意をもっている者を市町村長が推せんし知事が委嘱、任期は二年である。

本町（旧村を含む）で母子相談員の職についた者は次のとおりである。

| | |
|------------|------------|
| 浅川光世（常葉） | 川田喜美恵（下部） |
| 佐野さわ（波高島） | 佐野愛子（上之平） |
| 赤池とし（常葉） | 松井和子（常葉） |
| 矢野かね代（市之瀬） | 磯野とみ子（岩欠） |
| 有泉保子（波高島） | 串松和江（北川） |
| 小林梅子（常葉） | 深沢 愛（三沢） |
| 上田富子（三沢） | 赤池恵子（切房木） |
| 宮沢静枝（三沢） | 赤池百々代（中之倉） |

第二章 社会福祉

赤池清子（瀬戸） 武田ぬい（瀬戸）

渡辺正子（古関） 土橋重子（古関）

赤池さか江（大磯小磯） 伊藤 静（古関）

○ 母子福祉会

本会の前身である未亡人会は、大戦後、戦争未亡人により、相互の親睦を図り、自立更生相互扶助を目的として設立された。

本町においても、昭和二十三年四月三十日富里村未亡人会が結成されたが、久那土・古関・共和の各村については、結成の年月等は定かではないが、ほぼ同時期と推考される。

昭和二十三年三月、連合組織である県未亡人会が設立された。当時は戦争未亡人を対象としていたが、その後、一般未亡人も入会するようになった。

昭和三十一年九月、町村合併により旧村当時の未亡人会は地区未亡人会となり、従前どおり地区単位に運営されている。昭和四十二、三年ころ未亡会人を発展的解消し、会名も母子福祉会と改めた。

昭和四十五年五月西八代・南巨摩両郡の母子福祉会の連合体である峡南地区母子福祉会が誕生した。

本町の母子福祉会は、県・郡組織と連絡をとり、福祉に関する調査研究・生業資金の斡旋や相談・施設の慰問・会員の研修・母子家庭の子供に対する就職激励会・母子福祉大会への参加など会の発展に努めている。

昭和五十五年四月現在の会員数は、次のとおりである。

| | |
|-------------------------------|-------|
| 下部地区母子福祉会 | 五二名 |
| 久那土地区母子福祉会 | 一八名 |
| 古関地区母子福祉会 | 一八名 |
| 各地区（旧村）母子福祉会長の職にあつた者は次のとおりである | |
| 下部地区 | |
| 有馬百代 | 佐野愛子 |
| 磯野みつゑ | 内藤よし子 |
| 竹之内みさを | |
| 芦沢さかえ | |

久那土地区

| | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 上田晴子 | 中沢まつ | 内藤みな与 | 日向おきん | 深沢まつ |
| 田中松子 | 加藤愛子 | 赤池敏子 | 伊藤ヒロヨ | 日向志ず代 |
| 日向一枝 | 赤池みちゑ | 小林満子 | 赤池久江 | 赤池波子 |
| 堀田和子 | 日向ヒメヨ | 伊藤清子 | 日向うめ子 | |

古閑地区

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 伊藤 静 | 赤池百々代 | 赤池清子 | 渡辺正子 | 土橋あさ子 |
| 今福久重 | 土橋シゲ子 | 赤池久子 | 伊藤アキコ | 伊藤千代子 |
| 渡辺とも江 | 赤池はる江 | 小林玉恵 | 伊藤泰子 | 渡辺トキ子 |
| 赤池やす子 | 伊藤ひろ子 | 伊藤はるじ | 伊藤美千枝 | 赤池三千江 |
| 赤池百合子 | 渡辺久子 | | | |

五 心身障害者福祉

(一) 心身障害者対策基本法の概要

心身障害者対策について、国や地方公共団体等の責務を明らかにすると共に、心身障害の発生の予防に関する施策や、医療・訓練・保護・教育・雇用の促進・年金の支給等、心身障害者の福祉に関する施策の基本となる事項を定め、心身障害者対策の総合的推進を図ることを目的として、昭和四十五年五月二十一日法律第八四号で公布、同日施行された。

この法律で「心身障害者」とは、肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・平衡機能障害・音声機能障害・言語機能障害・心臓機能障害・呼吸器機能障害等の固定的臓器障害または精神薄弱等の精神的欠陥があるため長期にわたり、日常生活や社会生活に相当の制限を受ける者をいい、すべての心身障害者は個人の尊厳が重んぜられ、これらにふさわしい処遇を保障される権利を有している。

国や地方公共団体は、心身障害の発生を予防し、福祉を増進する責務を負い、国民は社会連帯の理念に基づいて、心身障害者の福祉増進に協力す

るようにまた心身障害者は、自分の能力を活用し、進んで社会・経済活動に参加するように努め、その家庭においても、心身障害者の自立の促進に協力するよう義務づけられている。

このほか、福祉に関する基本的施策や、総合的施策の樹立について、また、関係行政機関相互の連絡を要する事項を調査し、審議するため、附属機関として、総理府に中央心身障害者対策協議会を設置することなどが定められている。

(二) 心身障害者対策事業

○ 下部町心身障害児童年金

心身障害児童年金は、心身に障害のある児童を保護している者に年金を支給し、児童の健全なる発育を助長すると共に福祉の向上をはかることを目的に年齢二〇歳未満で、視覚障害・聴覚または平衡機能の障害・音声機能または言語機能の障害・肢体不自由・心臓・じん臓または呼吸器の機能障害等が六級以上で、身体障害者手帳の交付を受けている者、また精神薄弱者更生相談所や児童相談所において知能指数が五〇以下と判定した者の保護者（親権を行う者、後見人、その他の者であつて現に児童を保護している者）に心身障害児童年金が支給される。ただし、児童を収容する児童福祉施設に児童が入所している場合で自己負担のかからない者は除かれる。

年金の額は、身体障害者福祉法施行規則に基づく障害度が一、二級の者、精神薄弱者福祉法または児童福祉法に基づく施設において、知能指数三五以下の者と判定された者については年額一二、〇〇〇円、障害程度が三級以下六級以上の者、知能指数三六以上五〇以下については年額六、〇〇〇円が支給される。

これら年金は町長が必要と認めた場合、物品を支給することができることになっている。

年金は、支給すべき事由が生じた日の属する月から受給資格を失った日の属する月まで支給し、毎年九月及び三月の二期に分け、それぞれの月ま

での分が支給される。ただし生活保護法により扶助を受けている者には適用されない。なお年金を受けた保護者は、保護する児童のために使わなければならないこととし、昭和四十七年四月一日から実施されている。

昭和五十五年四月一日現在の支給者は五名である。

○ 下部町心身障害者福祉手当

下部町心身障害者福祉手当は、心身に障害のある者に対して、障害者の福祉向上を図ることを目的に、本町に居住する一八歳以上の者で、身体障害者福祉法の規定に基づいて身体障害者手帳の交付を受け、障害程度一、二級の者（別表、心身障害者障害程度等級表参照）または精神薄弱者更生相談所において、知能指数が五〇以下と判定された者に対して支給される。

ただし、身体障害者福祉法にいう、身体障害者療養施設、その他これに類する施設に入所または収容されている者及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく、特別児童扶養手当の受給対象児童に対しては支給しない。

手当の支給額は、身体障害者福祉法の規定による障害程度が一級の者に対しては、月額一、〇〇〇円、二級の者五〇〇円。

精神薄弱者福祉法の規定による障害程度が、知能指数三五以下の者に対しては、月額一、〇〇〇円、知能指数が三六以上五〇以下の者は五〇〇円とし、町長が手当の支給を決定した日の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した月で終わる。この手当は、毎年九月及び三月の二期にそれぞれの月までの分を支給する。

この制度は、昭和四十九年四月一日から実施されている。

昭和五十五年四月一日現在の支給状況は、次のとおりである。

一級の者 五一名

二級の者 六〇名

○ 下部町心身障害児福祉手当

心身障害児福祉手当は、心身に障害のある児童に対して支給し、心身障

害児の福祉の向上を図ることを目的に一八歳未満の児童であって、次のいずれかに該当する者に対し支給される。
視覚障害で永続するもの

1 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下のもの

2 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの

3 両眼の視力がそれぞれ一〇度以内のもの

4 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの

視覚または平衡機能の障害で、永続するもの

1 両耳の聴力損失がそれぞれ六〇デシベル以上のもの

2 一耳の聴力損失が八〇デシベル以上、他耳の聴力損失が四〇デシベル以上のもの

3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの

4 平衡機能の著しい障害のもの

音声機能または言語機能の障害

1 音声機能または言語機能の障害

2 音声機能または言語機能の著しい障害で、永続するもの

肢体不自由

1 一上肢、一下肢または体幹の機能の著しい障害で永続するもの

2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くものまたはひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨関節以上で欠くもの

3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

4 両下肢のすべてのゆびを欠くもの

5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で永続するもの

6 前各号に掲げるものの外、その程度が前各号に掲げる障害の程度以上であると認められる障害

7 心臓・じん臓または呼吸器の機能の障害で、永続し、かつ日常生活

が著しい制限を受ける程度であると認められるもので身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則により、身体障害者障害程度等級表の一級、二級または三級に該当する障害者。

○ 療育手帳実施要綱に基づく障害の程度が「A一」「A二」「A三」または「B」に該当する障害者

手当を受けることのできる者は前記のいずれかに該当する者であつて、本町の住民基本台帳に記載されている者となっている。ただし、社会福祉事業法に規定している救護施設・厚生施設・精神薄弱児施設・盲ろうあ施設・肢体不自由児施設及び重症心身障害者施設に入所または収容されている者、または児童福祉法の規定による国立療養所に入所している者及び特別児童扶養手当に関する法律により特別児童扶養手当の受給対象児童に対しては支給しない。

手当は月単位とし、その額は一か月五、〇〇〇円とし、該当する障害が合せてある者は重い方の障害に対して支給する。

支給の期間は、受給資格者が認定の申請をした月の翌月から始め、手当を支給する事由が消滅した月で終わる。毎年度七月、十一月及び三月の三期に、それぞれの月の分まで支給する。

この支給条例は、昭和四十九年九月一日から実施されている。
昭和五十五年四月一日現在の支給者は一名である。

○ 下部町重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者が医療に関し負担する経費の軽減を図り、重度心身障害者の福祉を増進することを目的に、年齢満二〇歳以上の者で、国民年金法による障害福祉年金の受給権者であつて、その障害の程度が

- 1 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
- 2 両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの

5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

7 両下肢を足関節以上で欠くもの

8 体幹の機能にすわつていないことができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの

9 前記のほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

10 精神の障害で、前記と同程度以上と認められる程度のもの

11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

また年齢満二〇歳未満で、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の受給対象児童

医療費助成金の支給の対象となる者は、下部町に住所を有する重度心身障害者であつて、次の各号の一に該当しないもの

一 国民年金法第六十六条第一項または第二項に規定する障害福祉年金の支給停止の要件に該当する者及びこれと同等な経済状態にある者

二 特別児童扶養手当の受給資格者が、特別児童扶養手当の支給に関する法律第六条から第八条までに規定する支給の制限の要件に該当する場合における当該児童

三 生活保護法による保護を受けている者

四 児童福祉法による児童福祉施設に収容されている者であつて、国または地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者

五 精神薄弱者福祉法による精神薄弱者援護施設に入所している者であつて、国または地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者

六 老人福祉法による老人医療費の支給を受けることができる者

七 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律による一般疾病医療費の支給

を受けることができる者

八 下部町乳児医療費助成金支給条例による乳児医療費の支給を受けることができる者

九 社会保険各法に定めるもののほか、法令に基づきすべての疾病又は負傷について、医療費の全額（初診料等へ健康保険法第四十三条の八に規定する一部負担金又はそこに相当する負担金をいう）を除く）の支給を受けることができる者

町では、これら対象者の疾病または負傷について、国民健康保険法及び社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合には、初診料等を除き、被保険者または組合員（被保険者または組合であった者を含む）が負担すべき費用を医療費助成金として支給する。ただし当該医療について他の法令に基づく給付がある場合は、その額を控除する。

助成金の支給を受けようとする対象者は、規則で定められている必要事項の登録を町長に申請し、対象者と認定したときは受給者証を交付することの対象者が、保険医療機関等において医療を受ける場合は、被保険者証または組合員証と一併に受給者証を提示することになっている。

助成金の支給は、受給者またはその保護者（受給者を現に扶養または監護する者として登録された者）の請求によって、原則として、一月分を単位とし、保険医療機関等において医療を受けた日の属する月の医療費について、一括して翌月の十日以降に町に請求する。

助成金は、受給者が医療を受けた日の属する月の翌月の十日から起算して、二年以内に請求しなかった場合は支給されない。

この制度は、昭和五十二年十月一日から実施されている。
昭和五十五年四月一日現在の対象者は四二名である。

○ 下部町身体障害者福祉会

昭和二十四年衆議院・参議院両厚生委員会による同時提案という形で「身体障害者福祉法」が審議されて成立を見た。

これは当時終戦によって裸のまま投げ出された傷痍軍人と数多くの戦災者が巷にあふれ、最低生活を求める声が次第に強くなって来た折、三重苦の障害者ヘレンケラーの来日によって身体障害者対策の声がますます高くなったことによるのである。

この法律は体の不自由な人の更生を援助し、その厚生に必要な保護を行ってその者の生活の安定を図ることを目的としたもので身体障害者の福祉を図るための国及び地方公共団体の責務を明確にし、さらに国民の協力義務と身体障害者自身の更生への努力を促すものである。

従来傷痍軍人の援護対策など特定の人々を対象としていた身体障害者対策は、身体障害者福祉法の制定を契機に、体の不自由な人びと全体に対する福祉施策としての位置付けがなされたもので、その内容は医療・生活の安定・教育・職業更生などの関係分野が広範にわたっている。

このようにして昭和二十五年、身体障害者福祉法が実施されて以来、社会経済事情の進展に対処して幾多の改善がなされているので関連施策とも合わせて制度の歩みを概観してみよう。

本県においては昭和四十三年十二月、山梨県地方社会福祉審議会から「在宅重度身体障害者福祉対策について」の答申と、それに合わせて「心身障害児者福祉行政の近代化と体系的整備について」の意見具申がなされている。

県では、身体障害者の実態の推移に対応して、福祉対策の拡充強化を図る見地からこれらの提言を尊重し、まず在宅援護対策として昭和四十四年度において重度心身障害者家庭奉仕員派遣事業を実施に移した。これは四十二年度国庫補助制度として発足した身体障害者家庭奉仕員が人口十万人以上の都市対象という限られたものであったため、これを補完して全県一円にホームヘルパーの設置を促進しようとしたものである。

また施設整備計画については昭和四十三年三月決定した「山梨県長期開発計画」に基づいて、社会福祉村構想を打ち出し鋭意計画の推進を図ったのである。

これらの制度の歩みとしては

昭和二十五年

身体障害者福祉法公布施行

身体障害者手帳交付

診査更生相談実施

身体障害者更生援護施設への収容

補装具の給付

更生相談所の設置

売店の設置、専売品販売の許可

製作品の購買

昭和二十六年

身体障害児への手帳交付

身体障害者福祉司

昭和二十九年

更生医療の給付

ろうあ者更生施設

昭和三十三年

社会福祉法人の設置する身体障害者への入所委託制度

民生委員の協議義務

昭和三十七年

盲人ホーム

昭和三十八年

重度身体障害者更生援護施設

昭和四十一年

身体障害者福祉審議会答申

昭和四十二年

障害範囲拡大（心臓及び呼吸器障害者）

身体障害者相談員

身体障害者家庭奉仕員

内部障害者更生施設

更生保護施設への入所

昭和四十三年

更生訓練費の支給

盲人更生用具の販売あつ旋

昭和四十四年

重度障害者へ日常生活用具の支給

進行性筋萎縮症者の国立療養所への入所

盲人新職業人（電話交換手）への養成

昭和四十五年

心身障害者対策基本法の制定

身体障害者福祉審議会答申

手話奉仕員の養成

自動車操作訓練

県内の身体障害者数を身体障害者手帳交付状況で見ると、昭和四十六年三月三十一日現在で一万三、三三六人で人口千人につき約十七人の割となり、ほぼ全国平均に近い。

その障害者の種類別割合では肢体不自由者が六二・九パーセントで最も多く、次で視覚・聴覚の順である。なお障害の程度別に見ると一級一二・三パーセント、二級一九・二パーセント、三級一五・二パーセント、四級二三・五パーセント、五級一六・〇パーセント、六級一三・八パーセントとなっており一級二級の重度障害者が三一・五パーセントを占めている。

昭和四十二年の県の実態調査によると日常生活に介護を要する重度障害者全体（一万一、四九九人）の八・七パーセント九九六人あることが明らかにされた。さらに身体障害者数の推移では昭和三十六年から同四十五年までの十年間で七一パーセント五、九一四人年平均五九一人の増加傾向が見られた。

下部町では、前記の趣旨により昭和二十一年ころ旧村ごとにこの会の設立を見、町の合併と共に合併して、会員の緊密な連絡交流・親和協調を図ることになった。よって昭和五十三年五月十三日規約を制定して今日に至っている。

下部町身体障害者福祉会規約

(名称及び事務所)

第一条 本会は、下部町身体障害者福祉会と称し、事務所は会長宅に置く。

(目的)

第二条 本会は会員の緊密な連携と交流を行ない身体障害者の親和協調を図るとともに、その自立更生を助け併せて相互の福祉増進を図ることを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (一) 会員の自立に必要な啓蒙及び組織化。
- (二) 会員の社会的経済的地位向上に関すること。
- (三) 生活、雇用等の相談業務に関すること。
- (四) その他、本会の目的達成に必要なと認める事業。

(会員)

第四条 本会の会員は下部町内の身体障害者をもって組織する。

(役員)

第五条 本会に次の役員を置く。

会長 一名 副会長 三名 理事 十名

監事 二名 会計 一名

第六条 会長及び副会長は、理事会に於て互選し、総会に報告する。

2 理事は各地区身体障害者福祉会からの推薦により選出し、総会に報告する

3 監事及び会計は、理事会に於て選出し、総会に報告する。

第七条 本会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会に於て推薦し、会長が委嘱する。

第八条 会長は、会務を総轄し、会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3 理事は理事会を構成し、会務を掌理する。

第二章 社会福祉

4 会計は会計事務を行ないこれを管理する。

5 監事は会計を監査する。

6 顧問は会長の諮問に応ずる。

第九条 役員任期は二年とし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第十条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、毎年一回とし、必要に応じ臨時総会を開備する。

3 理事会は、必要に応じ随時開催する。

4 総会及び理事会は、会長が招集する。

第十一条 総会は規約の制定、改廃、事業計画及び予算、事業報告及び決算、その他理事会において必要と認めた事項を議決する。

2 理事会は、総会に付議すべき事項、その他会長が必要と認める会務を審議する。

第十二条 総会の議長は会員中から選出する。

2 理事会の議長は、会長が当る。

第十三条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会計)

第十四条 本会の総費は、寄附金及び補助金その他の収入をもって充てる。

本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

附則

この規約は、昭和五十三年五月十三日から施行する。

身体障害者福祉法第十二条の三に都道府県知事は身体障害者相談員を委嘱することができる。と定められている。この制度は昭和四十二年八月一日身体障害者相談員設置要綱が定められて具体性を備えるに至った。

身体障害者は健康者には想像も出来ない各種の社会的欲求を有しているが、それを推察して相談相手になることは至難のことである。よってこの間の事情に即応するためには原則として身体障害者である人で、地域の実

情に精通し、社会的信望、人格識見が高く福祉の増進に熱意のある人を相談員として福祉事務所長が推せんし県知事が委嘱することになっている。このようにして相談活動は効果をあげている。

合併後における歴代下部町身体障害者福祉会長及び相談員は次の通りである。

歴代会長 太田 甲斐(常葉)

〃 鮎川 正男(常葉)

歴代相談員 佐野 公治(波高島)

〃 鮎川 正男(常葉)

これと併行して昭和四十三年四月十五日精神薄弱者相談員設置要綱が定められて、世に訴えることの出来ない精薄者のために原則として精薄者を持つ保護者の中から福祉事務所長の推薦によって県知事が相談員を委嘱することになっている。現在の相談員は次の通り。

下部町肢体不自由児父母の会々々

小林 真(下部)

なおこの外に身体障害者家庭奉仕員というのがある。重度身体障害者のため独立して日常生活を営むのに著しく支障ある家庭に派遣して適切な家事・介護等日常生活の世話を行わせ生活の安定に寄与するものであるが、本町においては一人暮らし等の老人家庭奉仕員(ホームヘルパー)と兼任で行っている。

次に山梨県下及び下部町内における身体障害者の数を昭和五十三年五十四年と連年比較して掲げて見ると次表の通りである。(次頁表参照)

○ 下部町肢体不自由児(者)父母の会

先天性または後天性のもののほか、各種の事故により、運動機能の障害または肢体の異常が認められる児童等の保護者の集いで、児童等の福祉を増進することを目的とした団体である。

昭和三十一年九月山梨県肢体不自由児を守る父母の会連合会が結成さ

れ、同四十三年五月には、西八代・南巨摩両郡下に在住する心身障害児(者)の父母または養育者をもって、峡南地区肢体不自由児(者)父母の会が設立された。現在(昭和五十五年)の会員は約一七〇名である。

本町の肢体不自由児(者)父母の会もこの傘下にあつて、療育相談・研修会・レクリエーション・重症児(者)の慰問・会員相互の連絡・各種事業への参加協力等の事業を行っている。

本年度の事業として

- 1 在宅重度心身障害児(者)の野外訓練
- 2 国際障害者年に向けての啓蒙活動
- 3 年末募金活動・慰問活動
- 4 その他、日常的・自主的な諸活動の計画実施

本町の肢体不自由児(者)父母の会会員は約五〇名で会長は小林真(下部)である。

これよりさき、昭和三十二年四月甲府市羽黒町に、肢体不自由児療育センター「県立あけぼの学園」が建設され(のち社会福祉村移転) 県下の肢体不自由児が将来の社会復帰をめざして頑張っている。

六 老人の福祉

(一) 老人福祉法の概要

老人福祉法は、「老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持および生活の安定のために、必要な措置を講じもつて老人の福祉を図ることを目的」として、昭和三十八年八月施行された。

社会福祉制度は、古くから見られ、高齢者に対する特別な配慮がなされていたが、戦後、親族扶養・家庭生活の在り方・高齢人口の増加傾向などを背景に、立法の要請が高まり老人福祉法として結実したものである。

法令制度としては、大宝律令の戸令に規定された救済制度が最初といわれ、単身の老齢者に対する保護の定めがある。

明治七年恤救規則が設けられ、明治・大正を経て救護法（昭和七年施行）が実施されるまでの約六十年間にわたる一般的救済に関する法律である。この中では、七〇歳以上の者について特別の考慮が払われている。

昭和四年救護法が制度化され、公的扶助制度の基本が確立、六五歳以上の老衰者を対象に、養老院や救護施設を設けることができることになった。

昭和二十年八月太平洋戦争終結後の混乱期、戦災・引揚・復員・失業・食糧難等の悪条件が重なるなかで、強力な救済措置を講ずる必要から、戦時中の特別立法等を全面的に統合し、同二十一年生活保護法が制定され、さらに同二十五年現在の生活保護法へと発展し、社会保障制度の根幹となった。

(二) 老人福祉施設

老人ホームは、歴史的には古く、いわゆる養老院と呼ばれてきたもので、老人福祉法の制度によって、養護老人ホームのほか、特別養護老人ホーム及び身体障害者員数表

| 昭和54年 | | 昭和53年 | | 年次 | | 症状別 児者別 | 身体障害者 | 精神障害者 | 重度身心障害者 | 合 | | |
|--------|-----|--------|-----|-----|-----|------------|-------|-------|---------|-----|----|-----|
| 山梨県 | 下部町 | 山梨県 | 下部町 | 町県別 | 児者別 | | | | | 児 | 者 | 計 |
| 五三六 | 四 | 六五六 | 五 | | 児 | 一五、一七八 | 二二六 | 九 | 四 | 一〇二 | 一八 | 三七一 |
| 一五、一七八 | 二八五 | 一三、六五八 | 二四一 | | 者 | 一五、七一四 | 二八九 | 三三三 | 四二 | 一〇六 | 一八 | 三七一 |
| 四六〇 | 一〇 | 六〇三 | 九 | | 計 | 四六〇 | 二八九 | 三三三 | 四二 | 一〇六 | 一八 | 三七一 |
| 五四九 | 一〇 | 一、二二一 | 三三三 | | 児 | 一、〇〇九 | 二〇 | 四二 | 四 | 一〇六 | 一八 | 三七一 |
| 二九五 | 四 | 九四 | 四 | | 者 | 二九五 | 四 | 四 | 四 | 一〇六 | 一八 | 三七一 |
| 五、九六六 | 一〇六 | 五、五六六 | 一〇二 | | 計 | 五、九六六 | 一〇六 | 一〇六 | 四 | 一〇六 | 一八 | 三七一 |
| 六、二六一 | 一一〇 | 五、六六〇 | 一〇六 | | 児 | 六、二六一 | 一一〇 | 一〇六 | 四 | 一〇六 | 一八 | 三七一 |
| 一一、二九一 | 一八 | 一、三五三 | 一八 | | 者 | 一一、二九一 | 一八 | 一八 | 四 | 一〇六 | 一八 | 三七一 |
| 二二、六九三 | 四〇一 | 二〇、四三五 | 三七一 | | 計 | 二二、六九三 | 四〇一 | 三七一 | 四 | 一〇六 | 一八 | 三七一 |
| 二二、九八四 | 四一九 | 二一、七八八 | 二八九 | | | 二二、九八四 | 四一九 | 二八九 | 四 | 一〇六 | 一八 | 三七一 |

ーム・軽費老人ホーム・老人福祉センターなどがある。

養護老人ホームは、六五歳以上の者で、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由によって居宅で養護することが困難なる者を養護する施設で、特別養護老人ホームは、六五歳以上の者で、身体上または精神上著しい欠陥があるために常時介護を必要とし、居宅においてこれを受けることが困難な者を養護する施設である。また軽費老人ホームは、無料あるいは低額な料金で老人を収容し、給食その他日常生活に必要な便宜を供与する施設である。

本町をはじめ、峡南広域行政圏内一町にて、昭和四十八年六月、峡南養護老人ホーム組合慈生園（工費、九、五四八万円、建坪一、五九〇平方メートル、定員七五名）が南部町中野に設立された。

これら老人福祉施設に入所している者は、本町内では現在（昭和五十五年）二四名である。

このほか、法定外のものとして「老人憩の家」があり、老人福祉センターと共に、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなど地域活動の拠点となっている。本町には二三ヶ所の老人憩の家が設けられている。

(三) 老人福祉対策

本町で実施されている老人福祉対策として、次のものがある。

○国民年金

国民年金の老齢年金（拠出制）と老齢福祉年金（無拠出制）を受けている（詳細は国民年金の項（本章第五節参照）

○下部町敬老年金

本町に居住する高齢者に対し、長寿を祝福し、老人の福祉と敬老精神の昂揚を図るため、毎年九月十五日現在で満七五歳以上、八七歳以下の者に月額三、〇〇〇円、満八八歳以上満九九歳以下の者五、〇〇〇円、満百歳以上の者に一〇、〇〇〇円の年金を支給している。

本町内の敬老年金の受給者数は、次のとおりである。

（昭和五十四年九月十五日現在）

| 年令別 | 地区別 | | | |
|---------------|------|--------|------|-----|
| | 下部地区 | 久那土地地区 | 古閑地区 | 合計 |
| 満七五歳以上八七歳以下の者 | 二二二 | 一七九 | 九三 | 五〇三 |
| 満八八歳以上九九歳以下の者 | 二〇 | 一四 | 一〇 | 四四 |
| 満百歳以上の者 | 一 | 一 | 〇 | 二 |
| 合計 | 二五二 | 一九四 | 一〇三 | 五四九 |

一、山梨県敬老年金

町敬老年金と同様支給されている

一、健康診査

老人は、一般に有病率が高いにもかかわらず、診療を受ける機会に恵まれない場合が多いので、老人の疾病の予防や、早期治療によって、健康を保持する立場から、六五歳以上の老人を対象に、保健所及び医師・保健婦の協力により、尿の検査・血圧測定・心電図等一般診査や精密診査を無料（公費負担）で毎年実施している。

○老人医療費

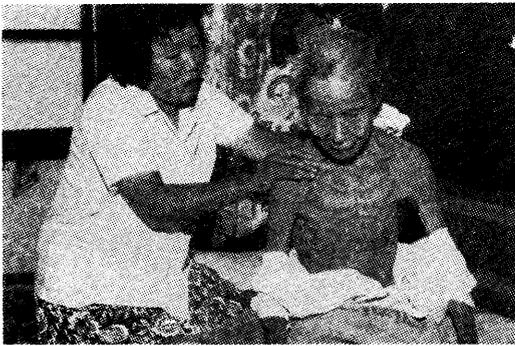
本県では、昭和四十六年度当初予算に老人医療対策費を計上し、市町村を実施主体として七五歳以上の老人を対象に、保険診療に係る本人負担額を公費負担（県費負担二分の一）として、昭和四十六、七年度と実施されてきたが、昭和四十八年一月より国の助成がなされるようになり年齢も七〇歳以上と引き下げ、また寝たきり老人については六五歳とし、本人負担額の三分の二を国が負担残り三分の一を県と町で折半負担する。

○愛のベル設置

ひとり暮らしの健康でない老人に対し、安否の確認や各種の相談を行うため、近隣者の協力を得て、昭和三十八年度より設置し、町では二分の一を補助（二分の一は県費補助）し、現在三九基が設けられている。

○巡回入浴車派遣事業

六〇歳以上のねたきり老人で、家庭での入浴が困難な者を対象として月二回、保健婦及び老人家庭奉仕員（ホーム・ヘルパー）の協力により昭和五十四年度から実施、また医師によ



老人家庭奉仕員

る理学療法などの訓練も併せて行っている。現在の対象者は四名である。

○老人福祉増進のための事業

老人の心身の健康を保持するため、教養講座・レクリエーション・その他広く老人が自主的に、かつ、積極的に参加することが出来る事業として、毎年行われている老人健康旅行、幹部役員の研修旅行・老人福祉大会・県及び峡南老人クラブのスポーツ大会・社会奉仕事業も各単位クラブでそれぞれ実施されている。

○ねたきり老人介護報償金（県関係）

ねたきり老人を介護している者に対し、日ごろの労苦に報ゆると共に、家庭の平和と、敬老思想の高揚をはかり、老人福祉を増進するため、毎年四月一日現在で、六五歳以上のねたきり老人の疾病状態が、該当年度の十月一日現在で、六ヶ月以上継続して老人と同居、常時介護をしている者に対し、県から年額七、〇〇〇円の報償金が支給されている。昭和五十四年における本町の該当者は三七名である。

○ねたきり老人、ひとり暮らし老人等の事故防止対策

最近ねたきり老人、ひとり暮らしの老人等に火災事故が多発しており、老人の場合、その特性にかんがみ、一度火気の取扱いを誤ると死に至る場合が多く、これが事故防止や、盗難防止とともに日常生活についても、老人クラブ・民生委員・警察・消防署・電力会社などの関係機関の協力を得て、巡回指導や、暖房器具等火を使用する器具の点検を実施している。

○老人家庭奉仕員（ホームヘルパー）

老人家庭派遣事業は、昭和三十三年ごろから、一部の市町村で実施されてきたが、昭和三十七年度から、国庫補助対策事業となり、さらに老人福祉法の制定にあたって、福祉の措置として定められた。

本町においては、昭和四十四年九月一日老人家庭奉仕員制度を採用して、老人で心身の障害・傷病等の理由により、日常生活に大きな支障がある老人家庭で、養護者の手薄、または全くいない者を対象とし、食事の世話・衣類の洗濯補修・住居等の掃除・身の回りの世話・生活必需品の購入などを行い、老人が心身共に健全で、安らかな生活ができるよう務めている。

現在奉仕員一名（赤池三千江）は、老人の身体的状況を勘案するなかで、一世帯に週二回巡回している。

○老人憩いの家

老人憩いの家は、地域において、老人に対して教養の向上とレクリエーション等の場を与えて、老人の心身の健康増進を図ることを目的とし、県は老人憩いの家整備費補助金交付要綱を定め、昭和五十年四月一日から施行した。

この補助金の交付対象となるものは、公民館や公会堂及び空屋等を利用して、老人憩いの家の整備を行うために、座布団・机・扇風機・座椅子・娯楽用備品・瞬間湯沸器・電気こたつ・風呂桶等の備品を購入する費用として、一施設について二五万円以内となっている。これに対し県は憩いの家整備費補助金として二分の一を補助している。

昭和五十四年度までに、町内に設けられた老人憩いの家は、次のとおりである。

老人憩いの家整備状況

| 部 落 | 名 | 称 | 実施年度 |
|---------|---------|---|-------|
| 大 草 | 大草老人クラブ | | 昭和五十年 |
| 三 沢 | 楽友会 | | " " |
| 水 船・芝 草 | 水芝老人クラブ | | " " |

| | | | |
|------------|--------------|----------|---------|
| 常葉 | 常葉 | 日向老人クラブ | 昭和五十一年度 |
| 上之平 | 上之平 | 上之平老人クラブ | " |
| 根子 | 根子 | 根子老人クラブ | " |
| 一色 | 一色 | 一色老人クラブ | " |
| 釜額 | 釜額 | 釜額老人クラブ | " |
| 長塩 | 長塩 | 長塩老人クラブ | " |
| 波高島 | 波高島 | 波高島老人クラブ | " |
| 市之瀬 | 市之瀬 | 市之瀬老人クラブ | 昭和五十二年 |
| 車田 | 車田 | 車田老人クラブ | " |
| 樋田 | 樋田 | 樋田老人クラブ | " |
| 上原 | 上原 | 上原老人クラブ | " |
| 切房木 | 切房木 | 切房木老人クラブ | " |
| 道八 | 道八 | 道八老人クラブ | 昭和五十三年度 |
| 折八 | 折八 | 折八老人クラブ | " |
| 熊沢 | 熊沢 | 熊沢老人クラブ | " |
| 三保 | 三保 | 三保老人クラブ | 昭和五十四年度 |
| 杉之木・出口・竹之島 | 岩下老人クラブ福寿会 | | " |
| 大炊 | 長寿会老人クラブ | | " |
| 清沢 | | | " |
| 岩欠 | | | " |
| 下部湯之奥 | 下部湯町老人クラブ高砂会 | | " |

○県老人居室整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金の貸付

1 老人居室整備資金貸付制度

山梨県老人居室整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例（昭和四十八年三月山梨県条例第七号）に基づき、老人と家族との間の好ましい家族関係を維持するため、老人専用の住居を整備する目的で、県内に居住する親族である六〇歳以上の老人と同居する者が、老人の専用居室を必要とし、自力で老人居室を増築または改築することが困難である者を対象に一〇〇万円を限度として貸付、償還期限は、資金の交付された月の翌月の初日から起算し十年以内、据置期間は資金が交付された日から起算して二年以内、貸付利率は年三パーセント、償還方法は元利均等月賦償還で、貸付などの決定、取消、貸付金の繰上償還、未償還金の免除に關しての事務を除くほかは、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会に委託運営されている。

本町内におけるの老人居室整備資金借受状況は、次のとおりである。

昭和五十三年度 一件 八五万円

昭和五十四年度 二件 一八五万円

2 重度心身障害者居室整備資金貸付制度

前述県条例により、県内に居住する重度心身障害者またはその者と同居する者であつて、重度心身障害者の使用する居室、玄関、浴室、便所などを真に必要とし、自力で障害者居室を増・改築しまたは改造することが困難なものに貸付する制度で、貸付限度額は一五〇万円、償還期限、据置期間、貸付利率・償還方法ほか運営などは老人居室整備資金貸付制度と同様である。この制度は、昭和四十八年五月から実施されている。

昭和五十四年度における本町の借受状況は、一件で五八万円である。



敬 老 会

(田) 老人クラブ

昭和三十五年ころから国策として
 社会福祉の高揚が打ち出され、これ
 に並行して、老人福祉の風潮が盛ん
 に叫ばれるようになって町内各部落
 に二十九の老人クラブが組織された
 これら個々の老人クラブは横の連絡
 を取る必要もあり、町として統制の
 必要もあって連合会を組織する気運
 が盛り上がり、昭和三十七年には、
 町内各地区から準備委員が委嘱され
 て何回か準備委員会が持たれた末、
 同年六月一日午前九時から下部ホテ
 ルにおいて結成式を挙げここに下部
 町老人クラブ連合会が誕生した。

大道・割子(老人クラブ)

三沢(楽友会)

大草(老人クラブ)

三保(老人クラブ)

車田(鶴友会)

切房木(睦会)

道(延寿会)

水船(親和会)

芝草(老栄会)

丸畑(老人クラブ)

古関(延寿会)

釜額(老人クラブ)

中之倉(老人クラブ)

瀬戸(老人クラブ)

磯(老人クラブ)

根子(老人クラブ)

折八(老人クラブ)

また、この時議決された連合会々則は次の通り。

下部町老人クラブ連合会々則

(目的)

第一条 この会は下部町在任の老人福祉向上のため、互いに相励まし、相慰めあ
 い、常に心身の健康を保ち、教養を高め、社会に協力、より明るい豊かな生活
 を営むことを以て目的とする。

(名称及び事務所)

第二条 この会は下部町老人クラブ連合会(以下連合会という)と称し、事務所
 を下部町役場民生課内に置く。

(事業)

第三条 この連合会は、次に掲げる事業を行う。

- 小林 たけ
- 上田 孝文
- 上田 美隆
- 伊藤 勇
- 土橋 悦造
- 池田 伊作
- 赤池 節満
- 小林 義孝
- 内藤 位昇
- 伊藤 貴好
- 渡辺 昌義
- 赤池 まつ
- 赤池 貞義
- 渡辺 糸太郎
- 赤池 宝治
- 小林 晴信
- 今福 義隆

- この時の単位クラブ及びその会長は次の通りであった。
- 清沢・大炊平・岩欠(長寿会)
- 杉山(富士里老人クラブ)
- 常葉日影(百寿会)
- 常葉日向(栄寿会)
- 常葉岩下(福寿会)
- 一色(老人クラブ)
- 上之平(長生会)
- 下部・湯之奥(高砂会)
- 波高島(高砂会)
- 市之瀬(翁会)
- 長塩・北川(睦会)
- 上田原(老人クラブ)

- 磯野 辰一
- 小林 義兼
- 渡辺 宗親
- 小林 潔三
- 佐野 豊晴
- 古屋 喜義
- 佐野 盛貞
- 望月 豊之
- 高野 誠
- 桜田 貫一
- 小林 義輝
- 大原 芳夫

一、健康診断及び相談の実施。

二、社会知識及び時代感覚を深めるため、講習会・座談会・体験並びに意見発表会の開催。

三、慰安及びレクリエーション等の行事。

四、神仏参拝及び見聞を広めるための視察見学。

五、社会奉仕。

六、前号に掲げる事業のほか第一条の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第四条 この連合会の会員は、町単位老人クラブの会員とする。

(役員とその数)

第五条 この連合会に左の役員をおく。

会長 一名

副会長 二名

理事 若干名

監事 三名

(役員の任務)

第六条 会長は会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。

理事は会務及び事業の立案計画と執行にあたる。監事は会計会務の監査にあたる。

2 会長代行者は副会長中より予め選任しておくものとする。

(役員の詮衡及び任期)

第七条 理事は単位老人クラブの会長を以て充てる。

2 会長及び副会長、監事は理事の互選とする。

第八条 役員の任期は二年とする。但し再選を妨げない。補欠の任期はその前任者の残任期間とす。

第九条 この連合会に顧問及び参与をおき理事会の議を経て会長これを委嘱する。

(総会)

第十条 会長は毎年事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は理事会の決定があつた時は臨時総会を招集しなければならない。

(総会付議事項)

第十一条 総会に付議する事項は左に掲げるものとす。

一、経費の収支予算。

二、事業推進のための事業計画。

三、経費の収納方法。

四、収支決算の承認並びに事業報告。

五、役員を選任。

六、会則の変更。

七、県・郡連合会に提出する事項。

八、会長必要と認める事項。

(理事会)

第十二条 理事会は総会において議決された事項、その他会務執行上必要あるときは会長が招集する。

第十三条 総会で議決すべき事項であつて急施を要するものについては理事会の議決を経てこれを決定し次の総会に報告するものとする。

(表決)

第十四条 会議の議長は会長とし議決は出席者の過半数による。

(経費)

第十五条 この連合会の経費は左に掲げる収入とする。

一、会員の献出金。

二、補助金。

三、寄附金。

(職員)

第十六条 この連合会に書記をおき会長これを委嘱する。

(会計年度)

第十七条 この連合会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日までとする。

付則

この連合会々則は昭和三十七年六月一日より施行する。

役員選考の結果、最初の役員として選任されたのは次の通り。

連合会長 磯野 辰一
副会長 土橋 悦造
同 赤池 肇
理事 各単体会長
監事 渡辺 宗親
同 池田 伊作
同 赤池 宝治

前記の如く下部町内の単位老人クラブ及び町連合会は組織された。翌昭和三十八年七月十一日、法律第三百三十三号をもって老人福祉法が制定実施されるに及んでその第一条に、この法律は老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに老人に対しその心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。との趣旨に基づいて町から助成金が交付されるようになったので、各クラブとも盛んに活動をするようになった。

すなわち社会奉仕の一端として竹ぼうきや雑巾を作って学校や保育園に寄贈したり、神社や仏堂の清掃作業などをするクラブもあり、血圧測定や老人検診をして健康管理をしたり、また健康と娯楽を兼ねて運動会や旅行をしたり、講演会、講習会、研修会などを催して老人なりの研修に努めている。

このようにして老人福祉のために全会員が努力しながら今日に至っている。その間における連合会の役員及び単位クラブ会長氏名は次の通りである。

下部町老人クラブ連合会長

磯野辰一 上田盛治 岩松一格 堀田平吉 加藤善吉 望月吉弘
下部町老人クラブ連合会副会長

土橋悦造 赤池 肇 岩松一格 土橋弘俊 堀田平吉 伊藤忠光
望月吉弘 土橋英夫 赤池久男 深沢正夫

下部町老人クラブ連合会監事

伊藤正雄 望月吉弘 河西忠雄 赤池久男 加藤善吉 渡辺健一
上田孝賜 小林金吉 二宮位重 磯野久太郎

単位クラブ

○古閑延寿会

伊藤義量 渡辺昌義 土橋市三 伊藤隆俊 土橋弘俊 若狭重雄
伊藤忠光 土橋英夫 土橋 覚 伊藤宗正

○釜額老人クラブ

赤池まつ 赤池義直 赤池重朗 赤池正夫 赤池桃枝

○中之倉老人クラブ

赤池祭直 赤池貞義 伊藤孝俊 赤池博忠 赤池貞一 赤池久男

○磯老人クラブ

赤池宝治 伊藤桂一 伊藤正雄 伊藤集珍 田中重治 伊藤英雄
根子老人クラブ

小林晴信 赤池 肇 赤池 煥 大勝 要 赤池義金 小林文義

○折八老人クラブ

今福胤幸 今福義隆 小林金吉 今福高次郎

○瀬戸老人クラブ

渡辺糸太郎 赤池嘉雄

○古閑丸畑老人クラブ

伊藤栄金 伊藤貴好 伊藤平巖 伊藤英雄

○三沢楽友会

上田孝文 上田盛治 保坂重治 上田謙太郎 今村芳一 上田宏行
上田英清 深沢正夫

○大草老人クラブ

上田美隆 上田静雄 上田豹一 上田光義 上田直臣 上田 勝

上田薫一 上田昌蔵 上田孝腸 丹沢重光

○車田鶴友会

土橋悦造 堀田平吉 日向 利 日向善光 二宮 保

○切房木睦会

池田伊作 中沢孝之 池田富義 加藤善吉

○道延寿会

赤池節満 佐野楠志 佐野 要 佐野重良 佐野又重 赤池清光

佐野喜好

○水芝老人クラブ

小林義孝 内藤位昇 内藤僭孝 内藤久吉 中村教訓 内藤隆重

中村研二 小林義友 小林保福 小林孝正 内藤より子 中村源作

中村 薫 秋山昌平

○樋田老人クラブ

渡辺 明 渡辺喜作 伊藤 真 河西 君 河西忠雄 渡辺善嗣

小林嘉之 河西金重

○熊沢老人クラブ

伊藤正行 伊藤貞雄 伊藤政義 伊藤将作 伊藤長重 渡辺貴作

伊藤 誠

○三保老人クラブ

伊藤 勇 望月 孝 伊藤忠蔵 長田一三 岩崎 巖 渡辺要訓

長田重徳

○上田原老人クラブ

大原芳夫 佐野芳夫 小林正樹 小林栄重 小林菊造 二宮 豊

二宮位重

○清沢・大炊平・岩欠長寿会

磯野辰一 渡辺嗣雄 渡辺健一

○富士里老人クラブ

小林義兼 赤池本治郎 赤池利直 鈴木金元 渡辺量一 小林つる代

小林安正 小林婦美恵 小林孝治 小林義富 小林知則

○常葉日影百寿会

渡辺宗親 小松 斌 依田正義 望月吉弘

○常葉日向栄寿会

小林熙三 小林国一 小林正作 赤池健造 小林 保 小林利重

小林祐安 馬場青樹 小林清一 小林治則 金山徳次郎 太田甲斐

小林 勲 馬場勘一 小林義久 馬場文雄

○常葉岩下福寿会

佐野豊晴 佐野政継 堀内茂門 佐野忠義

○一色老人クラブ

古屋喜義 荻原康熙 内藤高重 佐野 弘 内藤亀一

○上之平長生会

佐野盛貞 遠藤言重 佐野ちやう 佐野 茂 遠藤 勉

○湯町湯之奥高砂会

望月豊之 石部 真 望月猶延 樋口繁太郎 高野吾一

○波高島高砂会

高野 誠 佐野逸策 高野佳雅 佐野喜光

○市之瀬翁会

桜田貫一 小林伯正 谷亀英三 小林英雄 桜田 潔 小林徳重

小林 勲 小林曼皖

○北川長塩睦会

小林義輝 小林孝広 小林義弘 北条秀男 有田 清 磯野久太郎

○丸畑老人クラブ

岩松一格 生松貞一 伊藤 実 岩松 長

七 傷痍軍人と戦没者

(一) 下部町傷痍軍人会及び妻の会

明治三十九年九月、日本廃兵会山梨県支部の末端組織として設立されたのが前身であり、終戦前は、傷痍軍人軍属及び遺家族は軍事扶助法により扶助を受けて来た。その間、昭和六年十一月廃兵会は傷痍軍人会と改称された。

第二次世界大戦後、昭和二十一年連合軍の監視のもとにあって、右翼団体として政令により解散を命ぜられた。戦後は傷ついた身に鞭打って、祖国の再建につとめるとともに、昭和二十七年講和条約発効を契機に、山梨県傷痍軍人会を結成した。

本町においても、旧村ごとに傷痍軍人会が組織されたが、昭和三十一年九月町村合併により下部町傷痍軍人会となった。また、同五十年四月傷痍軍人妻の会が結成された。

昭和三十八年八月、戦傷病者特別援護法が制定されるまで、完全なる国家保障の確立を進めて来た。

傷痍軍人会は、身体の障害を克服し、精神の練磨をするとともに、品位を尊び節操を固くして謙讓の美德を発揮すると同時に、会員相互の親睦と日本および世界の平和に寄与することを目的として、全国組織への積極的参加、研修などを行っている。

昭和五十五年現在の会員は一七名で、妻の会会員は一五名である。合併後の歴代会長は、次のとおりである

| | | |
|---------|---------|------|
| 昭和31年9月 | 昭和33年4月 | 小林順一 |
| 昭和33年5月 | 昭和38年3月 | 渡辺 要 |
| 昭和38年4月 | 昭和39年3月 | 遠藤千之 |
| 昭和39年4月 | 昭和41年3月 | 深沢寿男 |
| 昭和41年4月 | 昭和43年3月 | 小林順一 |
| 昭和43年4月 | 昭和45年3月 | 佐野準治 |

昭和45年4月 | 昭和47年3月 佐野公治

昭和47年4月 | 昭和49年3月 土橋克巳

昭和49年4月 | 昭和53年3月 二宮忠雄

昭和53年4月 | 昭和55年3月 小林和一

昭和55年4月 | 現在 渡辺 要

傷い軍人妻の会

昭和50年4月 | 昭和55年3月 深沢 愛

昭和55年4月 | 現在 佐野あや子

(二) 下部町戦没者遺族会

昭和二十二年戦病没軍人の遺家族は、町村ごとに相集まって靖国会を結成して、共に一家の柱を失った会員の相互福祉と、英霊の顕彰を図り互いに励まし合うことを目的とした。

靖国会はその後、中央が遺族会と称するに至ったので名称を遺族会と改め、その処遇などについて国や県へ強力に働きかけたり、靖国神社国家護持を強力に出願したり、さらにまた靖国神社や護国神社への参拝をしていったが、昭和三十一年、町が合併するに及んで町内四百人近い会員が連合体を作り、下部町遺族会と称し、旧村はそれぞれ地区遺族会となった。

この会長は結成以来望月脩一郎(三沢)であったが、昭和四十三年より佐野一郎(波高島)に代わった。また、中央では昭和二十七年十一月、日本遺族厚生連盟が発足し、翌二十八年三月同会は発展的解消して、財団法人日本遺族会となった。同年九月には戦傷病者、戦没者遺族援護法による弔慰金が交付され、昭和二十九年から遺族扶助料が支給開始された。

行事としては、甲斐の塔維持管理委員長主催の沖縄甲斐の塔慰霊巡拝団を派遣して、慰霊の誠を尽くす一方、激戦地に放置されたままの戦死者遺骨の収集を国に対して要望し、一部分これが実現を見た。また、毎年定期的に国・県・町の主催による戦没者慰霊祭に参列している。

県の段階では終戦直後の混乱した社会情勢の中にあつて、戦没者遺族は

すべての公的処遇を断たれたばかりでなくむしろ、白眼視されるものがあるなど、戦没者遺族の物心にわたる苦悩は筆舌に尽くせないものがあった。

このような環境に放置された戦没者遺族の憤まんの声が、全国津々浦々にほうはいとして湧き上がり、進駐軍のきびしい監視のなかで昭和二十一年六月、東京において第一回地方代表者会議が開かれ、本県においてはこれに参加した代表者が中心になって、昭和二十二年四月、靖国会が創立され、昭和三十一年四月には会名を山梨県遺族会とし、昭和三十七年二月に財団法人の認可を受けた。

本会は県下全戦没者遺族を会員とし、一万三千七百名を擁し、英霊の顕彰と遺族処遇の改善などを終始一貫した大方針としており、老齢遺族の慰安激励および実態調査の隔年実施、戦没者遺児の育成指導と奨学資金の貸し付け、靖国神社・護国神社への奉賛及び追悼式、慰霊祭ならびに沖繩甲斐の塔慰霊祭への参加等々、幾多の業績を積み重ねて今日に及んでいる。

会員全体が国に対して最も強く要望していることは、英霊をまつる靖国神社を国の責任において護持することは当然である。ということが遺族会の一貫した主張である。

英霊は明治以来靖国神社に手厚くまつってきたのであるが、終戦後は国家による護持は廃止されている。その後国会に提出された靖国法案も廃案となり、現在も国家護持を訴える遺族の悲願、国民感情などからする賛成論と、憲法二〇条（信教の自由・政教の分離）第八九条（宗教団体に対する公金支出の禁止）の規定や、国家神道復活への警戒などによる反対論とが対立し、国民的論争の的ともなっている。

いずれにしても戦没者遺族会はあくまで靖国神社国家護持を訴え続けているわけであるが、自分の意志ではなく尊い犠牲的精神の発露によって理想的国家建設のため、戦勝を信じて戦って果てた戦没者、一家の柱石とも頼む父を夫を、そして子を戦地でなくし塗炭の苦しみに耐えてきた遺家族にしてみれば、まことにむべなるかなとなつづける。

(三) 忠魂社（堂、碑）及び慰霊祭

「祖国の難に身を捧げ、平和日本の礎となって、戦場に散った靈安かれ」と、富里村では昭和三年七月、帝国在郷軍人分会により常葉諏訪神社境内に忠魂社を建立して祀る、同三十九年一色地区の英霊を合祀し一五五柱ここに鎮座する。

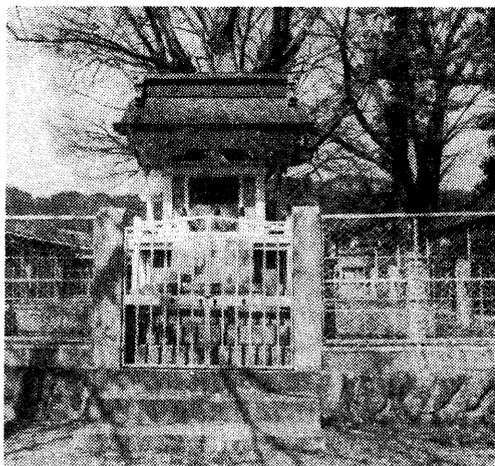
帝国在郷軍人会久那土村分会は、大正十一年九月二十四日小学校西側に忠魂碑を建立したが、昭和二十年連合軍総司令部の命により、学校敷地内のため除去され、その後二十四年秋彼岸、靖国会により三沢十五所神社境内に遷座された。その後、合併により熊沢・三保・上田原地区の英霊が合祀され、一〇七柱鎮座する。

大正十年二月二十六日古関村方外院に忠魂堂が落成、遺族および関係者並びに甲府連隊兵士約一箇中隊が参列入仏式が挙行された。昭和十二年二月二十八日帝国在郷軍人会古関村分会により、境内に忠魂碑も建立され、合併により編入した。折八地区の英霊が合祀され、九二柱鎮座する。

英魂鎮まるこれら聖域には、往時を偲ばせるかのように、桜の古木が茂っている。

慰霊祭は戦前、在郷軍人分会が中心となり村・各種団体・学校児童などが参列するなかで厳かに執り行われて来たが、昭和二十年戦争終結を期に、占領軍の命により慰霊祭も中断された。同二十七年平和条約が締結されて以来、市町村で公式に慰霊祭が執行されるようになった。

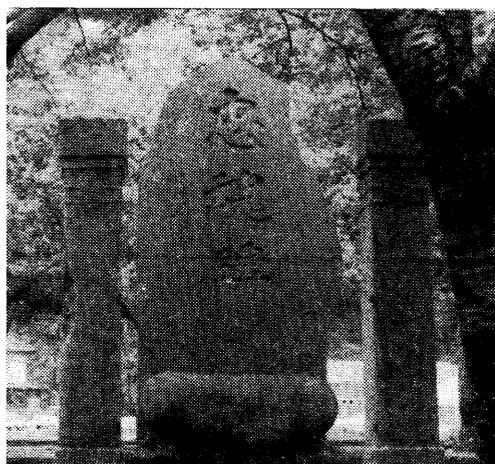
本町においても、毎年春三月彼岸、町主催により、各地区ごとに慰霊祭が行われている。



忠魂社（下部地区）



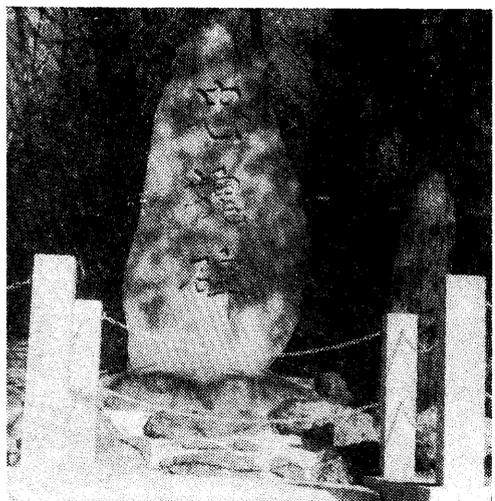
慰霊祭（下部地区）



忠魂碑（久那地区）



慰霊祭（久那地区）



忠魂碑（古閑地区）



慰霊祭（古閑地区）

(四) 戦没者

「海行かば水漬くかばね、山行かば草むすかばね、大君の辺にこそ死な
め、かえりみはせじ」
刃も凍る北国の荒野に、はたまた、炎熱身をやく南海の孤島で南十字星

を仰ぎ、必勝の信念と、尽忠報国の精神をもって戦い、祖国のために身を

捧げた在りし日の勇士は、異国の地で、平和日本の礎となつて散華して
いた。

西南・日清・日露の戦役、満州及び日華事変並びに今次大戦において、
戦没なされた諸英霊の勲功をたたえ、生前の姓名を記して、永く後世に伝
えると共に、殉国の霊安かれと、ひたすらご冥福をお祈りする次第であり
ます。

(なお、所掲のご遺族氏名及び続柄は、戦没当時の記録によるものである)

下部町戦没者名簿
下部地区

| 部落 | 階級 | 勲功 | 氏名 | 戦没年月日 | 戦没の場所 | 遺族氏名 | 続柄 |
|----|-----|--------|-------|-----------|-------------------|------|----|
| 杉山 | 伍長 | 勲八等 | 小林 芳明 | 昭和20・5・29 | 比島ルソン島奥ボンボン | 長重 | 父 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等功七級 | 長谷川義隆 | 19・11・17 | レイテ島クラシヤン | ハル | 母 |
| 〃 | 兵長 | 勲八等 | 小林 金男 | 19・8・12 | 北支河北省遵化県辛立庄 | 清隆 | 父 |
| 〃 | 兵長 | 勲八等 | 小林 正市 | 20・7・22 | ビルマトング県ピユー郡チンゴン西方 | はつ代 | 妻 |
| 〃 | 軍属 | 勲八等宝冠章 | 小林 かい | 20・8・7 | 豊川工廠 | 義正 | 父 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等 | 小林 彦保 | 20・11・16 | 湖北省武昌第一二八兵站病院 | 良匡 | 父 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等 | 成沢 広行 | 20・7・1 | ルソン島カンキポット山 | と志の | 母 |
| 岩欠 | 上等兵 | 勲八等 | 渡辺 房明 | 18・10・12 | 湖北省武昌陸軍病院 | いその | 母 |
| 〃 | 兵長 | 勲七等 | 磯野 正滉 | 19・3・18 | ビルマウイトック | 潔 | 父 |
| 〃 | 軍曹 | 勲七等功七級 | 渡辺喜代造 | 20・3・17 | 小笠原諸島硫黄島 | つき | 妻 |
| 〃 | 兵長 | 勲八等 | 渡辺 松三 | 19・9・10 | 西部ニューギニアヤカチ | かね代 | 妻 |

| | | | | | | | |
|-----|------|--------|-------|------------|-----------------------|-----|---|
| 岩欠 | 伍長 | 勲八等 | 渡辺 二舛 | 昭和20・5・1 | ビルマ ハンタワ県タピコ村 | 秀子 | 妻 |
| 〃 | 一等兵曹 | 勲七等 | 赤池 好文 | 〃 21・10・20 | ソロモン群島ビーズ島 | ひさ | 母 |
| 〃 | 兵長 | 勲八等功七級 | 磯野 行夫 | 〃 17・1・19 | 馬來半島バクリ | 富博 | 父 |
| 大炊平 | 兵長 | 勲八等 | 伊藤 弘 | 〃 20・2・25 | ユレヒパール | 斯良 | 父 |
| 〃 | 二等兵曹 | 勲七等功八級 | 渡辺 俊人 | 〃 17・8・25 | ソロモン諸島 | 清子 | 妻 |
| 〃 | 大尉 | 勲四等 | 伊藤 俊始 | 〃 20・8・14 | 比島ルソン島リザール州マニラ東方四〇軒高地 | はまじ | 妻 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等功七級 | 渡辺 清重 | 明治37・11・30 | 旅順要塞赤坂山 | 啓次郎 | 父 |
| 〃 | 伍長 | 勲八等 | 伊藤文太郎 | 昭和20・1・8 | ニューギニア島コモネケン | たまじ | 妻 |
| 〃 | 兵長 | 勲八等 | 渡辺 英雄 | 〃 19・8・15 | 比島ルソン島ガバナツアン | 正義 | 父 |
| 清沢 | 伍長 | 勲八等 | 小林 一雄 | 〃 20・4・1 | 比島ルソン島タルラック州クラーク | げん | 母 |
| 〃 | 軍曹 | 勲七等功六級 | 竹内 勲 | 〃 13・10・2 | 江西省武寧県羅盤山 | 喜久 | 父 |
| 〃 | 兵長 | 勲八等功七級 | 依田 善松 | 〃 19・4・18 | 中華民国河北省昌黎県第五区 | 与平 | 父 |
| 〃 | 軍属 | 勲八等 | 竹内 勝 | 〃 19・6・30 | 南方第一五陸軍病院 | 松代 | 妻 |
| 〃 | 二等兵曹 | 勲八等 | 小林 清 | 〃 20・4・24 | 比島クラーク | 尊義 | 父 |
| 〃 | 兵長 | 勲八等 | 渡辺増太郎 | 〃 20・4・24 | 比島クラーク | 寛 | 父 |
| 〃 | 一等卒 | | 竹内安太郎 | 明治28・6・20 | 台湾基隆兵站病院 | 喜一 | 孫 |
| 北川 | 軍属 | 勲八等 | 小林秀農夫 | 昭和12・7・4 | 満州国新京陸軍病院 | 丑善 | 父 |
| 〃 | 軍属 | | 岩松 貴公 | 〃 20・3・24 | トラック島 | みさを | 妻 |
| 〃 | 兵長 | 勲八等功七級 | 赤池 武重 | 〃 20・4・21 | 河南省方城県方武外川崎 | 重則 | 父 |
| 〃 | 伍長 | 勲七等功七級 | 赤池 直栄 | 〃 18・8・18 | 河南省林県城 | 重則 | 父 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等 | 伊藤 一房 | 〃 19・7・11 | 山東省嶧県糞荘 | 一三 | 父 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等 | 伊藤 武夫 | 〃 20・7・29 | 湖南省嶽洋県浜橋 | かつ子 | 妻 |
| 〃 | 一等卒 | | 岩松 真索 | 明治10・10・2 | 兵庫県にて | 正清 | 父 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等 | 磯野 行忠 | 昭和20・7・8 | ナウル島 | 勝重 | 父 |
| 〃 | 二等兵曹 | 勲八等 | 北条 正伯 | 〃 20・3・24 | 比島ザンボアンガ | けい | 母 |

| | | | | | | | |
|-----|------|--------|-------|------------|--------------------------|------|---|
| 北川 | 伍長 | 勲八等 | 赤池 基三 | 昭和20・7・1 | レイテ島カンキボット山 | 菊香 | 妻 |
| " | 伍長 | 勲八等 | 小林 長治 | 20・7・16 | ジャワジャカルタ南方 | 正雄 | 父 |
| " | 上等兵 | 勲八等 | 小林 安信 | 20・7・10 | 朝鮮濟州島 | 安二郎 | 父 |
| " | 軍曹 | 勲七等 | 赤池 唯一 | 19・7・16 | パリタリン海峽 北緯一九・一九 東經一二〇・二五 | あい子 | 妻 |
| " | 軍曹 | 勲七等 | 小林初太郎 | 17・4・14 | 蒙古聯合自治政府巴彥塔拉盟安北県安北 | 虎義 | 父 |
| " | 伍長 | 勲八等 | 北条 清次 | 21・1・3 | コムソンモリスクドウフスカルト病院 | つる子 | 妻 |
| " | 伍長 | 勲七等功七級 | 磯野 新作 | 明治37・11・26 | 清国盛京省後三羊頭村北方高地 | さよ | 妻 |
| " | 輜重輸卒 | 勲八等 | 北条 重治 | 39・1・3 | 清国盛京省鉄嶺兵站病院第二分院 | 門儀左衛 | 父 |
| " | 水兵長 | 勲八等 | 小林 悟 | 昭和20・1・8 | 台湾西北岸白河岬沖海上 | 伴一 | 父 |
| " | 軍属 | 勲八等瑞宝章 | 小林 重一 | 18・1・17 | 南洋方面 | 光永 | 父 |
| " | 上等兵 | 勲八等功七級 | 小林 光都 | 19・1・16 | 沖繩付近海上 | とし子 | 妻 |
| " | 少尉 | 勲六等 | 小林 勲 | 20・2・24 | ビルマ国エナンヂャン | 貢 | 父 |
| " | 上等兵 | 勲八等 | 小林 要 | 16・1・13 | 習志野陸軍病院 | 一代 | 妻 |
| " | 伍長 | 勲八等功七級 | 佐野 康造 | 19・9・30 | マリヤナ群島 | 芳 | 父 |
| " | 兵長 | 勲八等 | 門西 信長 | 18・1・24 | ガダルカナル島セギラウ | 辰次郎 | 父 |
| " | 兵長 | 勲八等功七級 | 北条 栄 | 19・9・10 | 西部ニューギニア ヤマテ | 君江 | 妻 |
| " | 兵長 | 勲八等功七級 | 田中角太郎 | 明治28・6・14 | 台湾基隆兵站病院 | 兼太郎 | 父 |
| 市之瀬 | 上等兵 | 勲八等 | 小林 一雄 | 昭和19・7・31 | バシー海峽 | 勲 | 父 |
| " | 軍属 | 勲八等 | 小林 文則 | 20・7・3 | トラック島 | 孝治 | 父 |
| " | 一等工作 | 勲八等 | 小林 清市 | 19・8・4 | 小笠原諸島 | 清子 | 妻 |
| " | 上等兵 | 勲七等 | 小林 友幸 | 25・6・20 | 北都留郡富浜村鳥沢二七三五 | 房子 | 妻 |
| " | 軍曹 | 勲七等 | 小林 正英 | 20・7・1 | レイテ島カンキボット | ハル | 妻 |
| " | 兵長 | 勲八等 | 小林 彦一 | 20・4・17 | パンガンナン州マシシロック | 菊平 | 父 |
| " | 伍長 | 勲八等功七級 | 小林 幸徳 | 19・11・25 | 湖南省茶陵県茶陵 | 正次 | 父 |
| " | 上等兵 | 勲八等 | 小林 喜光 | 20・5・4 | 西部ニューギニア マノクワリ | 富子 | 妻 |

| | | | | | | | |
|------|------|--------|---------|-----------|-------------------|-----|----|
| 常葉 | 兵長 | 勲八等 | 小林 益一 | 昭和20・5・26 | マニラ東方 光輝山 | たに代 | 妻 |
| 軍曹 | 伍長 | 勲七等 | 前迫幸三郎 | 19・12・11 | ネグロス島 東北部 | 勇 | 義兄 |
| 軍曹 | 上等兵 | 勲七等功六級 | 馬場 大明 | 20・7・1 | レイテ島カンキポット山 | 忠雄 | 父 |
| 上等兵 | 上等兵 | 勲八等 | 小林 源重 | 13・9・8 | 星子県東孤嶺 | よしの | 妻 |
| 兵長 | 兵長 | 勲八等 | 小林 松一 | 20・6・8 | 西部ニューギニヤ マノクワリ | 国一 | 父 |
| 大尉 | 大尉 | 勲六等 | 小林 精 | 22・2・18 | ソ聯ウラル地区チカロフ收容所 | 君枝 | 妻 |
| 准尉 | 准尉 | 勲七等功六級 | 馬場 利次 | 19・9・30 | グアム島 | 幸太郎 | 父 |
| 中尉 | 中尉 | 勲六等功五級 | 馬場 友好 | 19・4・26 | マニラ西方洋上 | 青樹 | 父 |
| 雇員 | 雇員 | 勲八等宝冠章 | 望月 昌 | 17・3・4 | 山東省定陶県馬樓 | 宗治 | 父 |
| 雇員 | 雇員 | 勲八等宝冠章 | 馬場きみ江 | 21・1・3 | 天津第五百十三兵站病院 | 義広 | 父 |
| 上等兵 | 上等兵 | 勲八等宝冠章 | 馬場とく江 | 20・12・23 | 北京第五百十二兵站病院 | 義広 | 父 |
| 上等兵曹 | 上等兵曹 | 勲八等功七級 | 森川 隆光 | 18・11・26 | 東部ニューギニアアレース岬シオ | 隆重 | 父 |
| 上等兵 | 上等兵 | 勲七等 | 渡辺八三郎 | 19・2・20 | 外南太平洋方面 | なつ | 母 |
| 上等兵 | 上等兵 | 勲八等 | 佐野 利夫 | 19・7・8 | 中部太平洋 | 光広 | 父 |
| 伍長 | 伍長 | 勲八等 | 佐野 脩 | 21・1・15 | シベリヤチタ地区チヤチャ收容所 | 利晴 | 父 |
| 兵長 | 兵長 | 勲八等 | 佐野 通治 | 19・5・6 | 東部ニューギニアウツクサブリ | ヒデ子 | 妻 |
| 兵長 | 兵長 | 勲八等 | 佐野 十郎 | 19・12・19 | 上海沖 | ヨシズ | 母 |
| 兵長 | 兵長 | 勲七等功七級 | 佐野 敬臣 | 20・5・9 | ビルマ ミンブ県ミンブ | いつみ | 妻 |
| 兵長 | 兵長 | 勲八等功七級 | 加賀美忠義 | 19・8・10 | 西部ニューギニア ムミ | まさじ | 妻 |
| 上等兵 | 上等兵 | 勲八等 | 曾谷 正 | 19・8・21 | ハルマヘラ(ワシレ) | 尚郎 | 親戚 |
| 兵長 | 兵長 | 勲八等 | 曾谷 広文 | 21・11・14 | ソ連チタ地区ブカチャチャ第二病院 | 吉治 | 父 |
| 上等兵 | 上等兵 | 勲八等 | 太田 近治 | 19・12・10 | レイテ島カナンガ | きさ | 母 |
| 上等兵 | 上等兵 | 勲八等 | 佐野市郎右衛門 | 20・11・15 | 武昌兵站病院 | 忠 | 父 |
| 一等卒 | 一等卒 | 勲八等 | 曾谷 朝則 | 明治41・5・17 | 韓国咸鏡北道城津府鶴城面松五里海浜 | 文蔵 | 父 |
| 上等兵 | 上等兵 | 勲八等 | 望月 義春 | 昭和20・7・10 | 朝鮮済州島 | ふじ江 | 妻 |

| | | | | | | | |
|------|--------|--------|-------|-----------|----------------------|-------|---|
| 常葉 | 少尉 | 勲六等 | 小松 義貞 | 昭和20・4・27 | 沖繩本島中城湾 | 元晴 | 父 |
| 下部 | 二等機関兵曹 | 勲八等 | 小松 国秋 | 19・8・2 | グアム島 | かつよ | 母 |
| 兵長 | 兵長 | 勲八等功七級 | 依田 春雄 | 20・7・1 | レイテ島カンキボット山 | 重治 | 父 |
| 軍属 | 軍属 | 勲六等 | 石部 哲夫 | 20・8・13 | 比島ルソン島イサベラ州カワヤン西方四十軒 | とみ子 | 妻 |
| 上等兵 | 上等兵 | 勲八等功七級 | 伊藤 徳又 | 22・4・21 | 本籍において | 蔵治 | 父 |
| 上等兵 | 上等兵 | 勲七等功六級 | 依田 好安 | 14・3・1 | 中支湖北省京山県草家橋北方 | げん | 母 |
| 軍曹 | 軍曹 | 勲八等功七級 | 依田 保正 | 15・6・30 | 河南省開封県仙大庄附近 | 倉蔵 | 父 |
| 上等兵 | 上等兵 | 勲八等 | 依田 富夫 | 19・8・12 | 湖北省漢口第一陸軍病院 | 泰忠 | 父 |
| 上等兵 | 上等兵 | 勲八等功七級 | 小林勝次郎 | 19・9・30 | マリアナ島 | よし子 | 妻 |
| 伍長 | 伍長 | 勲八等 | 佐野 隆三 | 20・3・26 | 中華民国湘潭県易俗河 | 光吉 | 父 |
| 准尉 | 准尉 | 勲六等 | 石部 逸三 | 21・1・11 | 西部ニューギニヤ ソロン | 市正 | 父 |
| 伍長 | 伍長 | 勲八等 | 石部 一夫 | 20・6・18 | 沖繩本島大里 | 雪江 | 妻 |
| 軍属 | 軍属 | 勲八等 | 山川 一 | 20・9・10 | ミンダナオ島 ビタリ | 徳太郎 | 父 |
| 工員 | 工員 | 勲八等 | 小林 和夫 | 20・1・21 | 香港方面 | 盛造 | 父 |
| 一等兵 | 一等兵 | 勲八等 | 中野 文夫 | 19・7・16 | 比島 | 文治 | 父 |
| 伍長 | 伍長 | 勲八等功七級 | 赤池 和一 | 29・9・17 | 本籍に於て | サヨ | 妻 |
| 伍長 | 伍長 | 勲八等功七級 | 小林 広瀬 | 12・11・28 | 江蘇省崑山野砲戦病死 | たかじ | 妻 |
| 兵長 | 兵長 | 勲八等 | 佐野 定吉 | 18・5・20 | ジャポール島 | 貞市 | 父 |
| 機関兵長 | 機関兵長 | 勲八等 | 山本 秀春 | 20・3・27 | 西部ニューギニヤ ワイケオ島カベレー | 金造 | 父 |
| 軍医少佐 | 軍医少佐 | 勲五等 | 小林 常蔵 | 19・10・25 | 比島方面 | 河村もとの | 母 |
| 少尉 | 少尉 | 正八位勲六等 | 金川 利勝 | 19・10・4 | グアム島 | 勝治 | 父 |
| 兵長 | 兵長 | 勲八等 | 山下鉄太郎 | 19・3・1 | テナヤン島 | 岩太郎 | 父 |
| 上等兵 | 上等兵 | 勲八等 | 依田 松寿 | 20・7・1 | レイテ島カンキボット山 | 久子 | 妻 |
| 上等兵 | 上等兵 | 勲八等功七級 | 佐野 喜六 | 14・9・27 | 満州黒河省瑗瑯県神武屯 | 定春 | 弟 |
| 上等兵 | 上等兵 | 勲八等 | 遠藤 利徳 | 14・8・19 | 牡丹江省綏陽県綏陽 | 米作 | 父 |

| | | | | | | | |
|------|---|--------|-------|----------------------|-----------|-----------|-------|
| 三 | 沢 | 上等兵 | 勲八等 | 矢野 房男 | 昭和19・9・16 | ニューギニアソナム | たけ子 妻 |
| 伍 | 長 | 勲八等功七級 | 今村 盛利 | 比島クラーク | 20・2・11 | | さくの 母 |
| 伍 | 長 | 勲八等 | 今村 政則 | ニューギニアムミ | 20・9・17 | | 吉金 父 |
| 上等兵 | | 勲八等功七級 | 今村 市助 | 台湾澎湖島 | 明治28・4・1 | | 千代 妻 |
| 二等兵曹 | | 勲八等 | 原田 徳造 | 南洋群島トラック島 | 昭和20・6・12 | | もとの 妻 |
| 兵 長 | | 勲八等 | 上田 温義 | スマトラ島パレンバン | 20・12・27 | | 健太郎 父 |
| 軍 曹 | | 勲八等功七級 | 上田 堅蔵 | ニューギニアムッシュ島一二七兵廠 | 20・10・11 | | やすの 母 |
| 一等水兵 | | 勲八等 | 桐戸 等 | 小笠原諸島 | 20・1・28 | | みやの 母 |
| 上等兵 | | | 桐戸 喜次 | マリヤナ群島 バガン島 | 19・10・6 | | ふみ子 妻 |
| 軍 曹 | | 勲七等功六級 | 上田 貞次 | ニューギニア パラワン島 | 19・12・11 | | 綾子 妻 |
| 兵 長 | | 勲八等 | 高野 賀正 | レイテ島カンキポット | 20・7・1 | | 賀郎 父 |
| 中 尉 | | 従七位勲六等 | 高野 久郎 | ビルマ国マンダレー | 19・8・21 | | 康慶 父 |
| 伍 長 | | 勲八等功七級 | 小松 茂 | ビルマ国カレワ県 | 19・8・20 | | 重守 父 |
| 伍 長 | | 勲八等 | 高野 武徳 | 比島レイテ島リモン | 19・12・15 | | 徳一 父 |
| 曹 長 | | 勲七等 | 深沢 省三 | 小笠原諸島硫黄島 | 20・3・17 | | 琴 母 |
| 伍 長 | | 勲七等功七級 | 望月 源雄 | 河北省文安県李庄 | 19・5・29 | | 脩一郎 父 |
| 曹 長 | | 勲七等功六級 | 小松 国光 | ニューギニアマツアン | 19・6・14 | | 寛一 父 |
| 伍 長 | | 勲八等 | 大森 功 | 湖南省衡山県石湾 | 19・10・20 | | 彦志 妻 |
| 伍 長 | | 勲八等 | 土橋 公允 | レイテ島カンキポット山 | 20・3・17 | | 元広 父 |
| 伍 長 | | 勲八等 | 日向 英友 | 比島ルソン島タルラック州 | 20・5・20 | | 陽 父 |
| 伍 長 | | 勲八等功七級 | 遠藤 義久 | 外蒙古ウランバートルダンボダルチャン病院 | 21・5・13 | | 正代 母 |
| 伍 長 | | 勲八等功七級 | 遠藤倫太郎 | 興安北省左翼旗三角山 | 14・8・30 | | 延太郎 父 |
| 伍 長 | | 勲八等功七級 | 二宮 福雄 | 湖北省京山県宅市西方 | 15・5・14 | | 正良 父 |
| 中 尉 | | 従七位勲六等 | 日向 英吉 | 興安省新巴爾虎左翼旗ノモンハン | 14・6・30 | | いち 母 |
| | | | | 印度カルカッタ港 | 18・12・26 | | いち 母 |

| | | | | | | | |
|------|--------|-------|------------|--------------------|---------------|----|---|
| 車田 | 軍属 | 勲八等 | 日向 祥哉 | 昭和18・5・29 | アリューシャン列島アツツ島 | 徳次 | 父 |
| 伍長 | 勲八等 | 二宮 平治 | 20・3・17 | ビルマ国ミンダウカンメイクラタイク | かつ | 祖母 | |
| 伍長 | 勲八等 | 日向 信之 | 20・8・2 | ビルマ国トンク県ビュー郡トクンキ西方 | みつ代 | 妻 | |
| 大尉 | 勲六等功五級 | 日向 導徳 | 19・12・21 | 比島レイテ島リモン | 寛代 | 妻 | |
| 伍長 | 勲八等 | 日向 富美 | 20・2・17 | ビルマ国ガスギ県タレンコン | ちよじ | 母 | |
| 軍曹 | 勲七等功六級 | 日向 一豊 | 20・3・19 | 西部ニューギニアピアク島 | いちの | 母 | |
| 曹長 | 勲六等 | 日向 四郎 | 19・8・19 | パリタン海峡 | 信三 | 父 | |
| 兵長 | 勲八等功七級 | 小林 政一 | 19・9・10 | 西部ニューギニアヤカチ | かつ代 | 妻 | |
| 水兵長 | 勲八等 | 土橋 賢 | 19・11・22 | スル海 | 義孝 | 父 | |
| 軍属 | 勲八等 | 土橋 勝長 | 20・3・2 | ニューギニアスラバヤ港外 | 仲代 | 妻 | |
| 機関兵曹 | 勲八等 | 日向 茂喜 | 19・10・25 | 比島方面 | 信三 | 父 | |
| 一等卒 | 勲八等功七級 | 渡辺 彦重 | 明治37・11・27 | 清国盛京省寺兒溝西方所高地 | 種兵衛 | 父 | |
| 軍曹 | 勲七等 | 望月 明法 | 昭和20・7・1 | レイテ島カンキポット | 賢憲 | 父 | |
| 兵長 | 勲八等 | 赤池 文夫 | 19・10・3 | 中華民国湖南衡陽県衡陽一ニ八兵站病院 | 鶴吉 | 父 | |
| 兵長 | 勲八等功七級 | 中沢 長治 | 16・5・31 | 山東省朝城県劉推付近 | 長市 | 父 | |
| 伍長 | 勲八等 | 中沢 恭持 | 19・6・23 | ニューブリテン島 | 寅松 | 父 | |
| 伍長 | 勲七等功七級 | 池田 利長 | 19・2・15 | 河北省魏各庄 | さだじ | 祖母 | |
| 上等兵 | 勲八等 | 中沢 豊 | 19・10・20 | ミンダナオ島ダバオ市 | 好子 | 妻 | |
| 兵長 | 勲八等 | 赤池 富雄 | 19・11・23 | レイテ島マナガスナス | キノエ | 妻 | |
| 兵長 | 勲八等 | 赤池 公夫 | 20・4・9 | ルソン島クラーク | みう | 母 | |
| 兵長 | 勲八等 | 中沢 克忠 | 20・10・30 | 西部ニューギニアソロン | かね子 | 妻 | |
| 兵長 | 勲八等功七級 | 依田 国博 | 19・8・5 | ニューギニアアイタベ | 玉典 | 兄 | |
| 准尉 | 勲七等 | 赤池 金市 | 20・1・28 | 西部ニューギニアモルツカ州サルミ | 貞子 | 妻 | |
| 伍長 | 勲七等功七級 | 加藤 信治 | 19・8・14 | ビルマ国ラングーン第一〇六兵站病院 | 愛子 | 妻 | |
| 少尉 | 勲六等 | 赤池 勝 | 20・6・25 | 沖繩本島小渡 | 千代子 | 妻 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----------------|---------------|------------|---------|-----------------|---------|-------------|-----------|-------------|---------------|----------|------------|-----------|--------------|---------|---------------|------------|--------|---------|---------|----------|---------------|--------|
| 曹長 | 軍属 | 軍属 | 兵長 | 伍長 | 伍長 | 伍長 | 伍長 | 兵長 | 上等兵 | 伍長 | 上等水兵 | 水兵長 | 上等兵 | 伍長 | 兵長 | 兵長 | 伍長 | 上等兵 | 上等兵 | 一等兵 | 伍長 | 兵長 | 兵曹長 | |
| 勲七等功六級 | | | 勲八等 | 勲八等 | 勲七等 | 勲八等功七級 | | | 勲八等 | 勲八等 | 勲八等 | 勲八等 | 勲八等 | 勲八等 | 勲八等 | 勲八等功七級 | 勲七等功七級 | 勲八等 | 勲八等 | | 勲八等 | 勲八等 | 勲六等功七級 | |
| 渡辺 豊嗣 | 河西 暉貴 | 伊藤 寿 | 渡辺 一郎 | 伊藤 等 | 内藤 忠治 | 内藤 安治 | 内藤 昌蔵 | 内藤 栄男 | 中村 重徳 | 村松 一 | 山田 久 | 佐野 忠 | 山田 恒一 | 佐野 親郷 | 佐野 要一 | 赤池 節則 | 佐野 元春 | 佐野 一 | 赤井 武 | 赤池 泰博 | 赤池 富蔵 | 赤池 栄隆 | 赤池 勝文 | |
| 昭和19・12・8 | 16・5・11 | 27・1・31 | 21・1・7 | 20・7・1 | 21・2・11 | 13・10・12 | 22・8・5 | 20・7・3 | 15・3・31 | 20・7・3 | 昭和20・9・5 | 19・11・13 | 20・6・8 | 19・8・7 | 20・6・14 | 20・2・20 | 20・4・27 | 18・8・26 | 20・1・4 | 15・11・9 | 24・4・24 | 19・10・18 | 昭和19・12・5 | |
| 廣西省南門県南門 | 大阪陸病金岡分院 | 中華民国海南島八所西松出張所 | ソ聯ブラゴ工地区セレクトラ | レイテ島カンキポット | 国立下志津病院 | 中華民国湖北省陽新県石尖山西方 | ソ聯ホール病院 | 比島レイテ島カルプコス | 山東省兗州陸軍病院 | 比島レイテ島カルプコス | 横須賀海軍共済組合長浦病院 | 比島方面 | 南ボルネオパラカン島 | ニューギニアバラム | 湖南省群陽県大忠郷戴家村 | 江南省遂河県 | ソロモン諸島ボウゲンビル島 | 河南省林県合澗鎮南方 | 高雄陸軍病院 | 開封陸軍病院 | 本籍において | マニラ南方海上 | 中支冷水舖第一八五兵站病院 | ソロモン諸島 |
| 貞造 父 | 圭一郎 父 | 絹子 従姉 | 晴雄 兄 | 朝重 伯父 | 好子 妻 | 僭孝 父 | はつ 祖母 | 僭孝 父 | 清作 父 | 福小林 養父 | 飯島よ 母 | ヒゲ子 妻 | 武義 父 | 信治 父 | 直光 父 | 節満 父 | 久嘉 弟 | 牛吉 父 | うめ 母 | 熊太郎 父 | 敏子 妻 | よし 母 | 多可志 妻 | 勝治 父 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|------------------|--------------------|------------------|------------------|---------|--------|------------------------|----------------|----------|-----------------|-----------|----------|--------------|---------|--------|---------|-----------------|---------|----------------|-------|--|
| 少佐 | 兵長 | 上等兵 | 兵長 | 伍長 | 雇員 | 上等兵 | 兵長 | 兵長 | 曹長 | 軍属 | 軍曹 | 軍曹 | 兵長 | 兵長 | 整備兵 | 上等兵 | 中尉 | 兵長 | 伍長 | 一等兵曹 | 軍属 | 上等兵曹 | 二等兵 | 二等兵 | 熊沢 | |
| 勲四等 | 勲八等 | | 勲八等功七級 | 勲七等功七級 | | 勲八等 | 勲八等 | 勲八等 | 勲六等 | | | | 勲八等 | 勲八等 | 勲八等 | 勲八等 | 勲六等功五級 | 勲八等 | 勲八等 | 勲七等功六級 | 勲八等瑞宝章 | 勲七等 | 勲七等 | 勲八等瑞宝章 | | |
| 伊藤 孝朔 | 伊藤 政重 | 伊藤 誠 | 伊藤 泰 | 佐野 忠雄 | 赤池 富藏 | 赤池 正栄 | 赤池 宗一 | 佐野 一生 | 赤池 固 | 伊藤喜久夫 | 藤巻 博文 | 岩崎 喜雄 | 長田 勝男 | 望月 吉三 | 望月 道臣 | 保坂 新平 | 望月 道臣 | 保坂 経基 | 伊藤 静男 | 伊藤伊勢吉 | 伊藤 嘉村 | 伊藤 惠喜 | 伊藤 光茂 | 伊藤 三郎 | 河西 平夫 | |
| 19・2・6 | 19・12・20 | 20・5・21 | 16・9・28 | 19・10・18 | 昭和19・5・15 | 20・5・16 | 20・8・14 | 20・4・17 | 20・4・17 | 20・3・18 | 16・3・7 | 20・3・15 | 20・6・21 | 17・10・26 | 20・11・14 | 19・2・22 | 19・11・18 | 19・11・5 | 18・12・4 | 20・1・8 | 20・7・25 | 20・2・15 | 19・7・21 | 昭和19・10・29 | | |
| マーシャル群島 | レイテ島リモン方面 | 中華民国山東省博興県 | 山東省鉅陶県東鏹庄固 | ニューギニアマリン | 昭南特別市立病院 | 南アンダマン諸島第一三〇兵站病院 | 比島ルソン島リザール州マニラ東方高地 | ルソン島パンカシナン州マシシロク | ルソン島パンカシナン州マシシロク | トラック島 | 豊橋病院 | 比島ルソン島バダングス州バダングス西南方海上 | ビルマ国オンゴン第四野戦病院 | 南太平洋 | ソ聯タイセツト地区第十一收容所 | 河北省慶雲県西崔場 | 北千島幌延島楢鉢 | 東部ニューギニア島ソナム | 本州南東海面 | 台湾海峡 | 比島ザンボンガ | 満州国東滿総省牡丹江市第一陸病 | 北安省北安 | フィリッピンカールニコバル島 | | |
| シゲ | 貞代 | 満蔵 | 道正 | 金義 | 利保 | 利保 | 宗則 | 金義 | おちか | 秀光 | 義秋 | 賢一 | ユキ | 光吉 | 芳郎 | やを | きん | 敬一 | いのよ | 貞雄 | 源喜 | 清重 | ヒロ代 | 輝子 | | |
| 妻 | 妻 | 父 | 父 | 父 | 父 | 兄 | 父 | 父 | 妻 | 父 | 父 | 父 | 妻 | 父 | 父 | 母 | 妻 | 父 | 母 | 父 | 父 | 父 | 妻 | 妻 | | |

| | | | | | | | |
|-----|--------|--------|------|-----------|-------------------|------|----|
| 釜額 | 兵長 | 勲八等功七級 | 赤池春作 | 昭和19・8・10 | 西部ニューギニアワサリ | マツ子 | 妻 |
| 〃 | 伍長 | 勲八等 | 赤池靖 | 19・12・10 | 比島セブ島リゴド | 義直 | 父 |
| 〃 | 伍長 | 勲八等 | 沢田条一 | 19・6・10 | ニューギニアサルミ | 孝 | 義兄 |
| 中之倉 | 上等機関兵曹 | 勲七等 | 赤池一将 | 18・6・11 | 北太平洋 | 一策 | 父 |
| 〃 | 伍長 | 勲八等 | 赤池忠 | 20・3・12 | ルソン島ヌエバビスカヤアリタオ本籍 | 貞義 | 父 |
| 〃 | 二等兵 | 勲八等 | 赤池貴 | 17・5・31 | | 栄孝 | 父 |
| 〃 | 准尉 | 勲七等 | 赤池彦喜 | 20・5・27 | ビルマ国カマ村対岸カユチ | 竝次 | 父 |
| 〃 | 伍長 | 勲八等功七級 | 渡辺正治 | 19・4・12 | ニューギニアポーランジャ | 貞一 | 兄 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等功七級 | 内藤孝繁 | 19・9・2 | ニューギニアワナム | 茂子 | 妻 |
| 〃 | 一等兵曹 | 勲七等 | 赤池増雄 | 18・11・22 | 外南洋 | 祭直 | 父 |
| 〃 | 上等兵曹 | 勲七等 | 赤池久幸 | 19・6・29 | モルッカ諸島 | 祭直 | 父 |
| 〃 | 一等兵曹 | 勲七等功七級 | 渡辺栄雄 | 12・8・16 | 上海四線路 | 重次郎 | 父 |
| 〃 | 伍長 | 勲八等 | 赤池久三 | 19・10・17 | 中華民国河北省 | まさよ | 母 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等功七級 | 内藤栄一 | 明治38・3・10 | 清国盛京省田義屯 | 藤兵衛 | 父 |
| 〃 | 輜重輸卒 | 勲八等 | 赤池宗吉 | 38・5・19 | 大石橋兵站病院 | 嘉右衛門 | 父 |
| 瀬戸 | 伍長 | 勲八等 | 渡辺清正 | 昭和20・4・25 | ルソン島テボ | 政勝 | 祖父 |
| 〃 | 伍長 | 勲八等 | 渡辺義和 | 20・3・11 | ニューギニアアマヌ川上流 | たか | 妻 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等功七級 | 赤池由直 | 14・8・8 | 山東省冠県七里韓村 | たね | 母 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等 | 赤池政輝 | 20・4・1 | ルソン島マウンテン州イリサン | 清子 | 妻 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等 | 土橋豊 | 19・6・10 | 河北省石門陸軍病院 | さだゑ | 姉 |
| 〃 | 伍長 | 勲七等 | 渡辺栄 | 20・7・2 | 比島ルソン島マウンテン州フウドアン | 好友 | 父 |
| 〃 | 雇員 | 勲八等 | 赤池善一 | 27・11・30 | 中華民国安徽省安東 | 孝俊 | 父 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等 | 渡辺正 | 20・7・10 | 朝鮮済州島北東近海 | もと子 | 妻 |
| 〃 | 伍長 | 勲八等 | 赤池藤雄 | 19・10・23 | ビルマ方面 | 義延 | 父 |
| 〃 | 二等整備兵曹 | 勲八等 | 渡辺武雄 | 19・8・2 | テナアン | やす母 | 母 |

| | | | | | | |
|-----|------|--------|-------|-----------|------------------|-------|
| 瀬戸 | 兵曹長 | 勲七等 | 渡辺 保吉 | 昭和20・3・28 | ミンダナオザンボアンガ | ふみ代 妻 |
| 〃 | 二等兵曹 | 勲八等 | 渡辺 善春 | 20・2・8 | 南洋群島 | 善高 父 |
| 〃 | 上等水兵 | 勲八等 | 渡辺 宗勝 | 19・12・15 | マニラ | 衆太郎 父 |
| 大磯小 | 伍長 | 勲八等 | 伊藤 公康 | 20・8・21 | 満州虎林県虎頭西猛虎山陣地 | あさ子 妻 |
| 〃 | 一等兵 | 勲八等 | 伊藤 富夫 | 21・11・11 | 本籍 | 秋俊 父 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等 | 伊藤 静雄 | 20・8・14 | 満州愛河陣地 | 正雄 父 |
| 〃 | 兵長 | 勲八等 | 伊藤 健智 | 19・9・10 | 西部ニューギニアヤカチ | 智水 父 |
| 〃 | 兵長 | 勲八等功七級 | 樋川 朝光 | 19・8・10 | 西部ニューギニアワサリ | モモヨ 妻 |
| 〃 | 伍長 | 勲七等 | 赤池 清松 | 19・9・22 | 浙江省樂清県 | 定吉 父 |
| 〃 | 軍曹 | 勲七等 | 赤池 基次 | 19・8・29 | ビルマ国ラングーン南方 | 百々代 妻 |
| 〃 | 備人 | 勲八等瑞宝章 | 土橋 豊 | 19・8・5 | 南方第一陸軍病院 | 兼子 妻 |
| 〃 | 一等兵 | 勲八等 | 伊藤 勇 | 19・7・17 | 東経一九度四三分北緯一八度五〇分 | 福太郎 父 |
| 〃 | 軍曹 | 勲七等功六級 | 伊藤 潔 | 19・7・18 | マリアナ島 | 役栄 父 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等 | 赤池 忠臣 | 20・3・23 | ボルネオ島ビブン | 逸捷 父 |
| 〃 | 伍長 | 勲七等 | 伊藤 仙吉 | 19・6・7 | ビルマ国モーライ県タウンダツ | 源七 父 |
| 〃 | 兵長 | 勲八等 | 田中 吉宗 | 19・12・17 | 湖南省長沙 | 位一 父 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等 | 田中 源正 | 21・1・7 | 湖北省黄冈県李家汲 | 晴一 父 |
| 〃 | 伍長 | 勲八等 | 赤池 義貞 | 20・7・25 | ビルマペーゲー県アンレピン南地方 | むらの 妻 |
| 〃 | 伍長 | 勲八等 | 伊藤 重男 | 19・10・5 | ビルマ第一〇五兵站病院 | 休寧 父 |
| 〃 | 兵長 | 勲八等 | 田中 好一 | 19・2・15 | ミンダナオ島 | タネ 母 |
| 〃 | 軍属 | 勲八等 | 伊藤 孚 | 20・10・3 | トラック島 | みやじ 姉 |
| 〃 | 上等水兵 | 勲八等 | 伊藤 忠男 | 19・10・27 | 比島方面 | 秋俊 父 |
| 〃 | 兵曹長 | 勲七等 | 伊藤 博光 | 20・6・21 | ソロモン群島 | たかよ 母 |
| 〃 | 二等兵曹 | 勲八等 | 伊藤 正一 | 19・7・8 | 中部太平洋 | 実一 父 |
| 〃 | 工作兵曹 | 勲八等 | 田中 幸光 | 20・3・17 | 硫黄島 | 位一 父 |

| | | | | | | |
|-----|--------|--------|-------|------------|------------------|------------|
| 大磯小 | 整備兵長 | 勲八等瑞宝章 | 伊藤 文治 | 昭和20・8・10 | 大阪海軍病院 | 弘 父 |
| 〃 | 二等兵曹 | 勲七等 | 赤池 有一 | 大正7・7・12 | 山口県徳山湾 | すみ子 (長女) 娘 |
| 〃 | 伍長 | 勲八等 | 伊藤 京一 | 昭和20・7・26 | 満州第一五五二〇部隊 | 省 質 父 |
| 〃 | 三等主厨 | 勲八等 | 赤池 幸重 | 明治37・9・18 | 鳩湾 | 友 吉 兄 |
| 〃 | 一等兵 | | 伊藤 大重 | 昭和25・7・25 | 長野日赤病院 | ふさの 母 |
| 〃 | 歩兵 | 勲八等 | 伊藤 高義 | 明治38・3・3 | 奉天府 | 吉右衛門 父 |
| 根子 | 兵長 | 勲八等 | 赤池 悟 | 昭和20・7・1 | ルソン島カンキポット山 | 重 造 父 |
| 〃 | 軍曹 | 勲七等 | 小林 兵政 | 昭和20・3・17 | 比島ルソン島タルラック州クラーク | 政 高 父 |
| 〃 | 兵長 | 勲八等 | 河野 林 | 昭和19・8・18 | バシー海峡 | ひさ江 妻 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等 | 小林 繁 | 昭和20・8・12 | 中華民国牡丹江省稜鏡県穆陣地 | 重 一 父 |
| 〃 | 曹長 | 勲七等 | 赤池 昭夫 | 昭和20・7・1 | 比島レイテ島カンキポット山 | 敬 治 父 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等 | 小林 武造 | 昭和19・4・23 | 西貢南方第二陸軍病院 | 玉 恵 妻 |
| 〃 | 伍長 | 勲八等 | 赤池 忠孝 | 昭和19・7・18 | マリアナ島 | 正 治 父 |
| 〃 | 伍長 | 勲八等 | 赤池 正雄 | 昭和19・11・27 | レイテ島リモン | きみ子 妻 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等 | 赤池 位向 | 昭和20・11・25 | 湖北省黄冈県黄冈 | モト子 妻 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等功七級 | 赤池 美信 | 昭和20・5・2 | 北部ルソンイサベ州バランバン | テ ル 母 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等功七級 | 赤池 清重 | 昭和12・3・27 | 満州国竜江省竜鎮県 | 清三久 父 |
| 〃 | 上等水兵 | 勲八等 | 赤池 功 | 昭和20・3・17 | 硫黄島 | 小 町 妻 |
| 折門 | 伍長 | 勲八等 | 小林 吉永 | 昭和20・7・1 | 比島レイテ島カンキポット山 | 金 吉 父 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等功七級 | 小林 忠雄 | 昭和14・9・30 | 河南省北陽県捍掌付近 | 嘉 八 兄 |
| 〃 | 兵長 | 勲八等 | 内藤 薫 | 昭和19・10・6 | 中国河北省北戴河陸軍病院 | 虎 吉 父 |
| 〃 | 上等兵 | 勲八等 | 小林 関治 | 昭和19・2・29 | 比島ルソン島マニラ南方 | かつじ 妻 |
| 〃 | 軍属 | | 小林 勉 | 昭和19・8・10 | 大官島 | 辰 一 養父 |
| 〃 | 一等飛行兵曹 | 勲八等 | 小林 正幸 | 昭和18・6・16 | ソロモン諸島 | 潤之助 父 |
| 〃 | 職手 | 勲七等 | 小林 義直 | 昭和19・6・15 | 南洋群島 | 嘉久 兄 |

| | | | | | |
|--------|-----|-------|------------|-----------------|--------|
| 折門 伍長 | 勲八等 | 小林 直則 | 昭和19・8・15 | ニューギニア | やすの母 |
| 兵 長 | 勲八等 | 赤池 光義 | 昭和20・1・29 | 満州国方面 | 山子妻 |
| 軍 曹 | 勲七等 | 赤池 幸栄 | 昭和20・6・28 | 中華民国広西省柳江県百明郷布村 | 栄父 |
| 一等兵 | 勲八等 | 小林幸三郎 | 明治37・10・13 | 清国高力勾北方高地 | 門幸右衛門父 |
| 八坂 一等兵 | 勲八等 | 今福 晴雄 | 昭和22・7・8 | 満州松江省鶴岡市中共陸軍病院 | 元二良父 |
| 兵 長 | 勲八等 | 今福 行雄 | 昭和20・6・20 | スマトラバレンパン南方 | 久重妻 |
| 上等兵 | 勲八等 | 今福満寿雄 | 昭和20・7・29 | 満州衡山県茶思寺方面 | 元二良父 |

八 下部町福祉のまちづくり推進事業

県は、福祉のまちづくり推進事業要綱を定め、昭和五十四年七月三十日から施行した。

福祉のまちづくり推進事業は複雑、多様化する福祉需要に対応するため、地域住民の積極的な参加のもとに、地域に即したきめ細かな福祉施策を総合的かつ体系的に実施することにより、地域ぐるみの福祉の推進を図ることを目的に、市町村の区域を単位として、都市型地域・農山村型地域・中間型地域の三分とし、昭和五十四年度を初年度として、七か市町がモデル地区に指定され、五十五年以後は早い時期に県下全市町村が、推進事業を実施するよう努めている。

昭和五十五年度には本町をはじめ、三二市町村が推進事業実施地区の指定を受けた。

指定された市町村が実施する事業について、事業が一応定着するまで、経費の実支出の二分の一以内が補助される。

福祉のまちづくり事業の主なもの

- 1 福祉のまちづくり推進体制整備事業
- (1) 福祉のまちづくり推進のための協議会等の設置運営事業
- (2) 普及、啓発事業
- (3) 調査、研究事業

(4) 事業運営費

2 老人のしあわせの里づくり推進事業
生きがい対策

- (1) 老人の能力活用に関する事業
 - (2) 知識技能の修得に関する事業
 - (3) 老人スポーツ、レクリエーションなど健康の推進に関する事業
 - (4) 各種相談に関する事業
 - (5) 奉仕活動、社会参加活動に関する事業
- 援護老人対策
- (1) 食事サービス事業
 - (2) リハビリテーション教室
 - (3) 一人ぐらし老人家庭等への奉仕活動
 - (4) ねたきり老人訪問理髪事業
 - (5) その他必要と認める事業
- 3 障害者のすみよいまちづくり推進事業
- (1) 障害者の社会参加事業
 - (2) 障害者の就労促進事業
 - (3) 早期療育の推進対策
 - (4) 在宅要援護障害者対策
 - (5) 生活環境改善事業



福祉の町づくり老人農園

(6) 奉仕活動研修会

(7) その他必要と認める事業

4 明るい母子家庭づくり推進事業

- (1) 母子家庭等自立促進事業
- (2) 一日父親・母親事業
- (3) 母子・父子家庭レクリエーション事業
- (4) 社会見学バス事業
- (5) 母子家庭グループ活動事業
- (6) 父子家庭食事サービス事業
- (7) その他必要と認める事業

と、県で定める三七種目のメニュー事業の中から必施事業を含め一三種目以上を選択して実施するものとし、メニュー以外の事業でも特認事業として実施できるなど、地域の実状に即した福祉事業を実施することになっている。

本町においても、福祉のまちづくり推進事業を実施するため「下部町福祉のまちづくり推進協議会設置要綱（昭和五十五年三月一日告示第五号）」を定め、関係機関、団体、住民の代表で構成する福祉のまちづくり推進協議会が同月二十七日発足した。

ここに福祉のまちづくり推進協議会設置要綱を記すれば

(設置)

第一条 町民福祉の増進を図るべく福祉のまちづくりを推進するため、下部町福祉のまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(事業)

第二条 推進協議会は、町民の積極的な参加と協力のもとに地域ぐるみの福祉のまちづくり推進を図るため、次の事業を行なう。

- 一、山梨県福祉のまちづくり推進事業実施要綱に規定する事業（以下「推進事業」という。）実施のための企画、立案、連絡調整
- 二、推進事業の実施に必要な調査、研究及び推進事業の普及、啓発等

第二章 社会福祉

三、その他福祉のまちづくりに必要な事業

(組織)

第三条 推進協議会は、町長及び委員三十名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる団体等の役職者等のうちから町長が委嘱する。

一、町議会

二、町社会福祉協議会

三、町民生委員協議会

四、町老人クラブ連合会

五、町身体障害者福祉会

六、町母子福祉会

七、前各号に定めるもののほか、福祉のまちづくりのために参加と協力が必要と認められる団体及び個人

3 必要に応じ推進協議会に部会を設けることができる。

(任期)

第四条 委員の任期は三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 推進協議会に会長及び副会長二名を置く。

2 会長は町長をもって充て、副会長は委員の互選により定める。

3 会長は推進協議会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第六条 推進協議会は会長が招集し、議長となる。

(謝金)

第七条 委員が推進協議会に出席又は町外出張の場合は、謝金を支給することができる。

(庶務)

第八条 推進協議会の庶務は、民生課において処理する

(委任)

第九条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長の定めるところによる



福祉の町づくり親子のつどい

この要綱に基づき、専門部会として総合部会、老人部会、障害部会、母子部会を設け、部会別担当事業の具体的な実施方法などについて協議し、その推進を図ることとした。

事業実施について支出予定額は、推進体制事業八五万円、老人対策事業一六四万円、障害者関係事業一一八万五千円、母子関係事業二九万五千円となっている。

下部町福祉のまちづくり推進委員（昭五五・三・二七委嘱）

氏名 所属役職等

- 土橋 精一 町議会議長
- 日向 謙 町議会民生観光常任委員長
- 石部 薫 町社会福祉協議会長
- 伊藤 要 町社会福祉協議会副会長
- 佐野 常義 町民生委員協議会総務
- 赤池 武正 町民生委員協議会副総務
- 小林 久 町民生委員協議会委員
- 望月 吉弘 町老人クラブ連合会長
- 深沢 正夫 町老人クラブ連合会副会長
- 赤池 久男 町老人クラブ連合会副会長
- 鮎川 正男 町身体障害者福祉会長
- 二宮 豊 町身体障害者福祉会副会長
- 土橋 重夫 町身体障害者福祉会副会長
- 芦沢さかゑ 町母子福祉会下部地区会長
- 伊藤 清子 町母子福祉会久那土地地区会長
- 赤池百合子 町母子福祉会古閑地区会長
- 小林 真 町肢体不自由児父母の会長
- 石部 栄 町中央公民館長
- 石部 寛仁 町教育委員会委員長

赤池 謙次 町教育委員会教育長

渡辺 清 町社会教育委員会委員長

小林はな子 下部地区婦人会長

赤池さか江 古閑地区婦人会長

土橋三千江 久那土地地区代表

二宮 千章 町青年団長

上田 喜彦 町体育協会副会長

磯野登み子 町母子相談員代表

松井 美次 学識経験者

二宮 貞憲 学識経験者

赤池 良寿 学識経験者

九 心配ごと相談所

相談活動は、民生（児童）委員の自主的活動分野の一つであり、方面委員当時から任務としてあげられて来た。

戦後の社会制度の変革や、著しい経済成長にともなって、複雑多岐にわたっている。

心配ごと相談所は、広く日常生活のあらゆる相談に応じ適切な助言、援助を行ないその福祉をはかることを目的に民生（児童）委員を中心とし、主として低所得世帯の心配ごと相談にあたっている。

利用者の利便、地域の実情を考慮して定例相談日を設け、また巡回相談を行うなど無料で相談に応じている。

本町の心配ごと相談所の相談内容及び開催日数は次のとおりである。

| 生計問題 | 年度 |
|------|----|
| 相談内容 | 45 |
| 8 | 45 |
| 7 | 50 |
| 8 | 51 |
| 8 | 52 |
| 5 | 53 |
| 6 | 54 |

| 処理状況 | 家族関係 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|---------|-----------|------------|------|------|------|------|------|---------|---------|------|
| | 計 | その他 | 法律相談 | 出稼相談 | 苦情相談 | 事故関係 | 人権相談 | 老人福祉 | 母子福祉 | 教育青少年問題 | 児童福祉・母子保健 | 心身障害者(児)福祉 | 精神衛生 | 財産関係 | 住宅問題 | 離婚相談 | 結婚相談 | 健康・医療問題 | 職業・生業問題 | 家族関係 |
| 26 5 31 | 62 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 2 | 0 | 7 | 5 | 0 | 6 | 0 | 0 | 20 | 8 | 0 |
| | 41 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 4 | 6 | 0 | 0 | 4 | 2 | 2 | 3 | 1 | 2 | 2 | 5 | 1 |
| | 47 | 0 | 0 | 2 | 0 | 5 | 0 | 3 | 6 | 1 | 2 | 1 | 4 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 5 | 1 |
| | 46 | 0 | 0 | 0 | 3 | 5 | 0 | 5 | 3 | 4 | 2 | 4 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 3 | 3 | 1 |
| | 36 | 1 | 0 | 0 | 2 | 4 | 0 | 3 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 2 | 1 | 0 | 2 | 2 | 3 |
| 3 4 30 | 37 | 2 | 0 | 0 | 4 | 4 | 0 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 0 | 2 | 3 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |

心配ごと相談所開催日数

| 出席相 談員 延人員 | 出席相 談員 民生委員 民生委員以外 | 開催延 日数 | | 年度 |
|------------------|-----------------------------|-----------|------|----|
| | | 週 平均 | 年延日数 | |
| 12 | 108 | 0.7 | 36 | 45 |
| | | | | 50 |
| | | | | 51 |
| | | | | 52 |
| | | | | 53 |
| 36 | 72 | 0.7 | 36 | 54 |

十 共同募金

共同募金運動の起源についてその伝説によれば、宗教的慈悲心に根ざす隣人助け合い運動として実現したものといわれている。

昔、スイスのある山村にいた一人の牧師が、仕事がなくて生活に困っている人や、病気になるっても薬も買えない哀れな人を見て、人々は神の前にみな兄弟同胞である。それなのに、ただ家族や血縁関係者だけの助け合いであってよいものであろうか、なぜ富裕な人々は、貧しい人々を助けようとはしないのだろうか。人々が神の前に平等であるならば、持てる人は持たない人に分かち与えるべきであると考え、牧師は教会の前の立木に大きなひつ(櫃)を掲げその正面に「与えよ、受けよ」と大書した。

不思議に思っ集まった村人を前に、牧師は助け合うことが神の御心になつた尊い行為であることを説教した。これに感激した村人達は、毎年の秋の取入れののち、それぞれの分に応じた金をこのひつに入れ、不幸の人々のため翌年秋までの一年間、この金が使われたといわれている。

我が国の共同募金運動の発足は昭和二十二年十一月で、第二次世界大戦は無条件降伏という最悪な事態で終結した。国土は荒廃し、産業は壊滅の状態となり、食糧の運配や欠配が続き、都市においてはほとんどの住居が失われた。街頭には浮浪者のはん濫するなど、生活の援護を要する者はお

びただし数に達した。

戦前全国に六七百余もあった私設社会事業施設は、戦後二千五百に減じ、その大半が戦災により致命的打撃を受け、また被保護者も極度の貧困とインフレによる物価の騰貴、物資の入手難などにより、深刻な経営難に陥った。

民間社会福祉事業の財源は主として篤志家の支援によるもののほか、御下賜金、国庫からの助成金、あるいは有力な助成団体の交付金によって維持され発展してきたが、昭和二十一年二月連合軍最高司令部の「私設社会事業団に対する政府の財政的援助に関する覚書」により、国または公共団体は、私設社会事業に対して、原則的に財政援助をしてはならないことになり、特定の場合を除くほか、国または公共団体から交付されていた補助金、奨励金は廃止された。

昭和二十二年五月、厚生省の提唱する、国民たすけあい運動の展開により、共同募金運動実施に関する要綱案を作成、種々協議検討の結果、同年十一月二十五日より一か月間、全国各道府県ごとに共同募金運動を行うことが決定された。

共同募金

本県での共同募金は、中央の方針に基づき昭和二十二年十一月、各界団体代表者、学識経験者を委員として発足した。その後昭和二十三、四年度の二か年は、日本赤十字社山梨県支部と合同して募金を実施、同二十四年度からは、郵政省の「御年玉つき年賀はがき発売に関する法律」が制定され、この付加金が社会事業に交付されることになり、募金の成



果が多くの人々に認識されるようになった。

昭和二十六年度からは日本放送協会の援助により、NHK歳末および災害の場合のたすけあい運動が全国的に展開され、国民の理解と協力により共同募金運動は生活の中に定着してきた。

昭和二十七年社会福祉事業法の制定により、厚生大臣の認可を受け、社会福祉法人山梨県共同募金会として、共同募金事業を行っている。

募金の増強運動実施に伴い、昭和三十三年度より配分方法も(1)県全体を単位とする福祉団体施設、(2)市町村地域を単位とする福祉計画に基づくもの、(3)ボーダライン層等の個人に対して歳末たすけあい募金と、一般よりきよ出される物品等は右のよう三区分して配分されている。

昭和五十四年度の共同募金は、次の事業を行うため配分されている。
生活(老人)保護事業、児童福祉事業、更生保護事業、医療保護事業、

地域社会福祉事業、各種事業推進、災害緊急見舞、特別重点配分、子どもあそび場設置、在宅緊急一時保護事業、在宅老人など給食サービス、あそび場、遊園地、フェンスの設置、地域事業、歳末たすけあいなど幅広く社会福祉のために役立っている。

近年、本町に配分された共同募金を挙げれば

| | |
|----------------------|------|
| 昭和五十三年度分 | 三〇万円 |
| 児童厚生施設本栖キャンプ場の整備費等 | 一五万円 |
| 地域募金配分金 | 五万円 |
| ボランティア活動費 | 五万円 |
| 歳末たすけあい配分金 | 五五万円 |
| 計 | |
| 昭和五十四年度分 | 三〇万円 |
| 児童厚生施設本栖キャンプ場の維持管理費等 | 二〇万円 |
| 町社会福祉協議会活動費 | 五万円 |
| ボランティア活動費 | 一〇万円 |
| 歳末たすけあい配分金 | 一〇万円 |

計

六五万円

共同募金会西八代支会下部分会（下部町）の最近における募金状況は次の表のとおりである。

十一 更生保護制度と保護司

(一) 更生保護制度の沿革

地域的な隣組の連帯責任と相互扶助の精神によって、犯罪の予防と鎮圧を目的とする五人組制度が、すでに徳川時代において完備され、さらに寛

政二（一七九〇）年、江戸幕府の大目付盗賊改の役から差し出された上申書により、江戸に集まった浮浪無宿者のために石川島に、いわゆる佃島人足寄場を設けて更生のための生業を与える施策をとった。
 明治五年、監獄則を定めて近代の行刑の確立と刑余者更生保護制度の実現をはかり、懲治監という特別監によって、国費で刑余者の保護をして、その更生をはかるもので、非行少年の保護矯正の処遇もこの構想のうちにあった。明治十五年監獄則は改正され、懲治監は懲治場となり、放逸不良の少年に対しても矯正帰善をはかった。また「刑期満限ののちよるべき所なき者は、その性状により監獄の別房に留め生業を営ましむることを得」として別房留置による更生保護の制度が設けられた。しかし留置人の数が

共同募金状況

（単位円、下部町分会共同募金実績報告書による）

| 区分 | 昭和52年度 | | | 昭和53年度 | | | 昭和54年度 | | |
|----------------------------|------------|-------------|---------|------------|-------------|-----|-------------|-------------|-------|
| | 目標 | 実績 | % | 目標 | 実績 | % | 目標 | 実績 | % |
| 戸別募金 | 164,000円 | 279,300円 | 170.3 | 171,000円 | 304,190円 | 178 | 177,000円 | 304,055円 | 172 |
| 街頭募金 | 3,000 | 43,447 | 1,448.2 | 5,000 | 37,569 | 751 | 4,900 | 29,048 | 591 |
| 大口募金 | 79,000 | 0 | | 10,000 | 0 | | 106,000 | 0 | |
| バッチ募金 | 32,000 | 32,000 | 100 | 32,000 | 32,000 | 100 | 32,000 | 32,000 | 100 |
| 特種募金 | 0 | 29,838 | | 0 | 43,574 | | 0 | 27,855 | |
| 地域募金 | 200,000 | 200,000 | 100 | 200,000 | 200,000 | 100 | 250,000 | 250,000 | 100 |
| 歳末たすけあい | 50,000 | 50,000 | 100 | 50,000 | 50,000 | 100 | 100,000 | 100,000 | 100 |
| 合計 | 528,000 | 634,585 | 120.2 | 558,000 | 667,333 | 120 | 669,900 | 742,958 | 111 |
| 共同募金会 西八代支会 山梨県共同募金会 | 2,309,000 | 2,815,533 | 121.9 | 2,681,000 | 3,121,958 | 116 | 2,823,000 | 3,075,419 | 109 |
| | 80,000,000 | 106,518,043 | 113.1 | 90,000,000 | 114,995,429 | 128 | 100,000,000 | 129,637,159 | 129.6 |

次第に増加し財政的負担が増大したため、明治二十二年七月勅令第三九号をもってこの制度は廃止された。別府留置制度廃止によって、この事業は民間に頼るほかなく、時の主務大臣は府県知事に対し、民間有志の慈善行為に期待してこれを奨励する保護措置督励の訓令を發した。

本県においては、県下各宗派教導取締並びに甲府監獄吏員有志の発起により、県下篤志家の賛同を得て「山梨慈善保護会」を設立し、もっぱら釈放者の保護にあたった。

保護会は以来各地にその設立をみるに至り、明治三十三年感化法が制定され、感化院も各地に設置された。明治四十年これらの事業の推進により受刑者の再犯防止の必要性が認められ、国の奨励金交付の対象となった。

明治四十五年から大正四年にかけて大赦令が公布され、多数の恩赦釈放者がでるにおよんで、司法省はこれらの人々の保護について、各方面に呼びかけ、特に仏教各宗本山に対して各寺院の協力を求めた。この結果保護事業の関心が高まり、多数の保護団体が設立された。

大正六年八月、国立感化院令が公布され、また同七年十二月感化院規定が定められ、十一年四月少年法が矯正院法とともに公布され、東京・大阪に少年審判所を設置した。専任少年保護司を置き少年保護司の観察が行われることになったのであるが、現在の制度でいう保護観察であり、少年の保護観察制度はここに確立された。

昭和八年少年教護法が施行されて感化院は教護院と改まり、戦後児童福祉法に吸収されることになった。また、同二十四年に現行少年法が施行され、少年の年齢は一八歳から二〇歳にひき上げられ、これに伴って矯正院法に代わり少年院法が施行された。

昭和十四年九月司法保護事業法が施行されて、保護の対象者を一定することとなり司法保護委員制度が実施されるようになった。

昭和二十五年五月、保護司法と更正緊急保護法が公布同日施行され、これにより司法保護事業法が廃止、この廃止に伴い同法に規定する司法保護委員にかえて、新たに保護司をおくと規定し、併せて保護司の選考に関する

規定が施行され保護司制度の確立をみた。

(二) 保護司制度とその任務

保護司制度は隣保協助の精神にのっとり、民間の有志篤志家の善意と情熱により盛り上がったものである。

昭和十三年全国から選ばれた一万四千人の民間篤志家に司法保護委員を委嘱した。この委員の強力な活動の成果に鑑み、同十四年司法保護事業法を制定し、国の保護制度として採り入れた。

これよりさき、大正十二年少年法の施行により、少年審判所に専門の官吏である少年保護司がおかれ、民間の学識経験者に少年保護司の事務を嘱託することができるようになり、その後嘱託保護司は少年調査員と改められた。昭和二十四年一月少年法の施行に伴い少年審判所の性格が変わり、同年八月二十九日から司法保護委員会に基づき司法保護委員として少年の保護観察を実施してきた。

昭和二十五年五月二十五日保護司法の制定により保護司と名称が変わり、同二十七年従来の少年保護観察と成人保護観察とが統合され現在に至っている。

保護司は社会奉仕の精神を基調として、地域社会の浄化のため犯罪者予防更生法と定められた。職務として罪を犯した者の善導更生を助長し、また犯罪予防活動を行うことを任務としている。

保護司はその適格条件として保護司法第三条に (1) 人格行動について、社会的信望を有すること (2) 職務の遂行に必要な熱意と時間的余裕を有すること (3) 生活が安定していること (4) 健康で活動力を有することなど規定されており、その任命は保護司法により、地域の代表として選ばれた候補者を保護観察所が推せんし、法務大臣の諮問機関である保護司選考会において適否を選考し、適格者は法務大臣の委嘱を受け、非常勤ではあるが国家公務員の身分が与えられている。

昭和四十三年四月一日本省の方針に基づき、西八代保護区と南部保護区

が合併して峡南保護区となった。保護司の定数は四四名（昭和五十五年現在）昭和三十年以後の本町（含旧村）関係の保護司は次のとおりである。

| | | | | | | |
|--------|--------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|
| 昭和三十年 | 玉島 鶴禪（三沢） 赤池 久経（折門） | 佐野 弘（一色） 石部 たか（下部） | 望月 栄一（久保） 渡辺 健一（大炊平） | 日向きくの（車田） 村松 武司（下部） | 内蔵 延雄（古関） 馬場 慶憲（常葉） | 小林 元政（根子） |
| 昭和三十一年 | 玉島 鶴禪（三沢） 赤池 久経（折門） | 佐野 弘（一色） 渡辺 健一（大炊平） | 望月 栄一（久保） 村松 武司（下部） | 日向きくの（車田） 村松 武司（下部） | 内蔵 延雄（古関） | 小林 元政（根子） |
| 昭和三十三年 | 渡辺 健一（大炊平） 遠藤 好男（波高島） | 佐野 弘（一色） 佐野 弘（一色） | 玉島 鶴禪（三沢） 玉島 鶴禪（三沢） | 渡辺 勝（古関） 渡辺 勝（古関） | 青柳 顕正（車田） 青柳 顕正（車田） | 松井まつ江（常葉） 松井まつ江（常葉） |
| 昭和四十一年 | 渡辺 健一（大炊平） 青柳 嶺正（車田） | 佐野 弘（一色） 松井まつ江（常葉） | 玉島 鶴禪（三沢） 玉島 鶴禪（三沢） | 渡辺 勝（古関） 渡辺 勝（古関） | 遠藤 よし（下部） 遠藤 よし（下部） | 遠藤 好男（波高島） 遠藤 好男（波高島） |
| 昭和三十九年 | 渡辺 健一（大炊平） 渡辺 勝（古関） | 山田 花代（道） 赤池 根正（金額） | 小林 歳雄（常葉） 遠藤 よし（下部） | 玉島 鶴禪（三沢） 遠藤 よし（下部） | 望月 栄一（久保） 望月 栄一（久保） | 佐野 弘（一色） 佐野 弘（一色） |
| 昭和三十七年 | 渡辺 健一（大炊平） 佐野 弘（一色） | 山田 花代（道） | 今福 胤幸（八坂） | 小林 歳雄（常葉） | 村松満さ子（下部） | 玉島 鶴禪（三沢） |
| 昭和三十四年 | 赤池 忠則（常葉） 内藤 延雄（古関） | 小林 歳雄（常葉） 小林 元政（根子） | 渡辺 健一（大炊平） 佐野 弘（一色） | 村松満さ子（下部） 佐野 弘（一色） | 玉島 鶴禪（三沢） | 望月 栄一（久保） |
| 昭和三十一年 | 渡辺 健一（大炊平） 佐野 弘（一色） | 山田 花代（道） | 今福 胤幸（八坂） | 小林 歳雄（常葉） | 村松満さ子（下部） | 玉島 鶴禪（三沢） |
| 昭和三十一年 | 渡辺 健一（大炊平） 渡辺 勝（古関） | 山田 花代（道） 赤池 根正（金額） | 小林 歳雄（常葉） 遠藤 よし（下部） | 玉島 鶴禪（三沢） 遠藤 よし（下部） | 望月 栄一（久保） 望月 栄一（久保） | 佐野 弘（一色） 佐野 弘（一色） |
| 昭和三十一年 | 渡辺 健一（大炊平） 青柳 嶺正（車田） | 佐野 弘（一色） 松井まつ江（常葉） | 玉島 鶴禪（三沢） 玉島 鶴禪（三沢） | 渡辺 勝（古関） 渡辺 勝（古関） | 遠藤 よし（下部） 遠藤 よし（下部） | 遠藤 好男（波高島） 遠藤 好男（波高島） |
| 昭和三十一年 | 渡辺 健一（大炊平） 遠藤 好男（波高島） | 佐野 弘（一色） 佐野 弘（一色） | 玉島 鶴禪（三沢） 玉島 鶴禪（三沢） | 渡辺 勝（古関） 渡辺 勝（古関） | 青柳 顕正（車田） 青柳 顕正（車田） | 松井まつ江（常葉） 松井まつ江（常葉） |
| 昭和四十八年 | 渡辺 健一（大炊平） 遠藤 好男（波高島） | 佐野 弘（一色） 伊藤まさ子（熊沢） | 玉島 鶴禪（三沢） | 渡辺 勝（古関） | 青柳 顕正（車田） | 松井まつ江（常葉） |

| | | | | | | |
|--------|-------------------------|-----------|------------|------------|------------|-----------|
| 昭和五十年 | 渡辺 健一(大炊平) 上田 将男(三沢) | 渡辺 勝(古関) | 青柳 顕正(車田) | 松井まつ江(常葉) | 遠藤 好男(波高島) | 伊藤まさ子(熊沢) |
| 昭和五十二年 | 渡辺 健一(大炊平) | 渡辺 勝(古関) | 松井まつ江(常葉) | 遠藤 好男(波高島) | 伊藤まさ子(熊沢) | 上田 将男(三沢) |
| 昭和五十四年 | 渡辺 勝(古関) | 松井まつ江(常葉) | 遠藤 好男(波高島) | 伊藤まさ子(熊沢) | 赤池 光夫(三沢) | |

第四節 福祉事業の施設

町営住宅

昭和四十年施行の国勢調査では、町内に借家住まいの世帯が二四五世帯、間借り住まいの世帯が二五世帯となっていて、町営住宅建設に対する住民の声が次第に高まった。町としても過疎対策の一環として、その必要性を感じていたので、昭和四十五年から宅地取得に取り組んで来たが地価の値上がり甚だしいにもかかわらず適正価格で購入し、これら町民の要望に答えることとなった。

建設について初めの計画は一、四〇〇万円のうち国庫支出金五五〇万円、地方債七二〇万円、一般財源一三〇万円をもって三LDK、つまり寝る部屋が三つで、それにL(リビング)D(ダイニング)K(キッチン)が付いた標準家族(四人)で最も適当といわれるタイプ、延面積四八平方メートル十戸建の予定であったが、結局昭和四十六年度事業として、三沢柿島地内二、七―三番地ノ一に公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)に基づく町営住宅及び共同施設として、総工費一、三一〇万円をもって昭和四十七年二月二十日一種、二種各一棟竣工し四月一日入居開始をする運びとなった。翌年二月さらに同一型式の住宅一種、二種各一棟が完成して合計二十世帯分が出来た。

第一種は一世帯七部屋合わせて三七・八七平方メートル六世帯分。第二

種は一世帯六部屋合わせて三四・六〇平方メートル四世帯分。

入居資格は第一種、町内居住者または町内に勤務場所を有する者で同居親族があり現在住宅に困窮している者。月収が標準世帯(四人世帯で扶養親族三人)八七、一六六円以下の者。第二種は同一条件で月収標準世帯で六三、四九九円以下の者。家賃は第一種で月額六、五〇〇円、第二種で月額五、三〇〇円となっている。但しこれらの金額は時に変動もある。敷金はいずれも家賃の三倍の額を徴収することになっている。

住宅の修繕に要する費用は畳の表替え、ふすまの貼替え、破損ガラスの取替えなど軽微な修繕及び給水栓、点滅器、その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は入居者の負担で、他は町の負担となっている。なおこのほか電気、ガス、水道及び下水道の使用料、汚物及び塵芥の処理に要する費用、共同施設(管理事務所を除く)に要する費用も入居者の負担である。

また町営ではないが昭和五十五年四月十日入居を開始した常葉地内境畑に完成した県営住宅は簡易耐火造り二階建三DK、即ち三つの部屋(六畳三間四畳半一間)とダイニングキッチン(食堂兼台所)つき約六五平方メートル二十戸で三棟になっている。

第五節 国民年金事業

国民年金制度は、昭和三十四年四月十六日法律第四百十一号をもって公

布された。

わが国には従来から多種多様な公的年金制度があるが、これらはいずれも会社や事業所、官公署などで働いている者、いわゆるサラリーマンを対象としたものであって、農漁民、自営業者、さらに零細な企業で働く者などに對しては、今まで公的年金制度はなかった。

国民年金制度の発足によって、すべての国民にもれなく公的年金が適用されることになった。

国民年金の給付は国民の老齢、廃疾、死亡といった事故に際して、被保険者の所得を保障するために必要な年金を支給することを主としているが、保険料の拠出を前提とする拠出制年金を基幹とし経過的、補完的、無拠出制の福祉年金を併用している。

拠出制年金は次の四つのグループから成っている。
一、老齢年金及び通算老齢年金。

二、障害年金。

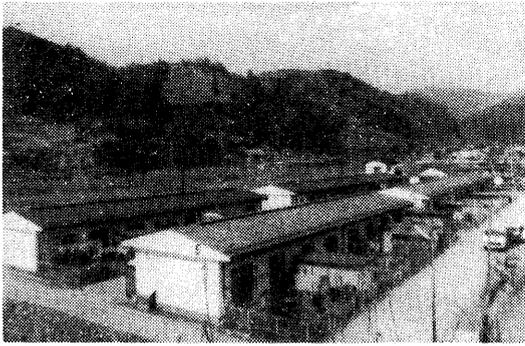
三、母子年金。準母子年金。遺児年金及び寡婦年金。

四、死亡一時金。

無拠出制の福祉年金には、老齢、障害、母子及び準母子の四つの年金がある。

○保険者

国民年金は政府が管掌することになっていいる。管掌者たる政府は拠出制年金はもちろん福祉年金、福祉施設、積立金の運用など国民年金事業の運営一切について責任を有し、この事業の改善向上と円滑な実施に



町営住宅（柿島）

努める責務がある。但し国民年金の被保険者及び受給権者は多岐にわたっているため被保険者の適用関係及び保険料関係については、その多くが町の仕事として国民生活に密着した行政を期待している。

○年金額及び保険料額の調整

国民年金は老齢、廃疾、死亡に関し金銭的に生活保障を行うことを目的としているが、国民の生活水準などに著しい変動が生ずる場合には、速やかに年金額の改定を行うこととしており、また保険料の額についても財政の均衡が将来にわたって保たれるよう、少なくとも五年ごとに見直しをすることが義務づけられている。

○年金額の自動的改定

前記の改定措置のほかに年金額（福祉年金を除く）は、総理府において作成する年度平均の全国消費者物価指数が一年度または継続する二年度以上の期間に5%をこえて変動した場合には、その実質的な価値を保つため、その変更した率を基準として政令で定めるところにより翌年度の一月から改定されることとなる。但し昭和四十九年度及び昭和五十年においては特例として四か月繰り上げて実施することとされ、昭和四十九年度は一六・一%、昭和五十年度は二一・八%の率で九月分から増額改定されたが昭和五十一年度については、九月から政策改定による年金額の引上げを行ったので物価のスライドによる年金額の改定は行われなかった。昭和五十二年度については、昭和五十一年度平均の全国消費者物価指数が前年度にくらべ九・四%上昇したので、特例として六か月繰り上げて年金額の改定を実施するとされ九・四%の率で七月分から増額改定され、昭和五十三年度についても六・七%の率で七月分から増額改定された。また、昭和五十四年度については、昭和五十三年度平均の全国消費者物価指数が前年度にくらべ5%を超えなかったが特例として三・四%の率で七月分から増額改定された。

○強制加入被保険者

日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の日本国民はすべて国民年金の被保険者となる。被用者年金制度においては被保険者となるべき期間を雇用という客観的事実によって明確に区分することができるが、国民年金は雇用関係の有無を前提としないから一般的に就労年齢とされる年齢により区分している。また、被保険者資格には年齢要件の他に国籍要件及び国内居住要件が定められているから外国人は被保険者となれないし、日本人であっても外国に住所を有する者は被保険者となれない。

○被保険者から除かれる者

前記の被保険者の資格に該当しても被保険者とならない者がある。

一、公的年金制度によって保障を受ける者。

国民年金制度はいずれの年金制度によっても保障されない国民について年金による保障を及ぼそうとするものである。この趣旨から次の者は国民年金の被保険者から除外される。

- 1、被用者年金各法の被保険者又は組合員。
 - 2、普通地方公共団体又は特別区の議会の議員。
 - 3、被用者年金各法に基づく老齢年金・退職年金又は障害年金の受給権者。
 - 4、被用者年金各法に基づく老齢年金又は退職年金の受給資格期間を満たしている者。
 - 5、被用者年金各法に基づく遺族年金の受給権者。
 - 6、未婚遺者留守家族手当の受給者。
 - 7、1から4までの配偶者。
 - 8、学生及び生徒（各種学校・定時制・夜間部・通信教育を受けている者を除く）
- 二、制度発足当時すでに五十歳を超えていた者。
老齢年金の受給資格期間である保険料拠出期間は、経過的な措置として

最低十年まで短縮されている。然し昭和三十六年四月一日において既に五十歳を超えている者（明治四十四年四月一日以前に生まれた者）については六十歳に達するまでにこの十年の要件をも満たせないで被保険者として扱っていない。

○任意加入被保険者

前記のように一部の者は強制適用から除外されるが、これらのうち次に掲げるものについては本人の希望によって国民年金に加入できる。

一、公的年金制度によって保障を受ける者の任意加入。

二、国民年金の被保険者から除外される者は知事に加入の申し出をすることによって被保険者となることができる。

○任意脱退

他の公的年金から国民年金へ移ってきた場合、外国人が帰化した場合、外国から国内に帰って住所を定めた場合などには、知事の承認を受けて被保険者の資格を喪失することができる。

これは六十歳までに老齢年金または通算老齢年金の受給資格期間を満たし得ないときがあるからである。

任意脱退をすることができるのは、被保険者でなかった者が被保険者となった場合に資格取得した日から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間が二十五年（経過的に本人の年齢に応じ十年から二十四年まで短縮されている）より短かいときであり、また、かつて他の被用者年金制度の被保険者であったことのある者が、国民年金の被保険者となった場合に、過去の他の被用者年金制度の被保険者期間を含めて通算した結果、前述の期間より短かいときである。

○資格の取得及び喪失

国民年金においては、法律で定める一定の事実が発生すると当然に被保険者の資格を取得し、または喪失する。但し任意加入被保険者については、その者の意志により資格を取得し、また希望によって資格を喪失することもできる。

一、資格取得

二十歳に達した場合はその日(誕生日の前日)外国に住所があった者については日本国内に住所を有するに至った日にそれぞれ資格を取得する。

二、資格喪失

死亡した時、日本国民でなくなった時、または日本国内に住所を有しなくなった時はその日の翌日に。六十歳に達した時は、その日に資格を喪失する。

○被保険者期間

被保険者期間は保険料の負担、受給資格要件など、被保険者の権利義務に重要な意味をもっている。

被保険期間は被保険者の資格を取得した日の属する月から、喪失した日の属する月の前月までの期間を月を単位として計算する。従って資格取得日が月の末日であってもその月は算入しないことになる。

なお、同月中に資格を取得し、かつ喪失した時はこれを一か月として計算するが、さらにその月に資格を取得したときは、後の資格取得についての期間のみをとって一か月として算入する。また、被保険者の資格を喪失した者が後になって再び被保険者となった時は、前後の被保険者期間は当然合算される。

○届出、年金手帳

国民年金制度は、長期にわたる被保険者期間に応じて保険給付がなされるものであるから、被保険者に関する記録は長期間正確に保管されなければならない。

このため被保険者は資格の取得及び喪失、氏名、住所の変更に関する事項を町村長に届出る義務があり、知事は被保険者の資格を取得した旨の報告を受けると年金手帳を作成交付する。また社会保険庁長官は、被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、保険料の納付状況などについて、国民年金原簿を備え、記録を行うこととしている。

○保険給付の要点

国民年金法による年金たる給付には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金の拠出制年金と、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金の無拠出制年金があり、いずれの給付にも共通する事項は次の通りである。また、一時金たる給付には死亡一時金がある。

○給付の請求と受給権の裁定

年金給付は、給付要件が満たされれば自動的に年金の支払いが受けられるのではなく、受給権者自身が裁定請求を提出し、権利の発生を確認して貰うことが必要である。この確認のことを「裁定」という。この裁定は老齢年金、通算老齢年金については社会保険庁長官が、その他の給付については県知事が行うこととされている。

○年金の支給期間及び支払期月

年金給付は年金を支給すべき事由の生じた日の属する月の翌月分から年金を受ける権利が消滅した日の属する月分まで支給される。また、年金支給の停止については、その事由が生じた日の属する月の翌月分から停止事由が消滅した日の属する月分までの年金を停止する。但し同一月内に停止事由と停止消滅事由がある場合は支給停止しない。なお、年金の支払いは原則として毎年三月・六月・九月及び十二月(老齢年金は十一月)の四回(通算老齢年金は毎年六月及び十二月の二回、福祉年金は毎年四月、八月及び十二月の三回)にそれぞれ前月までの三か月分(通算老齢年金は六か月分福祉年金は四か月分)をまとめて支払うことになっている。但し本来前の支払期に支払うべきであった年金、失権または支給停止となった場合におけるその期の年金は支払月まで待たずに支払われる。

○受給権の保護及び公課の禁止

保険給付を受ける権利は、譲渡したり差し押えたりすることはできない。また租税その他の公課は、保険給付として支給された金銭については課せられない。但し老齢年金(老齢福祉年金を除く)及び通算老齢年金は国税滞

納処分により差し押えることができ、また課税されることになっている。この場合老齢者年金特別控除が受けられる。

○老齢年金支給要件

老齢年金は保険料納付済期間、保険料免除期間、またはこれらを合算した期間が二十五年以上ある者に対し六十五歳になった時に支給される。この二十五年という資格期間は、昭和三十六年四月一日において三十一歳を超える者（昭和五年四月一日以前に生まれた者）については年齢に応じて二十四年から十年に短縮されている。

○通算老齢年金

わが国には八つの公的年金制度があり、それらがそれぞれの条件を設けて年金を支給しているが、いずれも加入期間が主たる条件となっているので、各制度を転々と移動する人はそれぞれの制度においては年金が受けれないことになる。そこで各制度間の加入期間を通算して一定の加入期間があれば、各制度からその制度に加入していた期間分の年金を支給するため通算老齢年金の制度が発足した。この通算方式は次に掲げる公的年金制度に加入していた期間をすべて合算する「じゅずつなぎ方式」になっている。

- 一、国民年金。
- 二、厚生年金保険。
- 三、船員保険。
- 四、国家公務員共済組合。
- 五、地方公務員共済組合。
- 六、私立学校教職員共済組合。
- 七、公共企業体職員等共済組合。
- 八、農林漁業団体職員共済組合。

○障害年金

障害年金は、被保険者が廃疾によって日常生活の用を弁ずることができなくなったり、あるいは日常生活に著しい制限が加えられる場合に支給さ

れる。その廃疾の原因は原則として被保険者期間中に発したものに限られるが、すでに老齢年金の支給資格期間を満たしている者については、被保険者の資格を喪失した後でも六十五歳に達する以前に発したものであれば支給される。

○母子年金及び準母子年金

母子年金は、一家の中心となって働く夫が死亡した場合に、その妻と子の生活の安定を図るため、妻に対して支給される。また、準母子年金は一家の中心であった夫、男子たる子、父または祖父が死亡した場合に残された祖母、姉が孫または弟妹を抱え母子世帯と同様の状態にある場合にその祖母または姉に支給される。

○遺児年金

遺児年金は父または母と死別して孤児となった場合に、その孤児に年金を支給するものであって父または母が死亡した場合に、その父または母のいずれかが死亡日の前日において納付要件を満たしており、その父または母によって扶養されていた十八歳未満の子がある時に遺児年金が支給される。

なお、納付要件では年齢制限がないので遺児年金は老齢年金受給中の者の孤児にも支給される。

○寡婦年金

寡婦年金は、夫が受けるべきものであった年金（いわゆる十年々金）の支給が開始され、これに伴い寡婦年金の支給も発生することになった。老齢年金の支給要件を取得している夫が死亡した場合に、十年以上継続して婚姻関係があつて、夫によって扶養されていた六十五歳未満の妻に支給される。但し、夫が障害年金または老齢年金を受けていた時は支給されない。

○死亡一時金

死亡一時金は、保険料を納付していた被保険者が全く年金給付を受けることなく死亡した場合に、保険料納付済期間の長短に応じて一時金を支給しようというものである。これは三年以上保険料を納付していた者が死亡

した時遺族に支給される。この場合「三年以上」は死亡年月の前月までの実績によることとなっており、死亡時点で被保険者でなくても差し支えない。

国民年金制度については、昭和三十二年四月厚生省によって社会保障基礎調査によって、高齢者の生活実態調査が行われて実態のは握がなされ、同年五月社会保障制度審議会によって国民年金特別委員会が設置され、国民年金制度に関する基本方策の具体的検討が行われ、翌三十三年六月社会保障制度審議会では国民年金制度の立て方、年金の種類、年金額、財源などが検討のうえ答申された。七月国民年金準備事務局設置、三十四年二月国会へ法案提出、四月国会通過、法律第一四一号として公布された。

国民年金保険料額の推移

| 期 間 | 者 | |
|-------------------|----------|----------|
| | 三十四歳までの者 | 三十五歳以上の者 |
| 昭和三六年四月分～昭和四一年二月分 | 一〇〇円 | 一五〇円 |
| 〃 四二年一月分～ 四三年十二月分 | 二〇〇円 | 二五〇円 |
| 〃 四四年一月分～ 四五年六月分 | 二五〇円 | 三〇〇円 |
| 〃 四五年七月分～ 四七年六月分 | 四五〇円 | |
| 〃 四七年七月分～ 四八年十二月分 | 五五〇円 | |
| 〃 四九年一月分～ 五一年三月分 | 一、一〇〇円 | |

この法律によって、全国の市町村では国民年金制度が発足したが、長期にわたって掛金をしなければならぬことが欠点となって、制度としては全員加入を建前としながら、認識不足のため事実上は掛金を滞納する者が多かった。

次にこの制度創設以来昭和五十四年度まで、本町における年度別被保険者数並びに各種年金及び死亡一時金の支給状況を左表に列記する。

第三章 国民健康保険事業

第一節 国民健康保険事業の概要

国民健康保険事業は、農山漁村の疲弊救済策の一環として構想され、農山漁村の住民および都市中小商工業者を対象とし、組織も相扶共済の精神を基調とした、郷土的団結を有する市町村の区域によることを原則とする地域保険として、昭和十三（一九三八）年七月に創設された。

すでに昭和二（一九二七）年より健康保険制度が実施されており、会社、工場など比較的大きい事業所の従業員が被保険者となり、保険運動が行われていたが、国民の大部分を占める中小企業の従業員、労働者、農民を対象とした保険制度はなかった。

国民健康保険制度誕生の大きな動機となったものは、昭和初期における著しい不況である。この時期（昭和五―十年ごろ）における経済恐慌は世界的なものであり、我が国においては当時貧困な小作農が多かったため、経済不況のなかにあつて特にひどかったのが農村恐慌である。当時の庶民階級の経済生活の不安は実に深刻なものであつて、この原因はもとよりいろいろあろうが、そのなかで傷病に起因するところの経済の負担と損失とが重要な原因であつたことは容易にうなずける。この医療費の負担は、疲弊の極にあつた農山漁村の住民はもちろんのこと、中小商工業者などにとつても苦痛がはなはだしく、まことに耐えがたい経済的重症であつた。特定の個人が一時に多額の医療費を負担しなければならぬことや、それに加えて農山漁村は医療機関に恵まれないことが原因して、診療費は都市に比べ高額であつて、これがために必要な診療をも受け得られないという状態、農山漁村における医療問題は一つの大きな社会問題となつていた。

ここに農山漁村における医療の確保、医療費の軽減をはかるための政策が必要となり、広く一般国民の健康保障という観点から、国民健康保険制度の構想が考えられることになつた。この構想のもとに調査が進められ、昭和八（一九三三）年内務省の外局（社会局保険部）で研究が始められ、昭和九年七月国民健康保険制度要綱案が世論を問う意味で非公式に発表され、構想が具体化された。同十年政府は社会保険調査会の答申をえて、国民健康保険法案を作成し、同十二年三月第七〇帝国議会に提出した。

この前年には軍事クーデター二・二六事件があり、岡田内閣が総辞職して陸軍大将林銑十郎内閣が成立した。軍閥の政治への介入が顕著になり、政局不安定のうちに法案は衆議院を修正のうえ通過、貴族院に送付されたが、委員会報告可決成立寸前に衆議院が解散されたため、ついに法案は不成立に終わってしまった。しかし、同年第七三帝国議会に再び提出され、ようやく昭和十三（一九三八）年四月一日法律公布、七月一日実施となつた。以来この制度は幾多の法律改正により改善がはかられた。当時の世相を反映して任意設立の組合方式による普及実施から、戦前、戦後を通ずる運営混乱の過程を経て、昭和二十三年市町村公営に移行し、やがて事業の強制開始、強制加入の制度に発展、昭和三十二年国民皆保険体制を確立するための「国民健康保険全国普及四か年計画」を策定、実施された。さらに昭和三十四年新国民健康保険法が施行され、関係者の努力と相まって、昭和三十六年四月一日全国普及が達成され国民皆保険が実現した。

山梨県でも年次計画により普及を促進し、全国普及に先んじて、昭和十五年十月県民希望の皆保険が実現した。

本町においては、昭和三十一年九月三十日下部、古関、久那土、共和の旧四か町村が合併して新下部町となつたが、国民健康保険は既に合併前に実施されており、各旧町村の状況は次のとおりである。

下部町（旧富里村）昭和二十四年一月十日条例議決

古関村 昭和二十三年十月一日条例議決

久那土村 昭和二十三年十一月十七日条例議決

共和村 昭和二十四年九月一日条例議決

なお、各旧町村とも町村営となる以前は、昭和十三年以降適宜単独の国民健康保険組合を作り、おのおの実施運営されていた。前述のように昭和二十三年以降市町村公営に移行し、昭和三十一年九月三十日（四か町村合併）に本町の国民健康保険として条例化された。

以下参考までに昭和二十四年度の旧富里村の国保の概要を記す。

昭和二十四年度富里村国民健康保険事業計画

- 世帯数 一、一七七世帯
- 人口 六、一五三人
- 被保険者数 五、〇七〇人
- 加入率 八二%

第二節 法律改正と事業の移り変わり

昭和十三年七月より施行となった国民健康保険事業は、変転する社会情勢に対応するため、給付および運営の改善をはかり、何回か法律の改正を重ねてきたが、その主な内容は次のとおりである。

| 改正年月日 | 改正内容 |
|-------------|---------------------------------------|
| 昭和十七年五月一日 | 組合設立の強化、組合員加入義務の強化、保険医制度の改正 |
| 昭和二十三年七月一日 | 終戦後の国保の現状より、この制度の整備刷新をはかるための市町村公営となる。 |
| 昭和二十六年四月一日 | 地方税制の改正により国民健康保険税が創設される。 |
| 昭和三十一年三月十四日 | 保険税課税限度額を三〇、〇〇〇円から五〇、〇〇〇円に引き上げた。 |
| 昭和三十四年一月一日 | 国民皆保険体制を確立するため、全文改正を行い新国民健康保険法が誕生した。 |

昭和三十八年九月一日 地域差撤廃となる。
 〃 十月一日 世帯主七割給付実施。
 昭和四十三年一月一日 低額所得者の減税、世帯員の七割給付全面実施

国民健康保険法第一条には「国民健康保険の運営を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く」とあり、その条文によって本町の国保にも運営協議会を設けてある。

委員には

- 一、被保険者を代表する委員 二名
 - 二、国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師を代表する委員 二名
 - 三、公益を代表する委員 二名
- 計六名となっている。

これらの委員が保険税改正の問題、医療給付の問題、助産費、葬祭費などの問題、その他について協議し、ときには町長の諮問に答申したりして国保の育成に当たっている。

○下部町国民健康保険条例

(昭和三十四年三月三十一日
 条例第七十七号)

第一章 下部町が行なう国民健康保険

(この町が行なう国民健康保険)

第一条 この町が行なう国民健康保険については、法令に定めがあるものほか、この条例の定めるところによる。

第二章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第二条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- 一 被保険者を代表する委員 二人
- 二 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師を代表する委員 二人
- 三 公益を代表する委員 二人

(規則の委任)

第三条 前条に定めるもののほか、協議会に關して必要な事項は規則で定める。

第三章 被保険者

(被保険者とする外国人)

第四条 次に掲げる国の国籍を有する者は、被保険者とする。

一 朝鮮

第五条 削除

第四章 保険給付

第六条 療養取扱機関について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、当該給付に要する費用の額の十分の三に相当する額を一部負担金として当該療養取扱機関に支払わなければならない。

2 看護及び移送につき療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、当該給付に要する費用の十分の三に相当する額を一部負担金としてこの町に納付しなければならない。

(助産費)

第七条 被保険者が出産したときは、当該被保険者に対し助産費として四〇、〇〇〇円を支給する。

(葬祭費)

第八条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行なう者に対し葬祭費として四、〇〇〇円を支給する。

第五章 保健施設

第九条 この町は、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる施設をする。

- 一 診療所
- 二 保健婦
- 三 衛生教育
- 四 伝染病、寄生虫病、その他の疾病の予防
- 五 健康診断
- 六 母性及び乳幼児の保護
- 七 栄養改善

第三章 国民健康保険事業

八 その他保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な施設

第十条 前条に定めるもののほか、保健施設に關し必要な事項は別にこれを定める。

第十一条 被保険者でないものに、第九条の保健施設を利用させる場合における利用料については別に定める。

第六章 国民健康保険税

第十二条 この町の世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第七章 雑則

(財産管理の方法)

第十三条 国民健康保険特別会計に属する財産は、次の各号に定めるところによつて管理するものとする。

- 一 有価証券 郵便局に保管を委託し又は第一勧業銀行甲府支店及び山梨中央銀行六郷支店に保護預けとすること。
- 二 現金、郵便貯金又は第一勧業銀行甲府支店及び山梨中央銀行市川支店、同六郷支店並びに西八代郡農業協同組合下部事業所、同久那土事業所、同古閑事業所に預金すること。
- 三 その他の財産 議会の議決した方法によること。

(準備金)

第十四条 保険給付に要した費用の前三年度の平均年額に相当するまで、毎年度の剰余金から該平均年度の百分の五以上に相当する額を準備金として積立てることができる。

2 前項の限度内の積立金は、保険給付に要する費用に不足を生じた時でない限りこれを使用しない。

(準備金の繰替使用)

第十五条 保険給付その他現金に不足を生じた時に、準備金に属する現金を繰替使用し又は一時借入金をすることができる。

2 前項の規定により繰替使用した金額及び一時借入金は、当該会計年度内にこれを返還する。

第八章 罰則

第十六条 この町は、世帯主が国民健康保険法第九条第一項、又は第三項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした場合においては、その者に對し二千元以下の過料を科する。

第十七条 この町は、世帯主であつた者が正当の理由なしに国民健康保険法第十三条の規定により文書、その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定により当該職員の本職に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、二千元以下の過料を科する。

第十七条之二 この町は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

第十八条 前三条の過料の額は、情状により町長が定める。

2 前三条の過料を徴収する場合に於て発する納額告知書に指定すべき納期限はその発付の日から起算して十日以上を經過した日とする。

附則

1 この条例は、昭和三十四年一月一日から施行する。

2 下部町国保条例（昭和三十二年四月十五日下部町条例第六十六号）は、これを廃止する。

○ 国民健康被保険者異動並びに任意給付事務取扱規則

（昭和三十一年十一月二十七日）
規則 第三号

（目的）

第一条 この規則は、下部町の中現在国民健康保険を実施している久那土、古閑共和の支所について適用するものとし、被保険者の便宜と、事務の適正化を計るをもつてその目的とする。

（異動範囲）

第二条 異動の範囲は、次の通りとする。

一 世帯内の出生、死亡、転出又は他の社会保険等に加入し資格取得喪失届出のあつたとき。

二 世帯全部が転出又は、他の社会保険等に加入し資格喪失の届出のあつたとき。

三 新たに被保険者の申請があつたとき。

（事務取扱）

第三条 届出のあつたときは被保険者証と印鑑の提示を求め、備付の被保険者台帳副本に記載し被保険者証に転記をなし、異動及び資格取得、喪失、年月日を記入、併せて町長印を保険証に捺すものとする。

2 新たに被保険者の申請がなされたときは、保険税賦課等の都合もあるので直ちに資格取得を与えることを止め主管課の指示を得て行なうものとする。

（任意給付）

第四条 任意給付の範囲は次の通りとし、給付金額については別に定めるものとする。但し、昭和三十一年三月三十一日までの間は合併前旧町村における給付金額を給付するものとする。

一 助産手当

二 哺育手当

三 葬祭手当

（支払）

第五条 支所長は、前条の定めるところにより被保険者に対し本人より印鑑を徴し給付の支払をしなければならない。

（振替払）

第六条 前条の給付金については、原則として支所において収納された保険税の中より振替払をなすものとする。

（報告）

第七条 支所長は、当該月の状況を翌月五日迄に被保険者異動調査（別紙様式第一号）並びに国民健康保険任意給付支払報告書（別紙様式第二号）と共に被保険者より徴した給付証憑証を添え主管課経由の上、町長に對し報告しなければならない。

附則

この規則は、昭和三十一年十月一日より適用する。

（様式省略）

第三節 国庫支出金と保険税

国民健康保険事業の会計は、町の一般会計から独立して、国民健康保険特別会計により運営され独立採算制を原則として、被保険者から徴収する保険税と国庫支出金（負担金及び補助金）を主な財源として保険給付などの支出をしている。

一 国庫支出金

保険会計の主な財源となっている国庫負担金の負担率の引き上げ、あるいは補助金の新設など改善をはかりながら現在に至っているが、その主なものは次のとおりである。

(一) 事務費負担金

市町村で行う国民健康保険の事務に要する経費を国が負担するもので、被保険者一人当たりの費用額を基準とし、市町村の区域又は被保険者数を勘案して、厚生省令の定めるところにより算定している。

(二) 療養給付費負担金

療養に要した費用額に応じ国が負担するもので、国民皆保険が達成された昭和三十六年度では費用額の二割、三十七年度から二割五分、三十九年度を初年度とした四か年計画をもって全員七割給付化が開始されてから、七割給付分にかかわるものは四割、昭和四十三年一月全市町村全員七割給付が実施されたので、国庫負担率は療養に要した費用の四割と改正され現在に至っている。

(三) 財政調整交付金

第三章 国民健康保険事業

昭和三十四年新国民健康保険法が施行された際新設された補助金で、市町村における国民健康保険の負担力の不均衡を調整するためのもので、普通調整交付金と特別調整交付金に分けられる。普通調整交付金は、市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の五が交付される。特別調整交付金は、さらに低所得者に対する保険税軽減交付金（全額交付）と、災害その他特別の事情によるものとに分けられている。

(四) 保健婦補助金

保健婦設置に要する費用の三分の一が交付されるが、限度額が定められている。

(五) 助産費補助金

助産費支給に要した費用額の三分の一が交付される。

昭和四十三年より十か年間の保険税、国庫支出金などは次表（表1）のとおりである。

二 保険税

課税方法

従来保険料として徴収されていたものが、昭和二十六年地方税法の改正により、目的税として保険税が賦課徴収されることになった。

保険税を各世帯に賦課する方法は、地方税法の定めによって三つに分類されるが、本町の場合は所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割による四方式を保険税条例により入れて賦課している。この四方式によって各世帯へ保険税を賦課する税率算定は、その年度の運営に必要な目標額を定めて行われる。その年度における医療費、事務費、その他支払いをすべき経費を推計し、それに見合う国庫負担金、補助金の収入をも推計し

表1 年度別歳入状況（保険税、国庫支出金、その他）

（単位千円）

| 内 訳 | 年 度 | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|
| | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | | |
| 保 険 税 | 19,795 | 21,928 | 24,789 | 30,895 | 39,086 | 43,934 | 53,834 | 74,264 | 86,714 | 92,641 | | |
| 国 庫 支 出 金 | | | | | | | | | | | | |
| 事 務 費 負 担 金 | 2,604 | 2,945 | 3,104 | 3,373 | 3,655 | 4,142 | 5,389 | 6,663 | 6,988 | 7,561 | | |
| 療 養 給 付 費 負 担 金 | 25,069 | 32,980 | 41,396 | 43,159 | 49,160 | 62,522 | 88,234 | 98,701 | 125,553 | 143,717 | | |
| 特 別 療 養 給 付 費 補 助 金 | — | 145 | — | 183 | — | 480 | 3,407 | 1,999 | 2,421 | — | | |
| 調 整 交 付 金 | 5,013 | 6,921 | 8,749 | 10,953 | 9,734 | 10,997 | 25,088 | 26,308 | 34,646 | 27,100 | | |
| 助 産 費 補 助 金 | 43 | 42 | 97 | 133 | 121 | 140 | 246 | 493 | 506 | 520 | | |
| 保 健 婦 補 助 金 | 154 | 168 | 190 | 209 | 265 | 353 | 558 | 617 | 644 | 813 | | |
| 計 | 32,883 | 43,201 | 53,536 | 58,010 | 62,935 | 78,634 | 122,822 | 134,781 | 170,758 | 199,893 | | |
| 累 支 出 金 | 0 | 18 | 221 | 281 | 461 | 524 | 741 | 854 | 845 | 919 | | |
| 繰 入 金 | — | — | — | 240 | 405 | 624 | 1,440 | 4,760 | 4,360 | 4,257 | | |
| 繰 越 金 | 2,206 | 4,453 | 5,462 | 8,864 | 9,813 | 12,856 | 9,954 | 20,474 | 15,015 | 19,125 | | |
| そ の 他 の 収 入 | 3 | 3 | 65 | 215 | 1,020 | 765 | 1,147 | 1,991 | 2,178 | 2,056 | | |
| 合 計 | 54,887 | 69,603 | 84,073 | 98,505 | 113,720 | 137,337 | 189,938 | 237,124 | 279,870 | 318,893 | | |

て、その不足分が保険税としてその年度に必要な目標額となる。したがって保険給付費（医療費の七割相当と助産、葬祭費など）が、歳出の九〇%以上を占める国保会計において、保険税を決定つけるものはその年度の医療費であるといえる。

毎年四月一日をもって賦課期日として課税され、その後の異動（転出入、社会保険加入脱退、出生、死亡など）については、月割計算をもって税額をきめている。納期は年一〇回として、五月末日より翌年二月末日までに収納し

ている。税金徴収は各部落を小単位とした納税組合を組織して徴収し、好成績をあげている。なお、参考までに下部町納税組合助成金交付規程を記す。昭和四十三年度以降、五十二年度までの保険税賦課状況は、表2のとおりである。

表2 保険税賦課状況

(単位千円)

| 内 訳 | 年 度 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 |
|--------------------|-----|---------|---------|---------|---------------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 所得割額 | % | 7,326 | 8,332 | 9,538 | 10,356 | 18,109 | 20,279 | 22,606 | 34,600 | 39,087 | 41,691 |
| ” | % | 34.41 | 35.05 | 35.05 | 32.94 | 41.85 | 42.01 | 39.22 | 41.13 | 40.55 | 41.04 |
| 資産割額 | % | 3,180 | 3,479 | 4,034 | 3,521 | 3,985 | 4,656 | 5,749 | 8,458 | 9,817 | 10,043 |
| ” | % | 14.94 | 14.64 | 14.82 | 11.20 | 9.21 | 9.64 | 9.97 | 10.05 | 10.18 | 9.89 |
| 被保険者均等割額 | % | 7,566 | 8,380 | 9,520 | 12,319 | 14,857 | 16,320 | 20,540 | 28,798 | 33,188 | 34,871 |
| ” | % | 35.54 | 35.25 | 34.98 | 39.18 | 34.33 | 33.81 | 35.63 | 34.23 | 34.43 | 34.33 |
| 世帯別平等割額 | % | 3,218 | 3,580 | 4,124 | 5,244 | 6,322 | 7,018 | 8,748 | 12,272 | 14,295 | 14,971 |
| ” | % | 15.11 | 15.06 | 15.15 | 16.68 | 14.61 | 14.54 | 15.18 | 14.59 | 14.84 | 14.71 |
| 所得割の税率 | | 1.70 | 1.75 | 1.82 | 1.98 | 2.43 | 2.43 | 2.23 | 3.25 | 3.42 | 3.78 |
| 資産割の税率 | | 60.28 | 65.50 | 70.06 | 課税標準額 0.58 | ” | ” | 45.70 | 57.02 | 66.24 | 59.26 |
| 被保険者均等割の税率(円) | | 1,000 | 1,130 | 1,340 | 1,850 | 2,340 | 2,710 | 3,550 | 5,200 | 6,250 | 7,156 |
| 世帯別平等割の税率(円) | | 1,750 | 1,950 | 2,270 | 2,930 | 3,600 | 4,010 | 5,080 | 7,240 | 8,570 | 9,388 |
| 賦課限度額 | | 50 | 50 | 50 | 80 | 80 | 80 | 120 | 120 | 150 | 170 |
| 課税総所得金額または町民税の所得割額 | | 442,633 | 484,194 | 529,611 | 523,078 | 745,223 | 834,527 | 1,013,731 | 1,064,602 | 1,142,904 | 1,102,936 |

第四節 被保険者と保険給付

一 被保険者

国民健康保険への加入については、以前は任意加入であったが、昭和二

十三年の法律改正により、強制加入の原則がとられるようになり、また国民健康保険が他の社会保険などと二重加入が認められていたことは昭和三十六年三月に廃止された。
現在は新国民健康保険法の定めにより、市町村の区域内に住所を有する者は、次に掲げる者を除き、すべて国保の被保険者とされる。

- 1 健康保険法（大正十一年法律第七〇号）の規定による被保険者としての被扶養者
 - 2 船員保険法（昭和十四年法律第七三号）の規定による被保険者としての被扶養者
 - 3 国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、公立ならびに私立学校教職員共済組合法などの規定による組合員とその被扶養者
 - 4 日雇労働者健康保険法の規定による被保険者手帳の交付を受け、その資格を取得した者とその被扶養者
 - 5 生活保護法による保護をうけている世帯に属する者
 - 6 国立のらい療養所の入所患者、その他特別の理由がある者で、厚生省令で定める者
- したがって下部町に住所を有し、他の社会保険などに加入していない町民はすべて国民健康保険に加入しなければならず、被保険者は疾病、負傷、出産、死亡などの際、保険給付を受ける権利がある反面、世帯主に保険税を負担する義務が課せられている。また、あらたに被保険者としての資格が生ずる者は出生、転入または他の社会保険の資格を失った場合などであり、反対に、死亡、転出、社会保険への加入などにより被保険者としての資格を喪失する。
- 下部町における被保険者数は、年々減少を続けており、昭和四十三年からの推移は別表3のとおりで、一〇年間に二、六三一人減少している。しかし、町全体の人口も年々減少しているので、全人口に対する加入割合に急激な変動はみられない。若干ずつ減少しているのは、町外への転出、あるいは農林業経営などの不安定から企業就職者が多くなり、企業での健康保険に加入するためと考えられるが、依然として、町人口の過半数を占めている状況である。

二 保険給付

(一) 給付の種類

国民健康保険で行う保険給付は、療養の給付、療養費、高額療養費、その他の給付の四種で、療養の給付および療養費は、法律によって保険者（市町村）に義務づけられている法定給付であり、その他の給付は、特別の理由があるときは行わないことができる任意給付である。以下その内容について説明すると次のとおりである。

ア 療養の給付

被保険者の疾病および負傷に関して、自己の選定する療養取扱機関に被保険者証を提出して、医療機関を通して行う給付で、その内容は、(1) 診療、(2) 薬剤又は治療材料の支給、(3) 処置、手術、その他の治療、(4) 病院又は診療所への収容、(5) 看護、(6) 移送となっている。ただし、このうちで(4)から(6)までについては、政令で定める場合及び保険者が必要と認める場合に行うこととされている。また給付範囲については、法律改正により、昭和三十四年から入院の際の給食、完全給食、完全看護などが、昭和三十六年から歯科補てつ（入れ歯）が給付の対象とされるようになった。

イ 療養費

次の場合には、療養の給付にかえて療養費を支給する。

- 1 療養の給付を行うことが困難であると認めるとき。
- 2 被保険者が緊急、その他やむを得ない理由により、療養取扱機関以外の病院、診療所、薬局、その他のものについて診療、薬剤の支給、もしくは手当てをうけた場合で、必要と認めるとき。

ウ 高額療養費

家庭における医療費が高額になって家計の負担が重くなるのを軽減するために、昭和四十九年一月一日から設けられた制度で、同一の患者が同じ月に同じ病院、または医院に支払った医療費の自己負担額が三九、〇〇〇円をこえた場合、そのこえた額を高額療養費として支給するものである。この自己負担の額は、当初は三〇、〇〇〇円をこえた場合とされていたが、

表3 被保険者数の推移

| 区分 | 年度 | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|--|
| | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | | |
| 年間平均世帯数 | 1,836 | 1,828 | 1,795 | 1,766 | 1,756 | 1,741 | 1,702 | 1,669 | 1,638 | 1,606 | | |
| 年間平均被保険者数 | 7,508 | 7,301 | 6,873 | 6,474 | 6,199 | 5,896 | 5,633 | 5,351 | 5,103 | 4,877 | | |
| 国保への加入割合(%) | 72 | 71 | 70 | 68 | 67 | 65 | 63 | 61 | 59 | 58 | | |

昭和五十一年八月一日から現在の額に改正されている。

エ その他の給付

被保険者の出産及び死亡に関して、条例の定めによって助産費及び葬祭費が支給される。なお、これ以外にも保険者において条例を定めて、傷病手当金、保育手当金、その他の保険給付を行うことができるが、下部町では助産費四〇、〇〇〇円、葬祭費四、〇〇〇円が現在（昭和五十二年）支給されている。

(二) 給付方法

ア 療養取扱機関

従来知事の指定制であったものが、昭和三十三年の改正により、療養の給付を取り扱う旨の申し出をし、受理された病院、診療所及び薬局のことをいう。被保険者が疾病、負傷などにより療養の給付を受ける場合は、被保険者証を提出して原則として療養取扱機関で受けるものとし、療養は都道府県知事の登録をうけた医師、薬剤師が担当する。

イ 一部負担金

被保険者が療養取扱機関において療養の給付をうける際、その療養に要した費用の三割を一部負担金としてその取扱機関に直接支払うものである。この一部負担の額は、当初は五割を最高として、あとは保険者の財政力に応じて一部負担金の割合を減ずることができるとされていたが、昭和

四十三年一月一日からは、世帯主及び世帯員ともに七割給付が行われることとなった。したがって患者が医療機関の窓口を支払う金額は、総医療費の三割でよく、残り七割が保険給付される。

ウ 診療報酬

保険者は、療養の給付に関する費用を療養取扱機関に支払うこととされており、その額は療養に要した費用額から前記の一部負担金に相当する額を差し引いた金額である。この診療報酬の額は、内容別に点数をもって定め、点数及び一点当たりの単価は法によって定められている。経済界の変動にともない一点単価も数回変更され、昭和三十三年十月以降は一点単価を一〇円にすえ置いて計算を容易とし、診療報酬の変更部分は、診療一件当たりの点数を変更して調整をしている。

医療機関より診療報酬の請求があった場合、保険者は、法令の定めによる審査をしたうえ支払うことになっている。この審査支払事務を都道府県を区域とする国民健康保険団体連合会に委託することができ、当町はじめほとんど委託している状況である。

現在、国民健康保険団体連合会は各都道府県に一つずつ設立され、本県の場合も昭和三十四年八月より業務を開始している。したがって、実際には診療報酬の請求は、医療機関ごとに毎月集計して連合会へ請求書を提出し、連合会で審査のうえ支払いをする。各保険者は、毎月連合会から送付請求される明細書にもとづき、診療報酬に相当する金額を送金している。

(三) 保険給付の推移

国民健康保険事業の中核である療養給付は年々増加を続け、昭和五十二年度に二億四千万円余となり、昭和四十三年度の四千四百万円余に対し五・四倍の伸びを示している。このような療養給付額の増大は、経済変動、給付改善、健康管理に対する認識高揚による受診率増などの推移にもなつて生ずることは当然であるが、近年悪性新生物（がん、肉しゅなど）による長期入院など、高額医療費が目だつていることも見逃せない。

(四) 保険給付と財政

保険給付のほとんどを占める療養の給付、療養費は、給付率の引き上げや医療費増にともない年々増加の一途をたどり、別表にみられるとおり、昭和五十二年度における被保険者一人当たり平均給付額は五五、二六五円（保険税一八、八六八円）の高額をしめしている。これにともない財政規模も年々大型化しており、財政運営にあつては各市町村とも近年保険税、国庫負担金などのかねあいから非常な苦心を続けている状況である。

国民健康保険事業は、特別会計による独立採算制を原則としているので、赤字を生じた場合のうめあわせはその会計内で処理しなければならず、保険税引き上げ以外にその方法がないところにこの事業の特異性がある。

このように医療費と保険給付、保険税の連鎖関係と、低所得の被保険者を多くもつ国民健康保険事業にあつては、担税能力の点から、財政中に占める保険税が近年とくに問題化されているわけである。この事業が本来の目的にそつて円滑完全に運営されるには、国庫負担率の引き上げ以外にないとして全国的な運動も進められているが、きびしい今後の情勢といわなければならぬ。

第五節 保健施設

国民健康保険という保健施設とは直営の病院、診療所などの診療施設、保健婦の設置、その他の病院、診療所などがふくまれる。

一 保健婦活動

本町の保健婦は町村合併以来、昭和四十一年までは旧町村単位に三名設置されていたが、同年三月に二名退職してから昭和五十三年三月まで一のまままで業務を行ってきた。しかし、同年四月によりやく一名増員され、現在二名で活動している。

山梨県地域保健指導体制検討会の答申によると、人口三、五〇〇人に一人の保健婦設置が望ましいとされている。したがつて、本町には三名の保健婦が必要であるが、本県の町村保健婦充足率四一％の現状からみて増員は至難である。

保健婦設置目的は、国民健康保険法施行にともない被保険者の保健指導を行い、医療費の軽減に寄与するため身分は国保特別会計に所属していたが、昭和五十三年四月より国の健康センター設置方針にともない一般会計に移管され、従来の国保業務に併せて一般の保健衛生業務を行っている。

保健婦業務は、町全体の保健衛生行政の中で計画立案され、全町民を対象として、二人の保健婦により実施されている。活動計画は国・県・町・国保などの各種統計を利用して立案され、業務の実施は医療機関、区長、組長、駐在員、愛育会、栄養改善推進委員会などの各機関の協力を得て行つている。

昭和五十三年度の活動計画は、過去の業務分析と死因統計や疾病統計などを検討して立案されているが、その重点目標を記すと次のとおりである。

- 1 母子保健対策をより充実させること。
- 2 成人病と結核対策を強化する。

表4 年度別支出状況(総務費・保険給付費・その他)

(単位千円)

| 内訳 | 年度 | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|
| | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | | |
| 総務費 | 3,332 | 3,852 | 4,031 | 4,896 | 5,803 | 6,152 | 7,861 | 5,596 | 9,487 | 9,758 | | |
| 保険給付費 | 療養の給付費 | 44,081 | 54,134 | 66,007 | 76,132 | 87,427 | 144,707 | 177,085 | 214,633 | 241,420 | | |
| | 療養の小計 | 1,616 | 1,466 | 844 | 907 | 1,049 | 1,378 | 2,183 | 3,562 | 2,222 | | |
| 保険給付費 | 諸手数料 | 45,697 | 55,600 | 66,851 | 77,039 | 88,476 | 146,085 | 179,268 | 218,195 | 243,642 | | |
| | 高額療養費 | 219 | 233 | 193 | 343 | 388 | 488 | 632 | 805 | 830 | | |
| 保険給付費 | 助産費 | 160 | 140 | 632 | 490 | 472 | 820 | 1,440 | 1,600 | 1,480 | | |
| | 葬祭諸費 | 114 | 152 | 124 | 156 | 136 | 106 | 186 | 252 | 236 | | |
| その他 | 46,190 | 56,125 | 67,800 | 78,028 | 89,472 | 112,599 | 156,511 | 193,239 | 239,869 | 269,523 | | |
| 保健施設費 | 912 | 1,120 | 1,379 | 1,941 | 2,589 | 3,207 | 4,654 | 5,608 | 6,010 | 7,273 | | |
| 公債費 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| その他の支出 | 0 | 3,043 | 2,000 | 3,826 | 3,000 | 5,425 | 438 | 14,666 | 5,378 | 856 | | |
| 合計 | 50,434 | 64,142 | 75,210 | 88,692 | 100,864 | 127,383 | 169,464 | 222,109 | 260,744 | 287,415 | | |

3 家庭訪問、衛生教育を強化し、個人及び集団に対し、疾病の早期発見、治療の必要性とさらに予防知識の普及を期すること。

以上三点を中心に業務が遂行されている。近年、疾病統計の中から、中枢神経系統の疾病(脳いっ血)、悪性新生物(がん、肉しゅ)が多いことから、成人病対策、疾病の早期発見、早期治療がさげられるようになり、保健婦の重要性があらためて再認識されてい

る。反面、保健婦の絶対数の不足から各町村とも非常に少ない人員で業務を遂行しており、事務量の増加によって、本来の業務遂行に支障をきたしかねない現状であり、悪性疾病と医療費の関連が問題化している。今日の町民健康管理について行政上の一つの課題といえよう。

昭和五十四年度事業計画は、別表のとおりである。

表5 年度別収支と保険税の1世帯、1人当たりの負担状況

(単位千円)

| 年度 | 入 | | 出 | | 参 | | 世帯数 | 被保険者数 |
|----|--------|--------------|--------------|--------------|------------------|-----------------|-------|-------|
| | 歳 | 入 | 歳 | 出 | 1世帯当たり 保険税調定額 | 1人当たり保 険税調定額 | | |
| 43 | 19,795 | 千円 32,883 | 千円 46,190 | 千円 50,434 | 円 11,044 | 円 2,701 | 1,834 | 7,508 |
| 44 | 21,928 | 43,201 | 56,124 | 64,141 | 12,200 | 3,055 | 1,817 | 7,301 |
| 45 | 24,789 | 53,536 | 67,800 | 75,209 | 13,985 | 3,652 | 1,790 | 6,659 |
| 46 | 30,895 | 58,009 | 78,027 | 88,692 | 17,823 | 4,862 | 1,757 | 6,315 |
| 47 | 39,086 | 62,934 | 89,472 | 100,863 | 22,549 | 6,388 | 1,750 | 6,032 |
| 48 | 43,933 | 78,634 | 112,599 | 127,383 | 25,413 | 7,504 | 1,718 | 5,743 |
| 49 | 53,834 | 122,822 | 156,510 | 169,464 | 31,081 | 9,391 | 1,695 | 5,504 |
| 50 | 74,264 | 134,780 | 193,239 | 222,109 | 44,912 | 14,008 | 1,664 | 5,256 |
| 51 | 86,714 | 170,758 | 239,869 | 260,744 | 53,009 | 17,015 | 1,610 | 4,934 |
| 52 | 92,641 | 199,893 | 269,525 | 287,415 | 57,987 | 19,095 | 1,606 | 4,877 |

二 健康保険医の利用状況

医療機関のうちで健康保険医として取り扱われるものは、都道府県知事に療養の給付を取り扱う旨の申し出をして受理された病院、診療所、薬局であり、また知事の登録を受けた医師、薬剤師が療養を担当することになっている。したがって県外の医療機関の中には、山梨県との契約をしていないことによって保険証の使用ができません、医療費全額本人払いのところがあ。この場合、緊急その他やむを得ない事由があるときは、療養費として保険給付ができることになっている。

下部町における国保療養取扱機関は次のとおりである。

診療所(内科) 堀内医院(常葉)

診療所(歯科) 佐野歯科医院(常葉)

小松歯科医院(三沢)

薬局 下部薬局(常葉)

なお、本町においては直営の病院や診療所がなく、昭和三十一年には古閑、四十六年三保、四十七年には根子、さらに五十四年六月から久那土に町営診療所を設置し、健康保険医による町民の健康保持に必要な医療の場を週一―三回提供している。

下部町営古閑診療所(古閑) 堀内医師担当

昭和三十一年十月 一日開設

下部町営三保診療所(久保) 市川大門町立病院担当

昭和四十六年十二月二日開設

表5 各年度世帯当たり及び被保険者1人当たりの諸費の状況

(単位 円)

| 収入(被保険者一人当たり諸費) | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|---|---|---|---|--|---|---|--|--|---|
| | 保 険 税 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 |
| | | 2,701 | 3,055 | 3,652 | 4,862 | 6,305 | 7,451 | 9,557 | 13,879 | 16,993 | 18,996 |
| 国庫支出金 | 事務費負担金 療養給付費負担金 調整交付金 助産費補助金 保健婦補助金 その他 計 | 347 3,339 668 — — — 4,380 | 403 4,517 948 — — — 5,917 | 452 6,023 1,273 — — — 7,789 | 521 6,667 1,692 — — — 8,960 | 590 7,930 1,570 20 43 — 10,152 | 703 10,573 1,736 24 60 — 13,337 | 939 15,664 2,745 44 99 3,024 21,804 | 1,245 18,445 3,114 92 115 2,177 25,188 | 1,369 24,604 4,197 99 126 3,066 33,462 | 1,550 29,468 4,384 107 167 4,138 40,987 |
| 県支出金 | 支 出 金 | — | 2 | 32 | 43 | 74 | 89 | 132 | 160 | 165 | 188 |
| 繰入金 | 繰 入 金 | — | — | 0 | 37 | 65 | 106 | 256 | 890 | 854 | 873 |
| 繰越金 | 繰 越 金 | — | — | — | — | 1,583 | 2,181 | 1,767 | 3,826 | 2,942 | 3,922 |
| 合 計 | 合 計 | 7,311 | 9,533 | 12,232 | 15,216 | 18,345 | 23,293 | 33,719 | 44,314 | 54,844 | 65,387 |
| 支出(“ ”) | 総務費 | 444 | 528 | 586 | 756 | 936 | 1,043 | 1,395 | 1,606 | 1,859 | 2,001 |
| | 療養諸費(小計) | — | — | — | — | 14,273 | 18,906 | 25,934 | 33,502 | 42,758 | 49,958 |
| | 手数料 | — | — | — | — | 63 | 78 | 87 | 118 | 158 | 170 |
| | 保険給付費計 | — | — | — | — | 14,433 | 19,098 | 27,785 | 36,113 | 47,006 | 55,265 |
| 保健施設費 | 121 | 153 | 201 | 300 | 418 | 544 | 826 | 1,048 | 1,178 | 1,491 | |
| 合計 | 合計 | 6,717 | 8,785 | 10,943 | 13,700 | 16,271 | 21,605 | 30,084 | 41,508 | 51,096 | 58,933 |
| 収 支 差 引 残 | | 593 | 748 | 1,290 | 1,516 | 2,074 | 1,688 | 3,635 | 2,806 | 3,748 | 6,454 |

| | | | | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 世帯当たり保険税調定額 | 11,044 | 12,200 | 13,985 | 17,823 | 22,549 | 25,413 | 31,081 | 44,912 | 53,009 | 57,987 |
| 1 人当たり保険税調定額 | 2,701 | 3,055 | 3,652 | 4,862 | 6,388 | 7,504 | 9,391 | 14,008 | 17,015 | 19,095 |
| 1 人当たり保険税収納額 | 2,619 | 2,974 | 3,554 | 4,710 | 6,259 | 7,328 | 9,265 | 13,764 | 16,876 | 18,868 |

下部町菅根子診療所（根子）市川大門町立病院担当

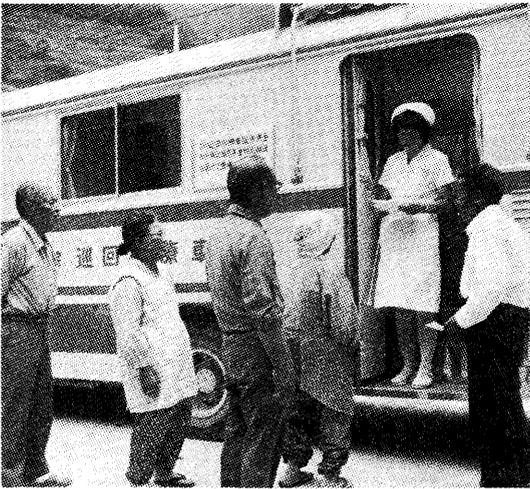
昭和四十七年十月十一日開設

下部町立久那土診療所（車田）堀内医師担当

昭和五十四年六月二十九日開設



保健婦による血圧測定



へき地巡回診療

表7 年間事業計画表

(昭和五十四年度)

| 事業別 | 月 | | | | | | | | | | | | 備考 |
|-------|---|---|------------|--------------|--------------|--------------------|----------------------------|----------------------|----------------------|--------------------|---------------|---------------|----------------------------------|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 母子保健 | 妊婦健診 1才児 | 妊婦健診 3回 母乳特乳 (小児科) 3才児 | 妊婦健診 整形 | 1才6か月 | 3才児 | 妊婦健診 母乳特乳 3回 | 妊婦健診 1才6か月 | 妊婦健診 1才6か月 | 妊婦健診 母乳特乳 2回 | 妊婦健診 母乳特乳 1回 | 妊婦健診 1才6か月 | 妊婦健診 1才6か月 | 乳児健診の徹底 母乳学級の充実 |
| 成人病 | 胃・子宮 循環系 検査 | ←久那士 血圧→ | 動脈硬化 | ←古閑 血圧→ | 胃X線 血圧→ | 動脈硬化 | 子宮ガン 下部 結核検査 (一才) | 子宮ガン 血圧検査 (一才) | 動脈硬化 結核検査 (二才) | ← 胃X線 | ← 胃X線 | ← 胃X線 | 血圧測定の結果を動 脈硬化検査に結びつ ける |
| 教育 | 家庭看護学 教室 | | | | 婚前学級 婚前学級 | | | | | 家庭看護 (古閑) | | | |
| 家庭訪問 | 乳児、幼 児、乳成 老健診 | 胃訪問 | 胃健診 胃確認 | 乳健未来 所者確認 | 動脈確認 | 胃訪問 | 胃健未来 所者確認 動脈確認 | 乳健未来 所者確認 動脈確認 | 子宮ガン 訪問 | 子宮ガン 訪問 | 動脈確認 | 乳健未来 所者確認 | 各種検査、未診療者 を治療ルートにのせ る |
| 予防接種 | | ジフテリア 生ワクチン | 日本脳炎 麻疹 | | 3種混合 | 3種混合 | 3種混合 風疹 | 生ワクチン インフルエンザ | 生ワクチン インフルエンザ | ジフテリア | | インフルエンザ | |
| 組織育成 | 保健委員の育成強化 母子衛生知識の活発化 奨励 栄養改善、ついで 健康 | 委嘱式 健康協 会 キッチン 地域普及 センター | 研究会 | 研究会 キッチン | 健康まつり | 研究会 キッチン | 研究会 キッチン | 研究会 キッチン | 研究会 キッチン | 研究会 キッチン | 研究会 キッチン | 研究会 キッチン | 反省会 |
| モデル地区 | 委嘱式 成人病 予防学 式健診 他 | モデルだ より 成人PR | 追跡調査 | 胃PR | 子宮ガン PR | 追跡調査 | 追跡調査 | 追跡調査 | 追跡調査 | S54モデル地区 | 追跡調査 | 追跡調査 | ※換診、姿勢の育成 地域の状況にそくし た活動を展開 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------------|---|-----|--|----------------------------|--|-----------|--------------------|-------------------|--|--------------------|--|
| その他 | 趣旨普及活動 その他事業 | けんこう だより 国保だよ り保健施設 計画審議 会 | 懸垂帯 | | 標準募集 健康づく り推進協 議会 | | 事業点検 り | 国保だよ り広報特集 号 | 保健施設 計画審議 会 | | 健康づく り推進協 議会 | |
|-----|-----------------|---|-----|--|----------------------------|--|-----------|--------------------|-------------------|--|--------------------|--|

表 8 国保五か年間の利用の推移

| 入 院 関 係 | 区分 | | 件 数 | 日 数 | 費 用 額 | 受診率 | 1件当 たりの 日数 | 1件当 たりの 費用 | 1人当 たりの 費用 |
|-----------------------|----|--|--------|--------|-------------|---------|------------------|------------------|------------------|
| | 年度 | | | | | | | | |
| 通 院 其 の 他 | 48 | | 875 | 14,857 | 63,659,440 | 14,841 | 16.98 | 72,754 | 10,797 |
| | 49 | | 822 | 13,646 | 87,561,090 | 14,593 | 16.60 | 106,522 | 15,544 |
| | 50 | | 838 | 14,547 | 109,251,030 | 15,661 | 17.36 | 130,371 | 20,417 |
| | 51 | | 862 | 15,343 | 139,682,020 | 16,892 | 17.80 | 162,044 | 27,373 |
| | 52 | | 879 | 15,834 | 166,000,490 | 18,023 | 18.01 | 188,852 | 34,031 |
| 歯 科 関 係 | 48 | | 20,481 | 51,706 | 82,491,399 | 347,371 | 2.52 | 4,028 | 13,991 |
| | 49 | | 20,271 | 51,918 | 102,041,186 | 359,879 | 2.56 | 5,034 | 18,115 |
| | 50 | | 19,884 | 50,931 | 123,812,110 | 371,594 | 2.56 | 6,227 | 23,138 |
| | 51 | | 20,412 | 50,200 | 139,407,000 | 400,000 | 2.46 | 6,830 | 27,319 |
| | 52 | | 20,512 | 49,081 | 149,535,960 | 420,586 | 2.39 | 7,290 | 30,661 |

昭和52年度は48年度に対して

受診率 1.21倍

1件当たりの費用 2.59倍

1人当たりの費用 3.15倍

受診率 1.21倍

1件当たりの費用 1.81倍

1人当たりの費用 2.19倍

受診率 1.45倍

1件当たりの費用 2.10倍

1人当たりの費用 2.61倍